
令和6年度脱炭素推進国際会議実施・調査事業

炭素国境調整措置における国内ねじ・ ボルト等メーカーの影響範囲等調査

2025年2月28日

株式会社 野村総合研究所

目次

図表一覧	iii
図一覧	iii
表一覧	x
1. はじめに	1
1.1. 背景	1
1.2. 目的	1
2. 情報共有の様式整備等を通じたユーザビリティ向上のための検討	2
2.1. CBAM ポータル情報の更新	2
2.2. 前駆体情報収集用共通フォーマットの作成	13
3. 算定用ガイドラインの更新	21
3.1. Installation の考え方を修正・追記	21
3.2. ヒアリング項目の追記、外注先の扱いについて修正・追記	23
3.3. 付属書 II 所在地が日本である場合の算定に用いる排出係数	24
3.4. 付属書 III 所在地が日本以外である場合の算定に用いる排出係数	25
4. 国内ねじ・ボルト等メーカーの CBAM 対応企業の実態把握	26
4.1. 調査概要	26
4.2. 調査結果	27
5. 周辺国の CBAM 対応動向調査	30
5.1. CBAM 導入検討国	31
5.2. 中小企業支援策	41
6. 国内ねじ・ボルト等メーカー向け説明会	43
6.1. 第 1 回	43
6.2. 第 2 回	45
7. ねじ・ボルト等を中心とした企業間ネットワーク等の構築	48
7.1. 第 1 回 (2024 年 11 月 26 日 10:00~12:00)	50

7.2.	第2回 (2025年1月22日 15:00-16:30)	50
7.3.	第3回 (2025年2月13日 16:00-18:00)	50
8.	<i>FAQ</i>	51
8.1.	共通フォーマット	51
9.	<i>EU CBAM Portal の FAQ</i>	64
9.1.	一般	64
9.2.	報告：一般事項 (Reporting: general issues)	85
9.3.	報告:責任と手順 (Reporting: responsibilities and procedures)	98
9.4.	報告：CBAM トランジションレジストリ (Reporting: CBAM Transitional Registry)	112
9.5.	移行期間中の CBAM 対象品の内包排出量の算定方法 (Methodology for calculating embedded emissions in CBAM goods in the transitional period)	124
9.6.	鉄及び鉄鋼製品 (Iron and steel)	152
9.7.	アルミニウム／鉄鋼製品 (Aluminium/Steel)	156
9.8.	関税 (Customs)	157
10.	<i>EU CBAM Reporter portal</i> マニュアルの翻訳	192
10.1.	CBAM 第三国オペレーターポータルにおける非 EU 企業のアクセス要求手順のユーザーガイド	192
10.2.	CBAM 第三国インストールポータルユーザーインターフェースマニュアル	226
11.	<i>国内ねじ・ボルト等メーカーの CBAM 対応企業の実態把握アンケート集計結果</i>	313
11.1.	アンケートの実施概要	313
11.2.	データクリーニング	326
11.3.	単純集計	327

図表一覧

図一覧

図 1 JRC レポートで整理されている 7318 の排出量比較 (7318 10 00 – 7318 15) .. 7	7
図 2 JRC レポートで整理されている 7318 の排出量比較 (7318 16 - 7318 23 00) .. 7	7
図 3 JRC レポートで整理されている 7326 の排出量比較 (7326 11 00 – 7326 90 60)	8
図 4 JRC レポートで整理されている 7326 の排出量比較 (7326 90 98)	8
図 5 CBAM O3CI (Operators of 3rd Countries Installations) Portal の位置	9
図 6 CBAM 制度簡素化の流れ	11
図 7 CBAM 二次法の更新予定	12
図 8 ねじ・ボルトサプライチェーンを想定した共通フォーマットの対象範囲	14
図 9 共通フォーマットの構成	15
図 10 属性データ入力	17
図 11 企業／工場全体のエネルギーデータ入力	17
図 12 企業／工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高入力 ..	18
図 13 原材料／委託加工データ入力	18
図 14 Production process を細分化して報告したい場合の考え方	19
図 15 Production process を細分化して報告したい場合のデータ入力方法	19
図 16 あるねじ製造会社における Installation の概念図② (事務局解釈)	22
図 17 世界における CBAM 制度導入検討状況	30
図 18 EU CBAM に対する台湾政府の対応	37
図 19 カナダのカーボンプライシング制度	39
図 20 カナダの貿易露出・排出集約産業 (EITE) の 2018 年-2020 年平均輸出入額	40
図 21 第 1 回説明会事後アンケート	43
図 22 第 1 回説明会満足度	44
図 23 フィードバック意見の分類	44
図 24 第 2 回説明会事後アンケート	45
図 25 第 2 回説明会満足度	46
図 26 フィードバック意見の分類	46
図 27 情報基盤への関心	47
図 28 EU CBAM の Interanl Expert Meeting で報告された 10 月 31 日報告までの 実データ報告概要	48
図 29 O3CI ロールの関係性	203
図 30 TCO 登録ワークフロー	204
図 31 EU ログイン認証方式	205

☒ 32	CBAM O3CI 本番認証 (電子メール).....	206
☒ 33	CBAM O3CI 本番認証 (パスワードおよび確認方法).....	207
☒ 34	EU アクセสプロファイルを要求する.....	207
☒ 35	EU アクセスのオンボーディング-企業 ID の詳細.....	208
☒ 36	EU アクセスのオンボーディング-ビジネスプロファイル.....	209
☒ 37	EU アクセス・オンボーディング-会社属性の詳細.....	209
☒ 38	EU オンボーディング-レビューと提出.....	212
☒ 39	EU アクセス登録-承認メール.....	213
☒ 40	従業員へのアクセス権の委任ワークフロー.....	213
☒ 41	EU Access Admin-Ext 認証 (電子メール).....	214
☒ 42	EU Access Admin-Ext 認証 (パスワードおよび確認方法).....	215
☒ 43	EU Access Admin-Ext ダッシュボード-サブドメインの表示.....	216
☒ 44	EU Access Admin-Ext-CBAM 第 3 国サブドメインの表示.....	216
☒ 45	EU Access Admin-Ext-新しいユーザーの作成.....	217
☒ 46	EU Access Admin-Ext-EU ログインユーザーの検索.....	218
☒ 47	EU Access Admin-Ext-従業員の詳細の表示、保存 (&M).....	219
☒ 48	EU Access Admin-Ext-マンドートの追加と担当者の選択.....	219
☒ 49	EU Access Admin-Ext-Search for Representative (EU ログイン詳細).....	220
☒ 50	EU Access Admin-Ext-マンドートの詳細とビジネスプロファイル.....	220
☒ 51	EU Access Admin-Ext-承認済みマンドート.....	221
☒ 52	EU Access Admin-Ext ダッシュボード-サブドメインの表示.....	222
☒ 53	EU Access Admin-Ext-CBAM 第 3 国サブドメインの表示.....	222
☒ 54	EU Access Admin-Ext - Revoke employee delegation.....	223
☒ 55	ログインページ.....	231
☒ 56	O3CI ポータルのナビゲーションマップ.....	232
☒ 57	必須フィールドの表示.....	233
☒ 58	最大文字数の表示.....	233
☒ 59	ヘッダー.....	234
☒ 60	ユーザー詳細.....	234
☒ 61	フッター.....	234
☒ 62	ツールチップ.....	234
☒ 63	フォームの検証.....	235
☒ 64	構文検証によりテキストフィールドにエラーメッセージ表示.....	235
☒ 65	セマンティック検証によりテキストフィールドにエラーメッセージ表示.....	236
☒ 66	エラーメッセージの例.....	236
☒ 67	リストのページ区切り.....	238

図 68	リストの最初の列に適用される並べ替え	238
図 69	適用されたフィルタリング	239
図 70	ワイルドカード検索で適用されるフィルタリング	239
図 71	[新規追加] ボタン	240
図 72	ドラッグ&ドロップ機能を使用した添付ファイルのアップロード領域	240
図 73	添付ファイルのアップロード	241
図 74	添付ファイルの編集可能なビュー	241
図 75	CBAM COM メニューの [通知] リストボタン	242
図 76	CBAM COM ポータルの通知一覧表示	242
図 77	通知の表示ボタン	243
図 78	CBAM COM メニューの送信リストボタン	244
図 79	CBAM COM ポータルの送信リスト	244
図 80	送信ボタンの表示	245
図 81	オペレータ遷移図	249
図 82	O3CI ホームページ-新規ユーザー	251
図 83	O3CI ホームページ-登録オペレータ	252
図 84	Operator Information ページの上部にある UI 要素	253
図 85	データの要求と変更要求の無効化を切り替えるトグルボタン	253
図 86	データ要求と変更要求の有効化を切り替えるトグルボタン	254
図 87	オペレータタブ	255
図 88	[インストール] タブ- [インストールの一覧]	255
図 89	タブ-インストールの詳細	256
図 90	「サポートドキュメント」タブ	257
図 91	新規ユーザーが登録リクエストを作成:状態情報	258
図 92	管理者ユーザが登録要求を作成:使用可能なアクション	259
図 93	単純なユーザーによる登録リクエストの作成:使用可能なアクション	259
図 94	新規ユーザーによる登録リクエストの作成:「Operator」タブ	260
図 95	新規ユーザーが登録リクエストを作成-リクエストのクローズ確認	260
図 96	新規ユーザーによる登録リクエストの作成:「Updated Operator」タブ	261
図 97	新規ユーザーが登録要求を削除:状態情報	262
図 98	新規ユーザーが登録リクエストを削除する-利用可能なアクション	262
図 99	新規ユーザーが登録リクエストを削除-削除リクエストの確認	262
図 100	新規ユーザーの更新と登録リクエストの送信:状態情報	263
図 101	新しい管理者ユーザーが登録リクエストを更新して送信する-利用可能なアクション	263
図 102	新規シンプル・ユーザーの更新と登録リクエストの送信:使用可能なアクション	

ン	263
図 103	新規ユーザーの更新と登録要求の送信:インストールのリスト 264
図 104	新規ユーザーの更新と登録リクエストの送信:インストールの詳細 265
図 105	新規ユーザーが登録リクエストを更新して送信する-インストールリ スト (更新済み) 266
図 106	新規ユーザーが登録リクエストを更新して送信する-ファイルのアップロー ドの確認..... 266
図 107	新しい管理者ユーザーが登録リクエストを更新して送信する-リクエストの 送信 267
図 108	ユーザーが登録要求を修正して再送信する-拒否理由の詳細 268
図 109	ユーザーが登録要求を修正して再送信する-状態情報 268
図 110	ユーザーが登録要求を修正して再送信する-インストールの一覧 ... 269
図 111	ユーザーが登録要求を修正して再送信する-インストールの詳細を更 新する 270
図 112	管理者ユーザが登録要求を修正して再送信する-要求の送信 271
図 113	ユーザーが承認された登録リクエストを表示 - オペレーター情報 272
図 114	ユーザーが変更リクエストを送信:状態情報 272
図 115	ユーザーが変更要求を送信:使用可能なアクション 272
図 116	ユーザーが変更要求を送信-インストールのリスト..... 273
図 117	ユーザーが変更要求を送信-インストールのリストをフィルタリング 273
図 118	ユーザーが変更リクエストを送信-インストールの詳細 (更新済み) 274
図 119	ユーザーが変更要求を送信-削除するインストールを選択..... 275
図 120	ユーザーが変更要求を送信-インストールの確認を削除..... 275
図 121	ユーザーが変更リクエストを送信-リクエストの送信確認 276
図 122	ユーザーが変更要求を送信-変更要求が送信される 276
図 123	ユーザーが変更要求を修正して再送信する-拒否理由の詳細 277
図 124	ユーザーが変更要求を修正して再送信:オペレータ情報..... 278
図 125	管理ユーザーによる変更要求の修正と再送信:「Operator」タブ..... 279
図 126	ユーザーが変更要求を修正して再送信-インストールのリスト 279
図 127	管理者ユーザーが変更要求を修正して再送信-インストールの詳細を更 新..... 280
図 128	管理者ユーザーが変更要求を修正して再送信-要求の送信 281
図 129	ユーザーがインストールのリストを検索する 281
図 130	ユーザーがインストールのリストをエクスポートする..... 282

☒ 131 親会社の詳細オプション	283
☒ 132 親会社の詳細ページ	283
☒ 133 ユーザーが親会社の詳細を追加/編集	284
☒ 134 ユーザーによる親会社の詳細の追加/編集-ISIN 番号構造の検証	284
☒ 135 ユーザーによる親会社の詳細の追加/編集-変更の送信	285
☒ 136 使用者が入手できるエミッション情報のリスト	286
☒ 137 管理者ユーザが利用できるエミッション情報のリスト	286
☒ 138 エミッション情報	287
☒ 139 エミッション認定パラメータ	289
☒ 140 原産国の炭素価格	290
☒ 141 管理者ユーザーによるエミッション情報の追加>List of Emissions	291
☒ 142 ユーザーがエミッション情報を追加-良好な生産	292
☒ 143 管理ユーザーが排出情報を追加-生産ルート	293
☒ 144 管理ユーザーがエミッション情報を追加する-エミッション認定パラメータ	293
☒ 145 管理者ユーザーが排出情報を追加-確認が正常に作成されました	294
☒ 146 管理ユーザーがエミッション情報を追加する-エミッション認定パラメータ	295
☒ 147 管理ユーザーがエミッション情報を追加-エミッションの保存確認	295
☒ 148 ユーザーがエミッション情報をエクスポート-エミッションのリスト	296
☒ 149 ユーザーによるエミッション情報のエクスポート-エクスポートの確認	296
☒ 150 管理者ユーザーによるエミッション情報の検索、表示、編集-エミッションのリ スト	297
☒ 151 ユーザーによる排出量情報の検索、表示、編集-生産された商品の編集	298
☒ 152 ユーザによるエミッション情報の検索、表示および編集-エミッション認定パ ラメータ	299
☒ 153 ユーザによるエミッション情報の検索、表示、編集-良好な確認	300
☒ 154 管理ユーザーによるエミッション情報の検索、表示、編集-エミッションの保 存確認	300
☒ 155 管理者ユーザーによる排出情報の削除:排出リスト	301
☒ 156 ユーザーが排出情報を削除-削除要求	301
☒ 157 公衆がアクセス可能な情報	302
☒ 158 ユーザーは一般にアクセス可能な情報を選択する。	302
☒ 159 一般にアクセス可能な情報をユーザーが選択-変更を保存	303
☒ 160 一般公開されている情報をユーザーが選択-確認の保存	303
☒ 161 開示情報	305

☒ 162	開示情報の追加-開示状況.....	305
☒ 163	「開示情報の追加」-「有効化」トグルボタン.....	306
☒ 164	開示情報の追加:「Select Declarants for Disclosure」ページにアクセスする。	306
☒ 165	開示情報の追加-選択したデクラーナの保存.....	307
☒ 166	開示情報の追加:EORIの追加.....	307
☒ 167	開示情報の追加-申告者への開示の発行.....	308
☒ 168	開示情報の編集-開示すインスタレーションの選択.....	308
☒ 169	開示情報の編集-新しいEORIの追加.....	309
☒ 170	開示情報の編集-保存して後で再開.....	309
☒ 171	開示情報の編集-EORI追加の確認.....	309
☒ 172	開示情報の編集-EORIの削除.....	309
☒ 173	開示情報の編集-開示削除の確認.....	310
☒ 174	開示情報の編集-開示の発行.....	310
☒ 175	開示情報の編集-提出の確認.....	310
☒ 176	開示情報の表示-インスタレーションの選択.....	311
☒ 177	開示情報の表示-インスタレーションに関する開示情報の表示.....	311
☒ 178	ねじ・ボルト等のEUにおける炭素国境調整措置(CBAM)に関する対応状 況等調査(アンケート調査)回答スクリーニング結果.....	326
☒ 179	回答者の空間分布.....	327
☒ 180	回答者の業種.....	328
☒ 181	回答者の所属工業会.....	329
☒ 182	回答者のCBAMサプライチェーンでの役割.....	331
☒ 183	CBAMの認知状況.....	332
☒ 184	欧州炭素国境調整措置(EU-CBAM)の対象製品.....	333
☒ 185	欧州炭素国境調整措置の対象統合製品カテゴリ.....	334
☒ 186	欧州炭素国境調整措置の四半期報告に用いたデータ.....	335
☒ 187	炭素賦課金の予想支払額.....	336
☒ 188	製品カーボンフットプリントや排出量等の問い合わせ.....	337
☒ 189	CBAMに関する問い合わせ受領件数.....	338
☒ 190	CBAMに関する問い合わせへの回答.....	339
☒ 191	CBAM問い合わせへの回答.....	340
☒ 192	CBAMに関して問い合わせを実施した社数.....	341
☒ 193	CBAMに関する問い合わせ依頼件数.....	342
☒ 194	CBAMに関する問い合わせ依頼の回答率.....	343
☒ 195	CBAM問い合わせへの内容.....	344

☒ 196	CBAM の取引先への問い合わせに対する回答	345
☒ 197	サプライチェーンにおけるデータ提供依頼に回答しない理由	347
☒ 198	CBAM への対応をサプライチェーンで推進するための対策	348
☒ 199	ねじ・ボルト等における EU-CBAM 用算定ガイドラインの活用度	351

表一覧

表 1	2024 年 3 月以降に更新された申告者向けの CBAM ポータル上のドキュメント	3
表 2	2024 年 3 月以降に更新された報告者向け CBAM ポータル上のドキュメント	4
表 3	JRC レポートで整理されている 7318/7326 の国別排出量原単位 (tCO ₂ eq/t) 比較	6
表 4	CBAM Reporter Portal (CBAM O3CI Portal) の概要	10
表 5	システム境界内の加工工程	21
表 6	報告が必要な項目、サプライヤーへのヒアリング項目	23
表 7	所在地が日本である場合の算定に用いる排出係数	24
表 8	付属書 III 所在地が日本以外である場合の算定に用いる排出係数	25
表 9	CBAM 対応企業アンケートの実施概要	26
表 10	CBAM 導入検討国の検討状況一覧	31
表 11	UK CBAM と EU CBAM の概要比較	32
表 12	AU CBAM と EU CBAM の概要比較	35
表 13	台湾 CBAM に関する議論の進捗概要	38
表 14	韓国の EU CBAM 対応に関する中小企業支援策	41
表 15	第 1 回 CBAM 説明会概要	43
表 16	第 2 回 CBAM 説明会概要	45
表 17	CBAM サプライチェーン意見交換会の概要	49
表 18	第 1 回 CBAM サプライチェーン意見交換会概要	50
表 19	第 2 回 CBAM サプライチェーン意見交換会概要	50
表 20	第 2 回 CBAM サプライチェーン意見交換会概要	50
表 21	共通フォーマットに関する QA 一覧	51
表 22	参考文献リスト	193
表 23	該当書類	194
表 24	略語と頭字語	194
表 25	用語と定義	194
表 26	O3CI の役割	202
表 27	会社 ID の詳細	208
表 28	企業属性の詳細	210
表 29	職員の詳細	217
表 30	定義	229
表 31	O3CI ポータルのユーザーロール	232
表 32	一般的なエラーメッセージ	237
表 33	オペレータユーザーロール:UI メニューオプションと権限	246

表 34	CBAM オペレータ:状態のリスト	247
表 35	オペレータ状態遷移.....	250
表 36	アンケート調査概要.....	313

1. はじめに

1.1. 背景

2016年に「パリ協定」が締結され、各国が2050年のカーボンニュートラルを宣言するなど、国際的に脱炭素化への目標設定や取組が進められている。例えば、EUにおいては、2021年に2030年の温室効果ガス削減目標を1990年比で少なくとも55%削減を達成するための政策パッケージ「Fit for 55」を発表している。この政策パッケージでは、EU排出量取引制度（EU-ETS）の改正や炭素国境調整措置（CBAM）の導入などが盛り込まれている。

CBAMは、EU-ETSの対象セクターへの排出量規制によるカーボンリーケージを防止するための措置として、炭素排出量の多い特定の輸入品に対して課税する制度であり、輸入品の製造に係る炭素排出量に応じた課金が2026年からEU-ETSにおける無償枠の割当て廃止に併せて2034年にかけて段階的に導入される予定であり、2023年10月からは移行期間として、輸入者に対して輸入品の炭素排出量の報告義務が発生している。本措置に関して、2022年12月のEUの発表によると、鉄鋼やセメントといった製品に加え、一部の鉄鋼製品やアルミニウム製品としてねじ・ボルト等（HSコード7318、7616）がCBAMの対象製品として位置づけられることとなっているが、ねじ・ボルト等は、自動車をはじめ、電気機器、一般機械、鉄骨・橋梁等の組立などに用いられる「締結技術」の要となる各種製品に必要不可欠な製品であり、日本国内からEU域内にも一定数量の輸出を行っている。

CBAMの導入に伴い、EU域内輸入者から国内ねじ・ボルト等メーカーに対して、炭素排出量の報告が求められることが想定されるため、各メーカーにおいても自社製品における炭素排出量の適切な算定が求められる。また、EU側において必要以上に課金されるような制度設計がなされることにより、国内ねじ・ボルト等メーカーの欧州市場における競争力の低下に直面することを防止する必要がある。

1.2. 目的

これらを踏まえ、昨年2月には「ねじ・ボルト等におけるEU-CBAM用算定ガイドライン（令和6年2月）¹」を策定し、製品当たりの炭素排出量の算定モデルケースを策定したところ、本調査では、CBAM制度情報の更新に伴う当該ガイドラインのアップデートを行うとともに、国内ねじ・ボルト等メーカーのCBAM対応企業数の把握等にかかる調査を行い、影響範囲を特定することで、国内ねじ・ボルト等メーカーの競争力維持に寄与することを目的とする。

1

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/others/guideline_cbam_screws_bolts.pdf

2. 情報共有の様式整備等を通じたユーザビリティ向上のための検討

2.1. CBAM ポータル情報の更新

2024年3月以降2025年2月25日までのCBAMポータルの情報更新内容は、主に報告用のテンプレートやデフォルト値のExcel提供、FAQの更新、OC3Iという第三国のInstallation Operator向けのデータ登録ポータルサイトについてであり、算定方法や適用除外等に関する新規の情報はない。

2025年2月26日時点で、CSRDやCSD3と呼ばれる組織単位のESG報告に関する環境規制の見直しパッケージであるOmnibus法案にCBAM制度の簡素化も含まれている。

ここでは、以下の各項目に関してCBAM制度の更新内容について整理する。

- 2024年3月以降に更新されたCBAMポータルの掲載情報
- CBAM Question and Answersの主な更新点
- CBAM O3CI (Operators of 3rd Countries Installations) Portalの概要
- CBAM制度簡素化の動き
- 二次法の更新予定

2.1.1. 2024年3月以降に更新されたCBAMポータルに掲載情報

申告者向けには四半期報告例などが公表されている。

表 1 2024年3月以降に更新された申告者向けのCBAMポータル上のドキュメント

日付	文書名
2024年10月1日	Transitional CBAM Registry user manual for Declarants ²
2024年10月1日	Most important features for the Declarant Portal for release CBAM 1.3.1.0 ³
2024年10月4日	Guidance for declarants - “Request Delayed Submission” ⁴
2024年10月1日	CBAM Quarterly Report structure XSD and “stypes.xsd” (ZIP format) ⁵
2024年10月1日	CBAM Quarterly Report sample file for representatives ⁶
2024年10月1日	CBAM Quarterly Report sample file for importers ⁷
2024年10月1日	CBAM Quarterly Report structure (XLS format) ⁸
2024年9月23日	CBAM Self Assessment Tool ⁹
2024年5月23日	Guidance document on CBAM implementation for importers of goods into the EU ¹⁰

² https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/47322ae4-27c9-49f1-bdb7-2a1fe73d647_en?filename=User%20Manual%20for%20CBAM%20Declarants-%20Release%201.3-v.1.62.pdf

³ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/28db4b61-da07-428a-9da1-9512c5aae61b_en?filename=Most%20important%20features%20for%20the%20Declarant%20Portal%20for%20release%20CBAM%201.3.1.0.pdf

⁴ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/581c6ebf-56d9-4e3d-8fab-0949457b21a3_en?filename=Requesting%20delayed%20submission%20in%20the%20CBAM%20Transitional%20Registry_Guidance%20for%20Declarants_01-October-2024.pdf

⁵ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/90f33757-731c-4383-acb8-7950dab4438d_en?filename=CBAM%20XSD%20version%2019.00.zip

⁶ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/5c8b2c5f-9e27-423a-9e72-d7f2a334949e_en?filename=CBAM%20Quarterly%20Report%20Sample%20file%20for%20representatives_ver1.3.1.0.zip

⁷ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/c42cfe85-6901-4c41-8281-962fdc116583_en?filename=CBAM%20Quarterly%20Report%20Sample%20for%20importers_ver1.3.1.0.zip

⁸ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/d948f0eb-1374-4acd-a217-a3d5a5d0aeb3_en?filename=Report%20Structure%20ver%2019.00.xlsx

⁹ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/86d7c5c8-9d83-41a9-b646-54e99d051389_en?filename=CBAM%20Self%20Assessment%20Tool%20Version%201.0.xlsx

¹⁰ <https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/bc15e68d-566d-4419-88ec->

Installation Operator 向けには以下のドキュメントが公開、更新されている。

表 2 2024 年 3 月以降に更新された報告者向け CBAM ポータル上のドキュメント

日付	文書名
2024 年 12 月 18 日	CBAM Registry access for non-EU installation operators ¹¹
2024 年 6 月 7 日	CBAM communication template for installations ¹²
2024 年 6 月 5 日	Default values transitional period (Excel format) ¹³
2024 年 12 月 17 日	CBAM - Questions and Answers ¹⁴
2024 年 5 月 29 日	CBAM and developing countries/LDCs ¹⁵

特に、日本のねじ・ボルトメーカーにも影響を与える以下の 2 点について、次ページ以降で主要な変更点や概要を説明する。

- CBAM Question and Answers の主な更新点
- CBAM O3CI (Operators of 3rd Countries Installations) Portal の概要

b8f5c6823eb2_en?filename=TAXUD-2023-01189-01-00-EN-ORI-00.pdf

¹¹ https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en#cbam-registry-access-for-non-eu-installation-operators

¹² https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/2c15cd0e-2447-4ef8-ab70-68b80b66ede8_en?filename=CBAM%20Communication%20template%20for%20installations_en_071123.xlsx

¹³ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/d71ef0c5-1d5c-45b3-be90-39c43802df87_en?filename=Default%20values%20for%20the%20transitional%20period%20of%20the%20CBAM.xlsx

¹⁴ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/013fa763-5dce-4726-a204-69fec04d5ce2_en?filename=CBAM_Questions%20and%20Answers.pdf

¹⁵ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/7abe56cc-4af0-490d-90e1-0a0825aabe37_en?filename=CBAM%20and%20developing%20countries.pdf

2.1.2. CBAM Question and Answers の主な更新点

2024年12月17日に更新されたCBAM Question and Answersの日本語訳は別添資料「R01-CBAM ポータル FAQ」を参照のこと。

特に、日本のCBAM サプライチェーンの利害関係者に関係する点は以下の3点と考えられる。

- 2026年1月1日以降に国別または地域別のデフォルト値が提供される
- 二次設備で加工が実施された後に一次設備に戻される時、一次設備で発生したとみなしてよい
- 原産国とは「最後に実質的で経済的に正当化される加工又は作業が行われた国又は地域」

特に、1点目の2026年1月1日以降に申告者が、Installation Operator から排出量実データを入手できない場合に EU が用意したデフォルト値を利用できるように準備が進められている。これは、日本のねじ・ボルトサプライチェーン上のプレーヤーにとって内包排出量に関する実データ提供負荷を軽減するかどうかについては慎重な検討が必要であると考えられる。

次頁以降に紹介しているように、2023年のJoint Research Centreの報告書¹⁶によると、CNコード7318や7326に関する日本のデフォルト値は中国や韓国よりも大きい傾向がある。デフォルト値は実績値よりも大きくなるように設定されるとみられ、現時点でEUが認識しているCNコード7318や7326に分類される製品の国別排出量が中国や韓国よりも高めであることを考えると、日本から調達しているCNコード7318や7326について、EU側の輸入者（申告者）は、中国や韓国から調達している輸入者（申告者）と比較してより多くの炭素賦課金を支払う必要に迫られる。これにより日本製のねじ・ボルトはEUにおいてコスト高になり、日本製から中国製や韓国製への転注リスクが高まる可能性があることに留意する必要がある。

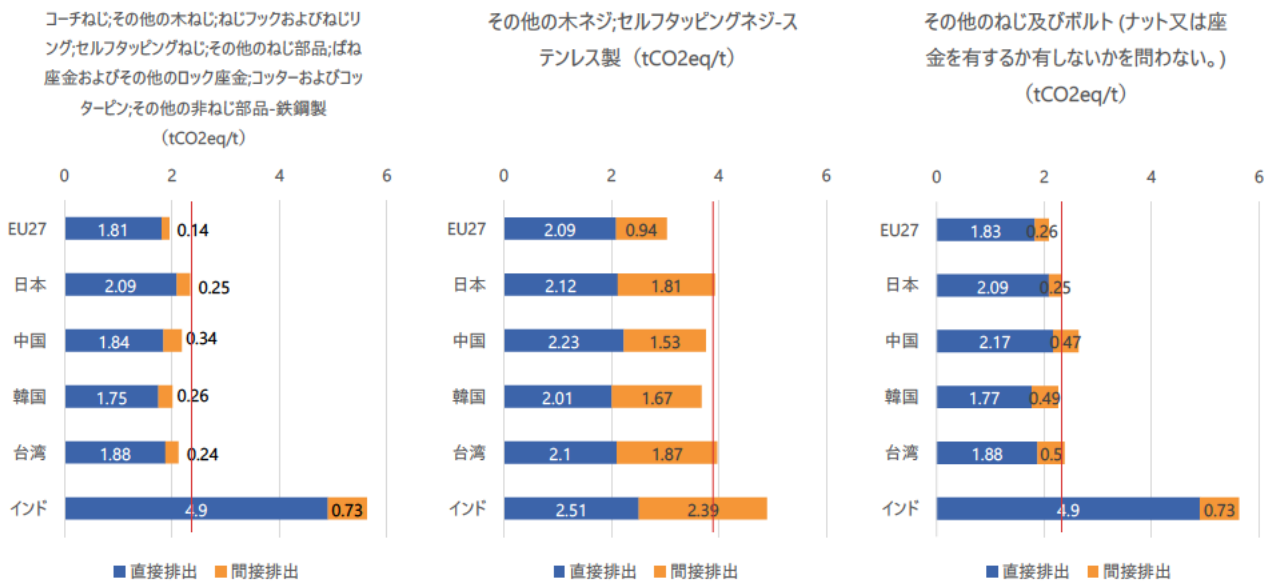
¹⁶ Vidovic, D., Marmier, A., Zore, L. and Moya, J., Greenhouse gas emission intensities of the steel, fertilisers, aluminium and cement industries in the EU and its main trading partners, Publications Office of the European Union, Luxembourg, 2023, doi:10.2760/359533, JRC134682.

<https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC134682>

表 3 JRC レポートで整理されている 7318/7326 の国別排出量原単位 (tCO2eq/t) 比較

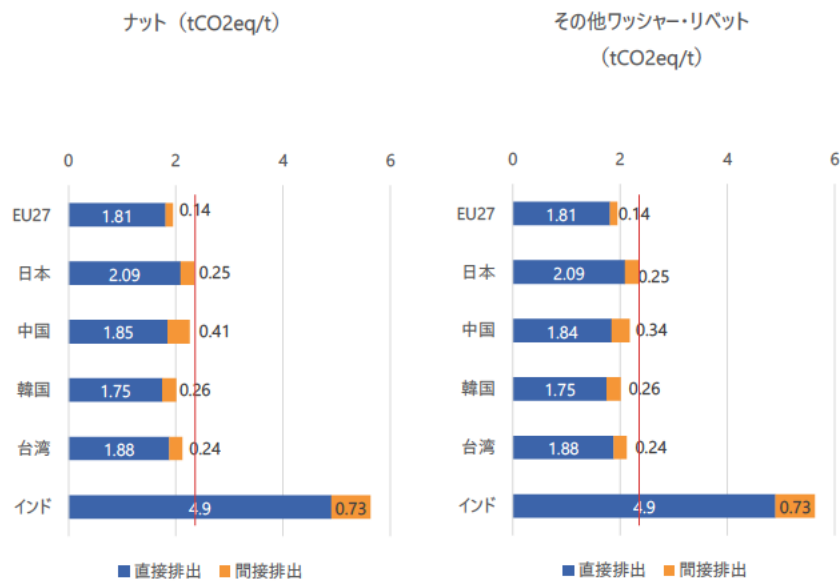
CN Code	(単位: tCO2e/t) 説明	EU27			日本			中国			韓国			台湾			インド		
		直接排出	間接排出	総排出	直接排出	間接排出	総排出	直接排出	間接排出	総排出	直接排出	間接排出	総排出	直接排出	間接排出	総排出	直接排出	間接排出	総排出
7217 10	ワイヤー	1.81	0.2	2.01	2.1	0.38	2.48	1.84	0.51	2.35	1.75	0.39	2.15	1.88	0.36	2.24	4.9	0.73	5.63
7223 00	ステンレスワイヤー	2.16	1.08	3.24	2.18	2.06	4.24	2.25	1.89	4.14	2.05	1.94	3.99	2.12	2.11	4.24	2.51	2.39	4.9
7318 11 00																			
7318 12 90																			
7318 13 00	コーチねじ;その他の木ねじ;ねじフック																		
7318 14 91	およびねじリング;セルフタッピングね																		
7318 14 99	じ;その他のねじ部品;ばね座金およびそ	1.81	0.14	1.95	2.09	0.25	2.35	1.84	0.34	2.18	1.75	0.26	2.01	1.88	0.24	2.12	4.9	0.73	5.63
7318 19 00	他のロック座金;コッターおよびコッ																		
7318 21 00	タービン;その他の非ねじ部品-鉄鋼製																		
7318 24 00																			
7318 29 00																			
7318 12 10	その他の木ネジ;セルフタッピングネジ-	2.09	0.94	3.03	2.12	1.81	3.93	2.23	1.53	3.76	2.01	1.67	3.68	2.1	1.87	3.97	2.51	2.39	4.9
7318 14 10	ステンレス製																		
7318 15	その他のねじ及びボルト(ナット又は座	1.83	0.26	2.09	2.09	0.25	2.35	2.17	0.47	2.64	1.77	0.49	2.26	1.88	0.5	2.38	4.9	0.73	5.63
7318 16	金を有するか有しないかを問わない。)																		
7318 16	ナット	1.81	0.14	1.95	2.09	0.25	2.35	1.85	0.41	2.26	1.75	0.26	2.01	1.88	0.24	2.12	4.9	0.73	5.63
7318 22 00	その他ワッシャー	1.81	0.14	1.95	2.09	0.25	2.35	1.84	0.34	2.18	1.75	0.26	2.01	1.88	0.24	2.12	4.9	0.73	5.63
7318 23 00	リベット	1.81	0.14	1.95	2.09	0.25	2.35	1.84	0.34	2.18	1.75	0.26	2.01	1.88	0.24	2.12	4.9	0.73	5.63
7326 11 00																			
7326 19																			
7326 90 92	鍛造、刻印又は焼結	2.63	0.35	2.98	2.63	0.67	3.3	2.05	0.91	2.96	2.14	0.69	2.84	2.15	0.63	2.78	4.97	1.37	6.34
7326 90 94																			
7326 90 96																			
7326 20 00	鋼線製品	1.84	0.22	2.06	2.12	0.4	2.52	1.85	0.54	2.39	1.77	0.42	2.19	1.89	0.39	2.28	4.9	0.73	5.63
7326 90 30	はしご及びステップ;パレット及び類似																		
7326 90 40	の荷役用プラットフォーム;ケーブル、																		
7326 90 50	配管等のリール;建築業界で使用される	1.81	0.14	1.95	2.09	0.25	2.35	1.84	0.34	2.18	1.75	0.26	2.01	1.88	0.24	2.12	4.9	0.73	5.63
7326 90 60	非機械式換気装置、樋、フック等																		
7326 90 98	その他の鉄鋼製品	1.88	0.17	2.05	2.14	0.32	2.47	1.86	0.43	2.29	1.79	0.33	2.12	1.9	0.31	2.21	4.91	0.92	5.82

出所) doi:10.2760/359533



出所) doi:10.2760/359533

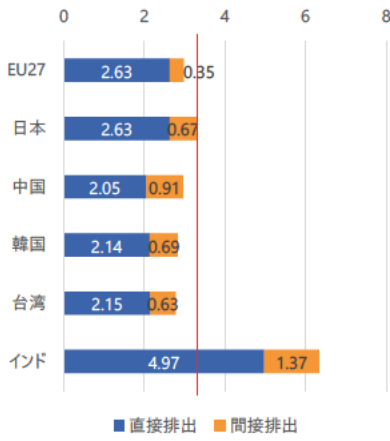
図 1 JRC レポートで整理されている 7318 の排出量比較 (7318 10 00 - 7318 15)



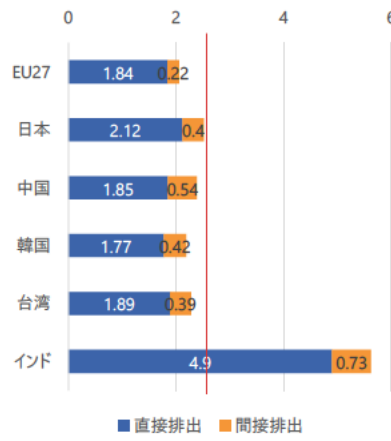
出所) doi:10.2760/359533

図 2 JRC レポートで整理されている 7318 の排出量比較 (7318 16 - 7318 23 00)

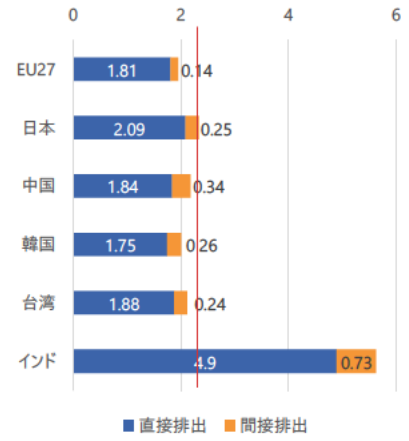
鍛造、刻印又は焼結 (tCO2eq/t)



鋼線製品 (tCO2eq/t)



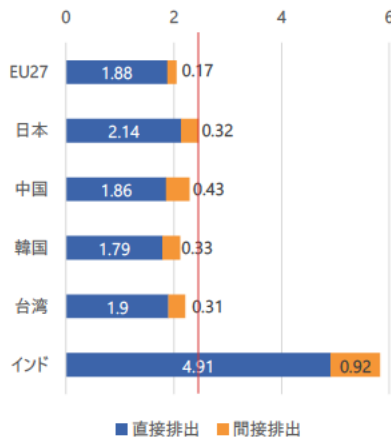
はしこ及びステップ;パレット及び類似の荷役用プラットフォーム;ケーブル、配管等のリール; 建築業界で使用される非機械式換気装置、樋、フック等 (tCO2eq/t)



出所) doi:10.2760/359533

図 3 JRC レポートで整理されている 7326 の排出量比較 (7326 11 00 - 7326 90 60)

その他の鉄鋼製品 (tCO2eq/t)



出所) doi:10.2760/359533

図 4 JRC レポートで整理されている 7326 の排出量比較 (7326 90 98)

2.1.3. CBAM O3CI (Operators of 3rd Countries Installations) Portal

2025 年 1 月から第三国のインсталレーションオペレーター（報告者、Installation Operator）向けに、CBAM O3CI (Operators of 3rd Countries Installations) Portal の運用が開始されている。

CBAM Reporter Portal (CBAM O3CI Portal) の開設目的は、EU 域外のインсталレーションオペレーターが合理的な方法でインсталレーションおよびその排出量データを O3CI ポータルに登録し、複数の EU 側の報告申告者に EORI 番号を手掛かりに EU の用意したシステム間で連携できるようにすることで、インсталレーションオペレーターがインсталレーションや排出量データについて複数回の提出の必要性がなくなることである。

このポータルは、業務上重要なデータを保護し、報告申告者が CBAM 報告書に排出データを自動的に入力して、報告義務を効率的に満たすことを可能にするとされている。

CBAM O3CI Portal は、利用を義務付けられているわけではなく、また、登録したデータを申告者以外が参照できない。このため、上流の高炉、電炉が CBAM O3CI Portal にデータを登録しても、日本国内のサプライヤーや報告者は、CBAM O3CI Portal とは別に排出量データを取得する必要がある。

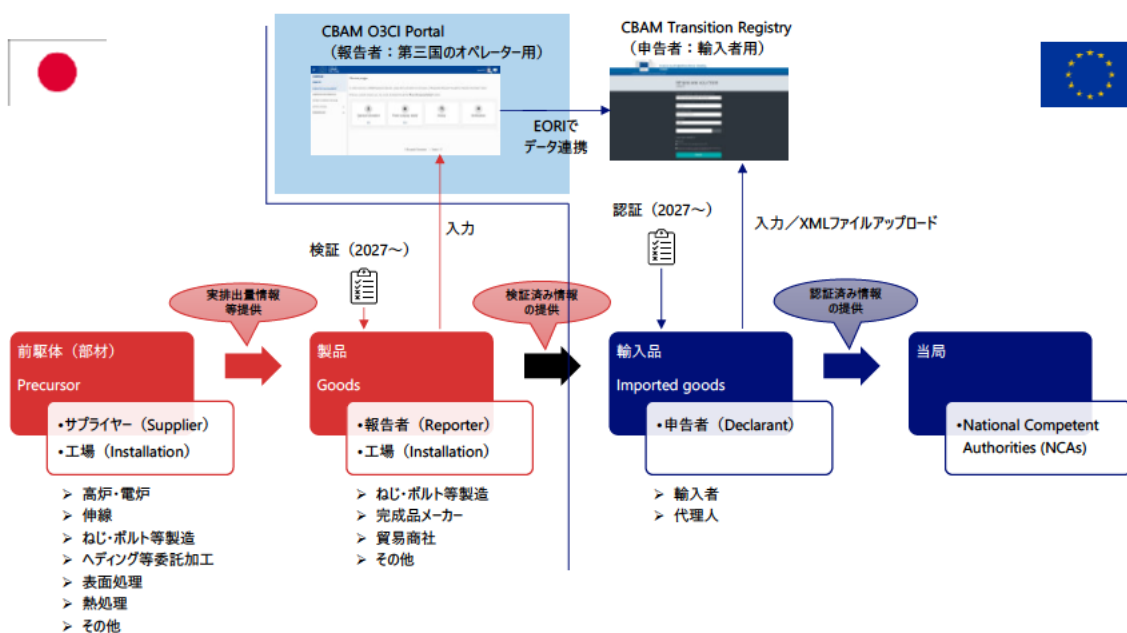


図 5 CBAM O3CI (Operators of 3rd Countries Installations) Portal の位置

表 4 は、CBAM Reporter Portal (CBAM O3CI Portal) の概要を示している。CBAM 登録データは機密のままであると規定している。ただし、事業者の氏名、住所、連絡先情報お

よび第三国における設置場所は公開される可能性がある。また、事業者は、氏名、住所、連絡先情報を公開から除外することができる。

表 4 CBAM Reporter Portal (CBAM O3CI Portal) の概要

項目	内容
登録	委員会は、第三国に所在する施設の運営者からの要請に応じて、運営者の情報を CBAM レジストリに登録する
登録に必要な情報	登録要請には、以下を含めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 運営者の氏名、住所、および連絡先情報; ● 各施設の所在地、および小数点以下 6 桁まで正確な完全な住所と地理座標 (経度と緯度); ● 施設の主要な経済活動。
情報の更新	運営者は登録情報の変更を速やかに委員会に通知するものとし、委員会はそれに応じて CBAM レジストリを更新するものとする。
登録の有効性	登録は施設の運営者に通知した日から 5 年間有効で、更新可能である。
排出量データ	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営者は施設で生産される各タイプの製品に関連する内包排出量を決定する;(これは、<u>排出量データを申告者と自発的に共有することを希望する運営者のみを対象とする</u>) ● 排出量データが検証されていることを確認する;(2026 年からのみ適用) ● 検証後四年間、内包排出量の計算に使用された検証レポートと記録のコピーを保管する。(2026 年からのみ適用)
CBAM 申告者へのデータ開示	<u>事業者は EU 申告者に排出量データを開示することができ</u> 、申告者はこの情報を使用して報告義務を果たすことができる
登録抹消	事業者は、いつでも CBAM レジストリからの登録抹消を要求することができる。 提供された情報が正確でなくなった場合、委員会は、事業者に意見を聞く機会を与えた後、事業者の登録を抹消することもできる。

2.1.4. CBAM 制度簡素化の動き

EU 環境規制が EU 企業の競争力を削いでいるとの意見に対応するため、2024 年 9 月のドラキ報告書「欧州の競争力の未来」以降、複数の欧州環境規則に見直しが入っている。

CBAM も、欧州で影響を受ける輸入者（申告者）が 20 万社と言われる中で、1 割の 2 万社で内包排出量の 90%超になることから、中小企業を含む 18 万社を適用除外する提案が EU の政党や中小企業団体（SMEUnited¹⁷）から行われている。

詳細は、2 月 26 日公表予定の Omnibus 法案を待つ必要があるが、現状、SME United からは、通関申告額の De minimums の 150EUR の引き上げではなく、以下の 2 点が提案されている。

- 類似品目の統合
- 年間もしくは四半期の輸入量に閾値

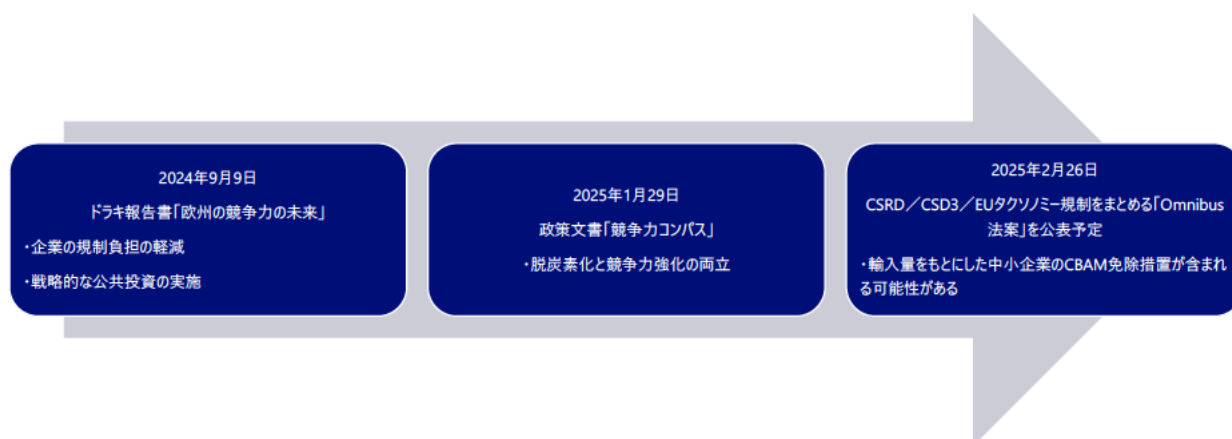


図 6 CBAM 制度簡素化の流れ

¹⁷ <https://www.smeunited.eu/admin/storage/smeunited/smeunited-position-on-omnibus-i.pdf>

2.1.5. 二次法の更新予定

CBAMに関する非公式専門家グループ第2回会合 (Informal Expert Group on the CBAM 2nd Meeting) の資料によると 2024 年~2025 年の CBAM 二次法の検討予定は図 7 のとおりである。

サプライヤーや報告者に主に関わるのは、Q4/2024 の申告者の承認条件と、Q3/2025 の排出量の計算と CBAM 宣言および検証者の認定と検証の原則等となっている。なお、2025 年 2 月時点で二次法案の詳細は不明である。



出所) <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/core/api/front/document/110679/download>

図 7 CBAM 二次法の更新予定

2.2. 前駆体情報収集用共通フォーマットの作成

EU から公表されている **Communication template** は、ねじ・ボルトのサプライチェーンの伸線メーカーや、ねじ・ボルトの完成品メーカーから外部委託をうけている金属加工、表面処理、熱処理等の会社にとって、データ入力に難しいとの声が上がっている。このため、ねじ・ボルトの完成品メーカーや、その取引先である最終製品の完成品メーカーもしくは最終製品の完成品メーカーの **Tier1** や **Tier2** に相当する企業は、各社独自のデータ収集フォーマットを作成し、サプライチェーンの上流側にデータ提供を依頼している。この結果、2024 年 10 月時点で、ねじ・ボルトの完成品メーカーは多種多様なデータ収集フォーマットに、同じような情報を入力しなければいけない状況となっていた。

7. ねじ・ボルト等を中心とした企業間ネットワーク等の構築の第 1 回意見交換会において 10 月 31 日の実データ報告に関する課題を確認した。このうち、以下の課題について「共通フォーマット」を定めることで解決が期待できるため、これらの課題を解消するように共通フォーマットを定めることとした。

- CBAM だけでなく CO2 排出量に活用できる一部を抽出したり、2025 年以降に増加するであろう対象分野にも適用できるようにしてほしい
- CBAM の対象製品や CN コードの記載など細かい部分も入力可能となれば、さらに望ましい
- エクセルファイルが複数に分かれていると、膨大なデータを集約ファイルにまとめるのに非常に工数がかかる。データの集約も考慮した設計にしてほしい。
- 原材料によっては、海外から仕入れているものもあり、排出係数など何を使ったらよいかよくわからない場合がある。国内限定のフォーマットでは役不足であり、海外の排出係数等にも対応してほしい。
- ねじ・ボルト以外にももちろん多くの CBAM 対象部品があるため、ねじ・ボルト以外にも適用できるフォーマットにしてほしい。
- CO2 の報告は問題ないが、実データは原価の一部を開示するようなものなので、開示に抵抗がある。報告は、CBAM のインプットで必須のものに限定してほしい。
- 材料の違う複数製品を同一工場生産する場合に CO2 排出量の重量按分が困難である。
- 外注先が多数ある場合に、調査してそれを自社製品の排出量を集計し、重量按分するのが困難である。

以上を踏まえて、共通フォーマットの開発方針を以下とした。

- CBAM の排出量報告は統合製品カテゴリ (Aggregated Goods Category) 別でよく、製品単位、CN コード別単位で算定する必要はない。
- CBAM の排出量算定は1年に一度でよく、歴年、年度は問わず、各社で1年間の期間を定めればよい。
- 排出量報告は、統合製品カテゴリ別の特定直接内包排出量 (SEE (direct)) 特定間接内包排出量 (SEE (indirect))、内包電力消費量、電力排出係数でよい。
- CBAM 排出量報告は、カーボンフットプリントの報告ではない。各統合製品カテゴリおよび前駆体について排出量を合計する必要があるが、前駆体ではないものについて排出量に含める必要はない。具体的には、メッキの生産で発生した排出量を報告する必要はないが、メッキのプロセスの排出量は報告する必要がある。
- ねじ・ボルト他鉄鋼・アルミ二次製品の場合は、熱処理・表面処理も生産工程の一部であるため、排出量を考慮する必要がある。
- 成分やリサイクル品含有量などの追加変数 (Additional parameter) は、高炉・電炉からの情報公開が当面行われないため、本共通フォーマットでは対象外とする。
- 高炉・電炉メーカーは利用者として対象外とし、高炉・電炉メーカーに必要なマスタバランスチェック等は対象外とする。
- 図 8 の鉄鋼・アルミニウム製品の1次加工から伸線、ねじ・ボルト製造、完成品メーカーおよび、ねじ・ボルト製品の流通を行う商社を対象にし、高炉・電炉メーカーは対象外とするものの高炉・電炉の排出量情報は鉄鋼・アルミニウム一次商社が高炉・電炉等から入手したうえで伸線以降の川下側に情報伝達を行い、完成品メーカー等から欧州側の申告者 (輸入者) にはコミュニケーションテンプレートでの情報連携を想定する。

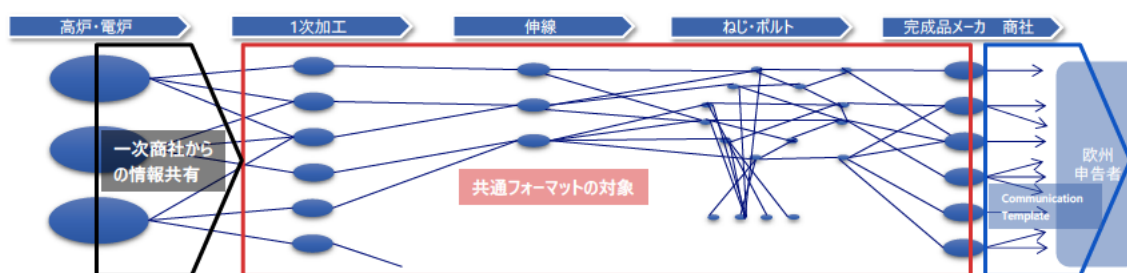


図 8 ねじ・ボルトサプライチェーンを想定した共通フォーマットの対象範囲

以上を踏まえて作成した共通フォーマットの概要を説明したものが図 9 から図 13 である。

図 9 に示しているように、共通フォーマットは大きく 4 つのブロック（A.属性データ入力、B.企業／工場全体のエネルギーデータ入力、C. 企業／工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高入力、D. 原材料／委託加工データ入力）に分かれている。それぞれ、回答社の属性情報、自社のエネルギーデータの入力（排出係数を乗じて排出量を計算する）、自社の総生産量・統合製品カテゴリ別生産量（施設別統合製品カテゴリ別のエネルギー消費量を割り戻すための比率を計算する）、線材や委託加工での排出量を登録するために使用する。

共通フォーマットの構成

WasteBox

共通フォーマットの構成

A. 属性データ入力 → 企業名、所在地等の基本情報を入力
 B. 企業／工場全体のエネルギーデータ入力 → 工場の燃料・電力使用量を入力
 C. 企業／工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高入力 → 製品カテゴリ別の生産を重量ベースで入力
 D. 原材料／委託加工データ入力 → 原材料の排出量情報および委託加工先の排出量情報を入力

各企業のサプライチェーンでの位置毎の入力対応

サプライチェーンでの位置	A. 属性データ入力	B. 企業／工場全体のエネルギーデータ入力	C. 企業／工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高入力	D. 原材料／委託加工データ入力
高炉・電炉等一次製品製造	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可
伸線・厚板加工他	○	○	○	○
二次製品製造	○	○	○	○
委託加工（表面処理・熱処理等）	○	○	○	×
商社	○	△	○	○

○：入力対象
 △：加工設備等を有する商社は対象
 ×：入力対象外

02
 Copyright © 2025 Wastebox, Inc. All rights reserved.

図 9 共通フォーマットの構成

共通フォーマットの特徴は以下の各点になる。

- 共通フォーマットの位置づけ
 - ◇ 上流企業等サプライヤーから前駆体情報や委託加工のエネルギー消費量等を収集するツール。
 - ◇ 申告者向けには、EU のコミュニケーションテンプレートに算定結果を転記してもらう想定。
- 同じ施設・同じ統合製品カテゴリであれば内包排出量原単位は同じ
 - ◇ CBAM では施設別の平均排出量原単位を報告する必要があるため、製品別の

排出量原単位ではなく、当該施設の平均排出量原単位を問い合わせる。

- ◇ CBAM の計算ルール上、ステンレスねじと鉄ねじは、統合製品カテゴリが「鉄と鉄鋼製品」で同じため、同じ排出量原単位で問題ない。
 - ◇ 個別製品について問い合わせを受けた場合は、算定側で施設別平均排出量原単位を算定のうえ、異なる製品に対して同じ値を回答して構わない。
- エネルギーデータは生産活動に直接用いて消費しているものだけ計上する
 - ◇ 潤滑油等生産に利用しているものの燃焼していないもの（産業廃棄物として廃棄されるもの）は燃料消費量として計上する必要はない。
 - ◇ 潤滑油等の廃油を生産用の熱源等に用いている場合は「廃油」として消費量を計上する。
 - ◇ 再生可能エネルギーや CO2 フリー電力について、自家発電や技術的に電源と生産拠点が直結している場合は個別の排出係数を用いられるが、市場ベースの証書取引等による場合は CBAM では排出係数の軽減は認められず、グリッド平均で計算する
 - 取引先が商社の場合は原材料等を製造しているメーカーまで問い合わせてもらおう
 - ◇ 商社は、B のエネルギーデータ入力を 0 値としたうえで、上流に確認した排出量等情報を D. に記入する。
 - 委託加工先が外注している場合は、その外注先にも問い合わせる。
 - ◇ 委託加工先の外注先にもエネルギー消費量を問い合わせる。
 - ◇ 委託加工先が自社で線材などの原材料を調達している場合は D. も記入してもらおう。表面処理・熱処理のように貴社から半製品を供給し、処理後に戻してもらう場合は、D の記載は不要である。この際の生産重量は、処理後の重量を利用する。
 - 取引先が重量情報を持っていない。
 - ◇ 重量は難しいとの意見はいただいておりますが、制度上求められていること、今後のカーボンフットプリントの算定でも必要になることから、今回は重量ベースとしている。

以下、図 10 から図 13 は共通フォーマットのそれぞれのセクションの操作方法について説明している。

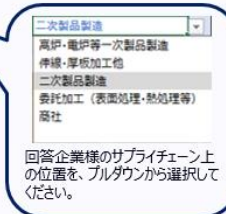
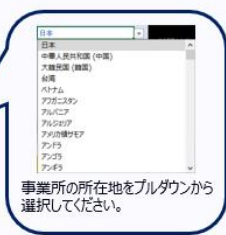
A. 属性データ入力



回答企業様および回答データについての基本情報を入力してください。

A. 属性データ入力

項目	入力欄	入力値
国名	回答者の事業所所在地国を回答ください。	選択
企業名	貴社名を回答ください。	入力
事業所	事業所名も回答ください。	入力
担当者	担当者氏名も回答ください。	入力
メール	担当者のメールアドレスも回答ください。	入力
電話	担当者の日本連絡のつく電話番号も回答ください。	入力
データ収集開始日	以下、回答されているデータの収集開始日を回答ください。	入力
データ収集終了日	以下、回答されているデータの収集終了日を回答ください。	入力
サブライエーションでの位置	回答者のサプライチェーンでの位置を回答ください。	選択



03

Copyright © 2025 WasteBox, Inc. All rights reserved.

図 10 属性データ入力

B. 企業／工場全体のエネルギーデータ入力



当該期間における、エネルギー使用量を入力してください。

データの収集には、供給元からの納品書や請求書などを参照すると良いでしょう。

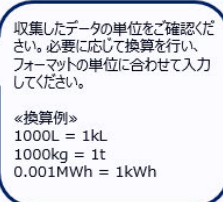
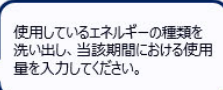
下図では例として、A重油0.5kL、LPG0.5t、都市ガス1千m³、一般送電網からの受電（買電）5000kWhを使用したケースを紹介しています。

B. 企業／工場全体のエネルギーデータ入力

燃料	入力欄	単位
ガソリン	入力	kL
灯油	入力	kL
軽油	入力	kL
A重油	入力	0.5 kL
C重油	入力	kL
LPG	入力	0.5 t
LNG	入力	t
産業天然ガス	入力	千m ³
都市ガス	入力	1 千m ³
廃油	入力	kL

電力	入力欄	単位
一般送電網から受電	5000	kWh
自家線で発電（オンサイトPPA含む）		kWh
自家線で発電・オンサイトPPA等の排出係数		t-CO ₂ eq/kWh

注：蒸気・コジェネ・自家発電は燃料消費量として計上してください。

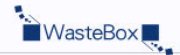


04

Copyright © 2025 WasteBox, Inc. All rights reserved.

図 11 企業／工場全体のエネルギーデータ入力

C. 企業／工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高入力



当該期間における、工場全体の生産重量とCBAM対象製品の生産重量を調査し、該当箇所に入力してください。
 下図では例として、鉄製ネジを5000kg、アルミ製ネジを1000kg、真鍮・樹脂製ネジを2000kg生産したケースを紹介しています。

C. 企業／工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高入力

統合製品カテゴリ Type of aggregated good	企業／工場 生産量 Production amount	単位 Unit
企業／工場 (Installation) の総生産量 (非CBAM製品を含む全体)	8000	kg
以下、CBAM対象製品については生産量も記入ください。 鉄及び鉄鋼製品 (Iron or steel products)	5000	kg
粗鋼 (Crude steel)	0	kg
直接還元鉄 (Direct Reduced Iron : DRI)	0	kg
フェロクロム (Ferro Chrome : FeCr)	0	kg
フェロマンガン (Ferromanganese : FeMn)	0	kg
フェロニッケル (Ferro-nickel : FeNi)	0	kg
生鉄 (Pig iron)	0	kg
焼結鉄 (Sintered ore)	0	kg
未加工アルミニウム (Unwrought aluminium)	0	kg
アルミニウム製品 (Aluminium products)	1000	kg

工場全体で算出する場合は、工場全体の生産数量も、eu向け等特定の生産量がわかっている場合はその対象数量も入れる、に合わせて0の初期値の調子品も計上する。

CBAM対象製品と対象外製品の両方を合算した、工場全体の生産重量を入力してください。
 鉄製ネジ 5000kg
 アルミ製ネジ 1000kg
 真鍮・樹脂製ネジ 2000kg
8000kg

収集したデータの単位をご確認ください。必要に応じて換算を行い、フォーマットの単位(kg)に合わせて入力してください。

CBAM対象製品の生産重量を製品種別ごとに入力してください。

Copyright © 2025 Wastebox, Inc. All rights reserved.

図 12 企業／工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高入力

D. 原材料／委託加工データ入力



サプライヤーから受領した“提出用”シートの統合製品カテゴリの列～企業の列までを全てコピーして、当該箇所貼り付けてください。
 受領したデータが本フォーマットの“提出用”シートでない場合には、データ項目を確認し、当該箇所転記してください。
 次に、取引量の列に当該期間における各原材料の取引重量(kg)を入力してください。

最後に、紐づけ先統合製品カテゴリの列に、入力した各原材料データがどのProduction Process (Aggregated goods category) に紐づくかを確認し、プルダウンから選択してください。例えば、“鉄及び鉄鋼製品”を生産するために使用した原材料であれば“鉄及び鉄鋼製品”をプルダウンから選択ください。

製品 統合製品カテゴリ No Type of aggregated good	GHG Emission					属性 企業
	直接排出量 SEE (direct) (tCO2eqt)	間接排出量 SEE (indirect) (tCO2eqt)	総排出量 SEE (total) (tCO2eqt)	電力消費量 Embedded electricity (kWh/t)	電力排出係数 SEE(indirect) emission factor (t-CO2eq/kWh)	
1 鉄及び鉄鋼製品 (Iron or steel products)	1.600	0.400	2.000	2000.000	0.000	株式会社A

“提出用”シートの赤枠箇所をコピーしてください。

赤枠箇所に、“提出用”シートからコピーしたデータを貼り付けてください。

当該期間における各原材料の取引重量(kg)を入力してください。

原材料データの紐づけ先を確認し、プルダウンから選択してください。

No	製品カテゴリ Type of aggregated good of procured goods	取引先からの入力 (サプライヤーから入手した数値をコピーペースト)					取引先 Supplier	取引数量 Quantity	紐づけ先 Linked aggregated goods category
		直接排出量 SEE (direct) (tCO2eqt)	間接排出量 SEE (indirect) (tCO2eqt)	総排出量 SEE (total) (tCO2eqt)	電力消費量 Embedded electricity (kWh/t)	電力排出係数 SEE(indirect) emission factor (tCO2eq/kWh)			
1	鉄及び鉄鋼製品 (Iron or steel products)	1.6	0.4	2.0	2000	0.000	1000	鉄及び鉄鋼製品 (Iron or steel products)	
2	鉄及び鉄鋼製品 (Iron or steel products)	1.5	0.3	1.8	1800	0.000	1500	鉄及び鉄鋼製品 (Iron or steel products)	
3	鉄及び鉄鋼製品 (Iron or steel products)	1.3	0.3	1.6	1600	0.000	1300	鉄及び鉄鋼製品 (Iron or steel products)	

Copyright © 2025 Wastebox, Inc. All rights reserved.

図 13 原材料／委託加工データ入力

共通フォーマットは、施設を対象にしているが、エネルギー消費量や総生産量を調整することで施設内の生産プロセス（Production Process）にも適用可能である。この方法について説明したものが図 14 と図 15 である。

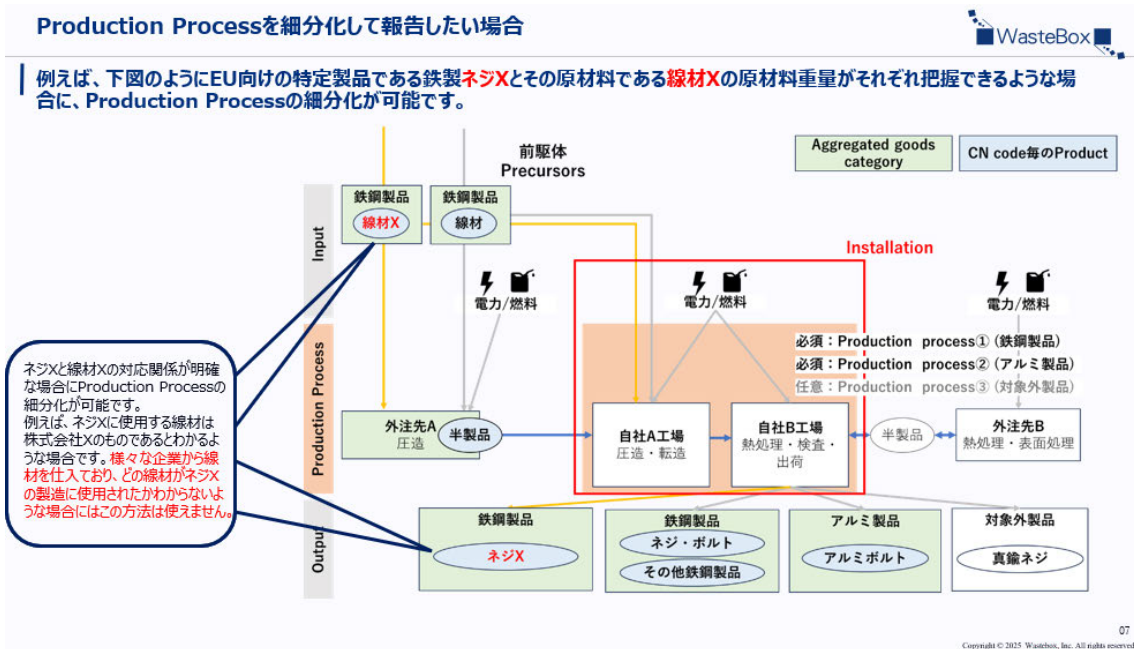


図 14 Production process を細分化して報告したい場合の考え方

Production Processを細分化して報告したい場合

EU向けの特定製品の生産重量が把握できており、かつ特定製品の原材料重量が把握できるような場合には、“C.企業/工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高入力”と“D.原材料/委託加工データ入力”に入力してください。

下図では鉄製ネジ5000kg、アルミ製ネジ1000kg、真鍮・樹脂製ネジ2000kgを生産しており、そのなかでEU向けの特定の鉄製ネジXを500kg生産し、鉄製ネジXの原材料である線材Xの使用重量も把握できているケースについて紹介しています。

統合製品カテゴリ Type of aggregated good	企業/工場 単位生産量 Unit Production in amount	企業/工場 (Installation) の総生産量 (RCSAM製品を含む) を記入してください。
鉄鋼製品 (Iron or steel products)	500kg	鉄製ネジXの当該期間における生産重量を入力してください。鉄製ネジX以外の生産重量の入力は不要になります。
粗鋼 (Crude steel)	0kg	
直接還元鉄 (Direct Reduced Iron : DRI)	0kg	
フェロクロム (Ferro Chrome : FeCr)	0kg	
フェロマンガン (Fermanganese : FeMn)	0kg	
フェロニッケル (Ferronickel : FeNi)	0kg	
鉄屑 (Pig iron)	0kg	
溶結炭 (Sintered ore)	0kg	
鋳造アルミニウム (Ultrawrought aluminium)	0kg	
アルミニウム製品 (Aluminium products)	0kg	

原材料/委託加工データ入力	統合製品カテゴリ Type of aggregated good of processed goods	企業/工場 単位生産量 Unit Production in amount	企業/工場 (Installation) の総生産量 (RCSAM製品を含む) を記入してください。
鉄鋼製品 (Iron or steel products)	500kg	線材Xの重量を入力してください。線材X以外の原材料情報は入力不要になります。	

鉄製ネジXの当該期間における生産重量を入力してください。鉄製ネジX以外の生産重量の入力は不要になります。

線材Xの情報を入力してください。線材Xの情報を入力することで、鉄製ネジXに關係しない原材料情報は入力不要になります。

図 15 Production process を細分化して報告したい場合のデータ入力方法

共通フォーマットは、1月中旬以降に関係者に配布し、2025年2月19日の第2回説明会までの間に利用いただいたご意見等を第2回説明会のフィードバックアンケートで回答してもらっている。以下のご意見を踏まえて1月に配布した共通フォーマットを修正のうえ、最終成果部として2025年3月に配布することとした。

- コミュニケーションテンプレートが中小サプライヤにも理解しやすく、日本語での提供がありがたい。
- 使いやすいUIやアウトプットのしやすさを期待する。
- CBAM説明会で共通フォーマットの利便性を理解し、作業の効率化に役立った。
- 多くのユーザーの利用でのブラッシュアップを期待する。
- 協力会社への伝達や重量ベースの把握が難しい。
- 調査タイミングに間に合わなかったが、フォーマットの運用とサポートの継続を希望する。
- フォーマット作成順序や EU communicationsheet の使用方法に関する具体的な解説を希望する。
- 入力しやすい仕様と具体例の提供を希望する。
- 零細企業でも入力しやすいフォーマットの提供を望む。
- 部品単位での回答が多く、工場全体の排出量との整合性に困難がある。
- 日本語での記載と入力を希望する。
- 電力の単位を統一してほしい (kWhではなくMWh)。
- 原材料/委託加工データ入力に関するガイドラインの理解に困難があるため、詳細な説明を希望する。
- フォーマットに関する注意喚起の記載を希望する。
- 調査方法の全体像や前提条件の説明が欲しい。
- 欧州当局の要求に合致するレベルの算定前提のメリット・デメリットの説明を希望する。
- 日本語での作成がサプライヤーに理解しやすい。

3. 算定用ガイドラインの更新

昨年度公開した『ねじ・ボルト等における EU-CBAM 用算定ガイドライン』¹⁸について、以下の加筆修正を実施した。なお、加筆修正後の『ねじ・ボルト等における EU-CBAM 用算定ガイドライン ver2.0』は、昨年度と同様に経済産業省のウェブサイトで公開予定である。

- 各章：表現の修正
- 6章：Installation の考え方を修正・追記
- 7章：ヒアリング項目の追記、外注先の扱いについて修正・追記
- 付属書 II,III：国内、海外向けの係数を記載

3.1. Installation の考え方を修正・追記

CBAM ポータルの FAQ¹⁹で明記された内容に基づき、システム境界内に含まれる加工工程について下表のように具体的に追記した。

表 5 システム境界内の加工工程

Sector	Iron and steel sector	Aluminium sector
Aggregated goods category	Iron or steel products	Aluminium products
含まれる加工工程	加熱、再溶融、鋳造、熱間圧延、冷間圧延、鍛造、酸洗、焼鈍、めっき、コーティング、亜鉛めっき、伸線、切断、溶接、仕上げ	再加熱、再溶融、鋳造、圧延、押出し、鍛造、コーティング、亜鉛めっき、伸線、切断、溶接、仕上げ

また、CBAM では施設別の排出量平均原単位を算定することが必要だが、企業アンケート等で会社別の排出量や製品別の排出量を問い合わせている事例が多数見られたため、算定ガイドラインに以下の各文を追記している。

- CBAM で報告が求められる範囲は一般的な製品カーボンフットプリントの範囲とは異なるため、製品カーボンフットプリントの算定結果を CBAM 報告の数値として代用することはできない
- CBAM の報告は Installation および Installation における生産製品をベースに行うも

¹⁸

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/others/guideline_cbam_screws_bolts.pdf

¹⁹ https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en#faq

のであり、企業単位、複数の Installation にまたがる製品ベースでの報告ではないことに注意する。

また、共通フォーマットの説明会やその後の質疑で、Production process の分割に関する問い合わせが多かったため、算定ガイドラインにも以下の記述を追記した。

【例 2】

EU 向けの特定制品の生産重量が把握できており、かつ特定制品の原材料重量が把握できるような場合は Production Process を細分化することが可能である。以下の図 3 で示したものをベースとした図 4 に例を示す。図 4 のように EU 向けの特定制品である鉄鋼のねじ X とその原材料の線材 X の原材料重量がそれぞれ把握できるような場合に Production Process の細分化が可能である。図 4 に示す Production Process①(鉄鋼製品)の Production Process が、ねじ X 製造の Production Process とねじ X 以外の鉄鋼製品を製造する Production Process に分割される形となる。特定制品に関する原材料情報と生産重量が個別に把握できる場合は、線材 X 以外の情報を得ずしてねじ X の SEE 算出が可能となり、サプライヤーへのヒアリング作業の負担が軽減される。

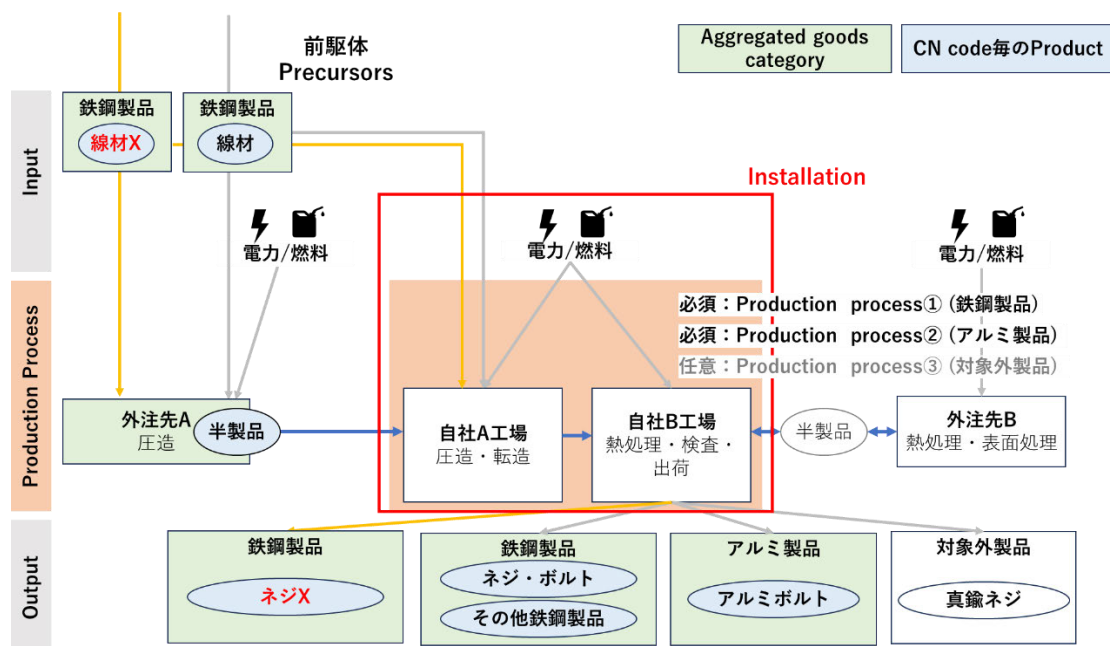


図 16 あるねじ製造会社における Installation の概念図② (事務局解釈)

3.2. ヒアリング項目の追記、外注先の扱いについて修正・追記

CBAM 算定において最低限必要なデータをサプライヤーから収集するためのデータ項目について、算定ガイドラインに次表を追記している。

表 6 報告が必要な項目、サプライヤーへのヒアリング項目

報告内容	単位	収集データ
特定直接内包排出量 SEE (直接)	tCO ₂ /t	Installation のエネルギー消費データ、生産重量、Precursor の SEE データを収集 (7.1、7.3、8.3 参照)
特定間接内包排出量 SEE (間接)	tCO ₂ /t	Installation のエネルギー消費データ、生産重量を収集、Precursor の SEE データを収集 (7.2、7.3、8.3 参照)
特定内包排出量 SEE (合計)	tCO ₂ /t	SEE (直接) + SEE (間接) で算出
電力排出係数	tCO ₂ /MWh	8.2 参照
内包電力消費量	MWh/t	Installation のエネルギー消費データ、生産重量、Precursor の内包電力消費量データを収集 (7.2、7.3、8.3 参照)

また、前駆体の重量と排出量データについて以下の記述を追記している。

前駆体 (Precursor) の重量

Precursor の排出量を算定するために Precursor の重量を収集する必要がある。Precursor 重量としては、製品の生産に投じられた Precursor の重量が該当するため、そのデータを収集する。

前駆体 (Precursor) の排出量データ

最終的な製品の特定内包排出量を算出するために Precursor の排出量情報を収集する必要があるため、サプライヤーへのヒアリングを実施する。ヒアリングにあたっては7の表1で示した5つの項目 (SEE (直接)、SEE (間接)、SEE (合計)、電力排出係数、内包電力消費量) を最低限ヒアリングするとよい。

3.3. 付属書Ⅱ 所在地が日本である場合の算定に用いる排出係数

表 7 所在地が日本である場合の算定に用いる排出係数

フォーマット での記載名	排出係数 tCO ₂ /TJ	出典	発熱量	単位	出典
ガソリン	68.6	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	33.20	MJ/L	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
灯油	68.6	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	36.50	MJ/L	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
軽油	68.9	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	38.00	MJ/L	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
A 重油	70.8	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	38.90	MJ/L	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
C 重油	74.1	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	41.00	MJ/L	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
LPG	59.8	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	50.10	MJ/kg	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
LNG	51.0	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	54.70	MJ/kg	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
国産天然ガス	51.0	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	38.40	MJ/m ³	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
都市ガス	51.3	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	40.40	MJ/m ³	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
廃油	73.3	IPCC 2006 GL	35.77	MJ/L	エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数(2018年度改訂)

3.4. 付属書 III 所在地が日本以外である場合の算定に用いる排出係数

表 8 付属書 III 所在地が日本以外である場合の算定に用いる排出係数

フォーマットでの記載名	排出係数 tCO ₂ /TJ	出典	発熱量	単位	出典
ガソリン	69.3	IPCC 2006 GL	31.32	MJ/L	エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数(2018年度改訂)
灯油	71.9	IPCC 2006 GL	34.27	MJ/L	エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数(2018年度改訂)
軽油	74.1	IPCC 2006 GL	35.77	MJ/L	エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数(2018年度改訂)
A 重油	74.1	IPCC 2006 GL	36.73	MJ/L	エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数(2018年度改訂)
C 重油	77.4	IPCC 2006 GL	39.67	MJ/L	エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数(2018年度改訂)
LPG	63.1	IPCC 2006 GL	47.3	MJ/kg	IPCC 2006 GL
LNG	51.0	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ	54.7	MJ/kg	2024 年日本国温室効果ガスインベントリ
国産天然ガス	56.1	IPCC 2006 GL	34.97	MJ/m ³	エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数(2018年度改訂)
都市ガス	56.1	IPCC 2006 GL	36.44	MJ/m ³	エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数(2018年度改訂)
廃油	73.3	IPCC 2006 GL	35.77	MJ/L	エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数(2018年度改訂)

4. 国内ねじ・ボルト等メーカーの CBAM 対応企業の実態把握

4.1. 調査概要

国内ねじ・ボルト等メーカーの CBAM 対応企業について把握するために、表 9 の概要でアンケートを実施した。

表 9 CBAM 対応企業アンケートの実施概要

項目	実施概要
調査目的	<ul style="list-style-type: none">● CBAM は既に移行期間が始まっているが、2024 年 10 月時点で、国内でどの程度の企業が CBAM 対応を行う必要があるか不明である。● 本アンケートを通じて、日本企業における CBAM の影響範囲と対応の必要性を明確にする。
調査対象	<ul style="list-style-type: none">● CBAM の申告者となるはずの欧州に拠点を有し、製品を輸出入している完成品メーカーや商社● CBAM の報告者となる欧州に輸出している完成品・商社と取引しているメーカー● CBAM の報告者となるメーカーと取引しているサプライヤー
調査主要項目	<ul style="list-style-type: none">● CBAM 対応の有無● 令和 5 年度「ねじ・ボルト等における EU-CBAM 用算定ガイドライン」の活用の有無、利用者の場合は改訂への意見● CBAM の影響範囲● その他
実施方法	<ul style="list-style-type: none">● ウェブアンケートで実施した。● ウェブアンケートの URL リンクを業界団体に依頼し、経済産業省の調査として回答に協力依頼を行った。
目標回答数	<ul style="list-style-type: none">● 300 社回答
有効回答数	<ul style="list-style-type: none">● 164 社

4.2. 調査結果

アンケートの単純集計は別添の『アンケート集計結果公表用』に記載しているので、個別の設問項目の結果については別添を参照のこと。

アンケート結果の概要は以下のとおりである。

- 名寄せ後で 164 社が回答していた。
 - ◇ 伸線、ねじ・ボルト等メーカー、自動車・自動車部品、関連商社について概ね関連する企業は把握できつつある。
 - ◇ 産業機械、表面処理・熱処理の回答が少なく、引き続き、CBAM について浸透を図る必要がある。

- アンケート回答者のうち 88%が CBAM について聞いたことがあると回答している。
 - ◇ 既に CBAM 対応に協力している社はアンケートにも回答しているが、まだ、協力していない社は捕捉できていない。

- 鉄・鉄鋼 2 次製品だけでなく、アルミニウム製品についても報告している。
 - ◇ 鉄および鉄鋼製品について報告している社が 74 社
 - ◇ アルミ製品について報告している社が 20 社

- 2024 年 10 月 31 日報告では実績値で報告する努力が行われている。
 - ◇ CBAM 報告を行った 65 社のうち、10 月 31 日時点でデフォルト値のみで回答したのは 6 社のみ
 - ◇ 一方で、サプライチェーンの実績値で報告できたのは 8 社のみ
 - ◇ まだ、多くの社は、実測値の回答に対応できていない。

- CBAM 報告の問い合わせを受けた／実施した社数は 2～5 社が最頻値となっている。
 - ◇ CBAM 報告の問い合わせは、164 社中 109 社が受けている。
 - ◇ 問い合わせを受けた納品先は 1 社あたり 2～5 社が最も多くなっている。
 - ◇ 回答率は 90%であり、下流側に何らかの回答は実施している。

- 下流側に CBAM 報告を実施した 97 社のうち上流に問い合わせたのは 77 社となっている。
 - ◇ 問い合わせ先の社数は 2～5 社が 27 社、11～50 社が 19 社となっており、100 社以上に問い合わせた社も 4 社あった。
 - ◇ 回答率の中央値は 89%であり、上流側からも概ね回答を得られている。

- ◇ CBAM の法順守のためには回答率を 100%にする必要があり、残り約 10% の回収対策を行う必要がある。
- 問い合わせ・回答されている排出量は CBAM 法要求（施設別）と異なる。
 - ◇ 現状、製品別／会社別排出量を問い合わせ／回答してもらっており、CBAM 法要求である施設別排出量を問い合わせ／回答している社は多くない。
 - ◇ 今後も、CBAM 向けには施設別平均排出量原単位を回答してもらうように説明会等で周知を行う必要がある。
- 未回答理由は、Excel ファイルの難しさ、サプライヤーの非協力となっている。
 - ◇ 業務多忙や目的外利用は 69 社中 17 社／16 社であり、1/4 程度。
 - ◇ サプライヤーが回答してくれないことを理由に挙げている社は 37 社で過半数となっている。
 - ◇ Excel ファイルが難しく記入する情報量が多いことを理由に挙げる社は 34 社で半数となっている。
 - ◇ 共通フォーマットの配布で未回答率低下が期待できる。一方で、残り約 10% の回答率向上のためには、排出量算定支援や情報連携基盤の整備等の追加対策が必要と考えられる。
- 炭素賦課金の支払額は不明の回答者が大多数である。
 - ◇ 一部の回答者は試算済みであり、1 億円以上（1 社）、1000 万円～9999 万円以上（3 社）、100 万円～999 万円（3 社）となっている。いずれも、自動車 OEM、大手部品メーカー、取り扱い商社となっている。
 - ◇ 86%の回答者は現時点での炭素賦課金の支払い額を把握していない。
 - ◇ 今回のアンケート回答者は申告者ではないため、炭素賦課金の支払い義務はない。このため、CBAM 対応のために排出量の算定や連携に経営資源を割く必要性を理解しにくい状況となっている。
 - ◇ 少数の算定済みの企業は、現地法人を欧州に有しており、自社グループ内で炭素賦課金の支払いを行う必要があるため試算していたと考えられる。
- サプライチェーンにおける対策は、フォーマット共通化、算定支援、情報連携基盤が支持されている。
 - ◇ 164 社中、130 社がデータ入力フォーマットの共通化を求めている。
 - ◇ 164 社中、116 社が中小企業を対象とした算定支援を求めているが、代行入力まで求めている社は 45 社。
 - ◇ 情報連携基盤については、164 社中 83 社が有効と回答している。

- ◇ 既に進めている共通フォーマットは有効な対策になることが記載されるが、回答率を 100%にしていくためには、情報連携基盤や算定支援等の追加対策が必要である。

5. 周辺国の CBAM 対応動向調査

EU と同様に英国、オーストラリア、台湾、カナダでも CBAM 導入が検討されている。また、韓国では CBAM は導入しないものの中小企業支援策を推進している。これらの国の直近の CBAM の検討状況、中小企業支援策の検討状況について整理した。

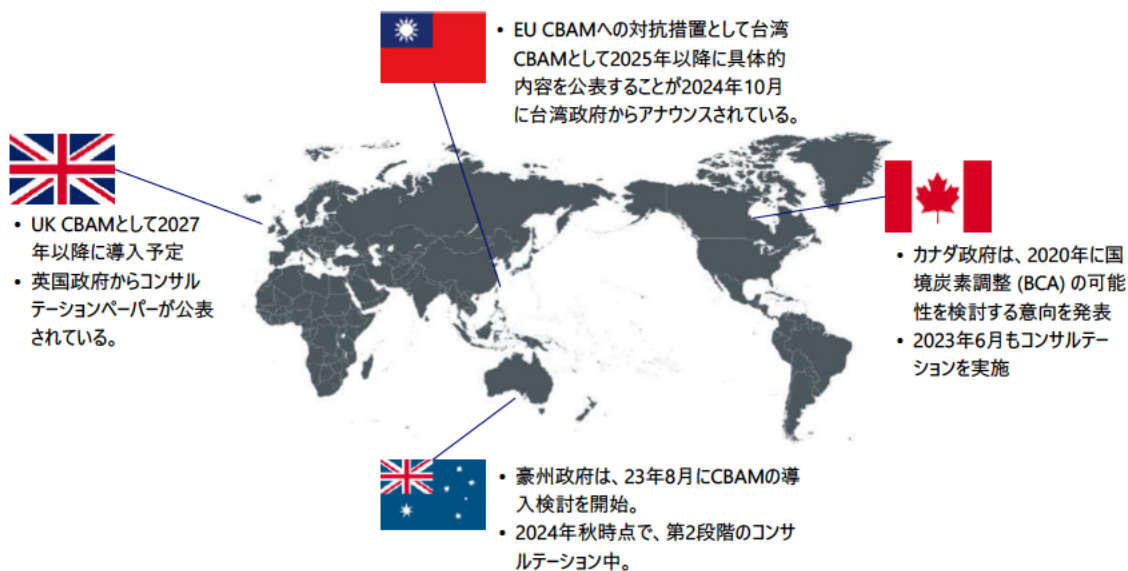


図 17 世界における CBAM 制度導入検討状況

5.1. CBAM 導入検討国

表 10 は、CBAM 導入検討国の検討状況を整理したものである。各国の検討状況については、次ページ以降に整理している。

表 10 CBAM 導入検討国の検討状況一覧

国名	導入目標	検討状況
英国	2027 年 1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● UK-ETS に対応する炭素漏出を防ぐ目的で導入 ● 2023 年と 2024 年にコンサルテーションを実施 ● EU をベンチマークとした制度設計を行っている。 ● 算定方法の詳細は未公表。 ● De minimis 免税点について EU の 150EUR に対して 5 万ポンドまで引き上げている。 ● 2025 年 2 月 11 日に UK CBAM International group が設立されメンバー募集が行われている。
オーストラリア	未定	<ul style="list-style-type: none"> ● セーフガードメカニズム (Safeguard Mechanism) ²⁰に対応する炭素漏出を抑制する目的で導入 (Scope1 に相当する直接排出のみを対象) ● 2023 年と 2024 年にコンサルテーションを実施
カナダ	未定	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021 年の予算セッションで Boarder Carbon Adjustment のコンサルテーション²¹を実施した。 ● 以降、特に、大きな動きはない。
台湾	未定	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024 年 10 月に台湾でも CBAM を導入検討を行う方針が報道されたが、2025 年 2 月時点で具体的な動きは公表されていない。

²⁰ <https://www.dcceew.gov.au/climate-change/emissions-reporting/national-greenhouse-energy-reporting-scheme/safeguard-mechanism>

²¹ <https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2021/border-carbon-adjustments/exploring-border-carbon-adjustments-canada.html>

5.1.1. 英国

イギリス政府は 2027 年を目途に、自国の炭素リーケージを防ぎ、EU CBAM と同等の対応を行うために、UK CBAM を導入予定であり、財務省 (HM Treasury) と歳入関税省 (HM Revenue & Customs) が 2023 年と 2024 年にコンサルテーションを実施している。

2024 年時点で公表されている UK CBAM の概要と EU-CBAM との比較を示したものが表 11 である。

UK CBAM は 2024 年末に第 2 回コンサルテーションの回答が公表された後、2025 年 2 月 11 日に UK CBAM International group²²が設立されメンバー募集が行われている。

表 11 UK CBAM と EU CBAM の概要比較

	UK CBAM	EU CBAM
対象製品	● アルミニウム、セメント、セラミック、肥料、ガラス、水素、鉄・鉄鋼	● アルミニウム、セメント、肥料、水素、鉄・鉄鋼、電力
実施時期	● 2027 年以降	● 2023 年 10 月から移行期間開始 ● 2026 年 1 月以降に本格実施
データ	● 実測値とともにデフォルト値 (イギリスが各国から輸入している輸入量で加重平均した排出量) の利用も認める	● 2024 年 10 月 31 日以降は、実測値での報告を要求 ● 2026 年 1 月 1 日以降も申告者にはデフォルト値の利用を認める予定
計算ルール	● CN コード別に算定・報告することが求められているように読める	● Aggregated Goods カテゴリで算定し、CN コード別に報告することが求められている。
検証必要性	● 検証済みデータでの報告を求めている	● 検証済みデータでの報告を求めている。
免税点	● 年間輸入額 5 万ポンド未満は報告免除	● 1 回あたりの輸入額が 150€未満は報告免除

出所)

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/65fc11fef1d3a0001132ac6f/Introduction_of_a_UK_carbon_border_adjustment_mechanism_from_January_2027.docx.pdf より作成

²² <https://www.gov.uk/government/publications/uk-cbam-international-group/uk-cbam-international-group-terms-of-reference>

UK CBAM は、EU CBAM を踏まえて制度設計が行われているが、いくつかの差異がある。

UK CBAM と EU CBAM では対象製品に差異がある。2024 年 3 月のコンサルテーション段階では EU CBAM と比較して、UK CBAM にはセラミック、ガラスが含まれている一方で、電力が含まれていなかった。2024 年 10 月のコンサルテーション結果のレポートでは、2027 年 1 月以降のセラミックとガラスを対象から外すとの結論になっている。この結果、UK CBAM は EU CBAM と比較して対象製品範囲が狭くなっている。

次に、導入年度について、EU CBAM が 2026 年 1 月 1 日以降に本格実施期間が始まるのに対して、UK CBAM は 2027 年以降とされている。

3 点目として、報告データについて EU CBAM では 2024 年 10 月 31 日以降は実データによる報告を求めており、Installation Operator によるデフォルト値の利用は 2024 年 10 月 31 日以降は許容していない。EU 側の申告者（輸入者）は 2026 年 1 月 1 日以降で Installation Operator から実データの報告を受けられない場合はデフォルト値を利用することができる（ただし、実データよりも高い値になる見込みである）。UK CBAM でも、申告者は、実データによる報告とともに、英国政府が用意するデフォルト値の利用も認める考えが示されているが、デフォルト値は実データ利用よりも不利になる水準での設定が想定されている。

計算ルールに関して、EU CBAM は統合製品カテゴリごとに排出量原単位を算定し、その結果を関税申告時に CN コードごとに報告することになっているが、UK CBAM は計算ルールについて詳細が記載されていないため不明である。ただし、英国の専門家の間では EU CBAM と類似の計算ルールになることが予想されている。

免税点について、UK CBAM では 5 万ポンド²³と設定されており、EU CBAM の 150 ユーロと比較して、報告が必要な関税支払額は引き上げられており、少量輸入者は対象外になっている。

²³ 当初は 1 万ポンドと設定されていた。1 万ポンドでも炭素漏出リスクの 99% はカバーできるとされていた。5 万ポンドに引き上げることで、多くの中小企業は UK CBAM の対象外になる見込みである。

5.1.2. オーストラリア

オーストラリアでは、CBAM に関して、2023 年に第 1 回コンサルテーションが実施されており、2024 年 11 月から第 2 回コンサルテーションが行われた。

第 2 回コンサルテーションでは、炭素リーケージの程度や CBAM 導入シナリオによる影響分析が報告されており、論点整理が進んでいる段階である。ただし、EU CBAM や UK CBAM で議論されている導入時期や、実データ利用とデフォルト値利用、報告頻度、検証必要性、免税点などについて明確に議論されていない。

一方で、CBAM 制度の対象は EU CBAM や UK CBAM とは異なり前駆体は対象外となっている（EU CBAM は、移行期間中は間接排出量の報告義務があるが、本格実施の際は直接排出量のみが求められている。ただし、今後の EU の検討によっては本格実施期間でも間接排出量の報告が求められる可能性がある）。これは、オーストラリアでは EU や英国のようなキャップ・アンド・トレード型の排出権取引制度（Emission Trading System）ではなく、ベースライン・クレジット型のセーフガード²⁴と呼ばれる気候変動対策が導入されており、CO₂ 換算値で年間 10 万 tCO₂-e を超える大規模施設の自社排出量（Scope1）を規制する制度になっている。この制度では、間接排出（Scope2）やサプライチェーンでの排出（Scope3）が対象外になっているためである。

2024 年 12 月 3 日に 2 回目のコンサルテーションがクローズされており、2024 年末に向けてオーストラリア政府に対するレポートが出される予定である。ただし、2025 年 2 月 24 日時点でコンサルテーションの結果を反映させたドキュメントは公表されていない。

²⁴ <https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/12969017>

表 12 AU CBAM と EU CBAM の概要比較

	AU CBAM	EU CBAM
対象製品	<ul style="list-style-type: none"> ● アルミニウム、セメント、クリンカ、石灰、アンモニア、鉄・鉄鋼 	<ul style="list-style-type: none"> ● アルミニウム、セメント、肥料、水素、鉄・鉄鋼、電力
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 未定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023 年 10 月から移行期間開始 ● 2026 年 1 月以降に本格実施
データ	<ul style="list-style-type: none"> ● 未定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024 年 10 月以降は、実測値での報告を要求 ● 2026 年 1 月 1 日以降も申告者にはデフォルト値の利用を認める予定
報告頻度	<ul style="list-style-type: none"> ● 未定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移行期間は四半期。 ● 本格施行後は年に 1 回。
計算ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接排出量が対象。 ● (オーストラリアは Scope2,Scope3 がセーフガードの対象外であるため、間接排出量、前駆体は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接排出量および移行期間は間接排出量も算定 ● Aggregated Goods カテゴリで算定し、CN コード別に報告することが求められている。
検証必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 未定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検証済みデータでの報告を求めている。
免税点	<ul style="list-style-type: none"> ● 未定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 回あたりの輸入額が 150€未満は報告免除

出所) <https://consult.dceew.gov.au/carbon-leakage-review-consultation-paper-november-2024> より作成

5.1.3. 台湾

台湾の2022年の対EU貿易輸出額は約349.2億ドル（世界輸出額の約7.3%を占める）で、そのうちCBAM管理品目は約43.8億ドル（EU輸出額の12.1%を占める）である。6つのCBAM対象セクターのうち、鉄鋼とアルミニウム産業の輸出額は比較的大きく、特に、鉄鋼は42.2億ドルとなっており過半を占めている。

過去5年間の鉄鋼業規制品目のEUへの平均輸出量が140万トン、2022年の鉄鋼業界の対EU輸出の最大の項目は鉄鋼一次製品等であり、直接輸出は約22.1億ドルとなっている。

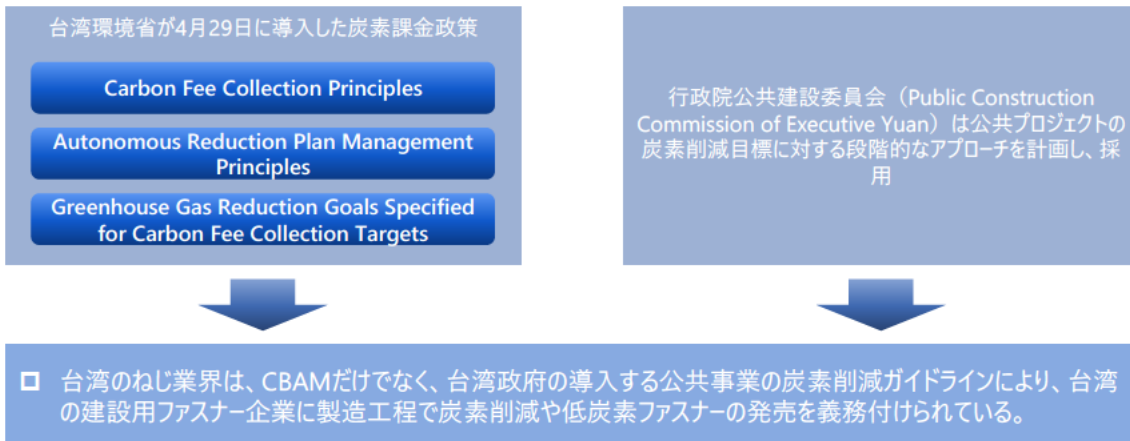
各製品の炭素含有量は約0.3~2.3t-CO₂eq/tとなっており、2022年のEU ETS炭素取引平均が85.2ユーロから計算すると、CBAMの正式実施後、鉄鋼業は年間約11.9億~91.1億台湾ドル（約55億円~約410億円）を支払う必要があり、鉄鋼業の貿易量の約2.4~20%に相当するとみられている。

中小企業が多い鋼製ねじ、ボルト、ナット、その他のファスナーの輸出額は約16.8億ドルとなっており、鉄鋼二次製品も相当額になっている。

この状況に対して、台湾政府は炭素課金政策を導入するとともに、建設業界の炭素削減施策を導入することにより、ねじ業界の脱炭素化の支援を行っている。

台湾は2026年から実施されるEUのCBAM対応で、来年から同国初の炭素税（Carbon Fee）制度をスタートさせ、EUと同等の気候変動対策を国内企業に課することで、EU市場に輸出する台湾製品に対する追加課税等を回避する方針を決めている。同時に、台湾市場に輸入される製品に対しても同様の措置を課すことで、国内企業のコスト高をカバーし、グローバルサプライチェーン網における台湾企業の競争力を維持することを目指している。

具体的には、台湾版CBAMやETSを導入することで、炭素賦課金のEUへの流出を抑制することを想定している。2024年度の台湾政府のEU-CBAMへの対応状況をまとめたものが図18である。



出所) https://www.fastener-world.com/data/pdf_download/CFW_71_W_110.pdf

図 18 EU CBAM に対する台湾政府の対応

台湾の環境省は、台湾版のカーボン国境調整メカニズム (CBAM) を導入する方針を明らかにしているが、議論の進捗概要を示したものが表 13 である。2025 年 2 月時点で、台湾 CBAM について制度議論が深められている状況ではなく、EU-CBAM の制度設計議論をモニタリングしている状況である。

表 13 台湾 CBAM に関する議論の進捗概要

項目	概要
背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 台湾は炭素課金の導入を計画しており、業界は政府に対し、市場における公正な競争を維持するため、台湾版 CBAM を策定するよう求めている。
制度設計のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省の副大臣は、立法院経済委員会で、台湾版 CBAM は 2025 年に開始する予定と発言。
対象セクター	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入鉄鋼やセメントなど炭素漏れの多い製品の炭素排出原単位の申告から始める予定。
EU / UK CBAM との調和・相互承認	<ul style="list-style-type: none"> ● EU の CBAM オフセットルールはまだ確定していないため、台湾は今後、CBAM オフセットと第三者検証メカニズムについて EU と協議する予定である。 ● EU CBAM の実施を受けて、台湾の様々なセクターが、その排出量計算の理解、ログインプラットフォームの利用、CBAM 実施の進捗に基づく経過的排出量報告書の提出に多くの人的・物的資源を投入している。 ● 現在、英国 CBAM の実施に伴い、台湾は、台湾の輸出産業が英国に輸出する様々な製品（鉄鋼、アルミニウム、肥料、水素、セラミックス、ガラス、セメント、その他の産業）への全体的な影響を調査している。 ● EU CBAM と英国 CBAM の検査プロセスの調和/相互承認メカニズムについては具体的な議論は行われていない。
炭素価格	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省は、炭素料率検討委員会の勧告に基づき炭素料率を承認し、関連する法的手続きを完了した。2024 年 10 月 21 日、環境省は「炭素料金徴収率」を発表し、2025 年 1 月からの実施とした。1 月 1 日からの税率は以下の通り： ● 一般料金 一般税率：300 元/CO2 換算トン。 ● 優遇税率 A（「課税対象における温室効果ガス排出削減の特定目標」公告付表 1 の業種別削減率規定による：）CO2 換算トン当たり 50 元。 ● 優遇税率 B（「課税対象物の特定温室効果ガス排出削減目標」公告付表 2 の技術基準削減率に準拠）：50 元/CO2 換算トン：100 元/CO2 換算トン。 ● 上記の価格は、台湾で課税される炭素料金の計画であるが、CBAM の控除費用においてどのように計算されるかは、まだ更なる明確化が必要である。

5.1.4. カナダ

カナダでは、炭素国境調整措置は **Boarder Carbon Adjustment (BCA)** と呼ばれている。直近のカナダ政府のコンサルテーションは2021年から2022年に実施されており、その後、特に、制度導入に向けた動きはない。

カナダでは、連邦政府や州によって **Output-based pricing system (OBPS)** と呼ばれるベースライン・クレジット型の気候変動対策とキャップ・アンド・トレードのいずれかが導入されている²⁵。

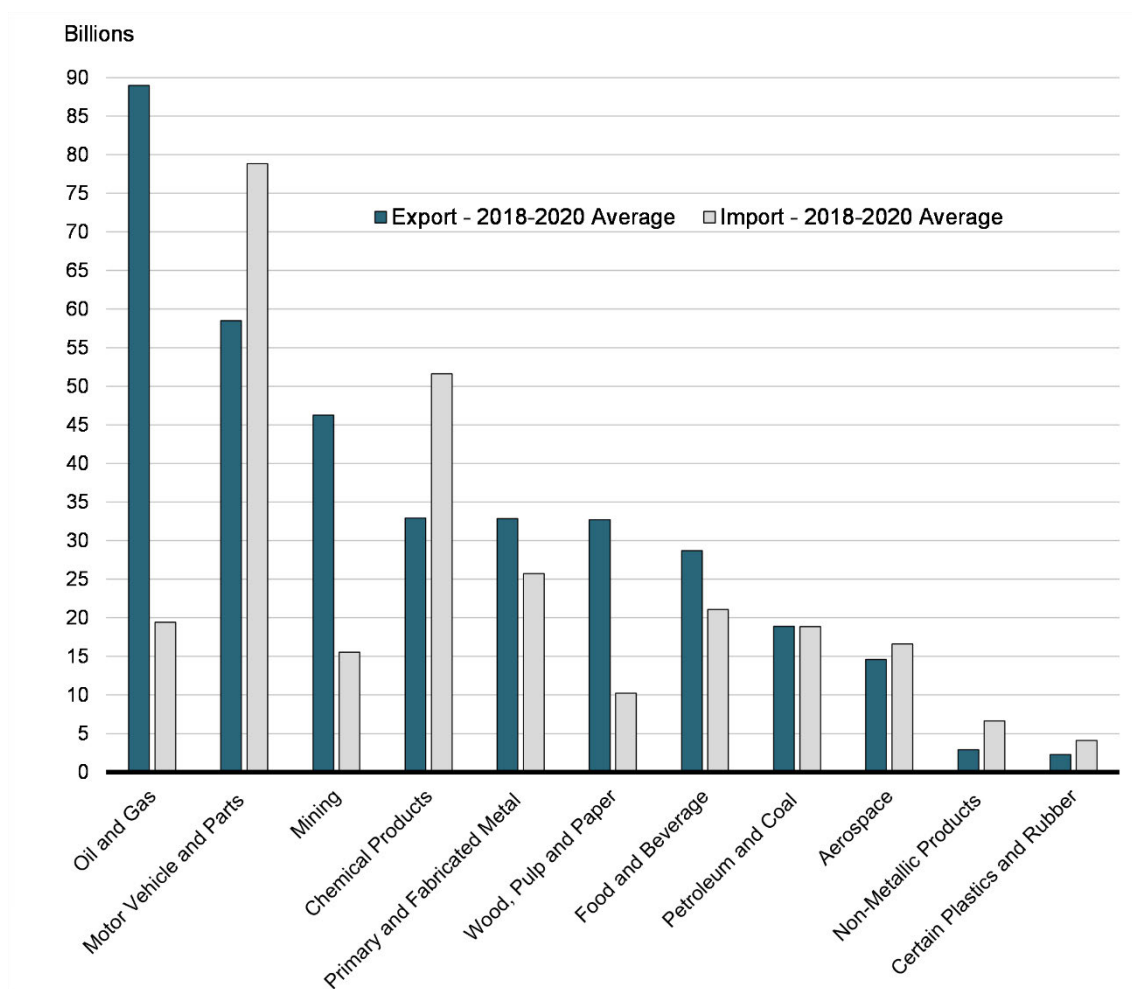


出所) <https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/climate-change/pricing-pollution-how-it-will-work.html>

図 19 カナダのカーボンプライシング制度

²⁵ カナダのカーボンプライシング制度に関する日本語文献は以下を参照のこと。
https://oilgas-info.jogmec.go.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/190/202111_02a.pdf
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/0903/9634cce9abbad96c.html>
https://www.econ.kyoto-u.ac.jp/renewable_energy/stage2/contents/column0307.html

エネルギー多消費産業のうち貿易露出・排出集約産業（Emissions Intensive Trade Exposed industries : EITE）に関するカナダの 2018 年-2020 年平均輸出入額を示したものが図 20 になる。炭素リーケージが生じる輸入が多い産業は自動車・自動車部品、化学製品、金属製品の順になっており、EU とは異なっている。



出所) <https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2021/border-carbon-adjustments/exploring-border-carbon-adjustments-canada.html>

図 20 カナダの貿易露出・排出集約産業（EITE）の 2018 年-2020 年平均輸出入額

5.2. 中小企業支援策

5.2.1. 韓国

韓国政府は、2024年5月24日に Ministry of SMEs and Startups (MSS) が中小企業に対する CBAM 対応支援政策を発表している。特に、算定、第三者検証取得支援に向けた動きがある。表 14 は、韓国における EU CBAM に関する中小企業支援策を整理したものである。

表 14 韓国の EU CBAM 対応に関する中小企業支援策

項目	内容
MSS は企業の輸出規模、業種、輸出の周期性等を考慮し、戦略的にサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● MSS は、一定以上の輸出規模を持つ中小企業を中心に、中小企業に直接支援を提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ CBAM 専用プログラムを含む 3 つの取り組みを実施。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 製品単位当たりの炭素排出量の測定と計算 ✓ EU-ETS 検証機関を使用した検証レポートの発行 ✓ 中小企業の炭素排出量の計算と検証プロセスを直接支援する ● MSS は、EU に輸出するすべての中小企業（2023 年現在 1,358 社）を対象に、中小企業が CBAM を正確に理解し準備できるように、教育およびトレーニングの取り組みを通じて専門的なトレーニングプログラムを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 炭素排出量の測定と計算方法をカバーする CBAM 固有のコースの提供が含まれる。 ● 関係省庁のタスクフォースと共同で説明会を開催し、CBAM の説明や炭素排出量の計算に関する問い合わせに対応するために継続的なヘルプデスクの運営を維持する。
炭素削減のための設備転換を支援し、融資や保証による支援を提供することで、レジリエンスを向上させる	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業の排出量の計測・計算にかかるコスト負担を軽減するため、実証実験を通じてデジタル MRV（計測・報告・検証）ソリューションの開発・普及に努める。 ● 2024 年には、炭素排出削減設備の導入促進や炭素排出管理ソフトの普及支援のため、直接支援を受ける企業に対して、年間を通じて、1 対 1 の炭素中立コンサルティングなどを実施していく。 ● 大規模な炭素排出削減設備の設置・運営に対する政策資金の融資支援を拡大し、炭素排出削減見込み量に対する追加保証も提供する。
炭素規制に関する情報提供や、法律や規制に関連する自主的なネット	<ul style="list-style-type: none"> ● MSS は、世界の炭素規制の動向や支援プログラム、カーボンニュートラルに関連するその他の情報を包括的に提供する専用プラットフォームを構築・拡張する。このプラットフォームにより、排出量の計算と

項目	内容
ゼロイニシアチブの支援を通じて、カーボンニュートラルの達成に向けた自主的な支援を提供	<p>検証の負担を軽減するという中小企業の意見が、EU 貿易交渉やハイレベル会議などの国家レベルの炭素規制の議論に反映される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、中小企業の自主的な炭素削減の取り組みを支援するため、「中小企業カーボンニュートラル推進法（仮称）」の制定を推進する。

出所) <https://www.mss.go.kr/site/eng/ex/bbs/View.do?cbIdx=244&bcIdx=1050607>

各施策の進捗として、KOTRA で CBAM 解説資料を作成し 2023 年 10 月に公表した (<https://dl.kotra.or.kr/pyxis-api/2/digital-files/b08b62d6-a4ff-46af-ba7b-f15a26187282>)。

また、開設したヘルプデスク (https://offset.energy.or.kr/notice/notice_view.do?no=91#) には昨年 2000 件意見が寄せられたとのことである。

さらに、中小ベンチャー企業振興公団が排出量算定のコンサルティング支援（補助金）を行っており、公団から専門の機関に委託をして行っている。2024 年は合計 170 社支援を行った。

一方で、中小企業カーボンニュートラル推進法（仮称）は 2023 年に提出されたが、第 21 回国会では審議されていない。

EU CBAM をはじめとする欧州環境規制対応のデジタルプラットフォームに関しては、韓国政府もエコデザインなどほかの規則にも対応したプラットフォームの構築を検討しているものの、ポスコ、ヒュンダイモーターなどの大企業がすでに先行して自社のデジタルプラットフォームを立ち上げている。

デジタルプラットフォーム上での排出量計算には個別企業のデータが必要であり、機密情報の保護が重要になるが、韓国の中小企業も大企業のデジタルプラットフォームに情報を開示することに懸念があり、国主導によるデジタルプラットフォームの構築を求めている。

6. 国内ねじ・ボルト等メーカー向け説明会

説明会は、2024年12月に第1回を、また、2025年2月に第2回を開催した。以下、各回の開催概要と、当日報告した説明資料の概略を示す。

6.1. 第1回

表15は第1回CBAMサプライチェーン説明会の概要である。オンラインで開催し、289名の登録を得た。説明内容は、令和6年度業務の概要やCBAM制度の最新状況および10月31日の実データ報告を経験した企業が認識した課題と対応策案、および、2026年1月以降に必要となる第三者検証の一般的な内容である。

当日説明資料は、説明会開催後に関係者限で出席者に配布している。

表15 第1回CBAM説明会概要

項目	内容
日時	2024年12月11日 13:00-15:00
開催方法	Teams
登録者	289名
説明内容	<ul style="list-style-type: none">● R6年度委託調査内容の説明● CBAM制度の最新状況● 第三者検証に向けて● 10月31日報告の課題と1月31日に向けて

説明会開催後にフィードバックアンケートを実施した。結果概要を示したものが図21から図23である。当日は280名が参加し、77%が「とても満足」もしくは「満足」と回答している。また、フィードバックの70%が、ご意見、ご要望、質問となっていた。

参加者数(事務局除く) : 280名
アンケート総数 : 62件
企業数 : 51社
回答率 : 22%
満足度平均 : 3.9 (5点満点)
意見交換会参加希望者 : 36名 (希望率 : 58%)
意見記入件数 : 19件

図21 第1回説明会事後アンケート

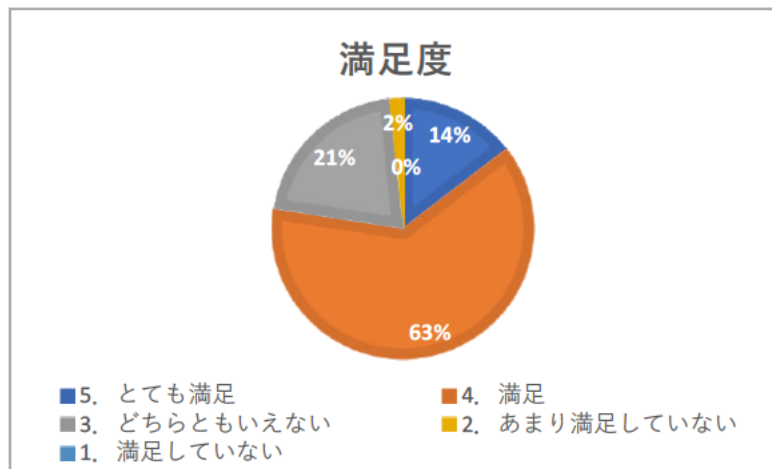


図 22 第1回説明会満足度

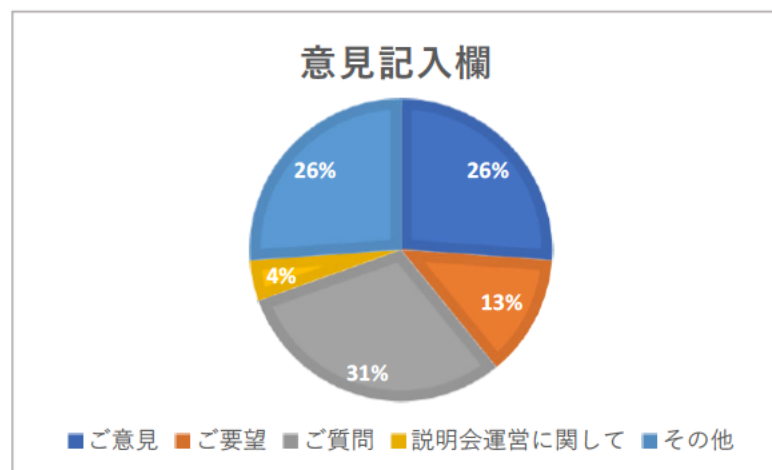


図 23 フィードバック意見の分類

6.2. 第2回

表 16 は第 2 回 CBAM サプライチェーン説明会の概要である。オンラインで開催し、276 名の登録を得た。説明内容は、令和 6 年度業務成果であり、CBAM ポータル FAQ の更新（2024 年 12 月 17 日時点）、CBAM OC3I Portal について、CBAM 制度簡素化の動き、CBAM サプライチェーンアンケート結果、共通フォーマットについてこれまでいただいた代表的なご意見・ご質問への回答、CBAM 海外調査結果、サプライチェーン意見交換会成果である。

当日説明資料は、説明会開催後に関係者限で出席者に配布している。

表 16 第 2 回 CBAM 説明会概要

項目	内容
日時	2025 年 2 月 19 日 13:00-14:30
開催方法	Teams
参加者	276 名
説明内容	<ul style="list-style-type: none">● CBAM ポータル FAQ の更新（2024 年 12 月 17 日時点）● CBAM OC3I Portal について● CBAM 制度簡素化の動き● CBAM サプライチェーンアンケート結果● 共通フォーマットについてこれまでいただいた代表的なご意見・ご質問への回答● CBAM 海外調査結果● サプライチェーン意見交換会成果

説明会開催後にフィードバックアンケートを実施した。結果概要を示したものが図 24 から図 27 である。当日は 276 名が参加した。

参加者数(事務局除く) : 276 名
アンケート総数 : 36 件
企業数 : 36 社
回答率 : 13%
満足度平均 : (5 点満点)

図 24 第 2 回説明会事後アンケート

フィードバックアンケートを回答したうちの95%が「とても満足」もしくは「満足」と回答している。

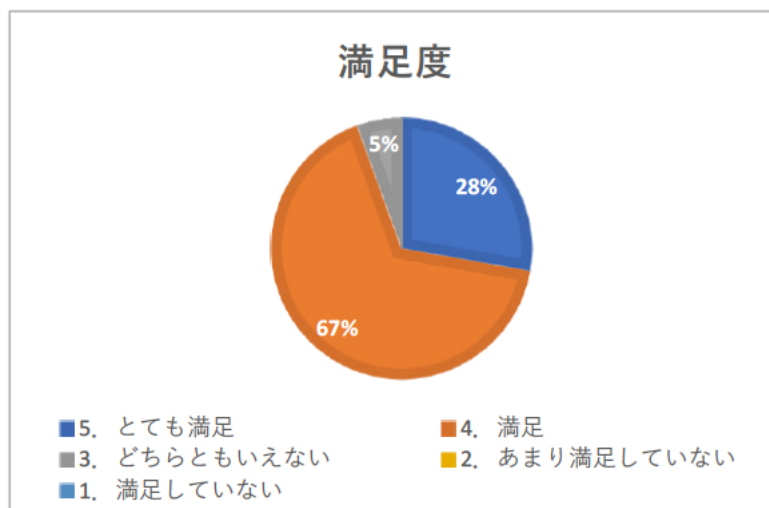


図 25 第2回説明会満足度

また、ご意見は、共通フォーマット、情報基盤、来年度に期待する活動、その他でほぼ等分されていた。

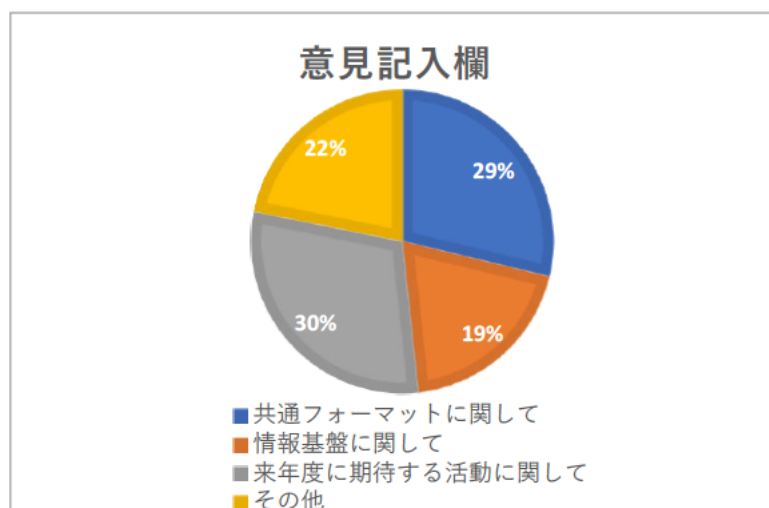


図 26 フィードバック意見の分類

情報基盤について、89%の回答者が関心ありと回答していた。

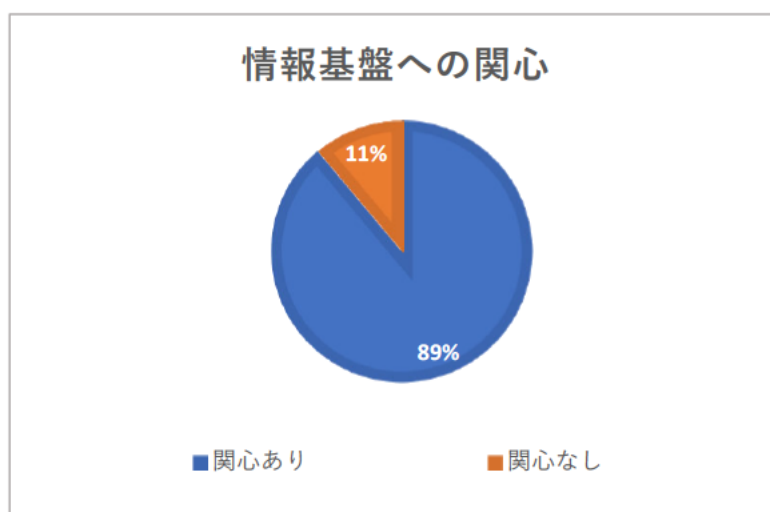


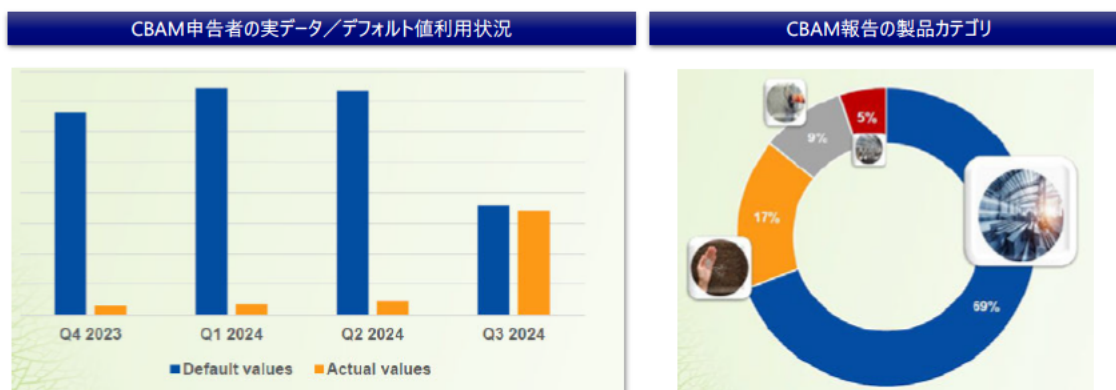
図 27 情報基盤への関心

7. ねじ・ボルト等を中心とした企業間ネットワーク等の構築

図 28 は、EU における CBAM 四半期報告の実データによる報告状況を示したものである。

2024 年 10 月 31 日（Q3）までに欧州当局に報告した全報告者のうち実データで報告した回答者は 50%弱となっている。依然として実データ報告に未対応の申告者が半数程度存在している。

製品カテゴリ別にみると約 70%の申告者は鉄・鉄鋼であり、肥料、セメント、アルミの順で続く。肥料、セメントや、鉄鋼一次製品はサプライチェーンも短いことから実データ報告を実施しやすいことから、鉄鋼二次製品、アルミ二次製品の実データ比率は必ずしも高くない可能性もある。



出所) <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/core/api/front/document/110679/download>

図 28 EU CBAM の Interanl Expert Meeting で報告された 10 月 31 日報告までの実データ報告概要

以上の状況を前提に、表 17 のように日本国内における CBAM サプライチェーンにおける排出量算定・報告に関する課題と対応策について検討を行った。

表 17 CBAM サプライチェーン意見交換会の概要

項目	内容
活動目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数企業間でデータ交換のためのエクセルファイルを統一したり、データ交換のためのプラットフォーム構想について意見交換し、2026 年 1 月以降のサプライチェーン全体での CBAM 対応のための方策について検討を行う。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会、アンケート等で案内し、関心ある社に参加を募った。
開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ● 11 月中旬、12 月中旬、1 月中旬、2 月初旬の最大 4 回を想定。
開催方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回は対面の開催（実施済み） ● 2 回目以降についてはオンライン会議で実施した。
議題	<ul style="list-style-type: none"> ● 10 月 31 日実データ報告の課題確認 ● サプライチェーンでの情報交換のための課題の共有 ● データ交換のためのエクセルファイルの統一 ● データ交換のためのプラットフォーム構想について意見交換と仕様としてのとりまとめ必要性。

7.1. 第1回（2024年11月26日 10:00~12:00）

表 18 は、第1回 CBAM サプライチェーン意見交換会の概要を示したものである。10月31日の実データによる報告を踏まえて課題の共有と解決策の方向性について議論を行った。

表 18 第1回 CBAM サプライチェーン意見交換会概要

項目	内容
日時	2024年11月26日 10:00-12:00
開催方法	Teams+会場
説明内容	<ul style="list-style-type: none">● 目的・事前アンケート結果概要説明● 自己紹介・10月31日実データ報告課題共有● CBAM サプライチェーン課題解決に向けたディスカッション

7.2. 第2回（2025年1月22日 15:00-16:30）

表 19 は、第2回 CBAM サプライチェーン意見交換会の概要を示したものである。データ連携基盤の試行とデータ連携基盤の整備の進め方の方針について意見交換を実施した。

表 19 第2回 CBAM サプライチェーン意見交換会概要

項目	内容
日時	2025年1月22日 15:00-16:30
開催方法	Teams+会場
説明内容	<ul style="list-style-type: none">● データ連携基盤に関する議論の進め方（案）● データ連携基盤と掲示板（Wiki）の概要● データ連携試行の概要● データ連携基盤整備のビジネスモデルに関する予備議論

7.3. 第3回（2025年2月13日 16:00-18:00）

表 20 は、第3回 CBAM サプライチェーン意見交換会の概要を示したものである。データ連携基盤の試行を踏まえた必要機能やデータ連携基盤整備に向けたビジネスモデルの要件について意見交換を実施した。

表 20 第2回 CBAM サプライチェーン意見交換会概要

項目	内容
日時	2025年2月13日 16:00-18:00
開催方法	Teams+会場
説明内容	<ul style="list-style-type: none">● 試行のフィードバック● CBAM サプライチェーンアンケート結果の共有● データ連携基盤整備のビジネスモデルに関する議論

8. FAQ

8.1. 共通フォーマット

8.1.1. QA

以下は、本業務で作成した共通フォーマットに関する質問と回答である。

表 21 共通フォーマットに関する QA 一覧

No	分類	質問	回答
1	共通フォーマット	作成いただきました共通フォーマットですが、これは、完成品メーカー(ネジメーカー)の上流企業様から前駆体の情報を集めるためのフォーマットと理解してよろしいでしょうか。	はい、結構です。共通フォーマットは、基本的に、報告者よりも上流側の中小企業対応を主としています。
2	共通フォーマット	このフォーマットを承認取らずに材料メーカー等に提供してもよろしいでしょうか？	はい、提供いただいて構いません。 2025年3月以降に、経済産業省ウェブサイトにて公開される予定です。
3	共通フォーマット	輸出するにあたり全データが必要なのでしょうか？	基本的には、工場等の施設の生産に関わる全量が必要になります。ただし、欧州向けの輸出品の重量と使用する原材料および生産ラインが明確にわかっており、エネルギーデータについて生産ラインを個別に取得可能な場合は、生産ライン別の算定は可能です。
4	共通フォーマット	英語版のフォーマットはありますか？	2025年3月リリースを目指して作業中です。
5	共通フォーマット	統合製品で算定し、CNコード×工場で報告するというお話でしたが、それがこのフォーマットにどのように反映されているのかお教え頂きたいです。	今回は、算定フォーマットですので、統合製品で算定するところのファイルになります。 CBAM のルール上、報告者が運営している工場で算定した内包排出量原単位は、同一の統合製品カテゴリであれば CN コードが異なっても内包排出原単位が同じになります。 共通フォーマットで算定した内包排出量を用いて、当該施設から輸出される製品について CN コードをつけていただき、同じ内包排出量原単位を報告ください。

No	分類	質問	回答
6	共通フォーマット	弊社は、特殊なお客様以外は、使用する鉄鋼メーカーは、弊社が選んでいるので、鉄鋼メーカーの使用比率に従って、その鉄鋼メーカーのCO2の排出量を報告しています。	CBAM のルール上、貴社の時点で上流の複数の前駆体メーカー（鉄鋼メーカー）の原材料別の内包排出量を加重平均し、貴社の排出量原単位と合算して報告いただければ結構です。 共通フォーマットを活用いただく場合、D.に上流メーカーから連携された必要情報と取扱量を記入いただくことで、貴社時点での統合製品カテゴリ別の内包排出量原単位が自動的に計算できます。
7	共通フォーマット	2023 年の当初の CBAM の値をお客様と協議した時、「サイズが異なると、CO2 の排出量が変わるはず。この点をどう配慮されているのですか？」との質問があり、弊社としては、ある程度の製品サイズ区分に分けて CO2 の排出量を算出している。	CBAM のルール上、製品別の排出量ではなく、生産施設の生産重量当たりの平均排出量原単位（内包排出量原単位）を回答いただく必要があります。この場合、原単位化されているため、製品のサイズによらず内包排出量原単位は同じ値で問題ありません。 内包排出量原単位が同一でも対象製品の単重が異なるため、製品ごとの排出量が異なることとなります。
8	共通フォーマット	弊社製品について、EU の Communication template での提出を要請されたため、METI 共通フォーマットと両方入力して確認をしたのですが、間接排出は数値が合致するものの、直接排出の値が METI の方が15%程度大きい値になりました。 色々と入力値を変えてみたのですが、差異は変わりませんでした。軽油の比重を 0.82g/ml として、使用量(kL)にかけ合わせて重量(t)に換算しておりますが、共通フォーマット内の換算も同じでしょうか。	共通フォーマットのガイドラインの付属書の表の単位が重量ベースになっていたため、重量換算必要と思われたことが原因かと思えます。 共通フォーマットのガイドラインの該当部分について説明書きを修正しました。

No	分類	質問	回答
9	共通フォーマット	<p>ステンレスねじの製造ラインと鉄ねじの製造ラインがあり、ステンレスねじだけ納めているお客さんと両方を納めているお客さんがいる場合に、排出量計算をどのように考えたらよいか。</p>	<p>ステンレスねじの製造ラインと鉄ねじの製造ラインのエネルギーが別々に取得されている場合(ケース1)と、まとめてしか取得できない場合(ケース2)で分けて考えます。数値が変わりますが、CBAM のルール上、どちらの考え方で計算しても構いません。</p> <p>なお、ケース 2 の場合、鉄ねじについて CBAM 報告を求められた場合、ステンレスねじと同じ値を申告できます。</p>
10	共通フォーマット	<p>共通フォーマットの使用ガイドラインにおいて、項目 C において工場全体の生産量を記入した後、特定製品の生産重量を該当する Aggregated goods category の欄に入力することで対応出来る。特定製品の重量を本共通フォーマット項目 C の Aggregated goods category の欄に記入した場合は、本共通フォーマット項目 D に記載する原材料データは特定製品に由来するもののみとすることに注意すると書かれています。</p> <p>特定製品がある場合は上記の方法で入力し、ねじ X と鋼材 X の関係が明確でない場合の特定製品以外の場合と入力はスタンダードな入力方法で処理することが可能と理解します。</p> <p>使用ガイドラインでは特定製品の細分化が可能であるとも言っていますし、不可能であるとも言っているので今一つ理解に至りません。お教え下さい。</p>	<p>細分化の方法はいくつかあります。共通フォーマットのガイドラインで例に挙げているような事例であれば細分化可能、それ以外は細分化不可ということになります。</p>

No	分類	質問	回答
11	共通フォーマット	サプライヤ-及び委託加工業者にヒアリングをしても回答が得られない場合はデフォルト値で対応するとのことですが、そのデフォルト値はどこから参照すればいいですか？また、デフォルト値の使用含めた推計は排出量の 20%以内というのは CBAM で認められている排出量ですか？そうであれば、CBAM で認められている排出量とはどこを参照すればいいのですか？	委託加工の場合、デフォルト値は用意されておりませんので実データの収集または推計が必要になります。
12	共通フォーマット	直接排出量と間接排出量の欄に何を記入すればよいかわかりません。電力消費量はわかります。電力排出係数は地域ごとに違うのでしょうか？	直接排出量と間接排出量は自動計算されますので、電力消費量、燃料消費量を入力シートに記入ください。排出係数は中で持っていますので自動計算されます。
13	共通フォーマット	弊社ではねじボルトと同様、鉄鋼製品(ワイヤロッド)を加工した鉄鋼製品を EU に輸出しておりますが、欧州側輸入者から Communication Template にて報告するよう要請されています。 EU-CBAM 共通フォーマット説明会では、特定直接内包排出量、特定間接内包排出量、内包電力消費量、電力排出係数が求められればよい、とされていましたが、報告にあたっては、この 4 つの数値を直接入力して渡すことが可能という理解でよろしいでしょうか。 (上流、前駆体などの情報は、テンプレート自体が voluntary だからという理由でしょうか)	Communication template は、最後のシートを Declarant に提出することが想定されているはずですが。 今回の共通フォーマットは、特定直接内包排出量等について算定するものですので、そこで計算した結果を Communication template に転記いただき、Installation 等の情報は貴社で埋めていただければよいかと思います。

No	分類	質問	回答
14	共通フォーマット	輸入者である欧州拠点から Communication Template に情報を入れて返信するように要請を受けています。完成品メーカー(ネジメーカー)はその Communication Template に情報を埋める際に、前駆体情報を共通フォーマットから転記すると理解していますが、正しいでしょうか？共通フォーマットを欧州に提出すればそれでよいと理解している方がいらっしゃり、混乱していますので確認させて下さい。	はい、報告者が入手した共通フォーマットの情報は、報告者から見ると前駆体情報になります。報告者は、前駆体情報を D に記入し、B,C に自社情報を入力することで内包排出量原単位が計算できます。申告者への情報連携には Installation 情報が必要になりますので、共通フォーマットで算定した数値を Communication template に転記し、施設情報等を追記いただくことを想定しています。
15	共通フォーマット	共通フォーマットの中で、提出用シートだけを下流側に提出すれば良いとありますが、どのようにすれば提出用シートのみを提出できるのかが分かりません。	提出用シートを表示いただき、ファイル保存で CSV 形式を選択ください。ファイル保存されると表示していたシートのみ CSV 形式で保存されていますので、CSV 形式のファイルを下流側に提出ください。
16	共通フォーマット	CBAM 共通フォーマットを使用すれば、コミュニケーションテンプレートは使用する必要がないでしょうか？	貴社が、前駆体製造者や委託加工事業者等のサプライヤーの場合、コミュニケーションテンプレートを使用する必要はありません。一方で、報告者として欧州の輸入者(申告者)に情報連携する場合は、コミュニケーションテンプレートに算定結果を転記いただくことを想定しています。
17	単位	電力消費量の単位ですが、CBAM 報告上は kwh/t ではなく、「Mwh/t」だという認識です、単なる間違いでしょうか実際の報告に合わせて頂くと大変有難いのですが。	CBAM は MWh/t なので、共通フォーマットも MWh/t に改修予定です。
18	用語	エクセルの「用語」sheet に直接排出量として4種類ありますが、違いを教えてください。	直接排出量が 4 種類あるわけではなく、Direct Emission しかないが、直接排出量は施設からの全排出量で、直接内包排出量は原材料情報を含むもので、特定直接内包排出量は生産重量当たりで割っている場合)SEE、EU に提出するもの)定直接排出は直接排出量を重量で割り戻した

No	分類	質問	回答
			ものになる。
19	用語	CBAM 共通フォーマットにおける提出用のセルにあるデータ開始日、データ終了日とは何を意味するのでしょうか？	データ開始日、データ終了日は、1年間のデータを収集することになっているが、暦年と書かれている(ただし、会計年度でもよいとされている)。 ファイルを保存する際に、どの期間で収集したデータかの記録を残すために、開始日終了日を入れている。
20	A 属性データ入力	当社は商社ですが、今回のフォーマットでは Installation の名前や住所は入力不要と理解してよいですか？	商社としてサプライヤーを秘匿したい場合は、Installation として商社の住所等を書いてください。 共通フォーマットの A. 属性データの inputs は、サプライチェーンで情報を共有した際に問い合わせを円滑に行うために記載しているものであり、CBAM 報告に必要な施設(インスタレーション)情報とは異なります。
21	A 属性データ入力	工場が2か所ありますが、属性データ入力に2か所に分けて登録する必要がありますか？	どのような形で工場 2 か所かによりますが、工場 A と工場 B でプロセスが分かれている場合は合算してもらっても構いません。 また、2 つの工場で、異なる完成品を作っている場合は別々に計算してもよいです。
22	B エネルギーデータ入力	廃油について:有価物として再販している場合はマイナス入力しますか？ 電力について:上記と同じですが、太陽光発電にて売電している分は使用分からマイナス入力しますか？	廃油を生産するために燃やしている場合は入力するが、販売している場合は入力不要です。また、再エネについても、電力消費量を記入いただくこととなりますので、売電分は除外されているはずで。
23	B エネルギーデータ入力	前回、潤滑油の使用量が直接排出に含まれると伺いましたが、潤滑油の使用量はどちらの項目に入力したらよろしいでしょうか。	潤滑油を潤滑油として使用した後に、廃棄物処理の一環として熱回収し、生産用の熱・電力等を得ている場合、廃油で消費量を記入ください。
24	B エネルギーデータ入力	潤滑油を燃焼している場合にはどの項目に入力するのが正しいのでしょうか	潤滑油を燃焼している場合は、燃料消費量の燃料種選択で、廃油で、選択ください。

No	分類	質問	回答
25	B エネルギーデータ 入力	自社で燃焼していなければ廃油は CBAM 対象外という事でよろしいでしょうか？もしくは廃棄業者(最終処分場)にて燃焼される場合も CBAM 報告対象となるのでしょうか？	産廃業者での燃焼は考慮する必要はありません。 また自社で燃焼している場合でも、製造のエネルギーとして回収していなければ特に算定不要と考えております。
26	B エネルギーデータ 入力	電力入力について、再生エネルギー・Co2 フリー電力の使用分は含みますか？	CBAM は、自家発もしくは技術的に接続関係が担保されている電力について排出係数を個別に考慮できますが、市場ベースの権利取引による排出係数の軽減を認めていません。再エネ、CO2 フリー電力の発電と生産設備との技術的な接続状況によって取り扱いが変わりますので、EU のガイダンスや共通フォーマットの使用ガイドライン等を参照ください。
27	B エネルギーデータ 入力	排出量報告で、内包電力消費量の計算の詳細が知りたいです。入力したデータから出てきた数値が予想していた数値にはならないため。	算定単位をご確認ください。99.17 は tCO2 単位です。
28	C 企業／工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高 入力	フォーマットでは CBAM 対象である質量をどのように把握、入力すれば良いですか。 仕入先に帳票を送付するだけでは、入力できず、別途追加情報(CBAM 該当がわかる情報)と一緒に依頼する形になりますか。	取引先の生産量については取引先に記入してもらってください。共通フォーマットで提出用シートには生産量が表示されておらず、内包排出量のみが記載されています。前駆体(外部調達品)の排出量は、取引先から共有された内包排出量原単位情報を D.に転記し、同じく D. で取引先別の貴社の原材料消費量を記載することで、当該原材料の前駆体としての排出量が計算されます。

No	分類	質問	回答
29	C 企業／工場全体での全製品の生産高および統合製品カテゴリ別生産高入力	<p>①鉄半製品 A ナット(母体)...5g ②鉄半製品 A ナットにねじ切りを行う...5g ③鉄半製品 B ワッシャー...3g ④半製品 A と半製品 B を組み合わせる...製品の重量 8g(ナット A...5g+ワッシャー B...3g)</p> <p>この場合(①～④)を自社で行っている場合)の総生産重量は各工程での「①+②+③+④=21g」と計算するのか、完成品として「④=8g」と計算するのが適切なのでしょうか。</p>	<p>生産高は、完成品ベースの 8g でお願います。</p> <p>一方で半製品として一部加工済みのナットを購入されている場合は D のところの調達重量は 5g で入力してください。</p>
30	D 原材料／委託加工データ入力	D の「紐づけ先統合製品カテゴリ」に鉄とアルミ製品の2種類しかないのは何故ですか？	<p>共通フォーマットは、鉄及び鉄鋼製品／アルミ製品のサプライヤー向けに作成しています。自社が生産していないものを紐づけ先として表示しないように Excel ファイルの表示を制御しています。この背景として、CBAM 対象製品で日本から欧州に輸出しているのは主に鉄とアルミニウムであるためです。</p>
31	D 原材料／委託加工データ入力	原材料及び委託加工について、弊社は前駆体の材料メーカー及び表面処理、焼入れを他社でやっているのですが、そこからのデータを D に貼り付けるということではよろしいでしょうか？	はい、その理解で結構です。
32	D 原材料／委託加工データ入力	初期のバージョンのフォーマットでは、高炉・電炉メーカーからの排出量も加味されておりましたが、今回は除外するという認識でよろしいでしょうか？	今回は、D に前駆体の排出量として記入いただくように変更しました。
33	D 原材料／委託加工データ入力	高炉電炉メーカーの排出量は一次商社からの情報共有、と資料に記載されていますが、どういう意味でしょうか？	高炉メーカーが一次商社経由で守秘義務契約を前提として共有されることになっているということです。

No	分類	質問	回答
34	D 原材料 ／ 委託加工データ入力	高炉メーカーからは、直接、間接の排出量及び電力消費量、電力排出係数の4つもらうことが必須という理解でしょうか。	はい、その理解で結構です。
35	D 原材料 ／ 委託加工データ入力	金属部品を材料調達～NC 旋盤加工完成 〃 ～焼入れ(外注)～研磨完成 〃 ～高周波(外注)～加工完成 それぞれ完成後、納品となっています。 入力シートのD.原材料/委託加工データ入力に、何を報告すればよいかよくわかりません。	棒鋼等を購入されているのであれば、それが原材料になりますので、高炉／電炉もしくは取引商社様から①直接排出量 SEE (direct)(tCO ₂ eq/t)、②間接排出量 SEE (indirect)(tCO ₂ eq/t)、③総排出量 SEE (total)(tCO ₂ eq/t)、④電力消費量 Embedded electricity (kWh/t)、⑤電力排出係数 SEE(indirect)emission faoctor (tCO ₂ eq/kWh)を入手し、D.に記入ください。 2.焼き入れの外注先には、燃料消費量・電力消費量等原単位(今回のフォーマットを送付して、A-C まで入力して返送してもらって、D.に記入ください)。 3.高周波の外注先の燃料消費量・電力消費量等原単位(今回のフォーマットを送付して、A-C まで入力して返送してもらって、D.に記入ください)。 自社分については、A～C まで入れたうえで、D に①②③を加算したあと、提出用のシートに計算された結果を共有ください。
36	D 原材料 ／ 委託加工データ入力	材料業者に問い合わせたところ、材料は社内で生産しておらず、燃料排出量はわからないとの事でした。この場合、いかがさせていただいたらよろしいでしょうか？	材料業者(商社)に、材料の製造メーカーさんに問い合わせいただくように依頼ください。

No	分類	質問	回答
37	D 原材料 ／ 委託加工データ入力	焼入れ業者での排出量とは、取引先から依頼された品物のみを生産する時に出る排出量でしょうか。それとも、業者の昨年1年間の全体の排出量でしょうか？	CBAM の制度上は、取引先の年間燃料消費量等を、年間の生産量で割り戻す、です。 ただ、取引先が貴社顧客向けの製品の製造ラインが明確に分離出来て、その製造ラインのエネルギー消費量がわかる場合は、その製造ラインに特化した排出量でも構いません。 今後、第三者検証等への対応が必要になる可能性が高いので、なるべく、書類仕事が少ない算定方法を採用されることをお勧めします。
38	D 原材料 ／ 委託加工データ入力	前提として C で対象となる Aggregated goods は1種類のみです。(Iron or Steel)D にも1行しか記入しません。 そのうえで、当該 Aggregated goods1トンあたりの直接・間接排出量等が知りたい場合、D に「取引量」を記入する必要はないでしょうか？	「提出用」シートはすべての入力完了後のアウトプット用のシートです。取引量を入力した後にご使用ください。 取引量を入力していない場合は、前駆体を含まないインストレーションの直接・間接の特定排出量が表示されます。
39	D 原材料 ／ 委託加工データ入力	「取引量」とは弊社が該当部品を購入した量でしょうか？その「取引量」の数値によって「提出用」シートの計算結果が変わるのはおかしいと思うのですが。「提出用」シートの計算結果はサプライヤーの製造による排出量であるため。	「取引量」は貴社が該当部品を購入した量です。「取引量」によって前駆体の排出量が変わりますので、「提出用」シートの計算結果も変わります。 また「提出用」シートは貴社が提出するシートであり、貴社の出荷する製品の排出量の結果を示すものです。サプライヤーの排出量情報ではございません。
40	サプライヤーへの依頼	座金組込製品(セムス品)の取り扱いがある為、座金メーカー様へ、CBAM 共通フォーマットの作成依頼を行うとして、座金メーカー様は、「二次製品製造」として、入力シートの A、B、C、及び D(原材料)のデータ入力を行っていただく事で良いですか？	その理解で結構です。

No	分類	質問	回答
41	サプライヤーへの依頼	委託加工業者がさらに委託加工業者に下請けで出しているケースは、1次の委託加工業者には入力が必要と説明しなければいけないという理解でしょうか。	その理解で結構です。委託加工業者の外注先にも協力を依頼してもらってください。
42	サプライヤーへの依頼	弊社の全排出量の20%はデフォルト値を使用可能で、基本的には材料メーカー(前駆体)と委託加工業者から入手する数値が明らかに異常値である場合はヒアリングをして、正確な数値の入手に出来るだけ努めるということでしょうか？	ご認識の通りです。
43	サプライヤーへの依頼	<p>弊社サプライヤ様の中に表面処理を外注に出すところがあるのですが、その場合、外注先はDの材料以外を入力してサプライヤ様に提出することになると思います。</p> <p>この場合、生産量(重量)はどのように記入してもらいべきでしょうか</p> <p>表面処理でもめっきの場合はめっき材料の重量になりますか？</p> <p>それとも被処理材(ボルト、ナット等)の重量でしょうか？</p> <p>また、他の表面処理の中に樹脂を塗布するメーカーがありますが、その場合もめっきと同様の扱いでしょうか？</p>	<p>貴社→サプライヤー→貴社と戻してもらう製品について、ブランクの共通フォーマットをサプライヤーさんに送付し、A～Cについて入力して、返送してもらってください。なお、表面処理は、総処理重量を総生産重量として、鉄鋼二次製品に関する処理重量を、統合カテゴリごとの生産重量として記入いただければよいと思います。</p> <p>また、処理重量は、受け取りベース(被処理材、出荷ベース(被処理材+鍍金)のどちらかで基準を揃えていただければよいと思います。</p> <p>(エネルギー按分の観点からはサプライヤーさんの出荷ベースでの重量でよいと思います)</p> <p>このあたり、第三者検証ルールが見えてきた段階で、検証機関から指示が出てくるかと思しますので、確定情報については、今年秋口に再度確認いただければと思います。</p> <p>樹脂塗布についても同じで、塗布のためのエネルギー(いわゆる、Scope1,2に相当)だけを取得する必要があるため、めっきと同様で結構です。</p>

No	分類	質問	回答
44	サプライヤーへの依頼	<p>弊社のサプライヤーは弊社から製品を送り込み、その製品に対して加工を行うところがほとんどです(加工工程の一部です)。数量の把握は出来ると思うのですが、重量の把握は出来ないと思われます。また、極小規模サプライヤーに今回の内容を要請するのは困難だと思われます(要請しても恐らく出てきません)。このような場合には弊社内にて(極小規模サプライヤー用)デフォルト値のようなものを設定しても良いのでしょうか？</p>	<p>重量は難しいとの意見はいただいています。が、制度上求められていること、今後のカーボンフットプリントの算定でも必要になることから、今回は重量ベースとしています。</p> <p>委託加工の方向けには、A,B,C の一番上の生産重量だけ入力をしてもらえれば対応できるはずです。</p>
45	保守運用	<p>この資料は今度アップデートする際はどなたがされるのでしょうか？何かの理由でアップデートが必要となり、各社で自由にアップデートしてしまうと、結果として各社違うフォーマットになってしまい本末転倒と感じました。</p> <p>近日、データ連携基盤が製造される予定ですので、資料がアップデート必要になる前にこの基盤に切り替えていくのでしょうか？</p>	<p>2 月末までは事務局側でアップデートします。それ以降は、来年度事業者等になると思います。</p>

8.1.2. ご意見²⁶

共通フォーマットについて、第 2 回説明会のフィードバックアンケートで以下のご意見を頂いた。

- 共通フォーマットが中小サプライヤにも理解しやすく、日本語での提供がありがたい。
- CBAM 説明会で共通フォーマットの利便性を理解し、作業の効率化に役立った。
- 今後も見直しを継続し、使いやすい UI やアウトプットのしやすさを期待する。
- 入力しやすい仕様と具体例の提供を希望する。
- 零細企業でも入力しやすいフォーマットの提供を望む。
- 多くのユーザーの利用でのブラッシュアップを期待する。
- 調査タイミングに間に合わなかったが、フォーマットの運用とサポートの継続を希望する。
- フォーマット作成順序や EU communicationsheet の使用方法に関する具体的な解説を希望する。
- 原材料/委託加工データ入力に関するガイドラインの理解に困難があるため、詳細な説明を希望する。
- 協力会社への伝達や重量ベースの把握が難しい。
- 部品単位での回答が多く、工場全体の排出量との整合性に困難がある。
- 電力の単位を統一してほしい。
- フォーマットに関する注意喚起の記載を希望する。
- 調査方法の全体像や前提条件の説明が欲しい。
- 欧州当局の要求に合致するレベルの算定前提のメリット・デメリットの説明を希望する。

²⁶ フィードバックアンケートでいただいた意見を集約し、誤脱等を修正している。

9. EU CBAM Portal の FAQ

以下の質問・回答は、EU の CBAM Portal における 2 月 4 日時点の FAQ²⁷を翻訳したものである。訳語については、公定訳ではない。

また、分野別の QA は、鉄及び鉄鋼二次製品とアルミ製品のみ記載している。

9.1. 一般

9.1.1. なぜ EU は炭素国境調整メカニズムを導入しているのか? (Why is the EU putting in place a Carbon Border Adjustment Mechanism?)

EU は、気候変動と闘う国際的な取り組みの最前線にいる。欧州グリーンディールは、2030 年までに温室効果ガス排出量を 1990 年比で正味 55%削減し、2050 年までに気候中立国になるという EU の野心的な目標の達成に向けた明確な道筋を示した。2021 年 7 月、欧州委員会は、この野心を現実のものにするための Fit for 55 政策提案を行い、EU を世界の気候リーダーとしてさらに確立した。それ以来、これらの政策は共同立法者、欧州議会、理事会との交渉を通じて具体化され、現在では多くが EU 法に署名されている。これには、EU の炭素国境調整メカニズム (CBAM) が含まれる。

EU が気候に関する野心を高め、一部の非 EU 諸国でより厳格でない環境・気候政策が普及するにつれて、世界的な気候への取り組みだけでなく、いわゆる「すなわち、EU に拠点を置く企業は、より緩い基準を利用するために、炭素集約的な生産を海外に移すことができる。あるいは、EU 製品をより炭素集約的な輸入品に置き換えることができる。このような炭素の漏出は、排出量を欧州以外に移動させる可能性があり、その結果、EU を深刻に弱体化させることになる。」のリスクが高まっている。CBAM は、EU の高まる気候に関する野心を支援し、野心的でない政策を持つ国に生産が移転することによって気候行動が損なわれないようにする。

²⁷ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/013fa763-5dce-4726-a204-69fec04d5ce2_en?filename=CBAM_Questions%20and%20Answers.pdf (2025 年 2 月 4 日閲覧)

9.1.2. CBAM の現在の実施段階は？ (What is the current stage of implementation of CBAM?)

欧州議会と欧州連合理事会は、共同立法者として 2023 年 5 月 10 日に CBAM 規則 (EU) 2023/956 に署名した。CBAM は 2023 年 10 月 1 日に移行期間として適用され、最初の四半期報告書は 2024 年 1 月 31 日までに提出される。CBAM の下での排出量報告のための一連の規則と要件は、移行期間中の報告規則を定めた施行規則 (EU) 2023/1773 でさらに規定されている。欧州委員会は、移行期間中の CBAM 登録簿を施設 (インストール) し、さらなる二次立法を準備し、計画された分析を実施している。CBAM の最終期間は 2026 年 1 月に発効する。

欧州委員会は、移行期間中の CBAM の適用に関する詳細なガイダンスを公開している。これには、詳細なマニュアル、ウェビナー、eラーニング、その他の資料が含まれる。実施を支援するすべての情報は、欧州委員会の CBAM ウェブページでアクセスできる。

9.1.3. CBAM はどのように機能するのか？ (How does the CBAM work?)

CBAM は、世界貿易機関 (WTO) 規則を含む EU の国際的な約束と義務に準拠するように設計されている。CBAM システムは EU ETS を反映しており、以下のように機能する。

- CBAM は、EU 域内で同じ商品を生産した場合の EU ETS に基づく排出量の報告に沿った方法論に従って決定された、EU 域内で輸入される商品の実際の内包排出量に適用される。
- 2026 年に CBAM の確定期間が発効すると、EU の輸入業者は、その商品が EU の炭素価格ルールの下で生産された場合に支払われたであろう炭素価格に対応する CBAM 証明書を購入することになる。
- 逆に、EU 以外の生産者が輸入商品の生産に伴う内包排出量に対して第三国であるで炭素価格を支払っている場合は、対応するコストを CBAM 義務から全額控除することができる。

したがって、CBAM は、EU 以外の国の生産者が生産プロセスをグリーン化することと、各国が炭素価格措置を導入することの両方を奨励しつつ、炭素漏れのリスクを軽減するのに役立つ。

企業やその他の国に法的な確実性と安定性を提供するために、CBAM は段階的に導入されており、当初は炭素漏れのリスクが高いセクター（鉄鋼、セメント、肥料、アルミニウム、水素、電気）の一部の商品にのみ適用される。2023 年 10 月 1 日に始まった移行期間では、円滑な導入を促進し、第三国との対話を促進することを目的として、これらの商品に報告制度が適用される。輸入業者は 2026 年に CBAM の財務調整金の支払いを開始する。

9.1.4. CBAM は EU 排出量取引システム (ETS) とどのように相互作用するか? (How does CBAM interact with the EU Emissions Trading System (ETS)?)

EU 排出量取引制度 (ETS) は、世界初の国際的な排出量取引制度で、EU の気候変動対策の旗艦政策である。発電や大規模な産業施設から排出される温室効果ガスの量に上限を設定している。排出枠は ETS 取引市場で購入する必要があるが、炭素漏れ (カーボンリーケージ) を防ぐために一定数の無料排出枠が産業界に分配される。脱炭素へのインセンティブを高めるために、無料排出枠の削減に合わせて CBAM が段階的に導入される。EU ETS の下では、すべての部門で時間の経過とともに無料排出枠の数が減少する。CBAM 部門では、ETS が EU の野心的な気候目標を達成する上で最大の効果を発揮できるように、2026 年から減少が加速する。同時に、CBAM の財政調整は段階的なスケジュールに従って段階的に導入される。

CBAM は、EU に輸入される CBAM 製品に内包排出量に対応する証明書のシステムに基づく。CBAM は「キャップ・アンド・トレード」システムではないため、必要とされる一部の限られた分野で ETS から逸脱する。例えば、EU ETS とは異なり、証明書は無制限に購入できる。それにもかかわらず、CBAM 証明書の価格は ETS の許容価格を反映することになる。

2026 年に完全な CBAM 制度が運用開始されると、システムは改訂された EU ETS を反映するように調整される。特に、CBAM の対象となる部門で利用可能な自由排出枠の削減に関してはそうである。つまり、CBAM は対象となる製品にのみ適用され、それらの部門に ETS の下で割り当てられた自由排出枠の削減に正比例して適用される。簡単に言えば、CBAM 部門の自由排出枠が 2034 年に完全に段階的に廃止されるまで、CBAM は EU ETS の下での自由排出枠の恩恵を受けない排出量の割合にのみ適用される。これにより、輸入者は EU の生産者と比較して公平に扱われることが保証される。

9.1.5. CBAM は EU 外の他の ETS システムとどのように互換性があるのか? (How is the CBAM compatible with other ETS systems outside the EU?)

CBAM は、輸入品が EU 産品よりも「不利でない扱い」を受けることを保証する。これは、特に CBAM の 3 つの設計上の特徴のおかげである。

- CBAM は、内包排出量の「実際の値」を考慮する。これは、EU に輸出する企業の脱炭素化努力が、より低い CBAM 支払いにつながることを意味する。
- CBAM 産品の輸入のために購入される CBAM 証明書の価格は、EU 排出量取引制度 (EU ETS) の下で EU の生産者が購入するものと同じになる。
- 二重価格を避けるために、EU 外で支払われる実効炭素価格が調整から差し引かれる。

第三国で支払われるこの炭素価格は、例えば、確立された排出量取引制度によるものである可能性がある。欧州委員会は、移行期間の終了前に、海外で支払われる実効炭素価格を考慮に入れるための規則とプロセスを設計するための二次的な法律を採択する。移行期間中、報告申告者は、利用可能なリポートまたはその他の形式の補償を考慮して、輸入品に内包排出量について原産国で支払われる炭素価格を報告する必要がある。

9.1.6. 新しいメカニズムはどのセクターを対象とし、なぜそれらが選ばれたのか？
(Which sectors does the new mechanism cover and why were they chosen?)

CBAM は当初、以下の部門の製品の輸入に適用される。

- セメント
- 鉄鋼
- アルミニウム
- 肥料
- 水素
- 電気

これらのセクターは、特定の基準に基づいて選択された。特に、炭素漏出のリスクが高く、排出量の集約度が高く、完全に段階的に導入されれば、最終的には ETS の対象となる産業セクターの排出量の 50%以上を占めることになる。将来的には、CBAM は他の ETS セクターにも拡大される可能性がある。

9.1.7. CBAM 規則はどの物品に適用されるか? (To which goods does the CBAM Regulation apply?)

CBAM 規則は、HS コードに 2 桁を追加した CN コード (Combined Nomenclature) に適用され、EU 外への輸出のための商品コードとして使用される。

内包排出量を報告しなければならないすべての物品は、CBAM 規則の附属書 I に記載されている。これらは「CBAM 製品」と呼ばれる。

「鉄鋼」などの部門は、情報提供の目的でのみ言及されている。例えば、アンモニア (肥料部門の CN コード 2814 10 00 または 2814 20 00) の輸入は、アンモニアが肥料の生産に使用されていない場合でも、CBAM 規則の対象となることを意味する。

欧州委員会は、EU への輸入者のための CBAM 自己評価ツールを開発した。このツールを使用すると、輸入品が移行期間中に CBAM の対象となるかどうか、その特定の種類の産品に対する CBAM 報告要件は何か、さらに詳しい情報はどこで入手できるかについて、簡単な概要を把握することができる。このツールは、欧州委員会の CBAM ウェブサイトの「ガイドダンス」のセクションで入手できる。

9.1.8. CBAM は、完成品または半完成品の炭素漏出にどのように取り組むか？ (How will the CBAM tackle carbon leakage of finished or semi-finished products?)

CBAM は、主に基本的な材料と基本的な材料製品に適用されるが、ファスナー (CN コード 7318 XX XX) などの一部の完成品/下流製品にも適用される。

CBAM 規則は、選択された基準に基づいて、ETS 内に追加の製品と部門を追加できるかどうかを評価するために、移行期間の終わりに見直される。

9.1.9. CBAM は「中古品」に適用されるか？ (Does the CBAM apply to 'second hand' goods?)

CBAM 規則は、EU に輸入される、すなわち EU 単一市場で自由に流通するためにリリースされるすべての物品に適用される。

9.1.10. CBAM は「返品商品」に適用されるか? (Does the CBAM apply to 'returned goods'?)

返品商品とは、EU 関税法第 203 条 (規則 (EU) No 952/2013) に定義されている商品である。返品商品とは、もともと EU の商品として輸出されていたか、以前に EU の商品として自由流通のためにリリースされていたかのいずれかの理由で、かつ一定の条件(例えば、それらが以前に輸出されてから 3 年以内に自由流通のためにリリースされた場合)を満たしているために、自由流通のためにリリースされ、免税の恩恵を受ける商品である。これらの商品が返品商品として認められる条件は、関税法令に規定されており、管轄税関当局は、商品が EU で自由流通のためにリリースされると宣言されたときに、これらの条件が満たされているかどうかを評価する。

移行期間中、CBAM の報告義務は、EU 関税法第 203 条に定義されている返品商品には適用されない。その結果、これらの商品の内包排出量を四半期ごとの CBAM 報告書に含める必要はない。

ただし、EU 関税法第 205 条に定義されている返品商品については、報告義務は免除されない。第 205 条は、国内加工の下に置かれた後に最初に再輸出された返品商品に適用される。

確定期間中、報告申告者は、EU 関税法第 203 条に定義されている返品商品を年次 CBAM 申告書に報告しなければならないが、それらの商品に対応する内包排出量の合計には「0」を入力しなければならない。EU 関税法第 205 条に定義されている返品商品については、申告者は、他の CBAM 商品の輸入と同様に内包排出量を報告しなければならない。

上記の「返品商品」に関する規定は、EU 以外の原産品にのみ適用される。逆に、EU に返品された時点で (原産地規則に従って) EU 原産の商品については、CBAM は適用されない。

9.1.11. CBAM は包装に適用されるか？ （Does the CBAM apply to packaging? ）

CBAM 報告義務は、包装の CN コードが税関申告書に記載されており、CBAM 規則の附属書 I の対象となっている場合に適用される。

9.1.12. CBAM は軍事物資に適用されるか? (Does the CBAM apply to military goods?)

CBAM 規則第 2 条 (3) (c) に規定されているように、CBAM は、EU 関税法委任法 (UCC-DA) 2015/2446 の第 1 条 (49) 項に基づく軍事活動に関連して移動または使用される物品には適用されない。

ただし、UCC-DA (2015/2446) の第 1 条 (49) 項は、上記条項の a) 項および b) 項に規定されている軍事活動に関連して軍隊(例えば NATO ベース間)間で移動される物品のみを指していることに留意されたい。したがって、UCC-DA の第 1 条 (49) 項に規定されている定義は、例えば EU 軍に販売される物品などの商業物品の移動には適用されない。つまり、EU 内に設立された商業企業によって生産、修理または加工され、その後 EU 軍に販売される物品には、CBAM 規則が適用される。

UCC-DA の第 1 条 (49) 項に定義されている軍事活動に関連して移動または使用される軍事物品の国境を越える移動については、税関の目的で使用できる文書は、規則 (EU) 2015/2446 (UCC-DA) の第 1 条 (50) 項および (51) 項に定義されている NATO または EU フォーム 302 である。これらの物品がフォーム 302 によって申告される場合、CBAM の対象ではないことは明らかである。異なる方法で申告される場合、輸入者は税関申告において、CBAM 規則第 2 条 (3) (c) 項のために物品が CBAM の対象ではないことを明確にすることが望ましい。NATO および EU 302 フォームの使用に関する詳細な情報は、TAXUD ガイダンス文書「軍事活動に関連して移動または使用される軍事物品の EU における税関手続き (フォーム 302 の使用)」に記載されている。

さらに、物品が EU MS の軍事当局によって、またはその代理として輸入されるが、UCC-DA 第 1 条 (49) に言及されている活動のいずれにおいても移動または使用されない場合、その物品は CBAM の免除の恩恵を受けることができないことに留意すべきである。

情報を完全にするために、第 324 条 (1) (c) および (3) UCC-IA によれば、航空機の引渡しのために国内加工された物品であって、再輸出されるとみなされるものは、修理がこの規定の範囲内にあることに留意されたい。その場合、CBAM は適用されない。

9.1.13. CBAM は、マヨットやラ・レユニオンのような EU 最外縁地域で生産された商品に適用されるか？ (Does the CBAM apply to goods produced in EU outermost regions, such as Mayotte or La Reunion?)

CBAM 規則は、第三国原産で EU の関税地域に輸入される CBAM 商品にのみ適用される。EU 関税地域を構成する地域のリストは、EU 関税法 (規則 (EU) No 952/2013) 第 4 条に含まれている。ラ・レユニオン、マヨット、グアドループ、マルティニークは EU 関税地域の一部であるため、CBAM 規則はこれらの地域で生産された商品には適用されない。

9.1.14. CBAM の対象となる第三国はどこか。 (Which third countries fall under the scope of the CBAM?)

原則として、すべての非 EU 諸国からの物品の輸入は CBAM の対象となる。ただし、EU ETS に参加しているか、それに関連した排出量取引制度を有している特定の第三国は、同一製品に対して炭素価格が二重に支払われないように、CBAM から除外される。これは、欧州経済領域 (EEA) 加盟国とスイスの場合である。

CBAM は、EU との電力市場の統合を希望する国を含む第三国で発電された電力および第三国から輸入された電力に適用される。これらの電力市場が完全に統合され、一定の厳格な義務と約束が履行されれば、関係国は 2030 年まで CBAM から免除されるが、それは電力の輸入に関する限りに限られる。

9.1.15. 英国からの CBAM 商品の輸入を報告する必要があるのか？ (Do I need to report the import of CBAM goods originating from the UK?)

英国を原産地とする製品からの内包排出量は、移行期間中に報告する必要がある。

9.1.16. 移行期間中に何が起こるか？（What happens during the transitional period?）

2023年10月1日から2025年末までの移行期間中、報告申告者（輸入者または間接税関係者の可能性がある）は、四半期ごとに輸入されるCBAM製品に内包排出量を四半期末に報告しなければならない。この際、財務調整は行われず、最終的なシステムを導入するための時間が与えられる。

報告申告者は、設立された国の管轄当局（NCA）に連絡し、CBAM TRANSITION REGISTRY 簿にアクセスする必要がある。この登録簿は、CBAM 四半期報告書の提出に使用される。

9.1.17. CBAM 規則に違反した場合の罰則はあるのか。(Are there penalties for non-compliance with the CBAM Regulation?)

はい。2023 年 10 月 1 日以降、CBAM 製品に内包排出量の報告は義務となる。報告申告者は、報告されていない排出量のトン当たり 10 ユーロから 50 ユーロの罰金に直面する可能性がある。

CBAM 報告書の欠落、不正確または不完全な場合、NCA は訂正手続きを開始し、報告申告者に潜在的な誤りを訂正する可能性を与えることができる。

NCA は、a) 報告申告者が CBAM 報告書の提出義務を遵守するために必要な措置を講じていない場合、または b) CBAM 報告書が不正確または不完全であり、所管当局が訂正手続きを開始した後に報告申告者が CBAM 報告書を訂正するために必要な措置を講じていない場合に、罰則を適用する。

9.1.18. 内包排出量の報告方法に関する詳細情報はどこで入手できるか？ (Where can I find detailed information on how to carry out the reporting of embedded emissions?)

報告を実施するために必要なすべての情報は、移行期間の報告規則を定めた施行規則 (EU) 2023/1773 に規定されている。委員会は、2つのガイダンス文書 (1つは CBAM 商品の輸入者向け、もう1つは第三国の生産者向け) と、生産者と輸入者の間の情報交換を促進するためのオプションのコミュニケーションテンプレートを公表し、定期的に更新する予定である。これらの文書は、CBAM のウェブサイト (https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en) で見ることができる。

EU 輸入者向けのガイダンス文書は、EU の 24 の公用語に翻訳された。EU 以外の生産者向けのガイダンス文書は、現在、英語、フランス語、ドイツ語、ポーランド語、スペイン語、イタリア語、アラビア語、ヒンディー語、韓国語、北京語、トルコ語、ウクライナ語で利用できる。

CBAM のウェブサイトには、ウェビナー、eラーニング、その他の資料も含まれている。

9.1.19. コミュニケーションテンプレートの Excel ファイルの使用は必須か。(Is it mandatory to use the communication template Excel file?)

いいえ、コミュニケーションテンプレートの使用は強制ではありませんが、推奨されます。

コミュニケーションテンプレートは、事業者が実施規則 (EU) 2023/1773 に規定された方法論に従って、CBAM 製品に含まれる内包排出量を決定できるようにするツールである。このテンプレートは、すべての関連する発生源ストリームと排出源、電力消費、および関連する前駆物質が計算に考慮されることを保証する。

このテンプレートには、報告申告者が必要とするすべての情報を含むワークシート「**Summary_Communication**」が含まれている。したがって、このワークシートは、第三国の生産者と輸入者（またはその代理人）との間のコミュニケーションを促進する。

ユーザーがコミュニケーションテンプレートに記入するのに役立つ事前記入版が CBAM のウェブサイトで見つけることができる。さらに、必要なすべての手順を詳述したトレーニングビデオが次のリンクから入手できる。

9.1.20. 不正確または不十分な情報が提出された場合、誰が責任を負うか? (Who is liable in cases where incorrect or insufficient information is submitted?)

責任は報告申告者にある。これは、輸入者または間接税関代理人のいずれかである可能性がある。NCA は、報告申告者との適切な対話に関与する責任があり、罰則を課すことができる。

9.1.21. さらに具体的な質問がある場合は、誰に連絡すればよいか? (Who can I contact if I have further, more specific questions?)

関連する NCA および最終的には委員会は、CBAM の実施に関する疑問に対処するために、引き続き自由に利用することができる。

NCA のリストは、委員会の CBAM 専用 Web ページ「炭素国境調整メカニズム」(europa.eu) で公開され、継続的に更新されている。

9.2. 報告：一般事項 (Reporting: general issues)

9.2.1. 報告の責任者は誰であるか? (Who is responsible for the reporting?)

税関当局は、移行期間中に情報を報告する義務を税関申告者に通知する。報告申告者は、税関申告書を提出する者に応じて、輸入者または間接税関代理人のいずれかとなる。税関当局は、報告申告者に報告義務をどのような形で通知するかを自由に選択することができる。

報告義務の責任者は、次のいずれかとなる。

1. 輸入者 (i) 輸入者が自己の名義で自己に代わって物品の自由な流通のための通関申告書を提出する場合;および (ii) 輸入者が税関申告書を提出する権限を有する申告者でもあり、物品の輸入を申告する場合;
2. 間接税関代表者 (規則 (EU) No 952/2013 の第 18 条に従って任命された間接税関代表者が税関申告書を提出する場合);輸入者が EU 域外に拠点を置く場合;または輸入者が EU 域内に拠点を置く場合間接税関代表者が規則 2023/956 の第 32 条に従って報告義務に同意した場合。任命された間接税関代表者は、EU 域内に拠点を置き、当該加盟国が定める税関代表者の条件に従わなければならない (規則 (EU) No 952/2013 の第 18 条参照)。

9.2.2. 輸入者は複数の間接税関代表者を持つことができるか? (Can an importer have several indirect customs representatives, and vice versa?)

輸入者は、それぞれが税関申告に導入した特定の CBAM 製品について説明責任を負う、異なる間接税関代表者を自由に使用することができる。各代表者は、税関で自身の EORI 番号を提示する。これは、CBAM 報告義務の責任者の証拠である。したがって、内包排出量の二重計上はできない。

間接税関代表者は、CBAM 報告義務を遂行し、複数の輸入者の報告申告者として行動することもできる。その場合でも、間接税関代表者は、税関申告を実施したすべての CBAM 製品を含む単一の四半期 CBAM 報告書を提出しなければならない。間接税関代表者は、単一の報告期間に複数の四半期 CBAM 報告書を提出することはできない。

9.2.3. EORI 番号とは何か。また、CBAM レポートにおける EORI 番号の役割は何か。

(What is an EORI number and what is the role of EORI numbers for the CBAM reporting?)

EU 関税法委任法 (UCC-DA) 2015/2446 の第 1 条 (18) によれば、「Economic Operators Registration and Identification number (EORI 番号) 」とは、EU の関税領域において固有の識別番号を意味し、税関当局が税関目的のために経済事業者又は他の者を登録するために経済事業者又は他の者に割り当てる。EORI 番号は、どの EU 加盟国においても関係者の税関関連活動に使用することができるため、EU の関税領域において固有である。例えば、オランダの EORI 番号を有するオランダの会社は、スペインにおける自由流通のためのリリースの宣言を提出することができる。オランダの会社が税関代理人を使用することを希望する場合、その税関代理人はスペインに施設 (インスタレーション) することができるが、必ずしもそうではない場合、第 18 条 (3) UCC の規定を尊重しなければならない。いずれにしても、税関代理人に関する国内法にかかわらず、第 39 条 UCC (すなわち、税関簡素化のために認可経済事業者が満たす基準-AEOC) の (a) から (d) に規定された基準を満たす者は、設立された国以外の加盟国において当該サービスを提供する権利を有する。

CBAM 報告申告者は、税関申告書の提出時に税関当局に提供されたものと同じ EORI 番号を使用して CBAM 報告書を提出しなければならない。EORI 番号は、経済事業者ごとに一つしか存在できない。管轄する NCA は、報告申告者が EORI 番号を受領した EU 加盟国の NCA である。

9.2.4. 異なる加盟国の子会社が異なる Economic Operators Registration and Identification (EORI) 番号を持っている場合、企業は一元的なレベルで報告することが許可されるか? (Will companies be allowed to report at centralised level if subsidiaries in the different Member States have different Economic Operators Registration and Identification (EORI) numbers?)

原則として、CBAM 製品は、税関当局に提供される EORI 番号を通じて CBAM 報告申告者に帰属されます。これは、デフォルトでは、異なる子会社 (異なる EORI 番号を持つ) の CBAM 報告が別々に行われることを意味する。

ただし、同じ多国籍企業の複数のグループエンティティは、すべてのグループエンティティに対して一元的なレベルで関税義務および関連する CBAM 義務を実行するために、1 人の間接税関代表者を任命することができる。

また、1 つのグループエンティティが、他のすべてのグループエンティティによって輸入される CBAM 製品の間接税関代表者として行動することも可能である。ただし、一般的な規則は引き続き適用される。報告申告者として行動し、CBAM 報告を提出する間接税関代表者は、CBAM 報告の対象となる物品に関連する関税義務も実行しなければならない。

さらに、1 つのグループエンティティが、同じ多国籍企業の他のグループエンティティのサービス提供者として CBAM 報告を提出することも可能である。これは原則として可能であるが、(i) 他のグループエンティティは、輸入した物品の報告申告者であり続けるため、CBAM 報告に対する法的責任を負い続けることになる。また、(ii) サービス提供者として行動するグループエンティティは、各グループエンティティによって輸入された物品 (自身が輸入した物品を含む) について、個別の CBAM 報告を提出する必要がある。

9.2.5. 報告義務は何か?いつまでに報告書を提出する必要があるか? (What are the reporting obligations? By when do I need to submit a report?)

2023年10月1日から2025年12月31日までのCBAMの移行期間中、輸入者は四半期ごとにCBAM報告書を提出しなければならない。この報告書には、前四半期中に輸入された物品に関する情報を含めるものとし、当該四半期の終了後一ヶ月以内に提出しなければならない。移行期間中の報告カレンダーの概要は以下のとおりである。

REPORTING PERIOD	SUBMISSION DUE BY	MODIFICATION POSSIBLE UNTIL*
2023: October – December	2024: January 31	2024: July 31
2024: January – March	2024: April 30	2024: July 31
2024: April – June	2024: July 31	2024: August 30
2024: July – September	2024: October 31	2024: November 30
2024: October – December	2025: January 31	2025: February 28
2025: January – March	2025: April 30	2025: May 31
2025: April – June	2025: July 31	2025: August 31
2025: July – September	2025: October 31	2025: November 30
2025: October – December	2026: January 31	2026: February 28

報告書には、規則第35条で言及されている情報を含めるものとする。

- 各タイプのCBAM製品の総量;
- 実際の組み込み総排出量;
- 間接総排出量;
- 輸入物品（該当する場合は関連する前駆物質を含む）の内包排出量に対して原産国で支払われるべき炭素価格。利用可能なリベートまたはその他の形式の補償を考慮する。

9.2.6. 技術的なエラーのため、最初の CBAM レポートを提出期限内に提出できなかった。どうすればよいか？ (I was unable to submit the first CBAM report within the submission deadline due to technical errors. What should I do?)

報告申告者が技術的なエラーのために提出期限内に CBAM レポートを提出できない場合は、NCA に連絡して提出の遅延を要求することができる（次の質問 28 に示す手順に従う）。

報告申告者が CBAM 移行レジストリで直接提出遅延を要求するための機能（「提出遅延の要求（技術的エラー）」）は、2024 年 10 月 1 日の時点で使用できなくなっていることに注意する必要がある。

要求遅延機能の詳細については、CBAM Web サイトの「報告先」セクションで公開されている「CBAM-申告者の提出遅延の要求プロセス」ドキュメントを参照すること。

9.2.7. CBAM レポートを提出期限内に提出できなかった。これからどうなるか？ (I failed to submit a CBAM report within the submission deadline. What will happen now?)

報告期間内に CBAM 報告書を提出しないことは、実施規則に違反する。CBAM 報告書が提出されない場合、罰則が適用される可能性がある。

報告申告者が提出期限内に CBAM 報告書を提出しない場合、NCA は CBAM 移行レジストリを通じて提出要請を行う。報告申告者が登録されていない場合、NCA は登録外の申告者と連絡を取る。

または、期限後に CBAM 報告書を提出するには、申告者は設立された加盟国の管轄当局に連絡する必要がある。これは、CBAM 移行レジストリの要請機能を介して行われる。申告者が登録されていない場合は、委員会の CBAM ウェブサイトの「報告先」セクションで公開されている「炭素国境調整メカニズムのための NCA の暫定リスト」文書に示されている連絡先を介して NCA に連絡する必要がある。

NCA は報告申告者に参照番号を提供する。これにより、申告者は CBAM 移行レジストリの「遅延提出の要請 (NCA による要請)」機能を使用できるようになる。その後、申告者は 30 日以内に報告書を提出する。

申請遅延ボタンの詳細については、委員会の CBAM ウェブサイトの「ガイダンス」セクションで公開されている「CBAM-申告者のための遅延提出の要請プロセス」文書を参照することができる。

9.2.8. 私は非常に少量の CBAM 商品を輸入している。これらの製品は CBAM 規制の範囲内にあるのか? (I import very small quantities of CBAM goods. Do these products fall within the scope of the CBAM Regulation?)

CBAM の適用範囲に含まれる少量の輸入貨物は、デミニマス・エグゼンプションが適用される場合には、自動的に CBAM 規則の適用除外として扱われることがある。この場合、報告義務はない。

デミニマス・エグゼンプションは、CBAM 貨物の本質的価値の合計が 150 ユーロを超えない貨物に適用される。したがって、1 つの貨物における CBAM 貨物の全体的な価値を考慮する必要があり、その価値が 150 ユーロを超える場合、デミニマス・エグゼンプションは適用されない。例として、次の 2 つのケースが考えられる。

- ケース 1:私の貨物には、それぞれの名目価値が Y ユーロの非 CBAM 貨物が X 個ある。これらはデミニマス・エグゼンプションの適用には関係ない。また、CN コード (2523 21 00) で識別され、価値が 150 を超えないポルトランド・セメントの輸送コンテナが 1 つある。デミニマス・エグゼンプションが適用される。
- ケース 2:私の委託品には、X 個の非 CBAM 商品があり、それぞれの名目価値は Y ユーロである。これらはデミニマス・エグゼンプションの適用には関係ない。また、白いポルトランドセメント (CN コード 2523 21 00) と他のポルトランドセメント (CN コード 2523 29 00) も一トン運んでいる。各 CBAM 商品の価値は 120 ユーロである。私の委託品の CBAM 商品の合計価値は 150 ユーロを超えているので、デミニマス・エグゼンプションは適用されない。

9.2.9. 「貨物」とは何か? (What is considered a 'consignment'?)

単一の「貨物」とは、次のいずれかの産品をいう。

- 1つの輸出者から1つの荷受人に同時に送られる;または
- 輸出者から荷受人への出荷を記載した単一の輸送書類によってカバーされるか、そのような書類がない場合は単一の送り状によってカバーされる。

同じ荷送人から同じ荷受人に発送された貨物で、別々に注文されて発送されたものは、たとえ同じ日に到着しても、仕向地の郵便事業者または速達運送業者に別々の小包として到着した場合でも、別々の貨物とみなされるべきである。同様に、同じ人が出した一つの注文でカバーされているが、別々に発送された貨物は、別々の貨物とみなされるべきである。しかし、このような定義は、税関管理を規定する規定（連邦関税法（UCC）第46条）を損なうことなく適用されるべきである。税関当局は、税関規則の遵守を確保するために必要と考えるあらゆる管理を行うことができる。

しかし、CBAM規則第27条によれば、委員会は回避の慣行に対処するための措置を講じなければならないことに留意すべきである。これには、貨物を150ユーロ（CBAM規則第27条（2b）参照）のデミニマム基準を超えない貨物に人為的に分割することが含まれる。

9.2.10. 私は自然人であり、個人的な使用のためにオンラインで CBAM 商品を購入した。

その後、商品が EU に輸入されたことに気付いた。CBAM の報告義務を遵守する必要があるのか? (I am a natural person and have purchased a CBAM good online for my personal use. I later realised that the good was imported into the EU. Do I need to comply with the CBAM reporting obligations?)

CBAM は、主に鉄鋼やセメントなどの基礎材料および基礎材料製品に適用され、限られた数の完成品にのみ適用される。運搬物に含まれる CBAM 製品の本質的価値の合計が 150 ユーロを超えない場合、*de minimis* 免除が適用される。

第二に、個人は通常、EU に拠点を置く販売業者から商品を購入し、その販売業者は宅配業者を通じて商品を輸入する。宅配業者は通常、販売業者の名前で税関申告書を提出する。この販売業者は、CBAM の目的では「報告申告者」とみなされる。このような場合、個人は税関申告書のどこにも記載されず、CBAM 規則は適用されない。ただし、税関申告の結果、自然人が輸入者であり、宅配業者を通じた税関代理が直接である場合、自然人は CBAM 報告義務を遵守する責任を負うことに注意する。

9.2.11. 特定の報告四半期中に CBAM 商品を輸入していません。CBAM レポートを提出する必要があるのか？ (I have not imported CBAM goods during a given reporting quarter. Must I submit a CBAM report?)

特定の四半期に CBAM 製品を輸入していない (つまり、自由流通のためにリリースしていない) 場合は、当該四半期の CBAM レポートを提出する必要がない。

9.2.12. 申告された CBAM 商品の関連事業者/施設を報告することは義務であるか？ (Is it mandatory to report the associated operators/installations of the CBAM goods declared?)

原則として、報告申告者は、CBAM 製品が生産された事業者/施設に関する情報を報告することが義務付けられている。

この規則の適用除外により、報告申告者は、内包排出量が実施規則 (EU) 2023/1773 の第 4 条 (3) に従って他の方法 (委員会が利用可能にし、公表したデフォルト値を含む) を使用して決定された場合、2024 年 6 月 30 日までに発生した輸入についてこの情報を提供しないことを決定することができる。

CBAM 移行レジストリ内で利用可能な施設/事業者レジストリに事業者/施設を追加することは必須ではない。これは、複数の報告を行う場合の負担を軽減するために設計されたオプションの機能である。したがって、事業者/施設に関するデータは、施設/事業者レジストリに事前に記録することなく、CBAM 報告書に直接記入することができる。

9.2.13. 輸入時に商品を生産した事業者がいなくなった場合はどうすればよいか? (What should I do if the operator who produced the goods is no longer in existence at the time of import?)

実施規則には、事業者が生産した物品が存在しなくなった場合の例外規定はない。したがって、原則として、他の CBAM 製品の輸入と同じ報告義務が適用される。

ただし、事業者が存在しなくなったために報告申告者が報告義務を遵守できない場合、申告者は類似品または同一の物品の排出データを使用し、追加情報として明示することができる。類似品または同一の物品の定義については、実施規則 (EU) 2015/2447 の第 1 条 (14) および第 1 条 (4) を参照することができる。

さらに、事業者名および事業者 ID の欄には、事業者が存在しなくなったことも記載する必要がある。委員会および NCA は、審査プロセス中にこれらの記述の真実性を確認し、必要と考えられる場合には訂正手続きを開始することができる。

9.3. 報告:責任と手順 (Reporting: responsibilities and procedures)

9.3.1. 過渡期における欧州委員会の役割は何か? (What is the role of the European Commission during the transitional period?)

委員会は、移行期間中に以下の任務を負う。

- CBAM 移行レジストリを管理する。
- 申告者から伝達された CBAM 報告書をレビューし、CBAM 規則に準拠していないと考える理由がある報告書のリストを NCA に伝達する。
- CBAM の実施状況、進捗状況、回避のリスクを監視するとともに、輸出、下流製品、貿易フロー、後発開発途上国 (LDC) に対する CBAM の影響を分析する。
- 実施法令の形で二次立法を準備する。
 - 移行期間(第 35 条)、報告義務、報告インフラについて 2023 年半ば。
 - 申告者の承認(第 5 条及び第 17 条)、CBAM 登録(第 14 条)について 2024 年半ば。
 - 間接排出量 (附属書 IV)、検証(第 8 条)、検証者の認定(第 18 条)、炭素支払価格(第 9 条)、税関情報(第 25 条)、大陸棚(第 2 条)、平均 ETS 価格(第 21 条)、CBAM 宣言(第 6 条)、方法論(第 7 条)、自由配分(第 31 条)について 2025 年半ばに実施法令を準備する。
- 検証者の認定(第 18 条)、証明書の販売と再購入(第 20 条)について、委任法令の形で二次法令を準備する。必要に応じて、委員会は免除国に関する委任法令、電力および迂回防止に関する規則も準備する。
- 最終期間に証明書の販売と再購入が行われる共通中央プラットフォームを施設 (インスタレーション) する。

9.3.2. 国の権限のある機関 (NCA) とは何か? (What is a national competent authority (NCA)?)

各加盟国は、規則 (EU) 2023/956 に定義された機能と義務を遂行する国内所管当局 (NCA) を指定している。NCA は (委員会の支援を得て) CBAM 四半期報告書の質をチェックし、必要に応じて報告申告者との対話に関与する責任がある。NCA は最終的に CBAM 規則の遵守を保証し、罰則を課すこともある。最後に、2025 年以降、最終的な期間において、NCA は「公認 CBAM 申告者」の地位を付与する。

NCA のリストは、委員会の CBAM 専用ウェブページ「炭素国境調整メカニズム」(europa.eu) で公開され、継続的に更新されている。権限のある NCA は、報告申告者が設立された加盟国の NCA である。

9.3.3. 移行期間中に CBAM 製品を輸入するために、CBAM 製品の輸入者は「認可」を受ける必要があるのか? (Do importers of CBAM goods need to be 'authorised' in order to import CBAM goods during the transitional period?)

CBAM 製品の輸入者は、移行期間中にこれらの製品を EU に輸入するために承認を受ける必要はない。税関は、CBAM 製品の輸入者に対し、輸入時に報告義務を通知する。

9.3.4. 移行期間中に確認義務はあるのか？（Are there verification obligations during the transitional period? ）

いいえ、外部の独立機関による検証は、実際の値に基づく報告のために 2026 年から義務化されるだけである。最終的な期間のための二次的な法律は、移行期間中に EU の輸入業者から収集されたデータに基づいて排出量を検証するためのルールを定義するために、今後数年間で継続する。

9.3.5. 各 CBAM 部門が報告する必要がある内包排出量はどれか。(Which embedded emissions need to be reported by each CBAM sector?)

以下の表は、対象となる特定の排出量と温室効果ガスの概要と、CBAM の適用範囲に含まれる各部門の直接・間接排出量の決定方法を示している。各部門の特殊性は、以下の場合に考慮されている。

EU 排出量取引制度を反映しつつ、これらの物品に含まれる内包排出量の報告と計算の方法を設計する。

課題	CBAM 財					
	セメント	肥料	鉄／鉄鋼	アルミニウム	水素	電力
報告単位	／t					／MWh
対象 GHG	CO2	CO2、 窒素酸化物	CO2	CO2、 パーフルオロ カーボン (PFC)	CO2	CO2
移行期間中の 排出量カバー 範囲	直接／間接排出量					直接排出量
本格実施期間 中の排出量カ バー範囲	直接／間接排出量		直接排出量(レビュー中)			直接排出量
直接内包排出 量の決定	実際の排出量に基づくが、2024 年 6 月 30 日までの輸入については、推定値（デフォルト値を含む）を特定直接内包排出量の 100%まで使用することができる(すなわち、CBAM 報告書の提出期限は 2024 年 7 月 31 日)。 2025 年 12 月 31 日までの輸入については、推定値（デフォルト値を含む）を複合財の特定組込み総排出量の 20%まで使用することができる。					複数の累積条件が満たされない限り、デフォルト値に基づく。
間接内包排出 量の決定	条件が満たされない限り、実際の電力消費量と電力のデフォルト排出係数に基づく(すなわち、直接の技術的接続または電力購入契約)。 2024 年 6 月 30 日までは、推定値（デフォルト値を含む）を輸入の特定間接内包排出量の 100%まで使用することができる。					適用外

9.3.6. 報告申告者は、第三国の生産者が四半期 CBAM 報告書を提出できるようにするために、どのような情報を要求すべきか。(What information should reporting declarants request from producers in third countries to ensure they can submit the quarterly CBAM report?)

CBAM 申告者は、実施規則の附属書 I に含まれる情報を CBAM 報告書に提出しなければならない。

必要なすべての情報を確実に入手するために、報告申告者は、前述の実施規則の附属書 IV に含まれる情報を生産者に要求すべきである。委員会のサービスは、事業者と輸入業者との間の情報伝達を容易にするために、この情報をオプションのコミュニケーションテンプレート (Excel 形式) にまとめた。このテンプレートは、委員会のウェブページで入手できる。

2025 年 1 月初旬から、CBAM レジストリの新しいポータルセクションにより、EU 外のインスタレーションオペレーターは、合理的な方法で施設 (インスタレーション) および排出データを報告申告者とアップロードおよび共有できるようになる。CBAM 申告者は、移行レジストリで EU 外のインスタレーションオペレーターから提供された情報を取得できるようになる。「排出量」タブの新機能により、申告者は「第三国施設 (インスタレーション) レジストリで検索」し、そこからそれぞれの施設 (インスタレーション) および排出データにアクセスできるようになる。これが機能するためには、CBAM 申告者は EORI 番号を CBAM レジストリ外の供給者と共有する必要がある。将来のアップデートでは、事業者は関心のあるすべての申告者と情報を共有するオプションが与えられる。

9.3.7. 私は EU 域外のインスallerションオペレーターである。EU 報告申告者とデータを共有するにはどうすればよいか? (I am an installation operator outside the EU. How can I best share data with EU reporting declarants?)

EU 域外のインスallerションオペレーターは、前述のコミュニケーションテンプレート (質問 41 参照) を使用して、CBAM 報告に必要なすべての情報を報告申告者と共有することができる。

さらに、CBAM レジストリの新しいポータルセクションにより、EU 域外のインスallerションオペレーターは、各申告者に個別に提出するのではなく、合理的な方法で施設 (インスallerション) および排出データを報告申告者にアップロードして共有することができる。このポータルにより、事業者はビジネス上重要なデータの機密扱いを保証することができる。報告申告者は、報告義務を遵守するために、この排出データを CBAM 報告書に自動的に入力することができる。インスallerションオペレーターの登録は 2025 年 1 月 1 日から開始される。

9.3.8. 四半期 CBAM 報告書には、どのような文書の原本を記載しなければならないか。

(What documents in original shall be provided in the quarterly CBAM report?)

原本の文書を提供する必要はない。報告申告者は、四半期 CBAM 報告書に必要な情報のみを CBAM TRANSITION REGISTRY 機関を通じて提出しなければならない。

実施規則の附属書 III セクション A.2 に概説されている透明性の原則に従い、報告期間後少なくとも 4 年間、生産された製品の内包排出量の決定に関連するすべてのデータの施設（インストール）時に、必要な裏付け文書を含め、完全かつ透明な記録を保持しなければならない。これらの記録は、報告申告者に開示することができる。このような記録は、四半期 CBAM 報告書の審査の際に EU 加盟国が要求することができる。

9.3.9. 私は輸入者であると同時に、別の輸入者のために CBAM レポートを提出する間接税関代理人でもある。1つの CBAM レポートを提出するのか、それとも2つの別々の CBAM レポートを提出するのか？ (I am both an importer and an indirect customs representative filing CBAM reports for another importer. Do I file a single CBAM report or two separate CBAM reports?)

報告申告者は、輸入者(鉄鋼を輸入している A 社)と間接税関代理人(アルミニウムを輸入している B 社の場合)の両方として行動することができる。このような場合でも、報告申告者は、税関申告を実施したすべての CBAM 商品を含む単一の四半期 CBAM 報告書を提出する必要がある。

9.3.10. レポートする必要がある実質的な「炭素価格」は何か。(What is the effective 'carbon price' due that I need to report on?)

CBAM 規則に示されているように、炭素価格は、炭素排出削減スキームの下で、第三国で支払われる金額である。第三国では、温室効果ガス排出量取引制度の下で、税、賦課金、手数料、排出枠などの様々な形態を採用することができ、そのような措置の対象となる温室効果ガスについて計算され、物品の生産時に放出される。

移行期間中、報告申告者は、CBAM 製品が生産された法域で支払われる実効炭素価格を報告しなければならない。確定期間中、この情報を開示することで、輸入者にリベートが与えられ、内包排出量の二重価格を回避することができる。

9.3.11. 提出されたデータや報告書の正確性は誰がチェックするのか? (Who will check the accuracy of submitted data and reports?)

移行期間中に、実施規則の第 11 条に従って、委員会は CBAM 報告書の最初の審査を実施し、不完全または疑わしい報告書(すなわち、CBAM 規則に適合していないと委員会が信じる理由がある場合)のリストを所管の国内当局に通知する。その後、審査を開始するかどうか、および最終的に罰則につながる可能性のある是正手続きを開始するかどうかを決定するのは、所管の国内当局である。

9.3.12. すでに提出された CBAM レポートを修正することはできるか? (Is it possible to correct a CBAM report that has already been submitted?)

実施規則第 9 条 (1) は、既に提出された CBAM 報告書は、報告四半期の終了後 2 ヶ月まで訂正することができる」と規定している。

さらに、実施規則第 9 条 (3) に従い、報告申告者は、この期限後に CBAM 報告書を訂正することを要求し、この要求の正当性を示すことができる。申告者は、CBAM 移行レジストリ（機能「要求」の下）で NCA への要求を作成することによって、これを行うことができる。その後、NCA はその要求を評価し、必要に応じて、報告申告者が期限後に CBAM 報告書を再提出または訂正することを許可する。その後、訂正された CBAM 報告書の再提出または該当する場合の訂正は、所管当局による承認後 1 カ月以内に行わなければならない。

最初の 2 つの四半期報告書については、実施規則は、第 3 四半期報告書の提出期限までの訂正のためのより長い期間を認めた。これは、1 月 31 日および 4 月 30 日までに提出期限が到来する報告書は、その後 2024 年 7 月 31 日まで訂正することができることを意味した。

9.3.13. CBAM レポートを修正したい。個別の情報をすぐに修正するか、修正項目をまとめて後でまとめて修正レポートを提出するか。(I want to correct a CBAM report. Should I correct individual pieces of information immediately or rather collect items for correction and submit a consolidated correction report later?)

許可された期間内に報告書を修正できる頻度に制限はない。

委員会は 2024 年 2 月から報告書の分析を開始しているため、例えば集計された統計を作成するために、申告者は、その後にさらなる修正が予想される場合でも、情報が利用可能になったらすぐに更新することが推奨される。

9.3.14. 報告書は英語のみにすべきであるか、それとも他の言語で報告することは可能であるか？ (Should the report be in English only or is it possible to report in other languages?)

報告は EU の全 24 言語で可能である。

9.4. 報告 : CBAM トランジションレジストリ (Reporting: CBAM Transitional Registry)

9.4.1. CBAM 移行レジストリとは何か。(What is the CBAM Transitional Registry?)

報告義務の効率的な履行を確保するために、委員会は、移行期間中に報告された情報を収集する電子データベースを開発した。CBAM 移行レジストリは、移行期間における報告のための共通データ要素を含む標準化された安全な電子データベースであり、アクセス、ケース処理、機密性を提供する。CBAM 移行レジストリは、規則 (EU) 2023/956 の第 14 条に基づく CBAM レジストリの開発と確立の基礎となる。

報告申告者は、次のリンクから CBAM 移行レジストリに接続できる。
<https://cbam.ec.europa.eu/declarant>

9.4.2. CBAM 移行レジストリは何に使用されるか。(What will the CBAM Transitional Registry be used for?)

CBAM 移行レジストリは、委員会、所管当局、加盟国の税関当局および報告申告者間の連絡を可能にするものとする。

収集された情報は、移行期間中のデータ分析および収集にのみ役立つため、CBAM 移行レジストリは執行には使用されない。

9.4.3. CBAM 移行レジストリは EU 関税取引業者ポータルと同じであるか? (Is the CBAM Transitional Registry the same as the EU Customs trader portal?)

申告者のための CBAM 移行レジストリは、EU Customs Trader Portal (EUCTP) とは独立して運営されている。ただし、CBAM 申告者としても機能する既存の輸入業者は、EU 加盟国が許可していれば、既存のユーザーアカウントを使用できる場合がある。加盟国によっては、CBAM モジュールへの特定のアクセスを要求する必要がある場合がある。

9.4.4. CBAM 移行レジストリで共有されるデータは機密扱いになるか? (Will the data shared in the CBAM Transitional Registry be dealt with confidentiality?)

CBAM 規則第 14 条によれば、CBAM 登録簿に含まれる情報は、事業者の名称、住所および連絡先情報ならびに第三国における施設の所在地を除いて、移行期間の報告義務を定めた CBAM 規則第 13 条および施行規則第 15 条には、権限のある国内当局が取得した情報に対する職業上の秘密保持義務が含まれている。

事業者と輸入業者が移行期間中に情報を交換するために使用できるオプションの通信テンプレートでは、施設の事業者は、完全で詳細な情報（オプション）を共有するか、CBAM 宣言を提出するために必要な統合タブのみを共有するかを決定することができる。事業者が、機密性が高いと考える可能性のあるデータを開示しないことを許容するある程度の柔軟性がある。この経験に基づいて、委員会は、最終的な制度において報告書および外部検証者によって開示されなければならない情報についても熟考する。

委員会は、2025 年 1 月から、事業者がレジストリを通じて直接情報を提出できるように、レジストリへの個別のアクセスを提供することに取り組んでいる（質問 41 参照）。その後、事業者は、どの情報をどの報告申告者に開示することができるかを決定することができる。

9.4.5. 申告者として登録し、CBAM 移行レジストリにアクセスするにはどうすればよいか。(How can I register as a declarant and access the CBAM Transitional Registry?)

経済事業者が CBAM 目的の報告申告者になろうとする場合は、設立された加盟国の国内所管当局 (NCA) に連絡しなければならない。NCA の暫定リストは、欧州委員会の CBAM 専用ウェブページ「炭素国境調整メカニズム」(europa.eu) で公開され、継続的に更新されている。

各加盟国において、NCA は、報告申告者に CBAM 移行レジストリへのアクセスを提供する責任も負う。場合によっては、新しいログイン資格情報を持つ新しい CBAM 固有のアカウントが必要になる。その他の場合には、カスタムシステムにアクセスするための既存のアカウントを使用することができる。たとえば、スペインの場合、CBAM 移行レジストリへのアクセスは税関ドメインを介してのみ許可される。利用者のログイン資格情報の詳細については、NCA に問い合わせする。

レポート申告者が"CBAM サービスプロバイダー"を使用している場合は、UUMDS であるすべてのユーザープロファイル (輸入者と"CBAM サービスプロバイダー") の作成を同時に NCA に要求できる。UMDS でユーザープロファイルが作成されると、輸入者雇用者 (EO) は CBAM 申告者のアクセスをプロバイダー従業員 (EMPL) に委任できる。

9.4.6. 私はスイスまたは EEA (ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン) に拠点を置く輸入業者である。CBAM 移行レジストリにアクセスするにはどうすればよいか? (I am an importer based in Switzerland, or in the EEA (Norway, Iceland, Liechtenstein). How can I access the CBAM Transitional Registry?)

スイスまたは EEA に輸入される CBAM 商品には、CBAM 報告義務は適用されない。これらの国に拠点を置く輸入業者は、CBAM 移行レジストリにアクセスすることはできない。

ただし、EU 関税同盟に輸入される CBAM 商品は CBAM 規則の対象となり、報告申告者によって報告される必要がある。EU への CBAM 商品の輸入業者がスイスまたは EEA に拠点を置く場合、CBAM 目的の報告申告者は、輸入業者が雇用した間接的な税関代理人である必要がある。報告申告者は、暫定 CBAM レジストリへのアクセス資格情報を受け取る者となる。

9.4.7. 使用可能な CBAM 移行レジストリ環境を教えてください。(What CBAM Transitional Registry environments are available?)

CBAM レポート申告者が使用できる運用環境と準拠 CBAM レジストリ環境がある。

準拠環境は、CBAM 四半期レポートフォームと CBAM レジストリのユーザーインターフェイスに慣れるためのテスト環境として使用できる。

セキュリティ上の理由から、各環境で個別の登録が必要である(同じ電子メールを使用できる)。どちらの環境でも、レポート申告者にアクセスの詳細を提供するのは、それぞれの NCA である。

運用 CBAM 移行レジストリへのリンク:<https://cbam.ec.europa.eu/declarant>

準拠 CBAM 移行レジストリへのリンク:<https://conformance.cbam.ec.europa.eu/declarant>

9.4.8. 報告申告者である会社では、誰が移行レジストリへのアクセスを要求できるか？

(In a company which is a reporting declarant, who can request access to the Transitional Registry?)

法人を代表していることを証明できる物理的な個人は、その法人が設立されている加盟国の NCA に連絡して、CBAM レポート申告者として CBAM レジストリへのアクセスを要求できる。NCA は、要求の正当性を確認し、CBAM 申告者のアクセス許可を付与する責任がある。NCA によって CBAM 申告者アクセスが許可されるアカウントの所有者は、アカウントの機密性を保持し、会社の追加のアカウント（従業員）にアクセスを委任する責任がある。

9.4.9. 申告者の CBAM 移行レジストリに CBAM レポートを記入できるのは誰であるか？

(Who can fill in the CBAM report in the CBAM Transitional Registry for the reporting declarant?)

複数の移行レジストリユーザーアカウントは、これらのアカウントが責任ある報告申告者(すなわち、輸入者又は間接税関代理人)の従業員からのものである限り、同じ EORI 番号にリンクできる。ただし、特定の時点で CBAM 移行レジストリ内の特定の CBAM 四半期レポートを編集できるユーザーは 1 人だけである。

報告申告者は、移行レジストリへのアクセスを"CBAM サービスプロバイダー"に委任できる。"CBAM サービスプロバイダー"は、報告申告者の名前と代理で CBAM レポートを入力できる。このような場合の委任は、委任モデル"雇用者-従業員"に従う。"雇用者"は輸入者または間接税関担当者であり、"従業員"は"CBAM サービスプロバイダー"である。この場合、輸入者-雇用者 (EO) とプロバイダー-従業員 (EMPL) の両方のユーザーを UUM&DS の加盟国によって構成する必要がある。また、輸入者は、(UUM&DS を介して) CBAM 申告者のアクセスを"CBAM サービスプロバイダー"に委任する必要がある。つまり、"CBAM サービスプロバイダー"が従業員として CBAM レジストリに接続すると、サービスプロバイダーはアクセスを委任した輸入者の EORI を使用する。

9.4.10. CBAM の直接の対象ではない企業も CBAM 移行レジストリにアクセスできるか？

(Can companies that are not directly subject to the CBAM also have access to the CBAM Transitional Registry?)

いいえ、CBAM 移行レジストリへのアクセスは、申告者、加盟国の権限のある当局、税関当局および欧州委員会に限定されています。

9.4.11. CBAM 移行レジストリのデータはどのように入力すればよいか。(How should I fill in the data in the CBAM Transitional Registry?)

四半期レポートは、輸入者ごと、CN コードごと、およびインスタレーションごとに入力する必要があります。CBAM 移行レジストリにデータを入力するには、次の 2 つの方法があります。

- レポート申告者は、CBAM 移行レジストリのインターフェイス内で直接データを手動で入力できる。
- または、レポート申告者は XML 構造を使用して CBAM 四半期レポートをアップロードできる。XML ファイルが正常にアップロードされると、新しいドラフト四半期レポートが作成され、CBAM レジストリユーザーインターフェイスを使用して送信できる。XML を使用して四半期レポートを入力するために使用できるサポート XLS ファイルは、委員会の CBAM web サイトで公開されている。

必須フィールドとオプションフィールドがある。CBAM 移行レジストリでは、必須フィールドにアスタリスク (*) が付いている。必須フィールドは、サポート XLS ファイルにも示される。

レポートの入力方法と XSD ファイルの使用の詳細については、申告者向けの CBAM 移行レジストリユーザーマニュアルを参照すること。

すべての必須要素が指定されていない場合でも、下書きレポートを保存できる。ただし、レポートを送信するには、すべての必須要素を指定する必要があります。

9.4.12. 「適用可能な報告方法」及び「その他のソースの表示」欄には、どのような情報を入力すればよいか。(What information should I enter in the fields “applicable reporting methodology” and “other source indication”?)

「適用可能な報告方法」の欄では、報告申告者は、使用されたモニタリングおよび報告方法に関する追加情報を提供するように求められる。例えば、特定の内包排出量を決定するために間接および直接排出の実際のデータが使用される場合、申告者は、方法が計算ベース（標準またはマスバランス）であったか、測定ベースであったかを指定することができる。

「その他の発生源の表示」の欄では、報告申告者は、排出係数の発生源に関する追加情報を提供するように求められる。これには、公開されているデータまたはその他の関連する情報源へのウェブリンクの提供が含まれる。

9.5. 移行期間中の CBAM 対象品の内包排出量の算定方法 (Methodology for calculating embedded emissions in CBAM goods in the transitional period)

9.5.1. 内包排出量の計算に関連する期間は何か。前年度のデータを使用できるか。(What is the relevant time period for calculating embedded emissions? Can data from previous years be used?)

デフォルトの報告期間、すなわち事業者が内包排出量を決定するための基準期間は暦年である。しかし、他の期間（会計年度など）を使用しても、同様の対象範囲を確保し、少なくとも3カ月をカバーすることを条件として、正当化される場合がある。詳細については、セクション 4.3.4 (EU 輸入業者向け) / セクション 4.3.3 (非 EU 施設向け) のガイダンス文書を参照のこと。

事業者が暦年に基づいて排出量を監視する場合、2024年に生産され、2025年に輸入された製品について必要なすべてのデータが入手できるように、2024年にはすでに CBAM 手法に従って排出量の監視を開始する必要がある。

その年の第一四半期に提出される CBAM 報告書については、前年のデータを使用すべきである。1月/2月末までにデータが入手できない場合は、前年のデータを使用することができる。

在庫品目については、「排出量データのない在庫品はどのように処理するか?」の質問を参照。

9.5.2. 単純品と複雑品とは何か？ (What are simple and complex goods?)

CBAM 財には、単純品と複合品の 2 種類がある。「単純品」は、CBAM 報告方法論の下で内包排出量がゼロとみなされる投入材から生産される。したがって、単純品の内包排出量は、その生産過程で発生する排出に完全に基づいている。

「複合品」については、生産過程で使用される場合、関連する前駆物質自体の内包排出量を CBAM の範囲に含める必要がある。関連する前駆物質とは、複合 CBAM 品の生産に使用される原材料であり、それ自体が CBAM 品であるものを指す。セメント分野における前駆物質の代表的な例は、ポルトランドセメントの主成分であるセメントクリンカーである。

9.5.3. 直接排出と間接排出とは何か？ (What are direct and indirect emissions?)

直接排出は、冷暖房の生産場所にかかわらず、冷暖房の生産を含む CBAM 商品の生産プロセス中に発生する排出を対象とする。つまり、冷暖房の生産が施設の外で行われる場合、その結果として生じる排出は直接排出としてカウントされる。

間接排出は、CBAM 商品の生産中に消費される電力の生産を対象とする。

関連する前駆物質の内包直接排出量および内包間接排出量も、CBAM 商品の特定の内包直接排出量および内包間接排出量を決定する際に考慮される。

移行段階では、モニタリングのために、輸入業者は CBAM の対象となるすべての商品について、直接排出量および間接排出量の両方を報告する必要がある。2026 年 1 月 1 日から始まる確定段階では、CBAM の対象範囲は鉄鋼、アルミニウムおよび水素の直接排出量に限定され、セメントおよび肥料の輸入業者は直接排出量および間接排出量の両方を申告する必要がある。

9.5.4. 「バブル・アプローチ」とは何か。どのように機能するのか。(What is the “bubble approach” and how does it work?)

施設が複合産品及びその前駆物質を生産し、この前駆物質が複合産品の生産に全面的に使用される場合には、施設内に共同（単一）生産プロセスシステムの境界を定めることができる（ガイダンス文書の詳細な説明を参照）。

9.5.5. 輸入された CBAM 産品が EU からの前駆物質(例えば銑鉄)を使用して生産された場合、これは計算において考慮されなければならないか。(If an imported CBAM good was produced using precursors from the EU (e.g. pig iron) – would this have to be considered in the calculation?)

はい。EU で生産された関連前駆物質も、内包排出量の決定において考慮される必要がある。

ただし、前駆物質が EU での生産に由来する場合は、EU で既に支払われた炭素価格も CBAM 報告書に反映される可能性があることに注意する必要がある。(EU 以外の施設に関するガイダンス文書のセクション 6.10 で、支払われた実効炭素価格の報告書の詳細を参照すること)。

9.5.6. 吸収ルールは複合製品の内包排出量の計算に適用できるか。(Can the absorption rule be applied for the calculation of embedded emissions of composite goods?)

いいえ。吸収ルールは、製品の原産地を決定するために使用されるルールである。吸収ルールでは、一定の条件が満たされている場合に限り、中間製品の原産地を維持し、その後の原産品の製造作業に使用され、中間製品に含まれるすべての以前の非原産入力の一部を無視することができる。CBAM 製品の内包排出量の計算は、全く異なるルールに従っている。

9.5.7. 欧州委員会は、代替方法の「同等性」を公式または非公式に検証するのか。(Will the European Commission formally or informally verify the “equivalence” of alternative methods?)

移行期間は、委員会サービスや NCA を含むすべての人にとって学習段階である。代替方法が施行規則第 4 条 (2) に含まれる基準を満たさない場合、特に 2024 年 6 月 30 日以降の輸入については、そのような計算方法は拒否される可能性がある。国の所管当局は、より正確なデータを得るために報告申告者との対話を開始する。

9.5.8. CBAM 製品の生産のための間接排出量はどのように決定されるか？ (How are indirect emissions for the production of CBAM goods determined?)

間接排出量は、CBAM 財を生産するために消費される電力に関連する排出係数を乗じて決定される。排出係数は、電力網に基づく場合もあれば、実際の排出係数を表す場合もある。その国の電力網に基づく排出係数は、CBAM TRANSITION REGISTRY で利用できる。

9.5.9. 間接排出量を決定するために使用すべき電力の排出係数はどれか。(Which emission factors for electricity should be used to determine indirect emissions?)

移行期間において、電気のデフォルト排出係数は、国際エネルギー機関 (IEA) の 5 年間の平均をカバーするデータに基づいている。これらは、委員会が CBAM TRANSITION REGISTRY において国ごとに提供している。

あるいは、公的に利用可能なデータに基づいている場合は、原産国グリッドの他の排出係数を使用してもよい。電気の排出係数または CO2 排出係数の両方を使用してもよい。

電気の実際の排出係数は、発電源と CBAM 財を生産する施設との間に直接技術的なつながりがある場合、または電力生産者と消費者との間の電力購入契約の場合に使用してもよい。

9.5.10. 市場ベースの証明書(原産地保証、再生可能エネルギー証書等。)は、実際の排出係数の使用を正当化するために使用できるか? (Can market-based certificates (Guarantee of Origin, Renewable Energy Certificates, etc.) be used to justify the use of actual emission factors?)

移行期間中、電気の排出係数の一般的な規則は、委員会が提供するデフォルト値を使用することである。ただし、関連する条件が満たされる場合には、電気の実際の排出係数を使用することができる(すなわち、上で説明したように、直接の技術的リンクまたは電力購入契約の存在)。

例えば原産地保証やグリーン証書によって決定される市場ベースの特定の排出係数は、実際の排出係数の使用を正当化するために使用することはできない。

詳細については、CBAM 実施規則の附属書 III のセクション D.2 および EU 以外の施設に関するガイダンス文書のセクション 6.7.3.2 を参照のこと。

9.5.11. 間接排出量を決定するために使用すべき電力の排出係数はどれか。(Which emission factor for indirect emissions should be reported in the case that precursors are produced in a different country than the CBAM good itself?)

移行期間において、電気のデフォルト排出係数は、国際エネルギー機関 (IEA) の 5 年間の平均をカバーするデータに基づいている。これらは、委員会が CBAM 移行レジストリにおいて国ごとに提供している。

あるいは、公的に利用可能なデータに基づいている場合は、原産国グリッドの他の排出係数を使用してもよい。電気の排出係数または CO₂ 排出係数の両方を使用してもよい。

電気の実際の排出係数は、発電源と CBAM 財を生産する施設との間に直接技術的なつながりがある場合、または電力生産者と消費者との間の電力購入契約の場合に使用してもよい。

9.5.12. 工場内輸送からの排出も計算に含めるべきか？ (Should emissions from on-site transportation be included in the calculation?)

ベルトコンベア、パイプライン、その他の固定機器による輸送に起因する排出量は含まれる。移動機械(トラック、フォークリフト等。)の使用に起因する排出量は除外される。これらは EU ETS と同じ規則である。

9.5.13. 炭素回収利用 (CCU) /炭素回収貯蔵 (CCS) は、内包排出量を決定する目的で排出量を削減するために使用できるか? (Can carbon capture and use (CCU) / carbon capture and storage (CCS) be used to reduce emissions for the purpose of determining embedded emissions?)

炭素回収および使用/貯蔵 (CCUS) は、二酸化炭素排出量を削減するために市場でますます利用可能になっている技術である。このような排出削減は、一定の基準が満たされていれば、CBAM 製品の内包排出量を決定する際に考慮に入れることができる。これらの条件は、実施規則の附属書 III のセクション B.8.2 に詳述されている (ガイダンスのセクション 6.5.6.2 に詳細な説明がある)。これらの条件は、基本的に、回収された二酸化炭素が恒久的に化学的に結合された製品を製造するために使用されるか、回収された二酸化炭素が長期の地質学的貯蔵サイトに移送されることである。

9.5.14. 強化型石油改修技術 (EOR) は内包排出量の計算において控除の対象となるか?

(Is enhanced oil recovery (EOR) eligible for deduction in the calculation of embedded emissions?)

強化型石油回収技術 (EOR) は、主に石油の抽出を増やすために利用される技術である。理論的には、石油の抽出サイトが長期的な地質学的貯蔵サイトであり、一定の基準を満たしている場合、プロセスで注入された CO₂ は、内包排出量の計算で控除の対象となる。この条件は、炭素回収貯蔵 (CCS) の条件と同じであり、実施規則の附則 III のセクション B.8.2 に詳述されている (ガイダンスのセクション 6.5.6.2 に詳細な説明がある)。

9.5.15. ライフサイクルアセスメント (LCA) / ライフサイクルインベントリデータベースからの排出係数は受け入れられるか? (Are emission factors from life-cycle assessments (LCA) / life-cycle inventory databases accepted?)

いいえ、ライフサイクルアセスメント (LCA) / ライフサイクルインベントリデータベースからの排出係数は、CBAM 報告書における内包排出量の計算には使用できない。ただし、2024 年 6 月 30 日まで、すなわち、2024 年 7 月 31 日までに提出期限が到来する各輸入品については、報告申告者がすべての情報を把握していない場合は、報告申告者は他の方法を使用して排出量を決定することができる。

報告申告者がすべての情報を持っていない場合、報告申告者は排出量を決定するために他の方法を使用してもよい。この限られた期間においては、ライフサイクルアセスメント (LCA) / ライフサイクルインベントリデータベースからの排出係数を使用してもよい。さらに、実施規則 (EU) 2023/1773 の第 4 条 (2) に記載されている適格なモニタリングおよび報告方法のいずれかを使用して内包排出量を決定し、その方法がライフサイクルアセスメントからの排出係数を使用する場合、これも 2024 年末まで可能である。

非 EU 事業者向けガイダンス文書のセクション 6.2.1 および表 6-1 で説明されているように、内包排出量の概念はライフサイクルアセスメント (LCA) および製品カーボンフットプリント (PCF) の範囲よりも狭い。したがって、LCA データベースからの排出係数の使用は内包排出量を大幅に過大評価する。これは、EU ETS の対象となる排出量を反映することを目的とした CBAM の設計に反する。最終段階では、輸入業者がこれらの排出係数を使用した場合、過剰な数の CBAM 証明書を提出する必要がある。

しかし、LCA データベースの提供者が将来的に CBAM 互換データセットを開発する可能性は排除できない。CBAM 製品を生産する施設の事業者は、データベース値の基礎となるシステム境界が CBAM に適していることを示す証拠をデータベースの文書に記載すれば、そのようなデータベースを使用することができる。事業者は正しいデータを報告する責任がある。

9.5.16. 仕入先がレポートの期限前に必要な情報を送信していない。どうすればよいか。

(My supplier is not sending me the necessary information before the report is due.

What should I do?)

第三国の生産者と申告者間の良好な協力が極めて重要である。委員会は、生産者が非EU諸国で生産するCBAM製品の内包排出量を決定するのに役立つガイダンスとテンプレートを公表している。

最終的に、申告者はCBAM報告書の完全性と正確性を確保する責任を負う。申告者は、CBAM報告義務を遵守しなかった場合、および訂正手順に従って完全かつ正確なCBAM報告書を提出する義務を遵守するために必要な措置を講じなかった場合、責任を負い、罰則の対象となる可能性がある。

2024年7月1日以降の輸入については、申告者はEUに輸入される各CBAM製品の実際の排出量を報告する必要がある。申告者が供給者から実際の排出量データを受け取ることができず、デフォルト値(質問75で説明されている数量制限の範囲外)を報告することを選択した場合、CBAM報告書は不正確または不完全なものとなる。

申告者は、CBAM製品の供給者または生産者から実際の排出量データを取得するために、あらゆる可能な努力をしなければならない。申告者が最終的に実際の排出量データを取得できなかった場合は、「Type of determination」フィールドで「Actual data not available」という新しいオプションを選択しなければならない。このオプションは、直接および間接的な内包排出量の両方に存在する。このオプションが選択された場合、CBAMレポートは不正確/不完全であるとみなされることに注意する。

さらに重要なことに、「実際のデータが利用できない」オプションが選択された場合、報告申告者は以下のステップにも従うことが求められる。

(1) 「追加情報」フィールドを使用して、実際の排出量データが欠落している理由についての正当な理由を提供する。

(2) 「補足」タブで、供給者および/または生産者からデータを入手するために取られた努力および手順が失敗したことを証明する裏付け書類をアップロードする。

「実際のデータが利用できない」オプションが選択された場合、排出量タブの後続のフィールドは編集不可能になり(すなわち、直接内包排出量の場合: 「報告方法の種類」欄; 間接内包排出量の場合: 「排出量係数の発生源」および「電力の発生源」の欄)、数値フィールドは自動的に「0」で埋められることに注意する必要がある。

実際のデータが利用できないことを示す「回避策」を使用して既に CBAM 報告書を提出した申告者は、これらの報告書を再提出する必要はない。

NCA は、報告申告者が完全かつ正確な CBAM 報告書を提出する義務を遵守するために必要な措置を講じているかどうかを評価する責任がある。この文脈において、CBAM 商品の生産者から実際の排出量に関する必要なデータを取得するという点で、十分に正当化された困難が考慮される可能性がある。

罰則を決定する際に、NCA は、報告申告者がデータを収集するための失敗した努力に対して効果的に割り当てた手段と資源を考慮することができる。これには、報告申告者の経済規模、CBAM 商品とその内包排出量の総輸入量に対するこれらの手段と資源の妥当性の評価が含まれる。NCA はまた、第三国の生産者または供給者とのこれらの行動の繰り返しとフォローアップ、関係する期間、およびその期間を考慮することができる。

報告申告者は、内部の運用能力と実際の排出量を決定する事業者の能力の観点からも、実際の内包排出量に関する必要なデータを事業者から取得するために、合理的に期待できるあらゆる努力を行ったことを常に証明すべきである。

9.5.17. デフォルト値は何か?これはどのように機能するのか? (What are the default values? How does this work?)

2024年6月30日(すなわち、CBAM報告書の提出期限は2024年7月31日)までの輸入については、報告申告者がすべての情報を持っていない財の各輸入について、報告申告者は、委員会が利用可能で公表しているデフォルト値を含む、排出量を決定するための他の方法を使用することができる(TAXUD CBAMのウェブサイトを参照)。したがって、移行期間中の報告のためにデフォルト値を使用することは、最初の3つの報告期間については、定量的な制限なしに可能であった。

さらに、推定値(デフォルト値を含む)は、複雑な財の総内包排出量に対する寄与が比較的小さい(すなわち<20%)投入材またはサブプロセスについて、移行期間全体の直接排出量を決定する際に使用することができる(CBAM実施規則第5条参照)。この20%を決定するために、間接排出量は、100%の総内包排出量が何を伴うかを計算することにのみ関連する。

言い換えれば、これは、2024年6月30日までの輸入については、総内包排出量の100%をデフォルト値を使用して決定することができることを意味する。残りの移行期間(2024年7月1日から2025年12月31日までの輸入分)については、直接排出量を決定する際に推定値を使用することができるが、定量的な制限が適用される。すなわち、複合製品については、生産チェーン全体を考慮して、総内包排出量の20%までは推定値を使用して決定することができる。報告申告者がこの柔軟性を利用して、20%の制限内で推定値(デフォルト値を含む)を使用する場合、移行レジストリの以下のステップに従うべきである。

(1) 直接内包排出量の「決定の種類」フィールドで、「実際のデータ」を選択する。(2) 「適用可能な報告方法の種類」フィールドで、「委員会規則」を選択する。(3) 「追加情報」フィールドで、適用可能な報告方法および20%の制限内での推定値の使用に関する詳細を提供する。

デフォルト値を使用して総内包排出量の20%を決定する可能性は、特定の四半期におけるすべての輸入複合財の総内包排出量に関するのではなく、各輸入複合CBAM財の特定の直接排出量(すなわち、報告されたCBAM製品が製造された特定の施設)に関する。

2025年の移行期間の終わりまでに、委員会は収集されたデータに基づいてデフォルト値を評価する。

移行期間中は、グローバルなデフォルト値のみが存在する(CBAMの範囲内のCNコードごと)。確定期間中は、国別または地域別のデフォルト値が利用可能になる。

確定期間中、認可された CBAM 申告者は、実際の排出量データが入手できない場合には、定量的な制限なしにデフォルト値を使用することができる。しかし、輸入業者にとっては、内包排出量の計算を提供する方が有利になる可能性が高い。

9.5.18. どのようにしてデフォルト値を決定するか。 (How do you determine default values?)

EU の共同研究センター (JRC) は 2023 年 9 月 29 日、EU と主要貿易相手国における鉄鋼、肥料、アルミニウム、セメントの 4 つのエネルギー集約型産業の製品の GHG 排出原単位の推定値を公表した²⁸。この研究²⁹は、CBAM 規則で想定されているメカニズムの実施を科学的に支援するものである。

JRC 報告書は、直接排出と間接排出に分けて値を提供している。GHG 排出量の推定値には、CBAM 規則の付属書 I に記載されている製品の生産に関連する二酸化炭素、亜酸化窒素 (一部の肥料製品)、パーフルオロカーボン (アルミニウム製品) が含まれている。GHG 排出強度(すなわち、特定の埋め込み排出量の)の推定値は、移行期間のデフォルト値を設定するためのインプットとなった。

²⁸ https://joint-research-centre.ec.europa.eu/jrc-news-and-updates/greenhouse-gas-emissions-manufacturing-what-difference-across-countries-2023-09-29_en

²⁹ <https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC134682>

9.5.19. EU の輸入業者が代替的なモニタリング・報告方法を利用できるようになるのはいつの時点までか。(Until which point in time will EU importers be allowed to use alternative monitoring and reporting methods?)

移行期間に関する施行規則に従って、一定の柔軟性がある。2024 年 12 月 31 日までの輸入については、報告申告者は、(a) 炭素価格制度、(b) 強制排出モニタリング制度、または (c) 施設における排出モニタリング制度を用いて、同様の適用範囲と精度をもたらす他の方法を用いることができる (第 4 条 (2))。

2024 年 6 月 30 日までの輸入(すなわち、CBAM 報告書の提出期限は 2024 年 7 月 31 日)については、報告申告者が必要なすべての情報を有していない場合には、デフォルト値を含む他の参照方法を用いることができる (施行規則第 4 条 (3) 参照)。したがって、報告申告者は、その日までに、自ら選択する追加の方法を提案することを決定することができる。これらの方法は、最終段階に向けて CBAM 報告方法論を調整する目的で、委員会サービスによって評価される。

9.5.20. バイオマスの利用に起因する排出量はどのように算定されるべきか。(How should emissions resulting from the use of biomass be accounted for?)

CBAM 手法は EU ETS と同じ規則に従っている。

バイオマスがプロセス投入材（例えば、炭が高炉の還元剤として使用される場合や、電極を製造するために使用される場合）として使用されている場合、バイオマス使用による排出量は計上されない（ゼロ評価）。

バイオマス(固体、液体または気体)が燃料(すなわちエネルギー目的)として使用されている場合、バイオマスが再生可能エネルギー指令 (EU) 2018/2001 の関連する持続可能性および温室効果ガス削減基準を満たさない限り、排出量は計上される。適用される基準は、使用されるバイオマスの種類によって異なる。

EU 域外のインスタレーションオペレーター向けガイダンス文書の付属書 D には、詳細が記載されている。

9.5.21. 計算で小数点以下の桁数と四捨五入をどのように処理するか? (How should decimal places and rounding be handled in calculations?)

すべての「有効な」数字 (計量の不確かさに従って) は、計算全体を通して保持されるべきものとする。

9.5.22. 内包排出量の計算には、輸入 CBAM 製品の総重量または正味重量を使用すべきか？
(Should the gross weight or the net weight of the imported CBAM goods to be used for the calculation of the embedded emissions?)

EU の関税領域に輸入される CBAM の対象となる物品は、正味重量で測定される。したがって、CBAM 製品の内包排出量の計算にも、正味重量を使用すべきである。

9.5.23. 排出量データのない在庫品はどのように処理するか？ (How to deal with stock items for which there is no emission data available?)

このような在庫品の内包排出量は、2024年6月30日までの輸入については、欧州委員会が公表したデフォルト値を用いて推定することができる。

2024年6月30日以降の輸入については、実際のデータを報告する必要がある。古い予備部品や在庫品のデータが不足している場合は、類似品または同一の商品のデータを提出することができる。

9.5.24. 施設が複数の生産工程で同時に使用されている場合、その施設からの排出をどのように各生産工程に帰属させるか。(If a facility is used simultaneously by multiple production processes, how do you attribute the emissions from that facility to each production process?)

施設におけるすべての投入、排出及びそれに対応する排出は、CBAM 以外の財に関連する場合を除き、生産プロセスに帰属させるべきである。

全体として、施設の関連する排出は、CBAM 財及び該当する場合には CBAM 以外の財の生産プロセスによって 100%カバーされるべきである。

複数の関連する生産プロセスを有する施設で、共有施設、共有「発生源ストリーム」又は共有排出源が関連する場合、投入、排出及び排出は、適切な割合で異なる生産プロセスに帰属させるべきである。例えば、施設が精製水を生産し、その水の 60%が CBAM 財の生産に使用される場合、水の浄化に関連する直接的及び間接的排出の 60%は、CBAM 財の生産に帰属させるべきである。

9.5.25. 活動レベルの決定には、販売可能なオフスペック製品を考慮すべきか？ (Should saleable off-spec products be considered for the determination of the activity level?)

仕様外製品が販売可能である場合は、生産工程の CBAM 製品カテゴリーに言及する CN コード (実施規則 (EU) 2023/1773 の附属書 II に記載) に適合することを条件として、活動レベルに含めるべきである。

9.5.26. 内包排出量を決定するために、鉄鋼およびアルミニウム製品のどの加工プロセスを考慮する必要があるか？（Which transformation processes of iron and steel and aluminium products need to be taken into account for determining the embedded emissions?）

システム境界内にある鉄鋼製品の加工プロセスは、施行規則の附属書 II の 3.16.1 項に定められている。

これらには、特に次のものが含まれる。

加熱、再溶融、鋳造、熱間圧延、冷間圧延、鍛造、酸洗、焼鈍、めっき、コーティング、亜鉛めっき、伸線、切断、溶接、仕上げ。

アルミニウム製品については、システム境界内にある加工プロセスは、施行規則の附属書 II の 3.18.1 項に定められている。これらには、特に再加熱、再溶融、鋳造、圧延、押出し、鍛造、コーティング、亜鉛めっき、伸線、切断、溶接、仕上げ。

これらのプロセスが二次施設で発生した場合、または他の企業に委託された場合で、その後、製品が一次施設に戻された場合は、一次施設で発生したものとして扱うことができる。

9.6. 鉄及び鉄鋼製品 (Iron and steel)

9.6.1. 鉄鋼製品の内包排出量を計算する場合、石灰焼成炉やコークス炉プラントなどの補助プロセスは境界計算に含まれるか。(When calculating the embedded emission of steel products, are auxiliary processes such as lime kilns or coke oven plants included in the boundary calculation?)

各集約財カテゴリーのシステム境界は、実施規則 (EU) 2023/1773 の附属書 III に記載されている。

石灰焼成炉およびコークス炉工場は、鉄鋼生産のシステム境界には含まれていない。これは、これらの工場の生産物(すなわち石灰とコークス)が CBAM 財そのものではないためである。したがって、石灰およびコークスも、特定の内包排出量の計算のための前駆物質とはみなされない。

9.6.2. 鉄鉱石ペレットは CBAM の対象になるか? (Do iron ore pellets fall within the scope of CBAM?)

はい。鉄鉱石ペレットは CN コード 2601 12 00 「鉄鉱石及び精鉱（焼鉄鉱を除く。）」に分類される。これらは銑鉄または直接還元鉄（DRI）の生産における前駆体（「焼結鉱」と考えられている）。

9.6.3. 製鉄所を複数の施設に分割できるか? (Can we divide a steel site into more than one installation?)

サイトを異なる施設に分割することは可能である。施設を別々の生産工程に分割することは、1つの施設内に異なる生産ルートが存在する場合にも義務付けられている。

さらに、施設を分割することは、より詳細で透明性の高いモニタリングに特に有用である。例えば、コークス炉と石灰生産を別々の施設とみなすことは、生産される鉄鋼製品の内包排出量にカウントされないため有用である。

実施規則 (EU) 2023/1773 のモニタリング規則によれば、CBAM 手法では前駆物質が十分に考慮されているため、施設を分割しても鉄鋼製品の最終的な内包排出量の結果が異なることはない。

9.6.4. CBAM 報告書の「製鉄所識別番号」欄には何を記入するのか？ (What should be filled in the field "steel mill identification number" in the CBAM report?)

「熱番号 (heat number)」とも呼ばれる「製鉄所識別番号」は、原則として鉄鋼製品が生産された製鉄所/炉を示す。異なる熱番号が多数ある場合は、コメントを残すことを推奨する。ただし、熱番号が少数の場合は、すべてフィールドに入力できる。

この情報を提供することを推奨するが、「製鉄所識別番号」はオプションフィールドである。

9.7. アルミニウム／鉄鋼製品 (Aluminium/Steel)

9.7.1. アルミニウム/鉄鋼製品の特定の内包排出量は、異なる合金等級について別々に決定されるべきか? (Should the specific embedded emissions of aluminium/steel goods be determined separately for different alloy grades?.)

特定の内包排出量は、施設内で異なる生産ルートが使用されていない限り、一般に、集約された財カテゴリーごとに決定される。集約された財カテゴリーは、異なる CN コードを持つ財を対象とすることができる。同じ CN コード内で、合金元素の含有量や投入スクラップの割合が異なることがある。それにもかかわらず、移行期間中の内包排出量は、集約された財カテゴリーごとに報告することができる。

事業者は、特定の財または財グループについて、より細分化された特定の内包排出量の決定を自主的に選択することができる。

9.8. 関税 (Customs)

9.8.1. 輸入者は、税関申告と CBAM 報告のために異なる税関代理人を使用できるか？

(Can an importer use different customs representatives for the customs declaration and the CBAM reporting?)

移行期間中に適用される報告要件に関して、CBAM 規則 (第 5 条) は、CBAM 製品の輸入者が EU 関税法第 18 条 (規則 No 952/2013 参照) の意味において直接又は間接の税関代表者を任命する可能性を予見している。

直接代表者の場合、EU 加盟国で設立された輸入者は CBAM 義務の対象となり、直接税関代表者は輸入者の名義で輸入者に代わって税関申告書を提出する。

- EU 加盟国で設立された輸入者が間接税関代表者を任命し、後者が同意した場合、報告義務は当該間接税関代表者に適用される。
- 輸入者が EU 加盟国で設立されていない場合、報告義務はいかなる場合でも間接税関代表者に適用される。
- 輸入者が、同じ税関申告の対象となる CBAM 商品について複数の間接税関代表者を持つことはできない。

EU 加盟国で設立された輸入者の場合、関税義務を遂行するために直接税関代表者を使用し、CBAM 報告データを CBAM 移行レジストリに入力するためにサービスプロバイダーを雇うことができる。この目的のために、輸入者は移行レジストリへのアクセスをこのサービスプロバイダーに委任する。このサービスプロバイダーは、輸入者の名前で、輸入者に代わって CBAM 報告書に記入する。このような場合の委任は、委任モデル「雇用者-従業員」に従う。ここで、「雇用者」は輸入者または間接税関代表者であり、「従業員」はサービスプロバイダーである。この場合、輸入者-雇用者 (EO) とプロバイダー-従業員 (EMPL) の両方のユーザーが UUM&DS の加盟国によって構成される必要があり、輸入者は、(UUM&DS を介して) CBAM 申告者のアクセスをサービスプロバイダーに委任する責任がある。つまり、「CBAM サービスプロバイダー」が従業員として CBAM レジストリに接続すると、アクセスを委任した輸入者の EORI が使用される。

このように、「CBAM サービスプロバイダー」が輸入者の EORI 番号を使用してレジストリにアクセスし、その輸入者の CBAM レポートが提出されると、輸入者はどのような場合でも報告申告者のままであり、したがって CBAM の義務に対して法的責任を負うことになる。

EU 外に設立された輸入者の場合、間接税関代理人は税関申告と CBAM 申告の両方に責任を負う。

9.8.2. 間接税関代理人が CBAM 報告義務の履行に同意しない場合はどうなるか? (What happens if an indirect customs representative does not agree to carry out CBAM reporting obligations?)

これは、輸入者が EU 域内に所在する場合にのみ可能である。逆に、輸入者が EU 域内に所在しない場合には、輸入者は、CBAM 報告義務を履行しなければならない間接税関代表者を任命しなければならない。

施行規則第 8.3 条は、間接税関代表者が CBAM 報告義務の履行に同意しない場合には、報告義務の履行を輸入者に通知しなければならないと規定している。

CBAM の実施を容易にするために、下の枠内のテキストは、間接税関代表者が CBAM 目的のために上記の報告義務を履行しないという決定を輸入者に通知するための基礎として使用できる、指示的かつ拘束力のないテンプレートである。

Notification template

間接税関代表者から輸入者へ

差出人:間接税関代表者の氏名及び住所

宛先:輸入者の氏名及び住所

日付:日付

拝啓

炭素国境調整メカニズム (CBAM) を確立する 2023 年 5 月 10 日の欧州議会および理事会の規則 (EU) 2023/956 の採択に伴い、CBAM は 2023 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの移行期間で適用を開始した。この移行期間中の CBAM 報告義務に適用される規則は、2023 年 8 月 17 日の欧州委員会施行規則 (EU) 2023/1773 によって定められている。

規則第 32 条および欧州委員会施行規則第 8 条 (3) に従い、CBAM 報告義務の履行に同意しない間接税関代表者は、輸入者に本規則を遵守する義務を通知するものとする。この通知には、本規則第 33 条 (1) に規定する情報を含めるものとする。

CBAM 規則第 33 条および第 35 条に規定された CBAM 報告義務を履行しないという私の決定をお知らせします。輸入者として、暦年の特定の四半期に EU に輸入した商品に関する情報を含む報告書（「CBAM 報告書」）を、当該四半期の終了後 1 ヶ月以内に提出する義務があることをお知らせします。この報告書は、CBAM 移行レジストリ (<https://cbam.ec.europa.eu/declarant>) に提出しなければなりません。

CBAM 関連の報告義務の詳細については、あなたが設立されている加盟国の CBAM 目的の国家管轄当局（NCA）にお問い合わせください。CBAM に関する関連情報は、欧州委員会の専用ウェブページ(参照:https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)でもご覧いただけます。

敬具

9.8.3. 直接の税関代理人は、EU の領域内に設立された企業の CBAM 報告申告者になることができるか? (Can a direct customs representative be a CBAM reporting declarant for companies established in the territory of the EU?)

EU 輸入者は、直接又は間接の税関代理人を選任することができる。しかし、CBAM 報告に関しては、(CBAM 規則及び施行規則に基づく) 義務は、輸入者又は間接代理人が同意する場合には、その間接代理人のいずれかにある(移行期間については、規則 (EU) 2023/956 の第 32 条を参照のこと。)

輸入者が直接税関代理人を選任した場合であっても、その輸入者は引き続き CBAM 報告義務を負う。言い換えれば、輸入者は引き続き CBAM 目的の申告者である。

輸入者が実際に CBAM 報告書の作成及び提出を支援するサービス提供者を選任することを妨げるものではないが、そのような場合であっても、CBAM 報告義務を遵守する責任は輸入者又は場合によっては間接代理人にある。

9.8.4. 私の会社は1つのEU加盟国に登録されていますが、複数の加盟国を通じてCBAM製品を輸入している。これらすべての輸入品を1つの四半期報告書にまとめる必要があるのか? (My company is registered in one EU Member State but imports CBAM goods through multiple Member States. Should I compile all these imports into one single quarterly report?)

移行期間中、CBAM 申告者は、すべての輸入 CBAM 製品の内包排出量に関する情報を含む四半期 CBAM 報告書を提出する責任を負う。CBAM 製品は、税関当局に提供される EORI 番号を通じて CBAM 申告者に帰属する。特定のシナリオでは、関係する EORI 番号を持つ企業は1社のみである。したがって、四半期 CBAM 報告書は、当該企業が輸入したすべての CBAM 製品の内包排出量に関する情報をまとめなければならない。物品が異なる加盟国で輸入された場合でも同様である。

輸入者は、報告義務の履行に同意した場合、CBAM 製品の輸入中に自らの EORI 番号を提供しなければならず、間接税関代理人が輸入した物品について輸入者に代わって CBAM 義務を引き受けなければならない間接税関代理人を任命することができることに留意されたい。

9.8.5. 輸入者が海外で登録された企業の支店であり、両者が同じ EORI 番号を共有している場合、関連する NCA はどれか。(Which is the relevant NCA in case an importer is a branch of a company registered abroad, and both share the same EORI number?)

親会社が EU 非加盟国に本社を置く法人であり、異なる EU 加盟国に複数の事業体を有しており、そのいずれも規則 (EU) 2023/956 の第 3 条 (18) で定義される「人」ではない場合、その親会社は EORI 番号を必要とする。経済事業者やその他の個人は、EORI 番号を一つだけ持つことができるため、親会社が複数の加盟国に事業体を有していても、これらの加盟国のいずれかによって割り当てられた EORI 番号を一つだけ申請し、使用することができる。

親会社が他の EU 加盟国に、規則 (EU) 2023/956 の第 3 条 (18) で定義される「人」に該当する事業体(登録事務所等)を有している場合、その事業体も EORI 番号を有し、それぞれの加盟国がそれぞれの事業体の設立加盟国とみなされる。このような場合、親会社とその事業体の両方にそれぞれ EORI 番号が割り当てられる。親会社には、設立された EU 加盟国の当局によって EORI 番号が割り当てられる。この場合、原則として、親会社と子会社に対して異なる NCA が責任を負うことになる。

9.8.6. EU内を通過する物品はCBAMの下で報告されなければならないか？(Must goods transiting in the EU be reported under CBAM?)

物品が例えば理事会規則 (EC) No 1186/2009 の第 95 条に基づいて一時輸入のために申告されている場合、それらは CBAM の適用範囲には該当しない。EU への自由流通のために放出された物品のみが CBAM の対象となる。

同様に、一時輸入のために申告され、自由流通のために放出されていない非 EU 原産のサンプル(例えばテストのために送られる)に関しては、CBAM は適用されない。

9.8.7. CBAM の報告義務は、輸入以外の税関手続(一時入関など)の不遵守により EU 内で自由流通に入った CBAM 製品であって、当該不遵守手続によりすべての関税及び税金が既に納付されているものにも適用されるか。(Will the CBAM reporting obligation apply to CBAM goods that have entered free circulation within the EU due to non-compliance with a customs procedure other than import (e.g., temporary admission), and for which all duties and taxes have already been paid through the said non-compliance procedure?)

物品の自由流通のための開放は、CBAM 要件が満たされていることを必要とする。したがって、これらの要件が満たされているかどうかに関する管理は、物品の自由流通のための開放に先立って行われるべきである。

不遵守の場合には、物品は満たされていない CBAM 要件の対象となるため、EU 関税法 (UCC) 第 198 条 (1) (b) が適用される(すなわち「税関当局は、物品が禁止又は制限の対象となっているために解放することができない場合には、当該物品を処分するために必要な措置 (没収及び売却又は廃棄を含む。) をとる。」)。

そのような場合には、UCC 第 198 条 (2) も適用される(すなわち「国に遺棄され、押収され又は没収された非同盟物品は、税関倉庫手続の下に置かれたものとみなす。」)。

9.8.8. 内向加工制度の下に置かれた CBAM 商品について報告する必要があるのか? (Do I need to report on CBAM goods that are placed under the inward processing regime?)

CBAM は、EU 内で自由流通に供される物品についてのみ義務となる。したがって、将来の輸出や加工の観点から税関の一時停止制度の下に置かれる CBAM 製品の場合、CBAM 義務はない。

ただし、CBAM 製品が内向加工制度を離れて EU 市場に置かれる場合には、CBAM 義務が生じることに留意する。この場合、排出権取引明細書は、CBAM 報告書の提出時に補助書類としてアップロードされるべきである。

CBAM 報告義務は、内向加工の下に置かれた CBAM 製品が、もはや CBAM 製品ではない製品に加工され、最終的にこの最終製品が EU 内で自由に流通するために放出される特定の場合にも生じる（実施規則第 6 条参照）。この特定の場合、CBAM 報告書には、内向加工の下に置かれた CBAM 製品の数量および内包排出量に関する情報が含まれるが（CBAM 規則第 6 条 (f) および (g)）、自由に流通するために放出された最終製品の数量および内包排出量に関する情報は含まれない。なぜなら、この例では、これらの製品は CBAM 製品そのものではないからである（すなわち、第 6 条 (a) 及び (b) は適用されない。）。

9.8.9. 輸入した CBAM 商品に関税停止がある。CBAM から除外されるか？ (There is a tariff suspension on the CBAM good that I have imported. Am I exempt from the CBAM?)

EU の法律は、特定の農産品および工業製品に対する規則 (EU) No 952/2013 の第 56 条 (2) 項 (c) で言及された共通関税を停止する規則 (EU) 2021/2278 を改訂する 2023 年 12 月 19 日の理事会規則 (EU) 2023/2890 など、一部の関税停止を規定している。

このような関税停止は、関税停止の場合でも引き続き適用される CBAM 義務 (報告義務を含む) には影響しない。

9.8.10. CBAM 産品の原産国はどことみなされるか。 (What is considered to be the country of origin of a CBAM good?)

「原産国」とは、関連する関税法令(規則 952/2013 第 60 条 (2) 及び欧州関税法委任法 (UCC-DA) 2015/2446 第 32 条の「最終の実質的な取扱い又は作業」の概念に関する更なる詳細を参照)の意味において、最後に実質的で経済的に正当化される加工又は作業が行われた国又は地域をいう。

CBAM の場合には、特惠的でない原産地規則が適用されることに留意されたい。

9.8.11. CBAM 商品の「原産国」と「生産国」の違いは何か？ (What is the difference between "country of origin" and "country of production" of a CBAM good?)

CBAM 商品の「原産国」は、上記の質問「CBAM 商品の原産国とは何か」で定義されている。

「生産国」とは、CBAM 商品の最後の物理的加工が行われた国（包装を除く）である。この最後の物理的加工が行われた施設の事業者のみが、商品の特定の内包排出量を決定できるため、CBAM 報告には生産国が関連する。また、該当する場合には、輸入電力の内包排出量および間接的な内包排出量の計算に使用すべきデフォルトの排出係数を特定するためにも関連する。

ほとんどの場合、特定の CBAM 商品の「原産国」と「生産国」は同じであるが、場合によっては異なることもある。CBAM 商品としての電力の場合、税関規則では「原産国」と「生産国」は同じである。

9.8.12. 間接税関担当者が、一部の商品についてのみ報告申告者として行動することに同意し、他の商品についてはそうしない場合はどうなるか。間接税関担当者は、報告申告者として行動する商品とそうでない商品の2つの異なる税関申告書を提出する必要があるのか。(What happens if indirect customs representatives agree to act as reporting declarants only for some goods but not for others? Do they need to submit two different customs declarations, one for the goods for which they act as reporting declarant and one for which they do not?)

はい、その通りである。一部の商品についてのみ報告申告者として行動することに同意し、他の商品についてはそうしない間接税関代表者は、報告申告者として行動する商品とそうでない商品の2つの別々の税関申告書を提出する必要がある。

9.8.13. 「申告者記録への記入」(EIDR 許可) を有する間接税関代理人も、税関の目的のために EU 輸入者に代わって行動する場合、報告申告者として行動することを拒否することができるか。(Can an indirect customs representative holding an “Entry into the Declarants Records” (EIDR authorisation) also refuse to act as reporting declarant if acting on behalf of an EU-importer for customs purposes?)

施行規則第 2 条 (1b) は、「申告者記録への記入」(EIDR 許可) による輸入の許可を有する者は、報告申告者として行動することができる」と規定している。

施行規則第 8 条 (3) の一般規定は、この場合にも適用される。したがって、確かに、EIDR 許可を有する者は、報告申告者として行動することを拒否することもできる。

9.8.14. 確定期間 CBAM 製品の輸入者は、確定期間中にどのような義務を負うか。

(Definitive period What obligations will importers of CBAM goods have during the definitive period?)

確定期間中は、承認された CBAM 申告者のみが EU に物品を輸入することができる (CBAM 規則第 4 条)。承認された CBAM 申告者は、CBAM 規則第 5 条によれば、以下のとおりである。

- 輸入者が加盟国で設立されていない場合:間接税関代表者;
- 輸入者が加盟国で設立されている場合:輸入者、または合意に基づき間接税関代表者。

したがって、輸入者が加盟国で設立されておらず、間接税関代表者が承認された CBAM 申告者の地位を有していない場合、当該 CBAM 商品を EU に輸入することはできない。

確定期間中、承認された CBAM 申告者は、輸入された CBAM 商品の総内包排出量に対応する CBAM 証明書を購入し、引き渡す義務を負う。承認された CBAM 申告者は、毎年の CBAM 申告を提出する義務も負う。

9.8.15. 「公認 CBAM 申告者」になるにはどうすればよいか? (How can I become an “authorised CBAM declarant”?)

2025 年初頭以降、報告申告者または EU 域内で設立された CBAM 製品の新規輸入者は、CBAM レジストリを通じて「公認 CBAM 申告者」のステータスを申請できるようになる。申請は、設立された EU 加盟国の国内管轄当局によって処理される。このステータスは、2026 年 1 月 1 日から EU 関税領域内での CBAM 製品の輸入に必須となる。

「公認 CBAM 申告者」のステータスの申請は、関連する実施法が採択され次第（2025 年 1 月に予定）開始される。

9.8.16. 2026 年以降、EU の輸入者が正規の CBAM 申告者でない場合、CBAM 品目の輸入を禁止する予定であるか？ (After 2026, are you going to prohibit the import of CBAM items if the EU importers is not an authorised CBAM declarant?)

はい。CBAM 規則第 25 条は、「税関当局は、許可された CBAM 申告者以外の者による物品の輸入を許可してはならない」と規定している。

9.8.17. 確定期間中に CBAM 申告書を提出するにはどうすればよいか? (How can the CBAM declaration be submitted during the definitive period?)

年次 CBAM 宣言は、承認された CBAM 申告者が CBAM レジストリを通じて提出するものとする。確定期間については、「CBAM 移行レジストリ」が「CBAM レジストリ」に置き換えられることに注意する必要がある。

9.8.18. 確定期間中に CBAM レジストリにアクセスするにはどうすればよいか。(How will I get access to the CBAM Registry in the definitive period?)

輸入者の申請が管轄当局によって承認されると、その輸入者は承認された CBAM 申告者とみなされる。各 CBAM 申告者には、委員会によって CBAM アカウント番号が割り当てられ、CBAM レジストリへのアクセスが許可される。

確定期間におけるアクセス管理も、EU 全体の UUM&DS を介して実行される。これは、申告者が、各国当局の選択に応じて、オプション 1 (CBAM ドメイン) またはオプション 2 (税関ドメイン) のいずれかを使用して CBAM 確定システムにアクセスできることを意味する。

確定レジストリには、新しい UUMDS プロファイルが必要である。NCA は、これらの新しいプロファイルを既存の申告者に割り当てて、確定システムへのアクセスを確保する必要がある。

確定期間中は、第三国の事業者も CBAM レジストリにアクセスできるようになる。第三国の事業者は、委員会の DG DIGIT の EU-Access プラットフォームを使用して CBAM ポータルにアクセスする。委員会は、第三国の事業者からのアクセス要求を検証し、適切な場合にはアクセスを許可する。プラットフォームへのアクセスを取り消す必要がある場合、委員会は加盟国と協議する。

9.8.19. 確定期間中、欧州委員会の役割は何か？ (What will be the role of the European Commission during the definitive period?)

移行期間と同様に、委員会は CBAM レジストリの管理を継続し、報告申告者から伝達された CBAM レポートをレビューし、潜在的な問題を NCA に伝達するとともに、CBAM の実施と回避のリスクを監視する。

さらに、委員会は輸入業者に CBAM 証明書を販売するための中央プラットフォームを管理する。経済事業者は、このプラットフォームで購入した CBAM 証明書を購入し、放棄することもできる。

9.8.20. なぜセメントと肥料の間接排出だけが CBAM に含まれているのか? (Why are indirect emissions only included in the CBAM for cement and fertilisers?.)

EU 加盟国が間接費用補償を認める場合、これらの物品の間接排出は CBAM の適用範囲に含まれない。この補償は、電力価格に転嫁される温室効果ガス排出コストから生じる間接排出コストに適用される。

しかし、委員会は移行段階の終わりまでに、CBAM の適用範囲を他の物品の間接排出に拡大する可能性を評価しなければならない。

9.8.21. EU は CBAM の範囲を拡大するのか。(Will the EU expand the scope of the CBAM?)

CBAM の移行期間 (2025 年末) の終わりまでに、委員会は CBAM の実施状況の全面的な見直しを行う。この期間に収集されたデータを用いて、特に、炭素リーケージのリスクがある EU ETS の対象となる他の物品や部門に CBAM を拡大する可能性を慎重に検討する (CBAM 規則第 30 条 (2) 参照)。CBAM の適用範囲を拡大するには、委員会からの立法提案が必要であり、その後、CBAM 規則の改正が欧州議会および理事会で採択される。

9.8.22. CBAM 申告者はどのようにして「認可」されるのでしょうか。また、確定期間中の認可のスケジュールはどのようになっていますか。(How will a CBAM declarant become 'authorised' and what is the timeline for its authorisation during the definitive period?)

申請者が設立された加盟国の NCA は、申請者が以下の基準を満たす場合、公認 CBAM 申告者の地位を付与するものとする。

- 関税法令、課税規則、市場濫用規則または CBAM 規則の重大な違反に関与していないか、または違反を繰り返していないこと；
- 財務および運用能力を実証していること；
- 申請が提出された加盟国に設立されていること；
- EORI 番号が割り当てられていること。

認可を与える前に協議手続きが必要であり、15 営業日を超えてはならない。移行期間中、欧州委員会は認可手続きの詳細を含む二次立法を採択する (CBAM 規則第 17 条 (10) 参照)。

9.8.23. EU の輸入業者は、新制度を正しく利用するために必要な情報を EU 以外の輸出業者から確実に受け取ることができるのか。(How can EU importers ensure that they receive the information they need from their non-EU exporters to be able to use the new system correctly?)

EU 非加盟国の生産者は、CBAM の対象となる製品の内包排出量に関する情報を EU 登録輸入者に提供する必要がある。この情報が入手できない場合、EU 輸入者はデフォルト値を使用して、CBAM 申告で報告しなければならない内包排出量と放棄する必要がある証明書の数を決定することができる。しかし、輸入者は内包排出量の計算を提供する方が有利である可能性が高い。

9.8.24. 報告される情報の信頼性はどのように確保されるのか。(How will the reliability of the reported information be ensured?)

委員会は、加盟国当局と協力して、報告された排出量とそれに対応する取引を継続的に監視し、CBAM 規則およびその二次法規の回避および不遵守の慣行を特定する。さらに、検証は確定期間中に実施され、検証から得られた報告書には、排出量の定量化およびこれらの排出量が異なる種類の物品にどのように起因するかに関する情報を含めるものとする。

確定期間中、申告された内包排出量は、特定の認定規則（移行期間中に委員会が定める）に従って認定された検証者によって検証されるべきであり、検証者は検証報告書を作成する。これに沿って、CBAM 申告には排出量検証報告書の写しが添付される。

CBAM 申告者が規則に定められた義務を遵守せずに EU の関税地域に物品を導入した場合、罰則が科される。

9.8.25. 検証者の認定はどのように機能するのか？（How will the accreditation of verifiers work? ）

欧州委員会は、移行期間中に、認定及び検証に関する規則を定める補足法の制定に取り組む。

このような法律には、CBAM 規則第 8 条及び第 18 条に基づく、EU ETS 及び CBAM の検証の原則及び検証範囲の整合性に関する実施法、及び第二に、CBAM 規則第 18 条に基づく、検証者の認定のための条件を定める委任法が含まれる。

9.8.26. 認定された CBAM 検証者を見つけるにはどうすればよいか。(How will I be able to find accredited CBAM verifiers?)

CBAM 検証者の認定は、EU 加盟国の国家認定機関 (NAB) の任務となる。検証者の資格と従うべき方法論を定めた関連する補足法がまだ採択されていないため、これはまだ実施されていない (上記の回答を参照)。

9.8.27. 申告者はどのように CBAM 証明書を購入しますか。(How will declarants buy CBAM certificates?)

認可された CBAM 申告者は、設立された加盟国から CBAM 証明書を購入する。すべての購入は、加盟国と委員会の共同調達手続きに従って委員会が設立する共通の中央プラットフォームで行われる。認可された CBAM 申告者のみが CBAM 証明書を購入することができる。

認可された CBAM 申告者は、年間を通じていつでも CBAM 証明書を購入することができる。

ただし、認可された CBAM 申告者は、年初以降に EU に輸入した CBAM 製品に内包排出量の少なくとも 80% に相当する数の CBAM 証明書を購入しなければならない。このルールは四半期ごとに計算される。つまり、申告者は各暦年の各四半期末(30 年 3 月 31 日 6 月、10 月 31 日および 12 月 31 日)にこの要件を満たしていることを確認する必要がある。

9.8.28. CBAM 証明書の価格はいくらになるか? (What will be the price of CBAM certificates?)

欧州委員会は、オークションプラットフォームにおける EU ETS 割当額の終値の平均として、週単位で CBAM 証明書の価格を計算する。この価格は EUR で計算され、一般に公開される。

各 CBAM 証明書は、排出される CO₂ 換算 1 トンに相当する。

9.8.29. 申告者はどのように CBAM 証明書を放棄するのか。(How will declarants surrender CBAM certificates?)

まず、承認された CBAM 宣言者は、毎年 5 月 31 日までに、2026 年は初めて 2027 年 5 月 31 日までに、CBAM レジストリに年次宣言を提出する。年次宣言には、放棄する必要がある CBAM 証明書の数が示される。この放棄される CBAM 証明書の数は、年次宣言の対象となる年に EU に輸入された CBAM 製品の内包排出量 (トン CO₂ 単位) に相当する。

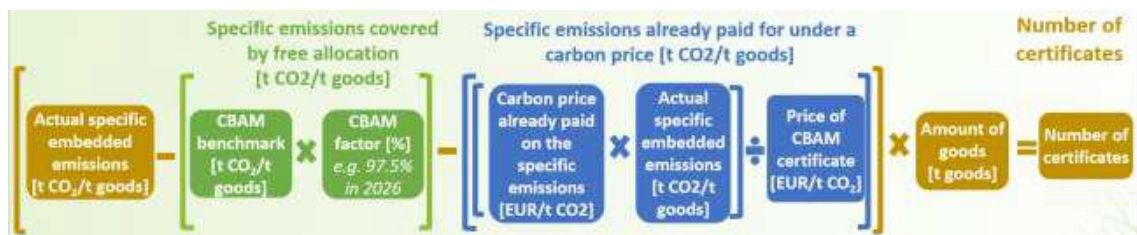
次に、毎年 5 月 31 日までに、2026 年は初めて 2027 年 5 月 31 日までに、承認された CBAM 宣言者は、同年の年次宣言で宣言した CBAM レジストリ内の CBAM 証明書の数を放棄する。

これを行うために、承認された CBAM 宣言者は、CBAM レジストリ内の CBAM アカウントで利用可能な CBAM 証明書の中から、放棄する CBAM 証明書を選択する。

9.8.30. 放棄される CBAM 証明書の数はどうに計算されるのか。(How will the number of CBAM certificates to be surrendered be calculated?)

各承認された CBAM 宣言者が放棄する CBAM 証明書の数、輸入された CBAM 製品の量と実際の特特定内包排出量によって決定され、EU ETS の自由配分の対象となる特定排出量によって削減され、該当する場合には、原産国で実質的に支払われた炭素価格によってすでにカバーされている特定排出量によって削減される。

以下のグラフは、放棄される CBAM 証明書の計算をまとめたものである。



自由配分の対象となる特定排出量の決定方法の詳細については、質問 132 を参照。

第三国で支払われた炭素価格が CBAM から控除される方法の詳細については、質問 134 を参照。

9.8.31. 支払われる CBAM 義務の計算において、無償割当てはどのように考慮されるか。

(How will free allocation be accounted for in the calculation of the CBAM obligation to be paid?)

自由配分の調整に関する規則は、CBAM 規則第 31 条第 2 項の権限付与を受けて欧州委員会によって策定される。

輸入者が支払うべき CBAM の義務は、EU の生産者が同じ商品の生産に対して受け取るであろう対応する自由配分によって削減される。これにより、EU と第三国で生産された製品が平等に扱われることが保証される。

この自由配分の調整には CBAM ベンチマークの定義が含まれ、これは EU ETS ベンチマークの組み合わせに基づく。利用可能な ETS 製品ベンチマークの数は限られており、CN コードごとに定義されていないため、組み合わせが必要である。

2026 年から 2034 年にかけての CBAM 部門における ETS 自由配分の段階的廃止は、対応する CBAM 義務の増加に反映される。これは、自由配分の CBAM 調整が徐々に減少し、それによって CBAM 義務が増加するためである。

CBAM の対象となる排出量は、次のように計算される（原産国で既に支払われている潜在的な炭素価格を考慮する前）。

CBAM の対象となる排出量=内包排出量-CBAM ベンチマーク×CBAM 係数

例えば、ある製品の内包排出量が 1.2 t CO₂ eq/t 製品で、対応する CBAM ベンチマークが 1 t CO₂ eq/t 製品である場合、2026 年の CBAM の対象となる排出量（CBAM 係数 97.5%）は、 $1.2 - 1 \times 0.975 = 0.225$ t CO₂ eq/t 製品となり、内包排出量の約 19%に相当する。2030 年（CBAM 係数 51.5%）の CBAM の対象となる排出量は、0.685 t CO₂ eq/t 製品（内包排出量の約 57%）、2034 年（CBAM 係数 0%）は 1.2 t CO₂ eq/t（内包排出量の 100%）となる。2034 年以降は、自由配分の調整は行われず、この製品の輸入には完全な CBAM 義務が適用される。

この計算から、ある製品の内包排出量が CBAM ベンチマークに CBAM 係数を乗じた値よりも低い場合、CBAM 義務は適用されないことになる。したがって、2026 年の例では、内包排出量が 0.975 t CO₂ eq/t 以下であれば、CBAM 義務は発生しない。

EU ETS では一般に発電に対する自由配分がないため、原則として、電力輸入に対する CBAM 義務の自由配分調整は行われず。したがって、2026 年以降、発電における内包排出量全体に対して、対応する CBAM 証明書の購入が必要となる。

9.8.32. CBAM ベンチマークはどのように定義されますか。(How will the CBAM benchmarks be defined?)

CBAM ベンチマークは、EU ETS ベンチマークの組み合わせに基づいている。利用可能な ETS 製品ベンチマークの数は限られており、CN コードごとに定義されていないため、組み合わせが必要である。CBAM ベンチマークの定義に関する分析作業が開始された。場合によっては、施設固有のデータが必要になることがあるため、CBAM ベンチマークは必ずしも固定された数値ではない。

CN コードごとに CBAM ベンチマークが設定される場合もあるが、それぞれの生産プロセスが類似している場合は、CN コードのグループ(例:集計された商品カテゴリーごと)ごとに CBAM ベンチマークが設定される可能性もある。一方で、例えば一次鋼と二次鋼で作られた製品の場合など、同じ CN コードに対して異なる CBAM ベンチマークが設定されることもある。

全体的な目的は、利害関係者の負担を制限しながら、EU ETS の自由配分ルールを反映した方法論を開発することである。

9.8.33. 第三国で支払われる炭素価格は CBAM からどのように割引かれるのか。(How will the carbon price paid in a third country be discounted from the CBAM?)

承認された CBAM 申告者は、申告された CBAM 製品の内包排出量に対して原産国で既に実質的に支払われた炭素価格に対応して、放棄される CBAM 証明書の数の削減を要求することができる。

CBAM 規則では、「炭素排出削減スキームの下で、税金、賦課金若しくは手数料の形で、又は温室効果ガス排出量取引制度 (...) の下での引当金の形で第三国で支払われる金額」を「炭素価格」と定義している。

CBAM 証明書の数の削減にカウントされるのは、原産国で実質的に支払われた炭素価格のみである。承認された CBAM 申告者がリベートまたはその他の形式の補償から利益を得る場合には、その利益が考慮され、実質的に支払われた炭素価格が確定される。

実質的に支払われた炭素価格。これは、例えば、ETS の下で無料の手当が付与された場合に該当する。

委員会は、2025 年の移行期間の終了前に、原産国で実質的に支払われた炭素価格の控除に関する追加的な詳細を定める実施法令を準備する (CBAM 規則第 9 条 (4) 参照)。

この実施法令は、特に、請求された控除の認識を確保するための規則を定義する。これには、実質的に外貨で支払われた炭素価格を、年平均為替レートでユーロに換算することを含め、それに対応する CBAM 証明書の数の削減に換算するための規則が含まれる (質問 131 の計算の概要参照)。また、価格が「実質的に支払われた」ことを証明するために必要な実際の支払いの証拠の種類と、独立した人による証明も対象とする。また、考慮すべきリベートやその他の形式の補償の種類も特定される。

9.8.34. CBAM は収益を生み出しますか。また、その場合、収益はどのように使用されるか。(Will CBAM generate revenues and, if so, how will they be used?)

CBAM は予算収入を生み出すようには設計されていない。一般的に、収入の潜在的な変化は、ETS 炭素価格の将来の水準、輸入 CBAM 製品に組み込まれる排出量、第三国で実質的に支払われる炭素価格に依存する。しかし、将来の CBAM 収入は、CBAM の導入が組み込まれる CO₂ 排出量の削減につながることを期待され、貿易相手国が国内の炭素価格政策の収入創出の側面を考慮するインセンティブとなるため、政策の補助的な効果にすぎない。

しかし、特に導入後の最初の数年間に収入が発生した場合、EU の組織間協定 LI 433/28 に従って、EU の予算の独自財源となるように設定されている。

10. EU CBAM Reporter portal マニュアルの翻訳

10.1. CBAM 第三国オペレーターポータルにおける非 EU 企業のアクセス要求手順のユーザーガイド³⁰

10.1.1. はじめに

10.1.1.1. 文書の目的

第三国施設の炭素国境調整メカニズム (CBAM) 事業者 (O3CI) になることを希望する EU 以外の企業は、自主的に CBAM フェーズ 2 レジストリにアクセスし、自社および自社施設に関する情報、ならびに生産プロセスからのエミッションの詳細を登録および報告しなければならない。

したがって、本文書の目的は以下のとおりである。

- CBAM オペレーターになることを希望する非 EU 企業のために、CBAM ドメインを管理する法律に関連する一般的なビジネスガイダンスを提供する。
- 非 EU 企業が CBAM オペレーターポータルにアクセスするために従う必要があるアクセス要求の手順を提供する。さらに、このドキュメントでは、アクセス権の要求、変更、および失効のプロセスに関するガイドラインを提供する。

別の文書である第三国事業者ポータルのユーザーマニュアルには、申請して第三国施設の登録 CBAM 事業者となり、CBAM 関連製品の生産プロセスからの排出に関する情報を提出できるようになるために従うべき手順が記載されている。

10.1.1.2. 対象ユーザー

このドキュメントの対象読者は次のとおりである。

- 欧州委員会
- 第 3 国の施設のオペレーター

10.1.1.3. 構成

このドキュメントは以下の構成である。

第 1 章:概要:このドキュメントの範囲と目的について説明している。

第 2 章:CBAM プロセスに関するビジネスガイダンス:CBAM ドメインを管理する法的行為に関する一般的なガイダンス、主要なプロセスに関するガイダンス、および企業に関する

³⁰ [https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/9361fade-6f19-4799-b2ef-f6a4ff681af2_en?filename=CBAM-Operators Non-EU-Companies Guidance-on-access-request-procedure-v1.00.pdf](https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/9361fade-6f19-4799-b2ef-f6a4ff681af2_en?filename=CBAM-Operators%20Non-EU-Companies%20Guidance-on-access-request-procedure-v1.00.pdf)

データを追加する方法について説明する。

第 3 章:アクセス要求プロセスに関するステップバイステップのガイダンス:CBAM レジストリへのアクセスを許可するためのガイドラインとステップバイステップの手順を定義する。

第 4 章:登録を申請するための CBAM オペレーターポータルの使用に関するガイダンス:登録された CBAM オペレーターになるために CBAM オペレーターポータルのユーザーマニュアルを参照する方法に関するガイドラインを定義する。

10.1.1.4. 参考資料

次の表に、現在のドキュメントで参照されているドキュメントを示している。

表 22 参考文献リスト

Ref.	Title	Originator	Version	Date
R01	General Data Protection Regulation	REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC	-	27/04/2016
R02	Internal Data Protection Regulation	REGULATION (EU) 2018/1725 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 October 2018 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data by the Union institutions, bodies, offices and agencies and on the free movement of such data, and repealing Regulation (EC) No 45/2001 and Decision No 1247/2002/EC	-	23/10/2018
R03	CBAM Regulation	Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism	-	10/05/2023

10.1.1.5. 適用可能なドキュメント

次の表は、現在のドキュメントが準拠している必要があるドキュメントの一覧である(例:FWC、SC、RfA)。

表 23 該当書類

Ref.	Title	Originator	Version	Date
A03	CBAM Regulation	Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism	-	10/05/2023

10.1.1.6. 略語と頭字語

このドキュメントをよりよく理解するために、次の表に使用されている主な略語と頭字語の一覧を示す。

表 24 略語と頭字語

Abbreviation/ Acronym	Meaning
CBAM	Carbon Border Adjustment Mechanism
DG TAXUD	Directorate General for Taxation and Customs Union
EU	European Union
EC	European Commission
GDPR	General Data Protection Regulation
IDPR	Internal Data Protection Regulation
O3CI	Operators of Third Countries Installations
TCEMPL	Third Country Operator Employee
TCO	Third Country Operator
UAM	User Access Management
MFA	Multi Factor Authentication

表 25 用語と定義

Term	Meaning
Operators of 3rd Countries Installations 第三国施設の運営者	Installation operators in 3rd countries are the persons who operate or control an installation in a 3rd country. 第 3 国の施設運営者とは、第 3 国の施設を運営または管理する者をいう。

Access Request Validator アクセス要求バリデータ	An EC Official with the authority to approve or deny access to the CBAM Operators Portal for O3CIs from a business perspective. ビジネスの観点から、O3CI の CBAM オペレーターポータルへのアクセスを承認または拒否する権限を持つ EC 職員。
EU Login	European Union user authentication service. 欧州連合ユーザー認証サービス。
EU Access	EU Access serves as the infrastructure-layer authorisation solution for the O3CI portal. EU Access は、O3CI ポータルのインフラストラクチャ層認証ソリューションとして機能する。
TEMPO	TEMPO (TAXUD Electronic Management of Project Online) is a Quality Management System (QMS) that has been established in the DG TAXUD IT Unit environment to support its business goals and objectives. TEMPO (TAXUD Electronic Management of Project Online) は、DG TAXUD IT Unit 環境に構築された品質マネジメントシステム (QMS) であり、そのビジネス目標をサポートする。

10.1.2. CBAM プロセスに関するビジネスガイダンス

10.1.2.1. 序文

CBAM 規則の遵守を確保するため、CBAM レジストリの第三国事業者ポータルセクションが設立された。このポータルにより、EU 域外の施設事業者は、合理的な方法で設置および排出データを報告申告者にアップロードして共有することができ、複数の提出の必要性がなくなる。このポータルは、業務上重要なデータを保護し、報告申告者が CBAM 報告書に排出データを自動的に入力して、報告義務を効率的に満たすことを可能にする。

事業者ポータルの設立の法的根拠は、CBAM 規則第 10 条であり、以下のように規定されている。

1. **登録:** 委員会は、第三国に所在する施設の運営者からの要請に応じて、運営者の情報を CBAM レジストリに登録するものとする。
2. **登録に必要な情報:** 登録要請には、以下を含めるものとする。
 - (a) 運営者の氏名、住所、および連絡先情報;
 - (b) 各施設の所在地、および小数点以下 6 桁まで正確な完全な住所と地理座標（経度

と緯度);

(c) 施設の主要な経済活動。

3. **情報の更新:** 運営者は登録情報の変更を速やかに委員会に通知するものとし、委員会はそれに応じて CBAM レジストリを更新するものとする。
4. **登録の有効性:** 登録は施設の運営者に通知した日から 5 年間有効で、更新可能である。
5. **排出量データ:**
 - (a) 運営者は施設で生産される各タイプの産品に関連する内包排出量を決定する;(これは、排出量データを申告者と自発的に共有することを希望する運営者のみを対象とする)
 - (b) 排出データが検証されていることを確認する;(2026 年からのみ適用)
 - (c) 検証後四年間、内包排出量の計算に使用された検証レポートと記録のコピーを保管する。(2026 年からのみ適用)
6. **CBAM 申告者へのデータ開示:** 事業者は EU 申告者に排出量データ³¹を開示することができ、申告者はこの情報を使用して報告義務を果たすことができる。
7. **登録抹消:** 事業者は、いつでも CBAM レジストリからの登録抹消を要求することができる。提供された情報が正確でなくなった場合、委員会は、事業者に意見を聞く機会を与えた後、事業者の登録を抹消することもできる。

さらに、CBAM 規則第 14 条第 4 項は、第 10 条第 2 項に基づく CBAM 登録データは機密のままであると規定している。ただし、事業者の氏名、住所、連絡先情報および第三国における設置場所は公開される可能性がある。また、事業者は、氏名、住所、連絡先情報を公開から除外することができる。公開登録情報は、委員会が提供する相互運用可能な形式でアクセス可能でなければならない。

10.1.2.2. 主な業務プロセス

CBAM の登録に関連する主なビジネス・プロセスは次のとおりである。

³¹ 外部の独立機関による検証は、実績値に基づく報告についてのみ 2026 年から義務化される。最終的な期間の二次的な法律は 2025 年第三四半期に採択される予定であり、排出量の検証に関する規則が定められる。

I. 登録:オペレーターがアクセスするには、CBAM ポータルで登録プロセスを完了する必要がある。手順を次に示している。

- EU ログインアカウントの作成と CBAM ポータルへのアクセス

第三国の企業は、まず EU ログインアカウントを作成して CBAM ポータルに参加し、登録済み CBAM オペレーターとして申請する。

関連リンクを次に示す。

EU ログイン: <https://webgate.ec.europa.eu/cas/>

CBAM ポータル: <https://cbam.ec.europa.eu/o3cinstallation>

- 欧州委員会 (COM) による承認プロセス

CBAM ポータルにアクセスする前に、会社は COM から承認を受ける必要がある。

- EU アクセスにログイン
- 必要に応じて一般的な会社情報を入力
- 会社の身元を確認するための補助書類をアップロード
- EU アクセスの COM 管理者がアプリケーションを確認して承認し、ポータルへのアクセスを許可

- 登録された CBAM オペレーターになるための申請プロセス

CBAM ポータルへのアクセスが COM によって承認されると、会社は申請を進めることができる。

- CBAM ポータルにログインする。
- CBAM 規則の第 10 条 (2) に規定されている要素を含む登録要求を送信する。オペレーターとインストールの詳細を入力する。
- 追加のサポートドキュメントをアップロードする。
- ◇ 事業者の登録証明書 (事業者が合法的に登録されていることを証明するもので、氏名、住所、連絡先情報、納税者番号または同等のものを含む)

- ◇ 施設登録（施設の設立、管理/所有構造、主な経済活動、その業界および所在地で合法的に運営するためのライセンス/許可）
- ◇ 施設所在地（事業者の管理下にある各施設の文書で、施設の所在地を証明するもので、完全な住所、経度と緯度で表された地理座標（小数点以下 6 桁を含む）を含む）
- ◇ その他の文書（住所変更フォーム、新しい所有権文書など、要求されている変更に関連する特定の文書）

- 提出と承認

- 会社は、登録 CBAM 事業者になるための申請書を提出する。
- CBAM ポータルの COM 管理者が会社を審査して承認し、事業者に事業者ポータルへのアクセスを許可する。

II. 変更要求: 事業者は登録情報の更新要求を提出できる。これは、第 10 条 (2) のデータ要素に関するものである。委員会は、適切な裏付け文書が提出されると、要求を承認する。

III. 排出量データの共有: 事業者は、2025 年 1 月から、初期段階では、特定の EORI 番号を使用して、ポータルを通じて申告者と排出データを共有するオプションがある。2025 年後半には、この機能が拡張され、すべての EORI と一度に共有できるようになる。これは、移行期間中にシステムに慣れるためのものである。

IV. 登録の有効期間: 委員会は、CBAM レジストリへの登録を事業者に通知する。登録は、施設の事業者への通知日から 5 年間有効で、更新可能である。

V. 登録解除: 事業者は、事業を停止した場合、規制要件を満たさなくなった場合、または単に登録を希望しない場合は、システムから登録を解除できる。

VI. 検証: 二次法が制定され次第、さらに詳しい情報が公開される。

10.1.2.3. 移行システムと確定システムの法的根拠の明確化

規制に従い、事業者は 2025 年 1 月から事業者ポータルに登録を開始できる。移行期間中にデータ共有を合理化し、CBAM の実装を簡素化するために、委員会は 2025 年 1 月から事業者が排出量データを申告者と共有できるようにした。このアプローチにより、事業者と申告者は確定期間が始まる前にシステムに慣れることができる。

10.1.2.4. 不正確なオペレータ データの取り扱いに関するガイダンス

オペレータのデータが正しくない場合、申告者は受け取った排出データを修正できる。IT チームは現在、オペレータ データを修正可能にするソリューションに取り組んでいるが、これが利用可能になるまで、エラー（コンマの配置による排出データ内の重大なエラーなど）に気付いた申告者は、オペレータが共有したデータを受け入れず、代わりに手動で情報を入力する必要がある。

10.1.2.5. 住所入力ガイドライン

通り名や番地が不明で、私書箱のみが指定されている場合は、住所欄に「N/A」と私書箱を入力する。施設の住所については、規則により完全な住所が義務付けられているため、上記と同じ方法を適用する。

郵便番号のない国の場合は、郵便番号として「0000」を入力する。

The image shows a form titled 'ADDRESS' with several input fields. The 'Country code' field has a dropdown menu showing 'IN - India'. The 'Sub-division' field has a placeholder 'Enter the Sub-division'. The 'City' field has the value 'Mumbai'. The 'Street' field has the value 'PO BOX 124 Mumbai, Maharashtra'. The 'Street additional line' field has a placeholder 'Enter the Street additional line'. The 'Street number' field has the value 'N/A'. The 'Postcode' field has the value '400067'. The 'P.O. Box' field has the value '124'.

10.1.2.6. EU アクセス要求および登録 CBAM オペレーターのステータスに必要な文書

1. アクセス要求が行われる EU アクセスの文書:

- **オペレーターの登録証明書³²:** オペレーターが合法的に登録されていることを証明し、必須の詳細（名前、住所、連絡先情報、納税者番号または同等のもの）が含まれる。

³² 委任状 - 特定の法的事項について会社に代わって行動する権限を個人に付与する公式文書、または;

裁判所登録決定 - 裁判所に登録されている、会社を代表する権限を持つ個人をリストした文書、または;

商業登記簿からの抜粋 - 多くの場合、取締役および法的代理権を持つその他の個人の詳細が含まれます、または;

雇用契約または従業員またはコンサルタントが会社に代わって行動する権限を明示的に規定した契約。

- **会社を代表する権限を証明する文書:** 代表者が権限を有していることを証明する。
- **権限のある代表者の ID:** 代表者の身分証明書。

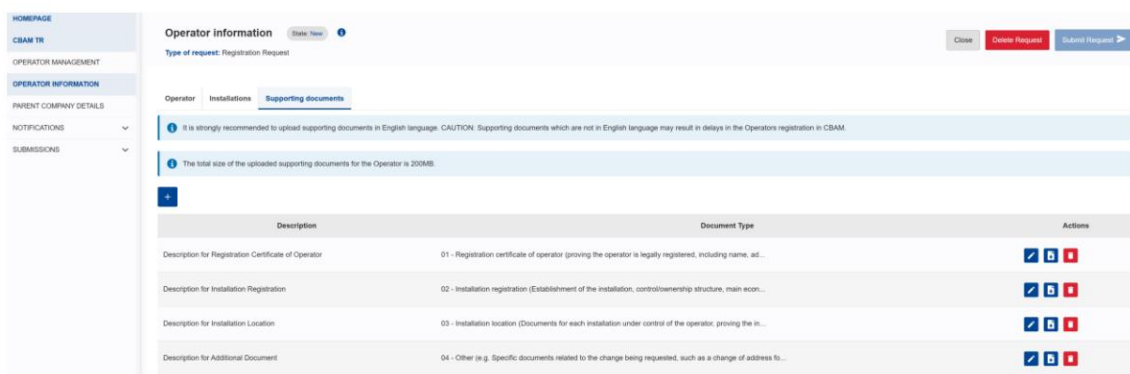
3 種類の文書を一度に委員会に送信するには、文書を 1 つの PDF ファイルに結合し、その PDF ファイルを EU アクセス システムからのアクセス要求にアップロードする。委員会から CBAM ポータルへのアクセスが承認されると、オペレーターは登録 CBAM オペレーターになるための申請プロセスを開始でき、次のサポート文書をアップロードする必要がある。

The screenshot shows the 'Onboarding Wizard' interface at the 'Review' stage. The progress bar indicates steps 1 through 5, with step 5 being the current stage. The form fields are as follows:

- Requester:** [Redacted]@gmail.com
- Application:** CBAM Application for Third Countries
- Domain:** Carbon Border Adjustment Mechanism
- Subdomain:** Third Countries
- Type of Person:** Company
- Legal Name:** Mumbai Aluminum Company
- Type of Actor:** Third Country Operator
- Type of Identifier:** Organisation ID
- Business Profiles:** Admin Operator
- Attributes:**
 - Company Address = '1, Plot No.241, Charkop Mkt, Kandivall (west), Mumbai, Maharashtra, 400067'
 - Company Email = 'office@demomumbaialuminumcompany.com'
 - Company Identifier = 'IN12345678DEMO'
 - Company ISO-2 Country Code = 'IN'
- Justification:** We request the possibility for delegation to employee
- Attachment (max 5MB):** A red box highlights this field, which contains a file named 'India-Demo-Aluminum-Company-all-documents-merged.pdf (29.021 kb)'.

2. CBAM 登録事業者になるための書類:

- **事業者登録証明書:** 事業者の法的登録を証明するもので、会社の重要な詳細が含まれる。
- **施設登録:** 施設の設定、所有権/管理構造、主な経済活動、必要な運営許可に関する情報。
- **施設所在地:** 事業者の管理下にある各施設の所在地を証明する書類で、住所の詳細と地理座標（小数点以下 6 桁の経度と緯度）がすべて記載されている。
- **追加書類:** 要求された変更に関連する特定の書類（住所変更フォームや更新された所有権書類など）。



10.1.2.7. 主要な企業識別子に関するガイダンス

- ・ **EORI 番号**: 経済事業者登録および識別 (The Economic Operators Registration and Identification : EORI) 番号は、欧州連合内で通関関連活動に従事する企業および個人に割り当てられる固有の識別子である。国境を越えた貿易を行うには、EU の税関当局と取引する輸入業者および輸出業者にこの番号が必要である。EORI 番号は、すべての経済事業者に一貫した EU 全体の識別番号を提供することで、通関手続きと追跡を簡素化する。

- ・ **企業識別子 - 事業者 ID/企業登録番号 (Corporate Registration Number : CRN)**: 企業識別子は、企業登録番号を表す。これは、国または地域の企業登録簿に正式に登録されたときに企業に割り当てられる固有の識別子である。この番号は、企業の法的存在の証明として機能し、政府機関、金融機関、規制当局による識別および記録保持の目的で使用される。この識別子の形式は国によって異なり、多くの場合、企業を一意に識別する一連の数字、文字、または組み合わせで構成される。会社識別子は 2 文字の国コードで始まる必要がある。この識別子の最大文字数は 25 文字である。

デモ識別子の例 (リクエストでは使用しないでください)は以下:

- IN123456ABCD (インドの 2 文字の国コードを表す IN に続いて文字と数字が続く)
- BR.XYZ-1234567890 (ブラジルの 2 文字の国コードを表す BR に続いて区切り文字 (ドット) が続き、その後にその他の文字が続く)

EU アクセス システムからのアクセス リクエストにおける会社識別子の例:

CBAM 第三国事業者ポータルシステムからの登録リクエストにおける会社識別子の例:

10.1.3. アクセス要求プロセスに関するステップバイステップのガイダンス

10.1.3.1. 役割

O3CI ポータル ユーザーに関して、O3CI ポータルにアクセスできるアクターが 2 つある。表 5 に、2 種類のアクターを示す。

表 26 O3CI の役割

行為者	役割
Third Country Operator (TCO)	これは法人を指する。O3CI ポータルへのアクセスを申請するオペレーターの CEO/法定代表者になる。
Third Country Operator Employee (TCEMPL)	これは、TCO から O3CI ポータルにアクセスするための委任を受けた自然人（従業員）を指す。

TCO は、最初に O3CI ポータルへのアクセスを要求する法人である。ただし、TCO は、EU Access Admin-Ext ポータルを介して、O3CI ポータルへのアクセスを従業員 (TC EMPL) に委任できる。このプロセスの概要を次に示す。

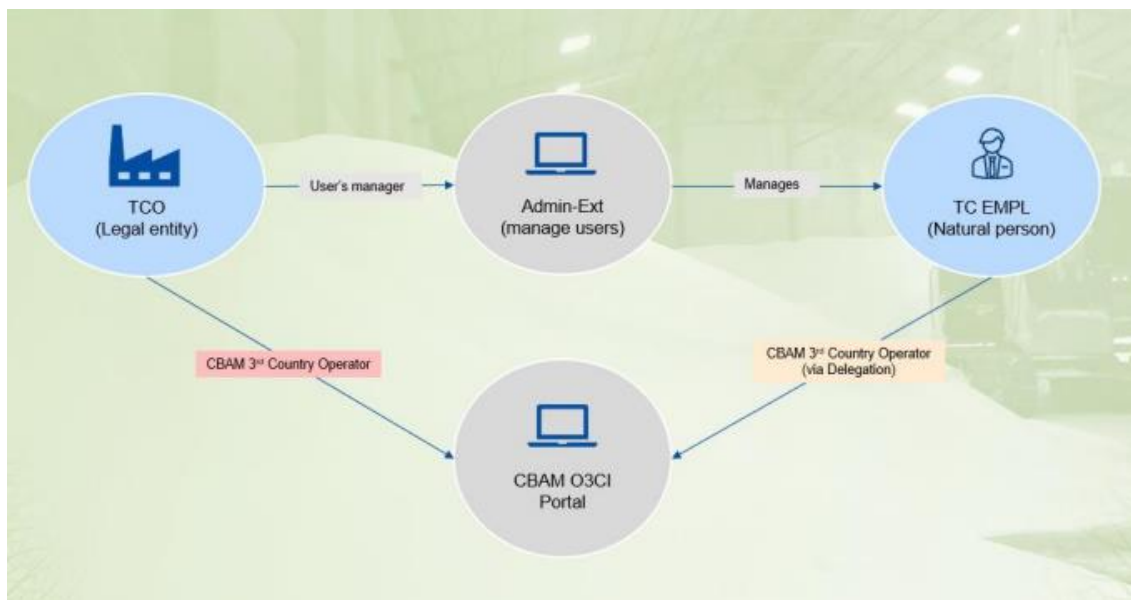


図 29 O3CI ロールの関係性

TCO は、セクション 10.1.3.2.1 で説明されているプロセスを介して O3CI ポータルにアクセスできる。

TCO は、セクション 3.2.2 で説明されているプロセスを介して TCEMPL へのアクセスを委任できる。

10.1.3.2. ユーザ登録手順 (O3CI)

10.1.3.2.1. 登録手順 (TCO)

次の図は、CBAM 3rd Country Installations Operators Portal で登録ユーザになるためのワークフローを示している。

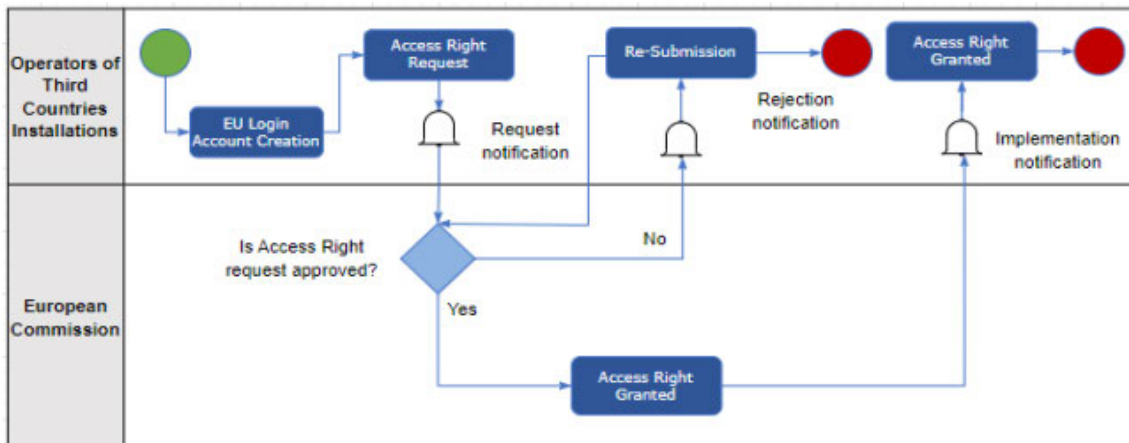


図 30 TCO 登録ワークフロー

EU ログインアカウントの作成

O3CI が CBAM レジストリへのアクセスを要求するための前提条件は、EU ログインアカウントの作成である。

EU ログインは、さまざまな欧州委員会サービスやその他のシステムにサインインするためのエントリーゲートである。EU ログインは ID を確認し、個人設定、履歴、およびアクセス権を安全な方法で回復できる。

EU ログインアカウントを作成する方法のガイドラインについては、関連する EU ログインのよく寄せられる質問 (FAQ) を参照すること。

EU ログインで認証するには、2 要素認証が必要であるため、これを適切に設定する必要があることに注意する必要がある。以下のオプションから優先する認証方法を選択するには、EU ログインのチュートリアルを参照すること。

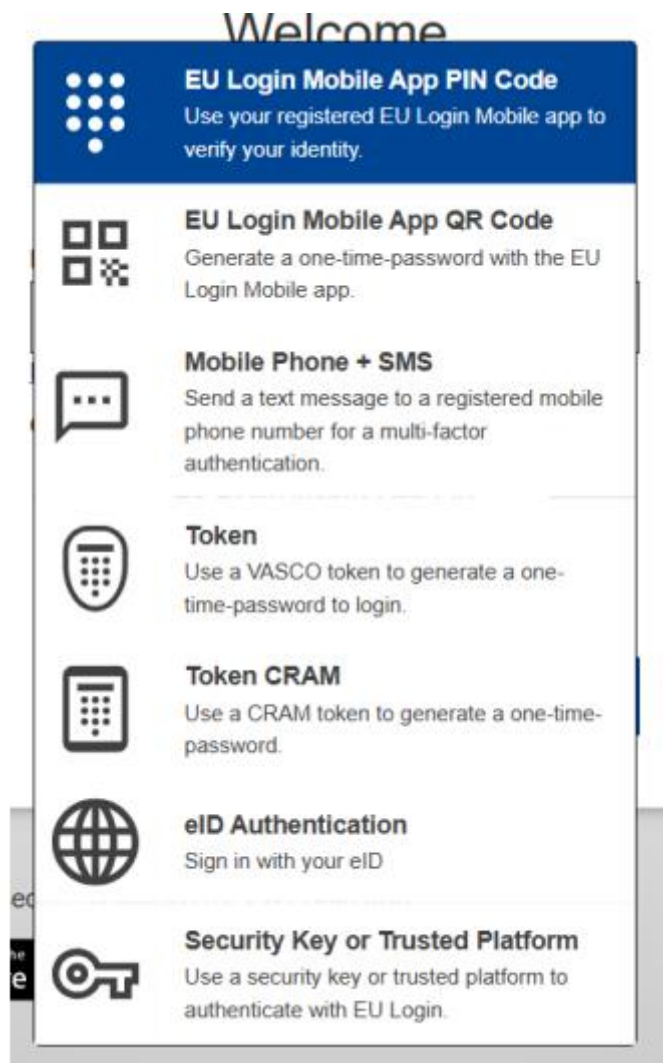


図 31 EU ログイン認証方式

国によっては、使用できる認証方法が異なる場合がある。

CBAM O3CI ポータルでは、推奨される 2 要素認証方法は次のいずれかである。

- EU ログインモバイルアプリ PIN コード;
- EU ログインモバイルアプリ QR コード;
- セキュリティキーまたは信頼できるプラットフォーム。

一部の国では、Google または Apple のストア/サービスが利用できない場合があるため、EU ログインモバイルアプリを利用できないことに注意すること。このような場合、認証するには、セキュリティキーまたは信頼できるプラットフォームを登録する必要がある。セキ

セキュリティキーの唯一の要件は、FIDO2 認定(例:Yubikey)であることである。

この問題に関する EU ログインチュートリアルに従って、セキュリティキー/信頼できるプラットフォームを登録できる。このチュートリアルには、必要な手順を含むビデオチュートリアルも含まれている。

EU アクセスによる登録要求

EU ログインアカウントが正常に作成されたら、TCO は次の手順に従って、EU アクセスによる登録要求の送信に進むことができる。

- a) 次のリンクをクリックする。<https://cbam.ec.europa.eu/o3cinstallation>,表示されたフィールドに電子メールアドレスを追加し、[次へ] (EU ログインアカウントの作成に使用したのと同じ電子メールアドレス) をクリックする。

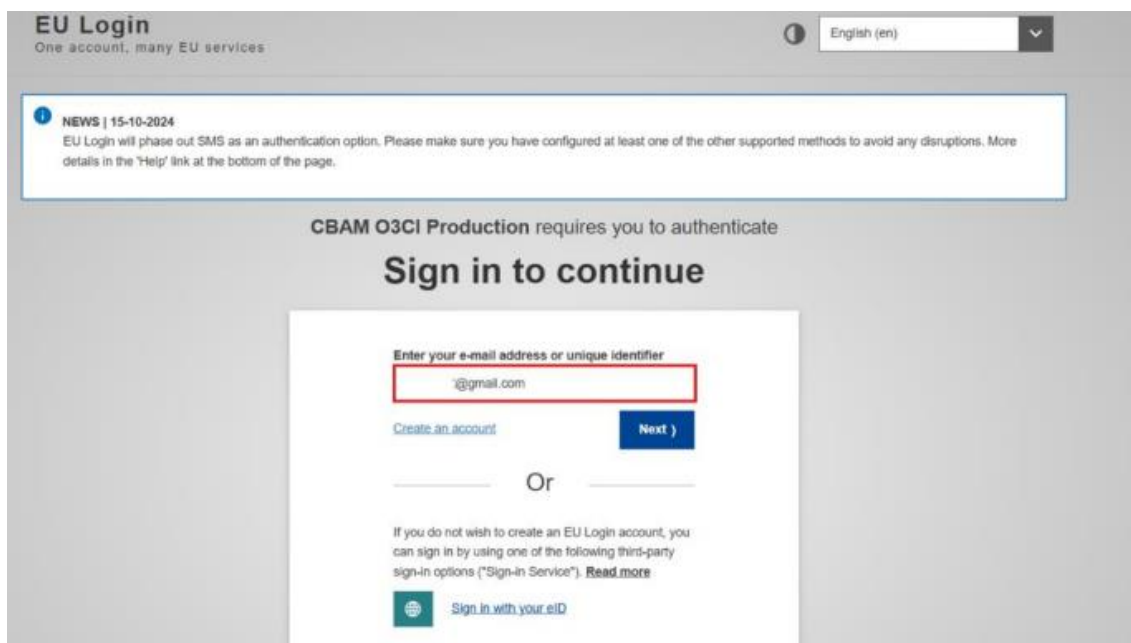


図 32 CBAM O3CI 本番認証 (電子メール)

- b) 下に表示されているフィールドにパスワードを入力し、選択した認証方法を選択して「サインイン」をクリックする (EU ログインアカウントを作成するときに使用したパスワードと同じである)。この例では、認証方法として「EU ログインモバイルアプリ PIN コード」を選択している。

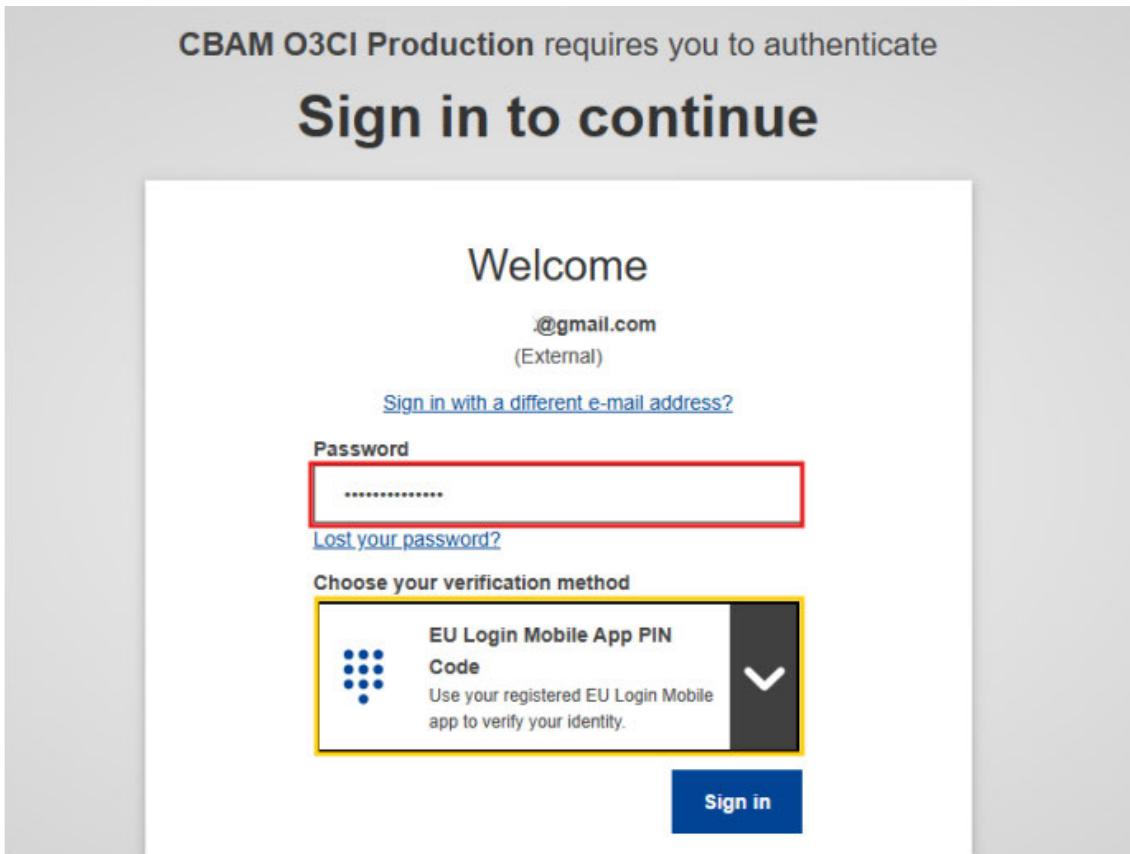


図 33 CBAM O3CI 本番認証 (パスワードおよび確認方法)

- c) 「EU アクセス ID プロファイルが見つかりません」というメッセージが表示される。
以下のように「Request an EU Access profile」をクリックする。

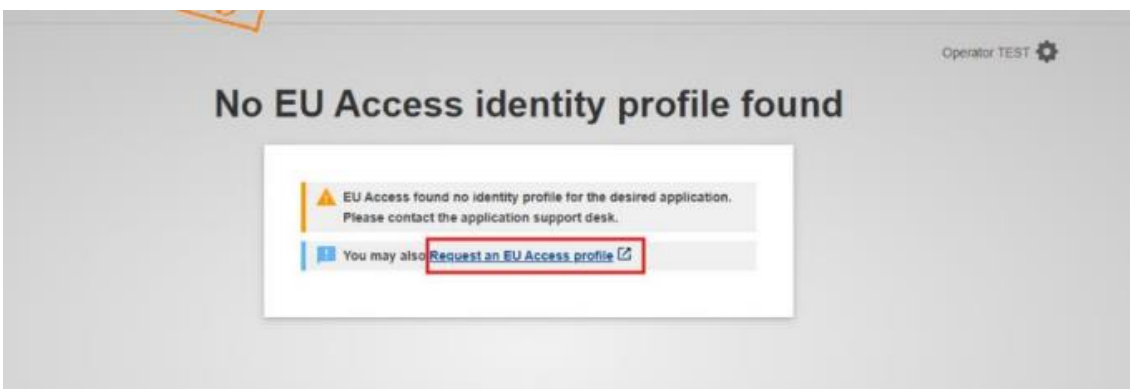


図 34 EU アクセスプロファイルを要求する

- d) 次に示すように、オンボーディングページにリダイレクトされ、企業 ID の詳細を入力

するように求められる。

The screenshot shows the 'Onboarding Wizard' interface for EU ACCESS. It features a progress bar with five steps, where the second step, 'Identity', is currently active. The form contains five dropdown menus, each with a red circle and a number (1-5) next to it, indicating the required selection for each field:

- 1. Identity: Request new Identity
- 2. Type of Person: Company
- 3. Legal Name: Operator Test Company
- 4. Type of Actor: Third Country Operator
- 5. Type of Identifier: Organisation ID

図 35 EU アクセスのオンボーディング-企業 ID の詳細

表 27 会社 ID の詳細

No	フィールド名	フィールド内容
1	Identity	デフォルトの選択「新しい ID の要求」を保持
2	Type of Person	アクセスを要求する法人として、ドロップダウンから「Company」を選択する。
3	Legal Name	会社の法的名称を入力する。
4	Type of Actor	アクセスを要求する法人として、「Third Country Operator」を選択する。
5	Type of Identifier	第三国における会社の法人登録番号を表す組織 ID を選択する。

- e) 次のステップでは、割り当て可能なプロフィールを選択するように求められる。セクション 3.2.2 で説明されているように、アクセス権の委任を実行できるようにするには、デフォルトで両方のプロフィールを選択する必要がある（初めて登録リクエストを送信する管理者の場合）。

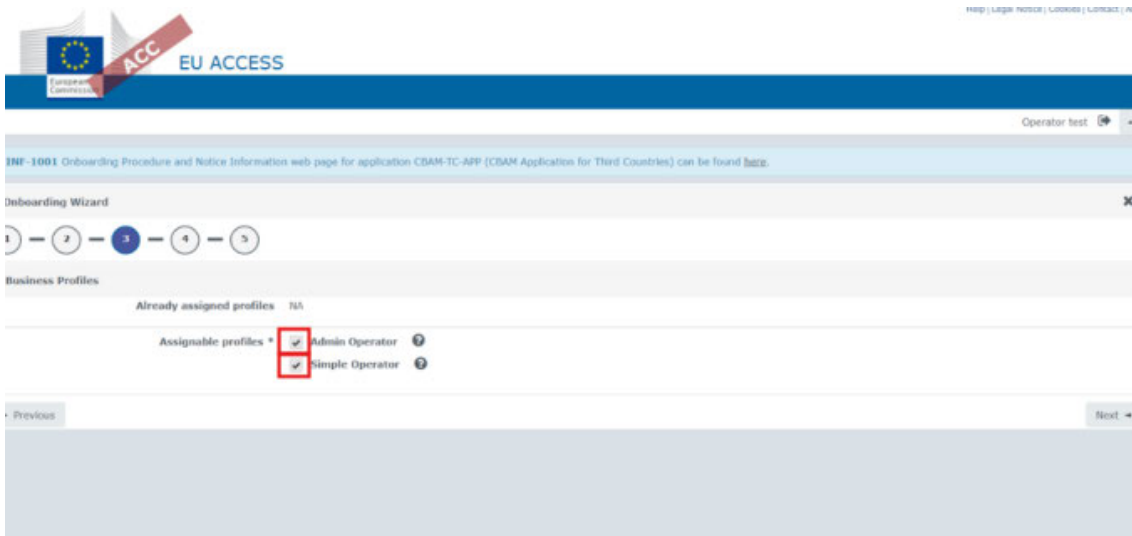


図 36 EU アクセスのオンボーディング-ビジネスプロフィール

1. **管理オペレーター:**TCO が CBAM ポータルにアクセスし、欧州委員会(例えば、登録事業者となることの要請、変更の要請、取消の要請等)に要求を送信できるようにする。管理者と簡易オペレーターの両方の役割を選択することを強くお勧めする。
 2. **簡易オペレーター:**要求の保存のみを許可する(例:登録オペレーターになるためのリクエストを記入して保存するが、送信しない)。管理者と簡易オペレーターの両方の役割を選択することを強くお勧めする。
- f) 次の手順では、次に示すように、会社の属性値を追加するように求められる。

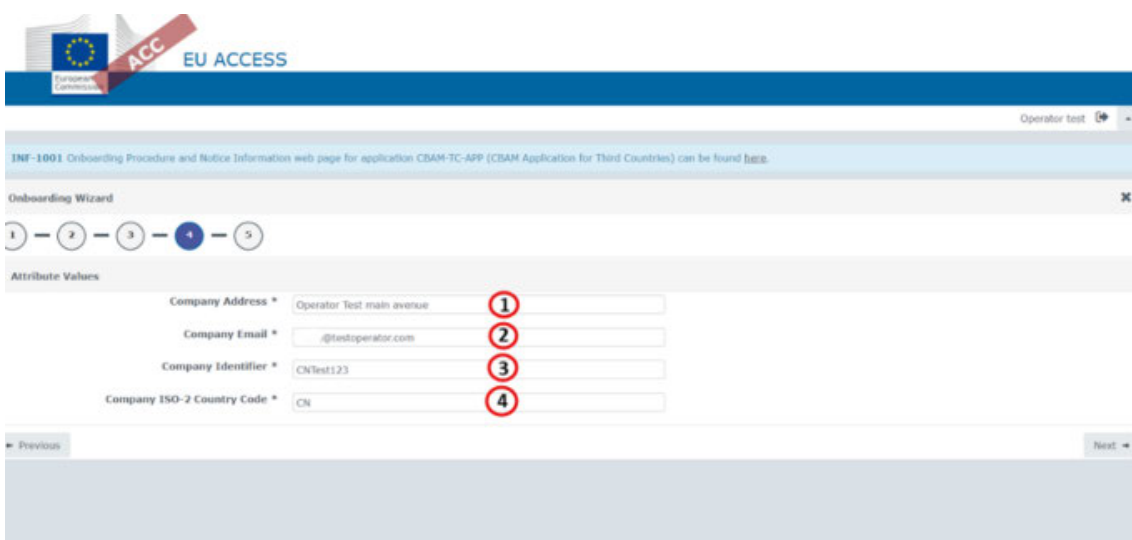


図 37 EU アクセス・オンボーディング-会社属性の詳細

表 28 企業属性の詳細

No	フィールド名	フィールド内容
1	Company Address	会社の住所を入力してください
2	Company Email	会社のメールアドレスを入力してください
3	Company Identifier	<p>会社識別子は、会社の登録番号を表す。</p> <p>これは、国または地域のビジネスレジストリでの正式な登録時にビジネスエンティティに割り当てられる一意の識別子である。この番号は、会社の法的存在の証拠として機能し、政府機関、金融機関、および規制当局によって識別および記録管理の目的で使用される。この識別子の形式は国によって異なる。多くの場合、一連の数字、文字、またはビジネスを一意に識別する組み合わせで構成される。</p> <p>会社識別子は、2文字の国コードで始まる必要がある。この識別子の最大サイズは25文字である。</p> <p>ユーザーは、国の法人登録番号の先頭に、法人の国の2文字の国コードを追加する必要がある(例:国民識別番号が12345で、国番号が**の国に居住している場合は、**12345を報告すること。)</p> <p>識別子の例(要求では使用されない):</p> <p>a) IN123456ABCD (IN:インドの2文字の国コード、その後いくつかの文字と数字);</p> <p>b) CA.XYZ-1234567890 (2文字の</p> <p>カナダの国コードのCA、その後に区切り記号(ドット)、その他の文字が続く。</p>
4	Company ISO-2 Country Code	<p>会社がある国の2文字のコードを入力する。</p> <p>例:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国の CN ・ カナダの CA ・ インドの IN

g) 最後の手順では、入力した詳細の概要を確認し、次のことを行うことができる。

- 登録要求の理由を追加する（オプション）；
- 会社の身元を証明するための理由書類を添付する（必須）。

リクエストと一緒に1つのファイルのみを送信できる。

サポートドキュメントは、PDF形式でのみアップロードすることを強くお勧めする（システムアクセスの拒否や拒否を防ぐため）。複数のビジネスドキュメントを1つの技術ファイルに組み込むには、それらを1つのPDFファイルにマージする。

アップロードする必要があるビジネスタイプのドキュメントは次のとおりである。

- **事業者の登録証明書³³**: 事業者が合法的に登録されていることを証明し、必須の詳細(氏名、住所、連絡先、納税者番号またはこれに相当するもの)を記載している。
- **会社を代表する権限を証明する書類**: 代表者が権限を与えられていることを証明する。
- **権限を与えられた代表者のID**: 代表者の身分証明書。

必要な書類を追加したら、以下のようにリクエストを送信する。

³³ 委任状-特定の法的事項において会社を代表して行動する権限を個人に付与する公式文書。

裁判所登録決定-裁判所に登録されているように、会社を代表する権限を与えられた個人をリストアップした文書。

商業登記簿からの抜粋-多くの場合、取締役や法的代理権を持つ他の個人の詳細が含まれている。

雇用契約または契約-従業員またはコンサルタントが会社を代表して行動する権限を明示的に記載した契約。

1 — 2 — 3 — 4 — 5

Review

Requester	Operator test (j...@gmail.com)
Application	CBAM Application for Third Countries
Domain	Carbon Border Adjustment Mechanism
Subdomain	Third Countries
Type of Person	Company
Legal Name	Operator Test Company
Type of Actor	Third Country Operator
Type of Identifier	Organisation ID
Business Profiles	Admin Operator ? Simple Operator ?
Attributes	Company Address = 'Operator Test main avenue' ? Company Email = '...@testoperator.com' ? Company Identifier = 'CNTest123' ? Company ISO-2 Country Code = 'CN' ?
Justification	We would like to request access to the CBAM Portal
Attachment (max 5MB) ?	Select Attachment Operator-access-request-documents.pdf
	Submit

図 38 EU オンボーディング-レビューと提出

欧州委員会の管理者がアクセス要求を処理し、アクセス要求の承認または拒否について電子メールで通知される。このプロセスは、要求を送信してから数日かかる場合がある。

アクセス要求が受け入れられると、次の電子メール通知を受け取ります。「CBAM-TC-APP」は、O3CI CBAM ポータルの技術コードである。

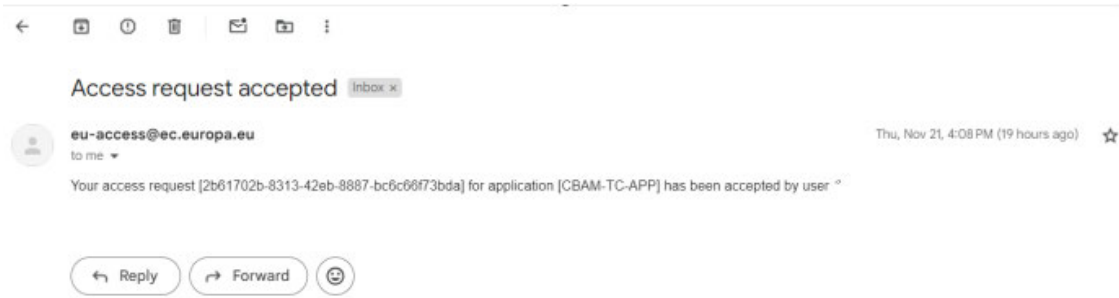


図 39 EU アクセス登録承認メール

数日経ってもメール通知が届かない場合は、迷惑メールフォルダーに届いていないか確認する。アクセス要求が拒否された場合、メール通知には理由が含まれる。フィードバックを考慮して、登録プロセスを再開する。

10.1.3.2.2. 従業員へのアクセス権の委任 (TCEMPL)

次の図は、TCO の従業員にアクセス権を委任するためのワークフローを示している。

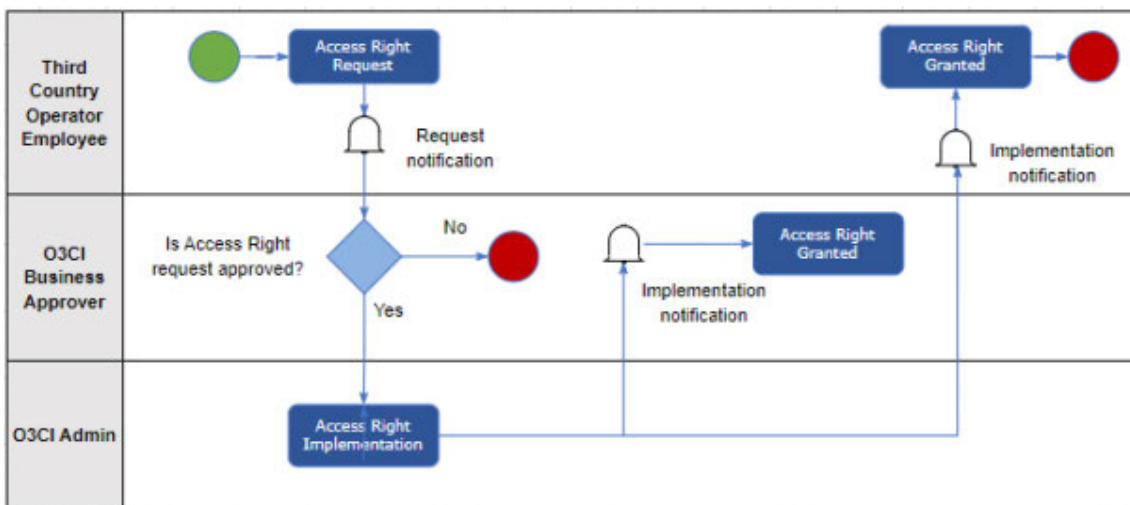


図 40 従業員へのアクセス権の委任ワークフロー

TCEMPL へのアクセスの委任の前提条件

O3CI 管理者には、O3CI ポータルへのアクセスを従業員に委任するオプションがある。これを行うには、次の前提条件が適用される。

- TCO 登録要求が欧州委員会 (要求の肯定結果を示す電子メール通知が受信される。)

によって受け入れられている。

- 「Admin Operator」が「assignable profiles」セクションで正しく選択されている（セクション 3.2.1.2 のステップ (e) に示されている）。
- 従業員は EU ログインアカウントを正常に作成した（セクション 3.2.1.1 で指定されている）。

EU Access Admin-Ext によるアクセスの委任

3.2.2.1 で定義されている前提条件が満たされたら、次の手順に従って従業員にアクセスを委任してください。

- 次のリンクをクリックする。<https://webgate.ec.europa.eu/eu-access/admin-ext>, 表示されたフィールドにメールアドレスを入力し、「次へ」をクリックする（EU ログインアカウントの作成に使用したのと同じメールアドレス）。

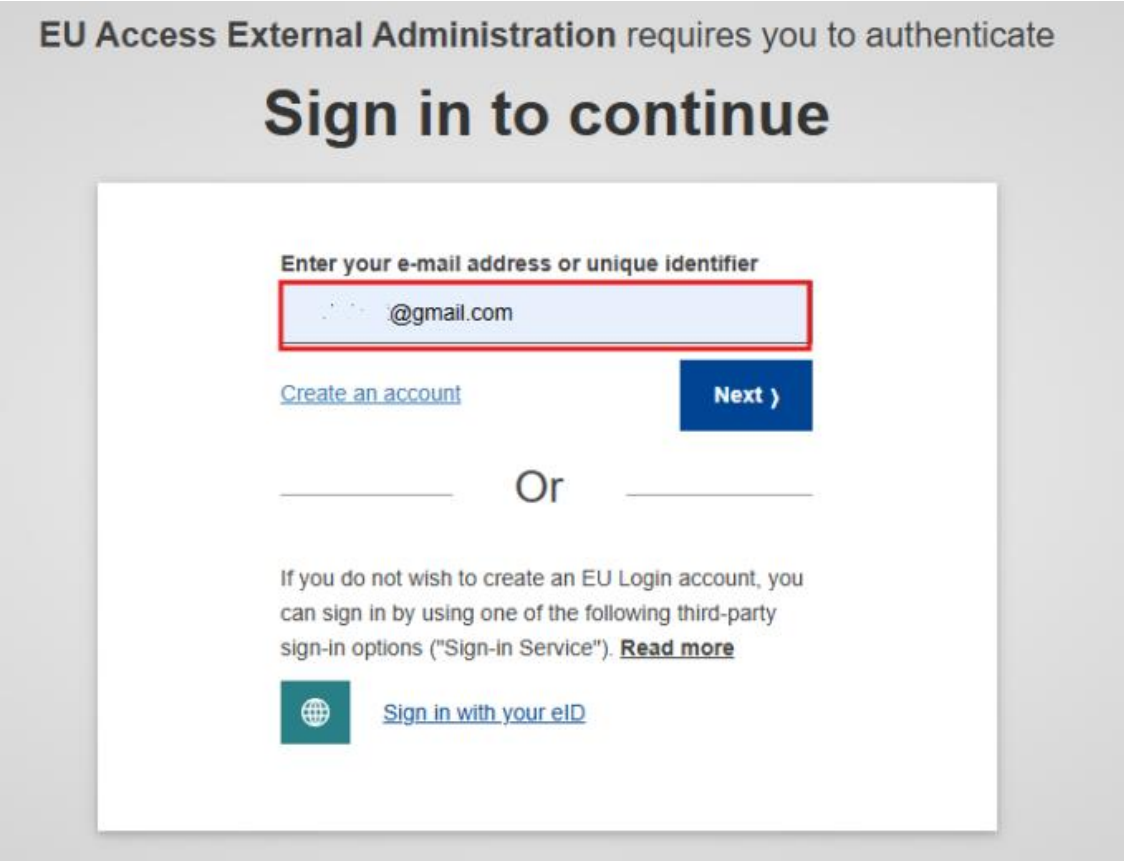


図 41 EU Access Admin-Ext 認証（電子メール）

- 下に表示されているフィールドにパスワードを入力し、選択した認証方法を選択して

「サインイン」をクリックする（EU ログインアカウントを作成するときに使用したパスワードと同じである）。この例では、認証方法として「EU ログインモバイルアプリ PIN コード」を選択している。

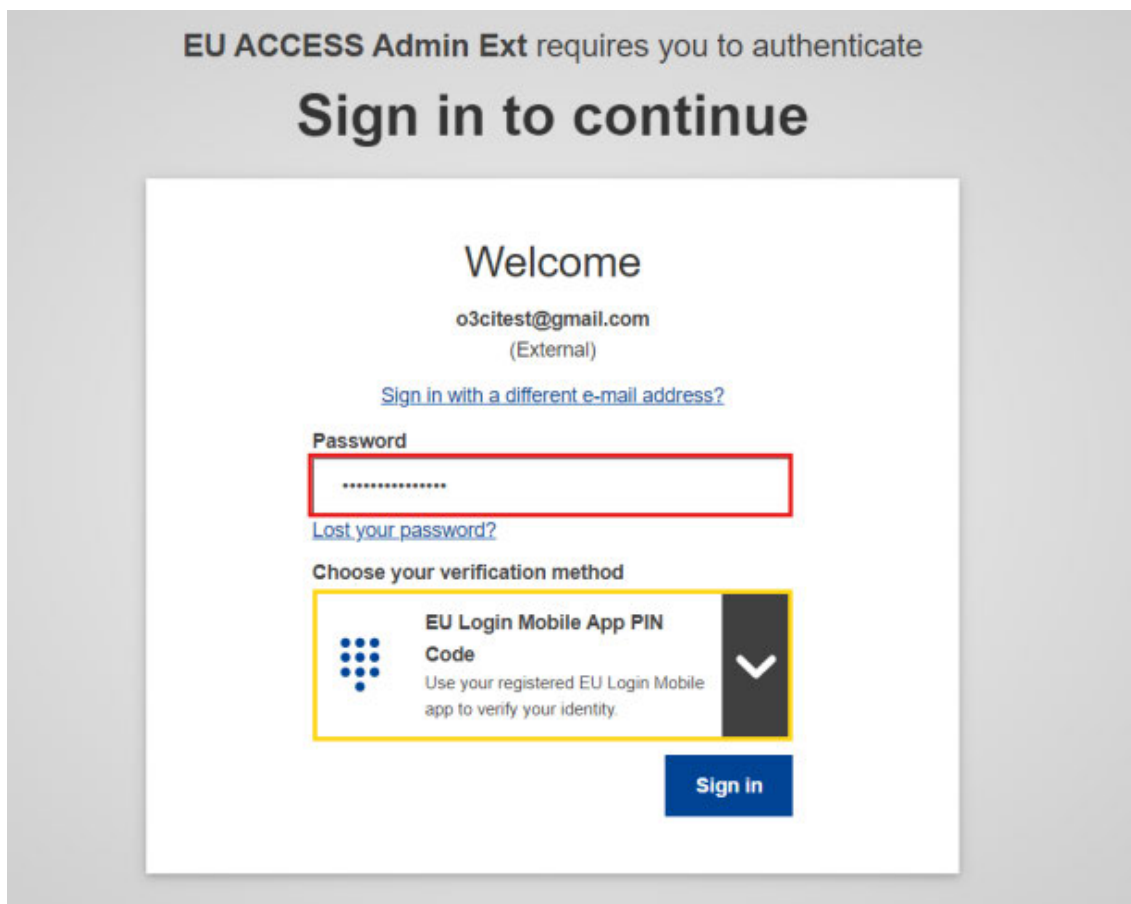


図 42 EU Access Admin-Ext 認証（パスワードおよび確認方法）

- c) EU Access Admin-Ext での認証に成功したら、左側のパネルの「Subdomains」の下にある「View」をクリックする。

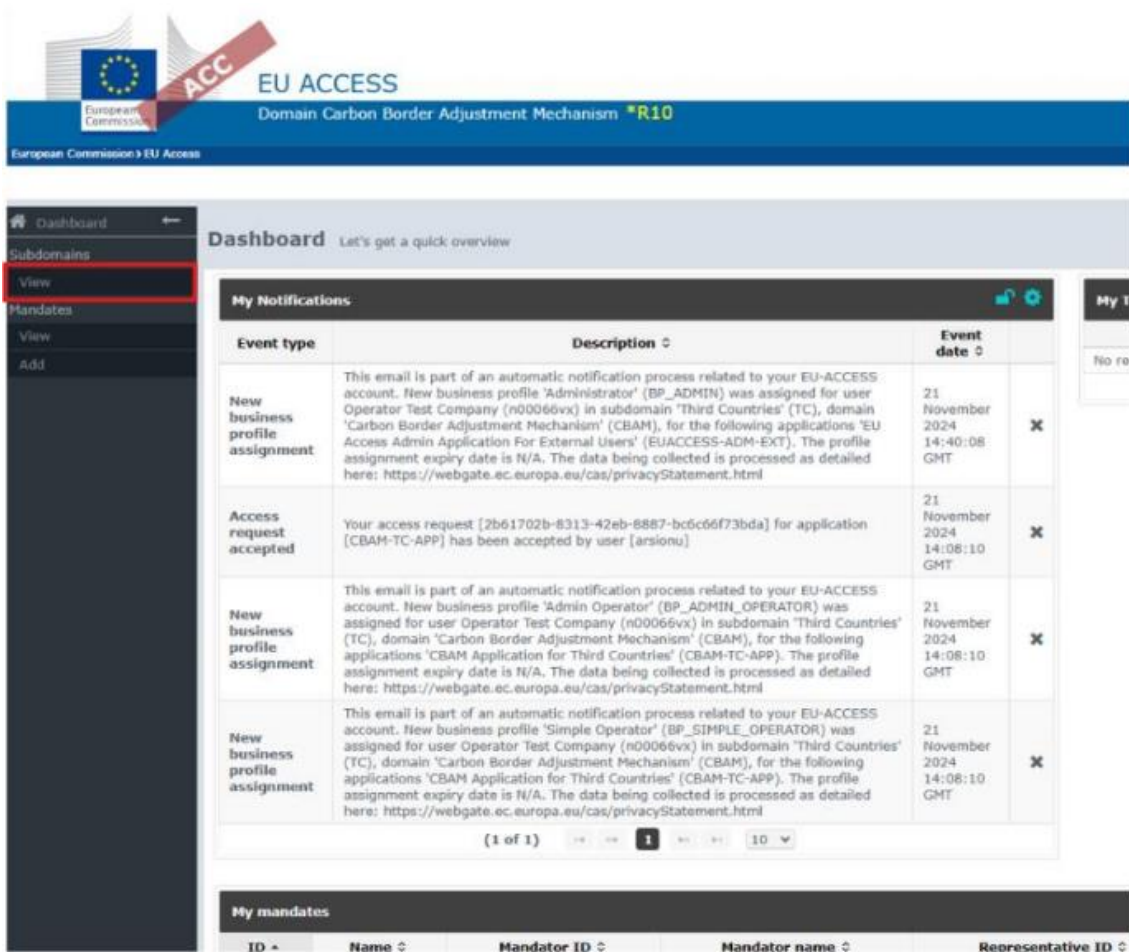


図 43 EU Access Admin-Ext ダッシュボード-サブドメインの表示

d) 次に、下の赤い枠で示されている「View」アイコンをクリックする。

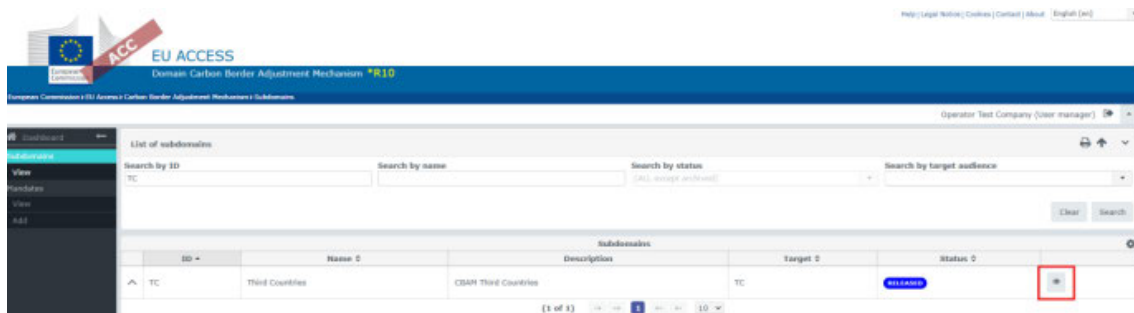


図 44 EU Access Admin-Ext-CBAM 第 3 国サブドメインの表示

e) 次のステップでは、次に示す 5 つのフィールドに入力し、「Select user」をクリックする。

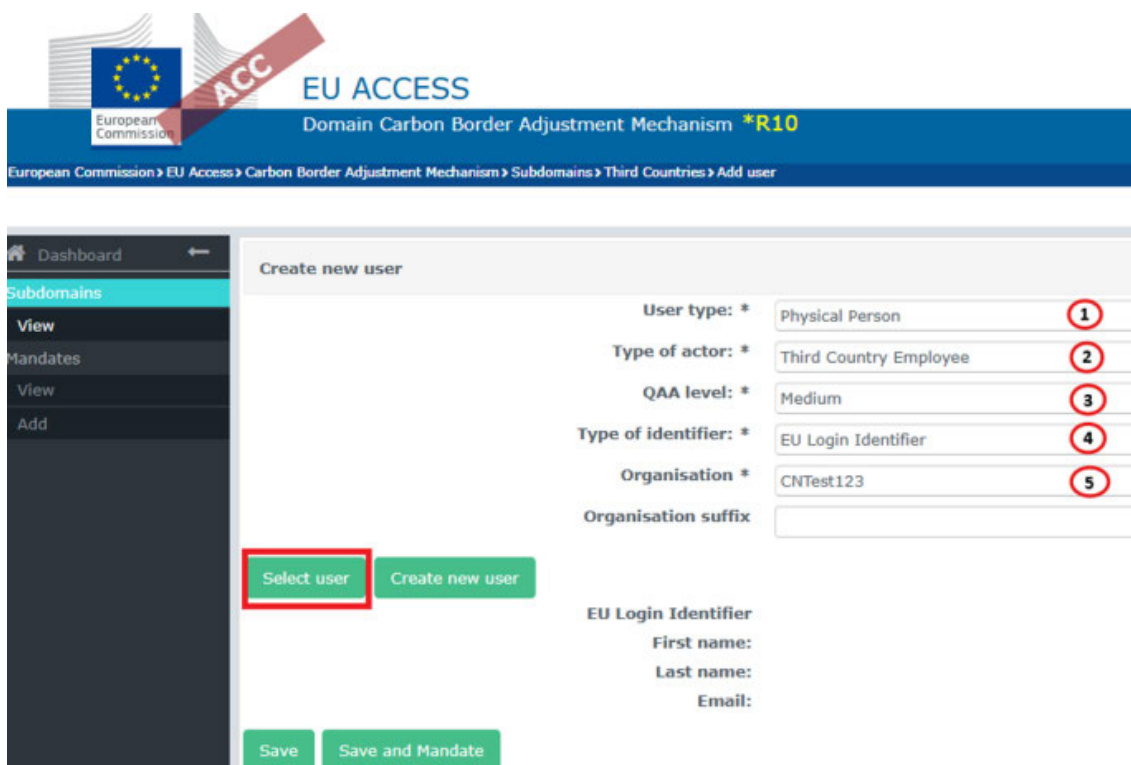


図 45 EU Access Admin-Ext-新しいユーザーの作成

表 29 職員の詳細

No	フィールド名	フィールド内容
1	User Type	特定の従業員にアクセスを委任する場合は、「Physical Person」を選択する。
2	Type of actor	委任を受けるアクターのタイプとして「第三国従業員」を選択する。
3	QAA level	QAA セキュリティレベルとして「Medium」を選択し、従業員が O3CI ポータルで承認されるようにする。
4	Type of identifier	「EU Login Identifier」を選択する。
5	Organisation	組織は、会社の登録番号とも呼ばれる会社の識別子に対応する。 これは、国または地域のビジネスレジストリでの正式な登録時にビジネスエンティティに割り当てられた一意の識別子である。 この番号は、会社の法的な存在の証明として機能し、政府機関、金融機関、および規制当局によって識別および記録管理の目的で使用される。この識別子の形式は国によって異なり、多

		<p>この場合、ビジネスを一意に識別する一連の数字、文字、または組み合わせで構成される。</p> <p>組織/会社の識別子は、2文字の国コードで始まる必要がある。この識別子の最大サイズは25文字である。</p> <p>識別子の例（要求では使用されない）：</p> <p>a) IN123456ABCD (IN:インドの2文字の国コード。その後に文字と数字が続く。);</p> <p>b) BR.XYZ-1234567890 (ブラジルの2文字の国コードの場合はBR、その後に区切り記号(ドット)、その他の文字が続く。)</p>
--	--	---

- f) 既存の EU ログインアカウントを持つユーザーを検索するオプションが表示される。次に示すように、関連するフィールドに従業員の電子メールアドレスを入力して、電子メールで検索できる。次に、検索をクリックすると、ユーザーが表示される。次に、次のスクリーンショットに示すように、アバターアイコンをクリックする。

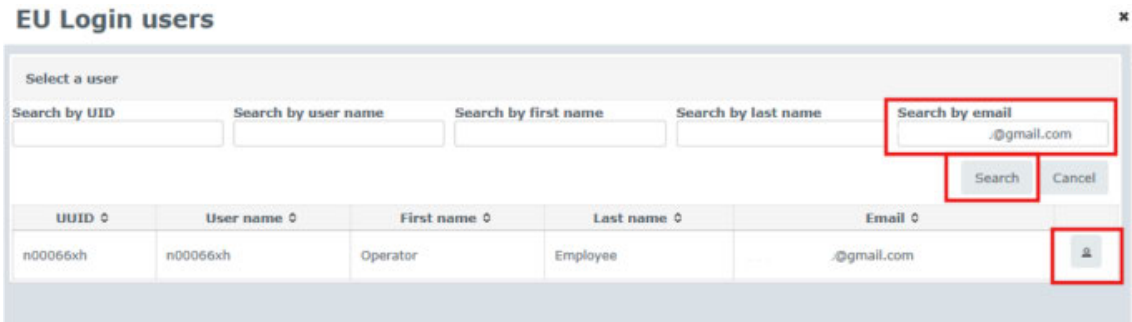


図 46 EU Access Admin-Ext-EU ログインユーザーの検索

- g) この時点で、前の画面に戻り、従業員の詳細が表示される(EU ログイン ID、名、姓、電子メール)。保存して「委任する」をクリックしてください。

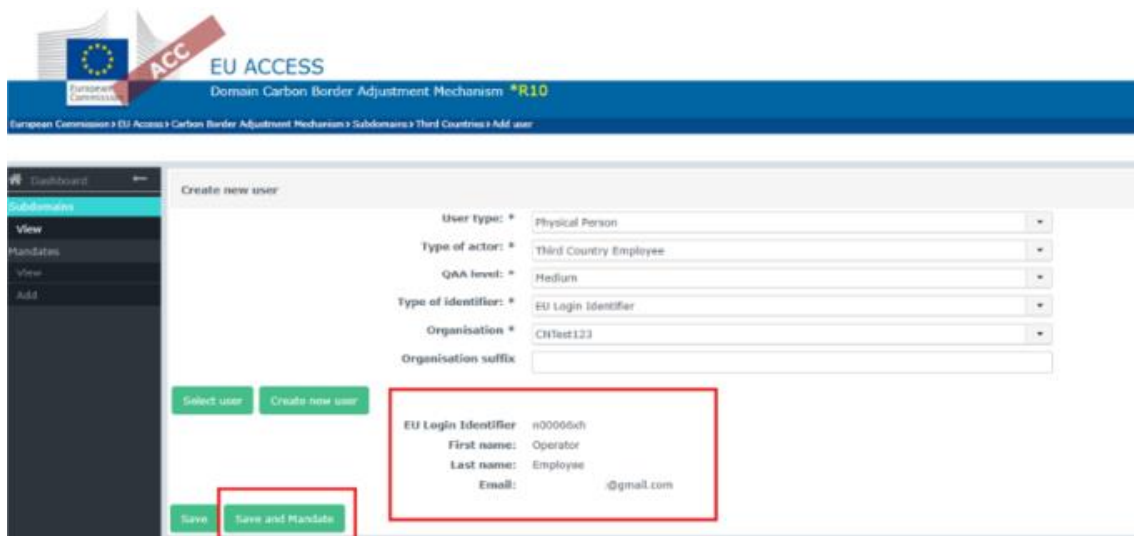


図 47 EU Access Admin-Ext-従業員の詳細の表示、保存 (&M)

- h) この段階で、左パネルの「権限」の下にある「追加」ボタンをクリックし、次に表示される「代表者の選択」をクリックする。

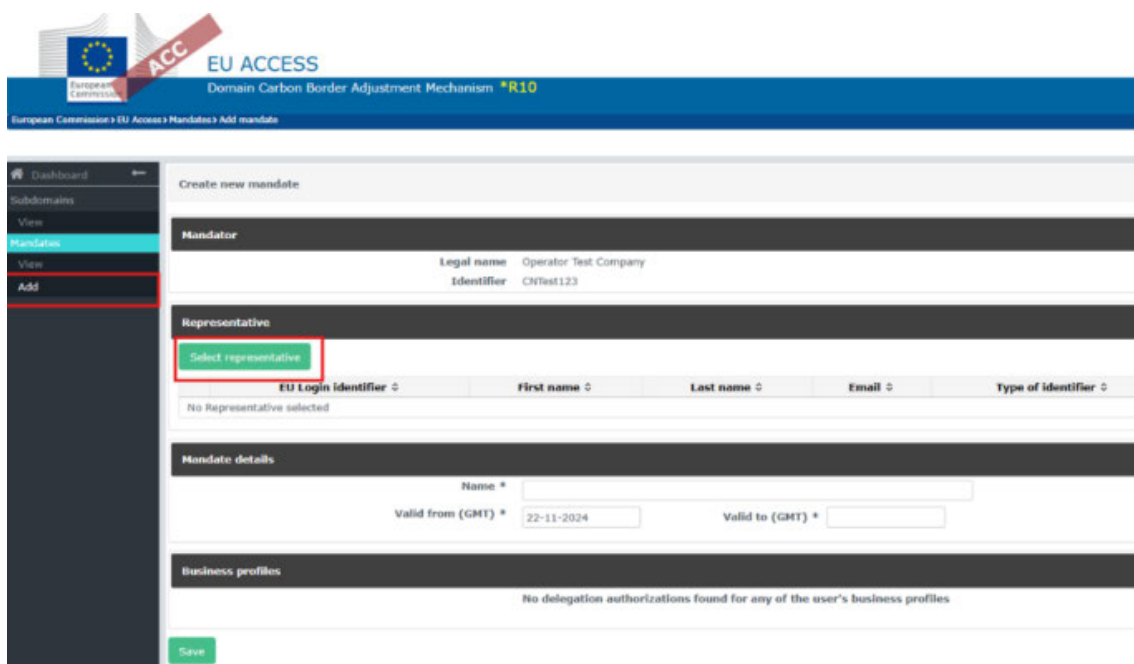


図 48 EU Access Admin-Ext-マンドートの追加と担当者の選択

- i) 既存の EU ログインアカウントを持つユーザーを検索するオプションが表示される。次に示すように、関連するフィールドに従業員の電子メールアドレスを入力して、電子メ

ールで検索できる。次に、[検索] をクリックすると、ユーザーが表示される。次に、次のスクリーンショットに示すように、アバターアイコンをクリックする。

EU Login identifier	First name	Last name	Email
r0006sh	Operator	Employee	i@gmail.com

図 49 EU Access Admin-Ext-Search for Representative (EU ログイン詳細)

- j) 次に、「有効期限」の日付（マンドートの有効期限を示す）を追加し、「ビジネスプロファイルの追加」の横にあるドロップダウンリストをクリックして、BP_SIMPLE_OPERATOR プロファイルを選択する。最後に、「+」記号をクリックし、「保存」する。

Representative

EU Login Identifier	First name	Last name	Email	Type of identifier	Identifier	Type of actor
r0006sh	Operator	Employee	i@gmail.com	ECAD	r0006sh	TCERN

Mandate details

Name * Mandate from Operator Test Company to Operator Ship

Valid from (GMT) * 23-11-2024 Valid to (GMT) * 17-11-2025

Business profiles

Add business profile select a business profile +

BP_SIMPLE_OPERATOR [Single Operator]

Available applications Selected applications

CBAM Application for Third Countries

図 50 EU Access Admin-Ext-マンドートの詳細とビジネスプロファイル

- k) 正常に完了すると、「承認済み」マンドートを示すページが表示され、従業員は EU ログイン資格情報を使用して次のリンクから O3CI ポータルにログインできるようになる。 <https://cbam.ec.europa.eu/o3cinstallation>

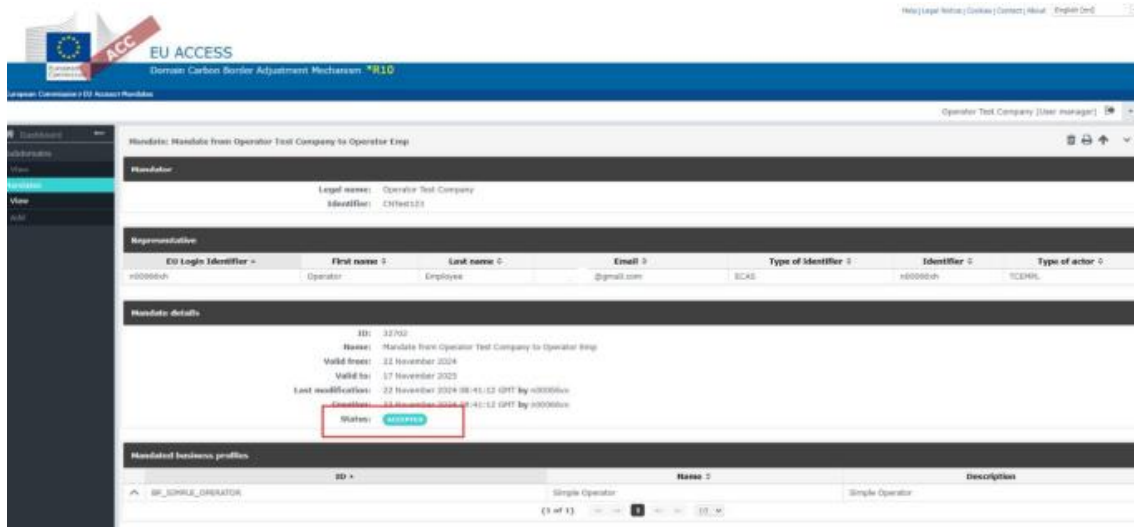


図 51 EU Access Admin-Ext-承認済みマンドレート

EU Access Admin-Ext による委任の取り消し

TCO が従業員への委任アクセスを取り消す場合は、次の手順に従います。

- a) セクション 10.1.3.2.2 の手順 (a) および (b) に示すように、Admin-Ext ポータルにログインする。
- b) EU Access Admin-Ext で正常に認証されたら、左側のパネルの「Subdomains」の下の「View」をクリックする。

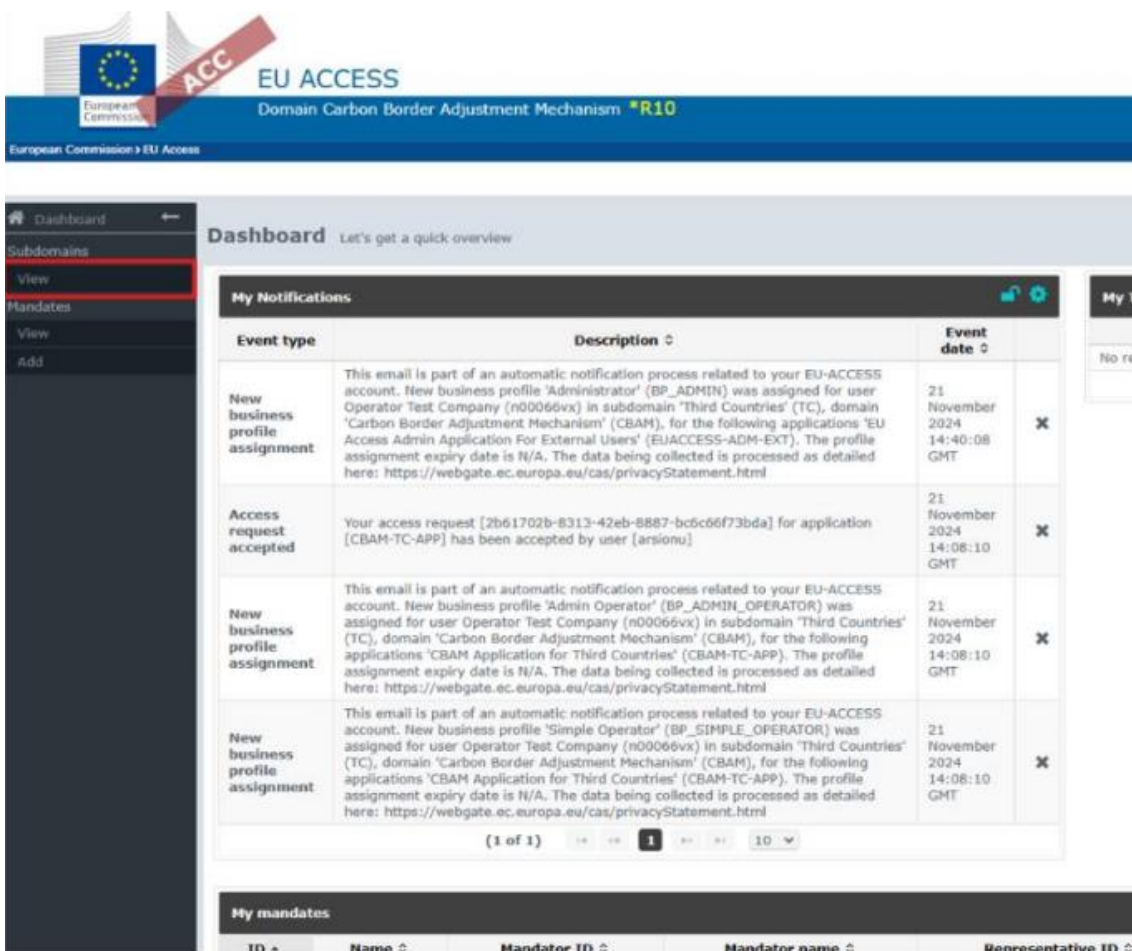


図 52 EU Access Admin-Ext ダッシュボード-サブドメインの表示

c) 次に、下の赤い枠で示されている「View」アイコンをクリックする。

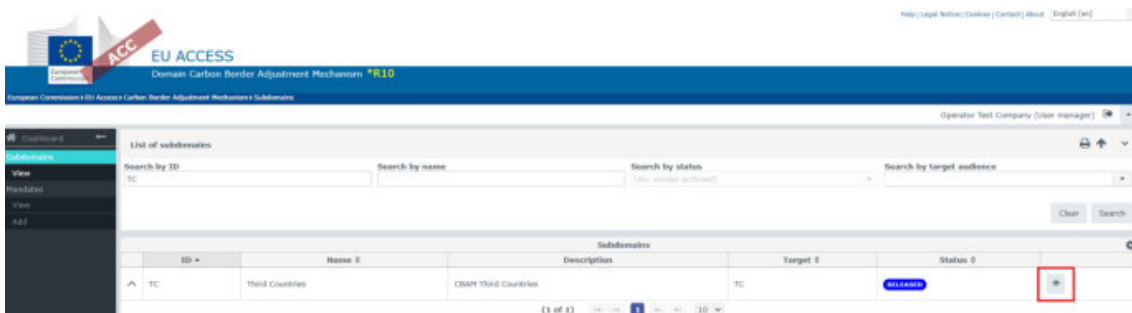


図 53 EU Access Admin-Ext-CBAM 第 3 国サブドメインの表示

d) アクセス権を取り消す従業員を探し、次に示すように「bin」アイコンを選択する。このアクションの確認を求めるポップアップメッセージが表示されたら、「Yes」をクリック

して続行する。

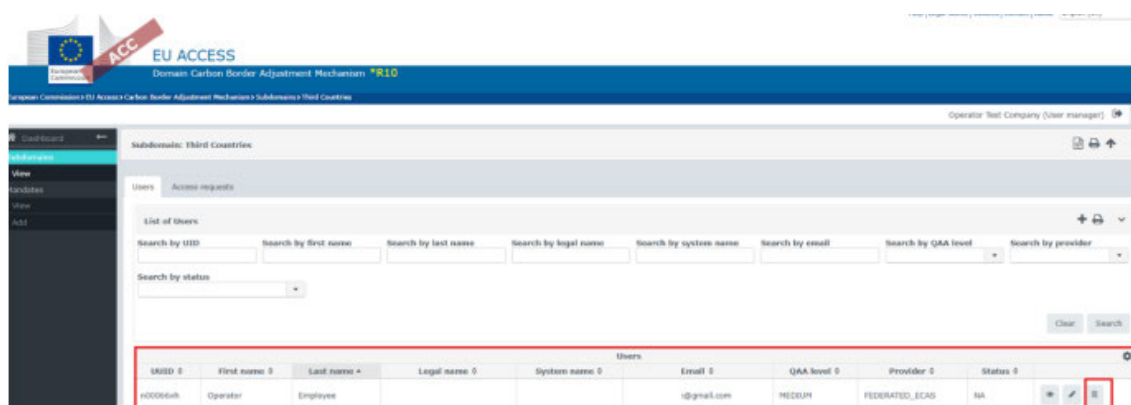


図 54 EU Access Admin-Ext - Revoke employee delegation

10.1.3.3. ユーザーの責任とセキュリティ要件

CBAM レジストリのセキュリティを確保するには、O3CI とその委任された従業員を含むすべてのユーザーが、特定の責任とセキュリティ要件を遵守する必要があります。欧州委員会は、リスクと脆弱性を軽減するための効果的なコントロールの実装に多大な時間とリソースを費やしている。

ただし、情報のセキュリティは、ユーザーが日常的な役割で実行する注意にも依存している。

10.1.3.3.1. ユーザーの責任

O3CI には、CBAM レジストリ内で特定のタスクと責任がある。これらの責任には、アカウント、インストール、およびユーザー委任の効率的な管理が含まれる。O3CI の主なタスクと責任は次のとおりである。

O3CI の主なタスクと責任は次のとおりである。

- 登録の要求: O3CI は、生産プロセスからの排出量の詳細を登録および報告するための登録の要求を送信できる。この情報は、CBAM 宣言者が宣言で参照できるようになる。
- ユーザーの委任: O3CI は、追加の承認を必要とせずに、従業員の CBAM オペレーターポータルへのアクセス権を委任できる。

O3CI は、要求と送信で真実かつ有効な情報を提供する義務がある。

これらのタスクと責任を果たすことで、O3CI は CBAM レジストリへのアクセス権を取得する(EC によって承認される)。

10.1.3.3.2. ユーザーのセキュリティ要件と責任

情報セキュリティを優先し、規制基準への準拠を確保するために、ユーザーは次のセキュリティ要件を遵守する必要がある。

- GDPR [R01] および IDPR [R02] のデータ保護規則は、CBAM レジストリに適用される。
- CBAM レジストリ規則 [R03] の下では、CBAM レジストリのすべての情報は職業上の秘密保持義務の対象となる（第 13 条 § 1³⁴）
- ユーザーは、最小限の特権、知る必要がある、使用する必要があるという原則に従う必要がある。

EU ログインによって適用されるパスワード要件に加えて、すべてのユーザーはアクセスを保護する上で重要な役割を果たす。情報セキュリティをさらに強化するために、各ユーザーは次のことを行う必要がある。

- 強力なパスワードを使用し、定期的に更新する(例えば、90 日毎);
- パスワードを誰とも共有したり、他人にアカウントの使用を許可したりしない;
- ファイルや電子メールなど、パスワードを電子的に書き留めたり保存したりしない;
- 個人または他のビジネス関連のアカウントに同じパスワードを使用しない;
- ログイン名やパスワードなど、アクセス資格情報を含む情報を表示しない;
- 役割またはアクセス要件の変更を適切な機関に通知する。
- 必要に応じて多要素認証 (MFA) を使用する。
- アカウントが漏洩または侵害された場合は通知し、すぐにパスワードを変更する。

最後に、パスワードマネージャーアプリケーションを使用することを強くお勧めする。

10.1.3.3.3. コンプライアンス

このドキュメント (10.1.3.3.2 ユーザーのセキュリティ要件と責任) に記載されている CBAM セキュリティ要件への準拠は、CBAM レジストリにアクセスするすべての個人に必須である。これらの要件の非準拠または違反は報告され、調査され、適切な措置が取られる必要がある。このドキュメントへの準拠と、O 3 CI による内部でのユーザーアクセス制御

³⁴ 権限のある機関又は委員会がその任務の遂行中に取得したすべての情報であって、その性質上秘密であるもの又は秘密に基づいて提供されるものは、職業上の秘密の義務の対象となる。権限のある機関又は委員会は、当該情報を提供した者又は機関の明示的な事前の許可なしに、又は連合法若しくは国内法により、当該情報を開示してはならない。

の有効性を評価するために、定期的な監査とレビューを実施する必要がある。

これらの要件の非準拠または違反は、報告され、調査され、適切な措置が取られる必要がある。このドキュメントへの準拠と、O3CIによる内部でのユーザーアクセス制御の有効性を評価するために、定期的な監査とレビューを実施する必要がある。

10.1.3.3.4. データ保護と法的通知

Third Countries Operators ポータルは、次のデータ保護と法的通知に関する注意事項に従って機能する。

- データ保護通知 (https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/d047c9eb-2acd-4d88-a561-6dda809d7b24_en)
- 法的通知 (https://european-union.europa.eu/legal-notice_en)

10.2. CBAM 第三国インストールポータルユーザーインターフェースマニュアル³⁵

10.2.1. はじめに

10.2.1.1. 文書の目的

このドキュメントの目的は、CBAM Operators Third Countries Installation Portal のエンドユーザーに対して、その使用方法とその付加価値を活用する方法を説明することである。このドキュメントでは、システムに関する一般的な情報、システムの使用を開始する方法、および特定の役割でシステムを使用する方法について説明する。

10.2.1.2. 対象ユーザー

本書の対象読者は以下のとおりである。

- 第三国施設の事業者;
- EU 加盟国および各国の所管当局;
- 租税関税同盟総局 (DG TAXUD) のプロジェクトチーム;
- DG TAXUD ユニット C2 CBAM、エネルギー・グリーン課税;
- DG TAXUD ユニット C5 免除部門の経済分析と課税;
- DG TAXUD ユニット B3 税関システム;
- 情報総局 (DIGIT);
- 気候行動総局 (DG CLIMA);
- SOFT-DEV プロジェクトチーム;
- QA5 プロジェクトチーム;
- 運用チーム

10.2.1.3. 適用範囲

このドキュメントの目的は、CBAM Operators Third Countries Installation Portal の効果的な利用に関する手順を第三国のオペレータに提供することである。説明されている機能は、CBAM リリース 2.2 に準拠している。このユーザーマニュアルのさまざまな図に表示されるデータは、「CBAM-UCS-ユースケース-Operators of Third Countries Installation」のセクション 4.1 「CBAM O3CI Data elements [R01] 」で定義されているデータ要素と互換性がある。

³⁵ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/bc281bd8-6cef-4859-97e2-590d563c08be_en?filename=CBAM%20Registry%20access%20for%20non-EU%20installation%20operators%20%E2%80%93%20technical%20user%20manual-v1.20-EN.pdf

10.2.1.4. 構成

このドキュメントは次のように構成されている。

第 1 章-はじめに: ドキュメントの範囲と目的について説明する。

第 2 章-一般情報: ドキュメントで扱われているトピックの実践的および理論的な詳細について説明する。

第 3 章-はじめに: ポータルへのアクセス方法について説明し、一般的なユーザーインターフェイスの動作と基本的なシステム機能について説明する。

第 4 章-オペレーターユーザーとしてのシステムの使用: ページへのアクセスと、ユーザーに割り当てられたロールに基づいて実行できるアクションについて説明する。

第 5 章-付録: CBAM O3CI データ要素の要件に関するサポート情報が含まれている。

10.2.1.5. 参照文書

次の表に、現在のドキュメントで参照されているドキュメントを示す。

Ref.	Title	Originator	Version	Date
R01	Use Cases-Operators of 3rd Countries Installation	SOFT-DEV	1.40	24/10/2024

10.2.1.6. 適用可能なドキュメント

次の表は、現在のドキュメントが準拠している必要があるドキュメントの一覧である (例:FWC、SC、RfA)。

Ref.	Title	Originator	Version	Date
A01	SOFT-DEV Framework Quality Plan	SOFT-DEV	1.20	17/06/2024
A02	SOFT-DEV Framework Contract, TAXUD/2021/CC/162	DG TAXUD	N/A	24/06/2021
A03	Specific Contract 16	TAXUD/2023/DE/1064	N/A	15/12/2023
A04	COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2023/956 of 10 May 2023	European Commission	N/A	10/05/2023
A05	CBAM Graphical User Interface Specification - Operators of 3rd Countries Installation - 3rd Countries Installation Portal	SOFT-DEV	1.20	31/07/2024

10.2.1.7. 略語と頭字語

本書をよりよく理解するために、次の表に主な略語と頭字語のリストを示している。

TEMPO の「頭字語一覧」も参照する。

略語／頭字語	定義
CBAM	Carbon Border Adjustment Mechanism
CN Code	Combined Nomenclature code
CO2	Carbon Dioxide
COM	European Commission
COM Portal	European Commission's Portal
DG TAXUD	Directorate General for Taxation and Customs Union
EC	European Commission
EU	European Union
GNSS	Global Navigation Satellite System
GPS	Global Positioning System
HS Code	Harmonized System sub-heading code
ID	Identification number
ISIN	International Securities Identification Number
ITSM	Information Technology Service Management
NCA	National Competent Authorities
N/A	Not Available
O3CI	Operators 3rd Countries Installation

O3CI Portal	Operators 3rd Countries Installation Portal
PDF	Portable Document Format
SfA	Submitted for Acceptance
SfR	Submitted for Review
UI	User Interface

10.2.1.8. 定義

このドキュメントをよりよく理解するために、次の表に主な用語を示している。

TEMPO の用語集もご参照ください。

表 30 定義

Term	Definition
EC Authority	CBAM の EC 当局は委員会である。
CBAM Goods	CBAM 規則の附則 I に記載されている商品。
Third country	EU の関税領域外の国または地域。
Third country Installation	第三国で生産プロセスが行われる固定技術ユニット。商品が生産される場所。
Third country Operator	第三国で施設を運用または管理する人。
MS Authority	加盟国の管轄当局は、CBAM エコシステムに参加している。EC 当局を参照する場合は、EC 当局と MS 当局の両方を意味する。
Specific direct emissions	生産財の測定単位あたりの排出量。
Specific indirect emissions	生産財の測定単位あたりの製品の生産プロセス中に消費される電力の生産からの排出量。

10.2.2. 一般情報

10.2.2.1. システムの概要

炭素国境調整メカニズム (CBAM) O3CI ポータルは、CBAM にそれぞれの施設および排出データを入力するために、第 3 国の施設のオペレータに提供されるインターフェイスである。

O3CI のコンテキストでは、次のコンパートメントがユーザーの操作に関連している。

第 3 国の施設のオペレータポータルは、次の CBAM ポータルに情報を提供する。

- 委員会ポータル: オペレータが提出した登録要求および変更要求に関連して委員会が必要とするすべてのアクション専用である。
- 国の管轄当局ポータル: 第3国のオペレータの施設管理のために管轄当局が必要とするすべてのアクション専用である。

10.2.2.2. 承認されたユーザー権限

CBAM O3CI ポータルは、オペレーターユーザーによる使用が許可されている。EU アクセスは、オペレーターユーザーのユーザーアクセス管理を管理するために使用されている。EU アクセスの手順については、EU ログインのよくある質問 (FAQ) のホームページ (https://trusted-digital-identity.europa.eu/eu-login-help_en) を参照する。必要な役割と責任の詳細については、「3.3 役割と責任」を参照する。

10.2.2.3. ユーザサポート

CBAM オペレーターユーザは、ビジネスと技術の両方の問題について、それぞれのサービスであるクに問い合わせる必要がある。CBAM アプリケーション固有の問題については、ITSM に問い合わせる必要がある。

10.2.2.4. サポートされるブラウザ

アプリケーションは、一般的な Web ブラウザ (Google Chrome、Mozilla Firefox、Microsoft Edge Chromium、Safari) の最新バージョンと 2 つ前のバージョンのブラウザ互換性に依存している。詳細については、次のリンクの eUI のブラウザ互換性ページを参照する。 <https://eui.ecdevops.eu/eui-showcase-dev-guide-17.x/docs/00b-general-infos/04-browsers-support>

10.2.3. 使用開始

10.2.3.1. システムにアクセスする

CBAM O3CI ポータルへのアクセスは、EU アクセス経由で確立される。EU ログインは、CBAM オペレーターユーザーの認証に使用されている。

手順#1: ユーザーが O3CI ポータル (<https://cbam.ec.europa.eu/o3cinstallation>) にアクセスする。

手順#2: ユーザーはアプリケーションの EU ログイン認証ページにリダイレクトされる。

このページでは、電子メールまたは一意の識別子とパスワードを選択する必要がある。

手順 #3: ログインに成功すると、ユーザーは CBAM Operator Portal のホームページにリダイレクトされる。

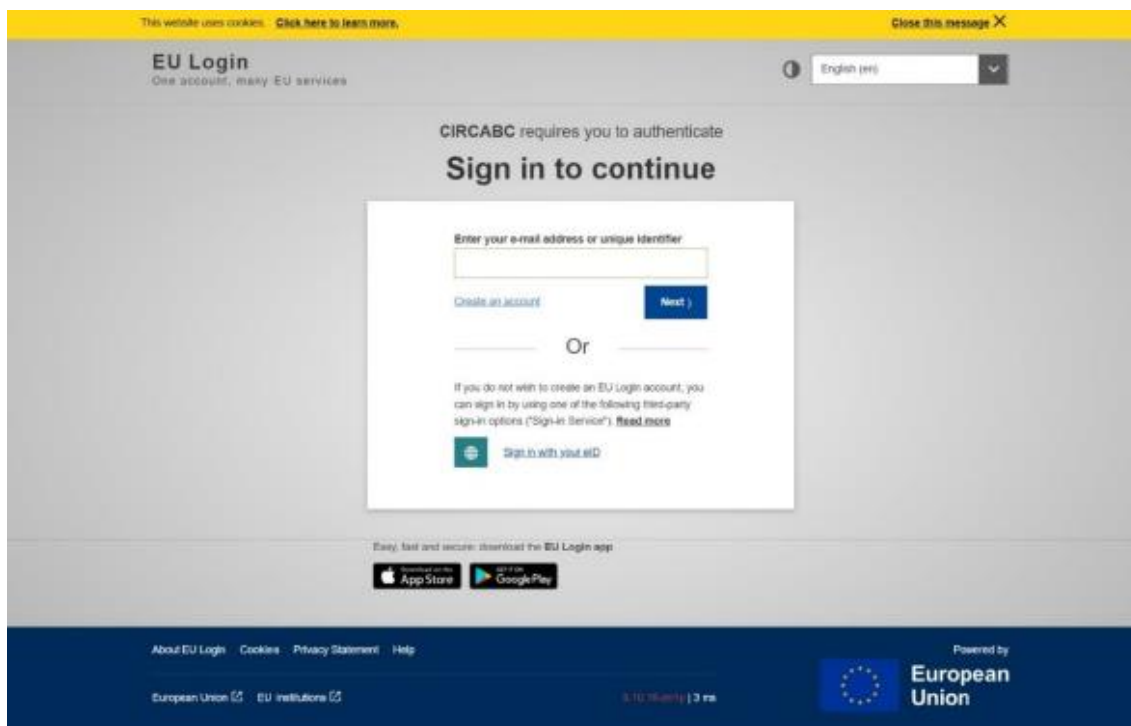


図 55 ログインページ

EU ログイン登録手順または EU アクセスオンボーディング手順の詳細については、CBAM プログラムの Europa.eu ウェブサイト (https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en) で公開されている第三国のオペレーターのためのユーザー登録手順を参照する。

10.2.3.2. ナビゲーションマップ

O3CI ポータルナビゲーションマップを次の図に示している。

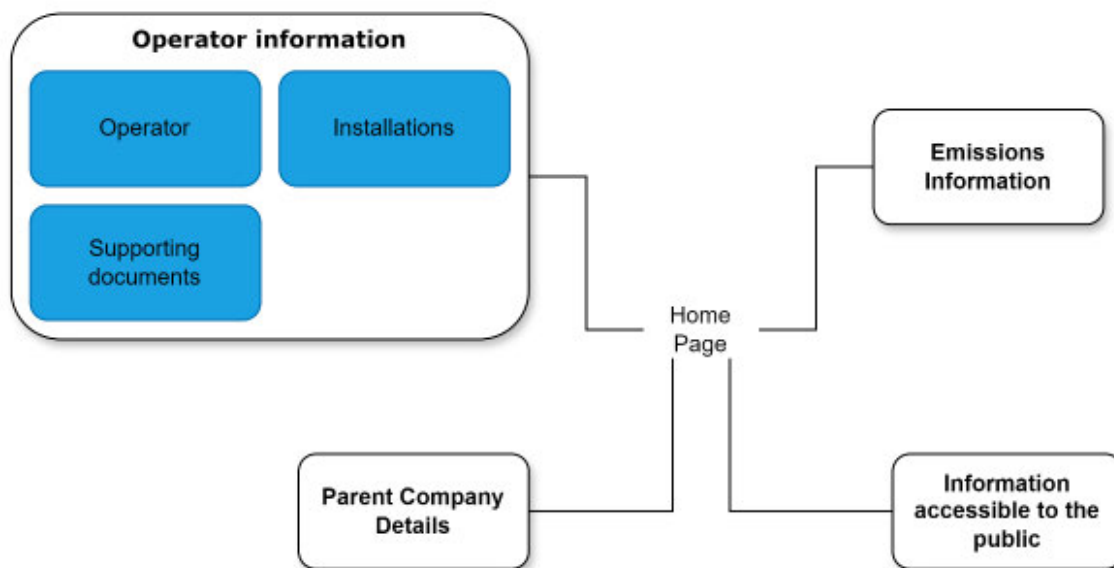


図 56 O3CI ポータルのナビゲーションマップ

10.2.3.3. 役割と責任

O3CI ポータルには、オペレーターユーザーのみがアクセスできる。表 5 に示すように、O3CI ポータルで使用される 2 つのユーザーロールがある。

表 31 O3CI ポータルのユーザーロール

ロール	ページ/機能
Admin Operator	<p>このロールは、データの書き込み、変更、および表示を行うために、O3CI ポータルに接続するすべてのユーザーに必要である(すなわち、要求 (登録要求および変更要求を含む) の削除/提出、エミッション情報の追加/編集/削除)。</p> <p>管理オペレーターロールは、3.1 システムへのアクセスに関する章で説明されている EU アクセスシステムのオンボード手順で要求される。</p> <p>また、このロールは、会社の従業員にアクセス権を委任できるようにするために、第三国の会社の法定代理人(ゼネラルマネージャー、CEO など。)に必要である。</p> <p>管理者ロールと簡易オペレーターロールの両方に適用することを強くお勧めする。</p>
Simple Operator	<p>このロールは、O3CI ポータルに接続しているすべてのユーザーが、要求の送信と排出機能の追加/編集/削除を除き、「管理オペレータ</p>

ロール	ページ／機能
	<p>一」と同じアクションを実行するために必要である。</p> <p>要求を送信し、排出情報を管理するには、ユーザーに管理オペレーターのロールが必要である。</p> <p>管理者ロールと単純なオペレーターロールの両方に適用することを強くお勧めする。</p>

10.2.3.4. 一般的なユーザインターフェイスの動作

一般的なユーザインターフェイスのガイドラインを次に示している。

- a) 赤いアスタリスクの付いたフィールドは必須である。

Country code *

Enter the Country code ▼

This field is required

図 57 必須フィールドの表示

- b) 各フィールドの右上隅にある数字は、最大文字数である。

Parent Company name *

Enter the Parent Company name 70

図 58 最大文字数の表示

10.2.3.5. 汎用ユーザインターフェイスの動作

このセクションでは、CBAM ポータルにあるさまざまな汎用ユーザインターフェイス機能について説明する。ヘッダー、フッター、ツールヒント、フォームの検証、一般的なエラーメッセージ、および言語セクションがある。

10.2.3.5.1. ヘッダー

各ページに表示されるヘッダーには、ナビゲーションメニュー、欧州委員会ロゴ、アプリケーションのタイトル、ログインユーザー名、および言語セレクターを表示/非表示にするボタンが含まれている。言語を変更するには、表示されている言語をクリックし、メニューで目的の言語を選択する。



図 59 ヘッダー

ユーザーアイコンをクリックすると、ログアウトしてユーザー情報(ID 番号、名前、国、割り当てられた役割..)を表示できる。

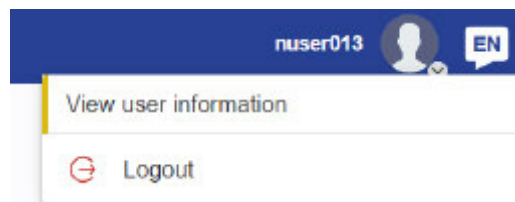


図 60 ユーザー詳細

10.2.3.5.2. フッター

各ページに表示されるフッターには、「©欧州委員会」のウォーターマーク、システムの現在のバージョンの表示、欧州委員会のプライバシーに関する声明の Web サイトへのリンク、ユーザーマニュアルへのリンク、および法的通知へのリンクが含まれている。



図 61 フッター

10.2.3.5.3. ツールチップ

ツールチップは、一部の要素に関する追加情報を提供するために使用されている。情報アイコンは、ツールヒントが使用可能であることを示し、ユーザーがカーソルを合わせると、ツールヒントのテキストが表示される。



図 62 ツールチップ

10.2.3.5.4. フォームの検証

ユーザーがフォームに入力すると、指定されたルールに従ってデータが正しく入力されたかどうかシステムによって検証される。フォームの検証は、次の 2 つの手順で実行される。

- クライアント側で実行される構文検証;
- サーバー側で実行されるセマンティック/ビジネス検証。

プロセスを次の図に示している。

構文検証が成功すると、(フォームの送信時に) セマンティック/ビジネス検証が実行される。後者も成功すると、フォームが最後に送信される。

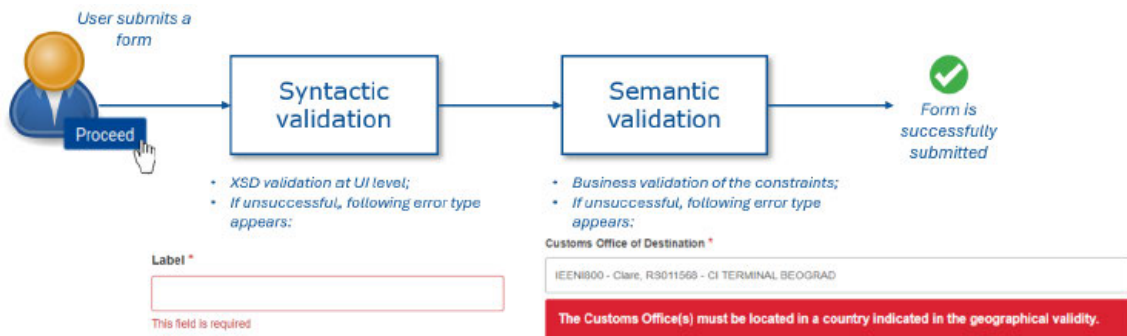


図 63 フォームの検証

構文検証

構文検証では、カーディナリティ (必須またはオプション) とフィールドの形式がチェックされる。フィールドは、ユーザーが入力し、ユーザーが [送信] ボタンをクリックしたときに検証される。このような検証は、ユーザーがフォームに入力している間、ユーザーインターフェイスに直接表示される。

このような検証が満たされない場合は、フィールドの下に対応するメッセージが表示され、無効としてマークされ、赤で強調表示される。

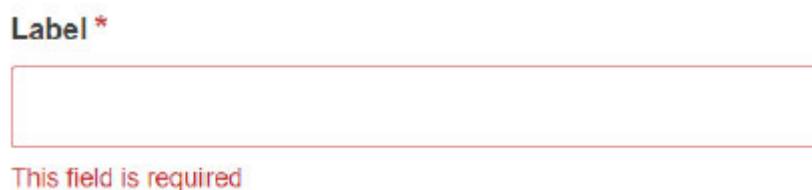


図 64 構文検証によりテキストフィールドにエラーメッセージ表示

セマンティック検証

セマンティック検証では、ビジネスルールがチェックされる(例:2つのフィールドのうち1つを入力する必要があるが、両方を入力する必要はない)。フィールドは、ユーザーが[送信] ボタンをクリックしたときのみ検証される。したがって、ユーザーがフォームに入力したときに、このような検証は直接表示されない。エラーメッセージを表示するには、ユーザーがフォームを送信する必要がある。フィールドがビジネスルールに従って正しく入力されていない場合は、データグループまたは要素の下に赤いボックス内のエラーメッセージが表示される。



図 65 セマンティック検証によりテキストフィールドにエラーメッセージ表示

10.2.3.5.5. 一般的なエラーメッセージ

システムからの一般的なエラーの場合、一般的なエラーメッセージがポップアップ通知としてページの右上隅に表示される。

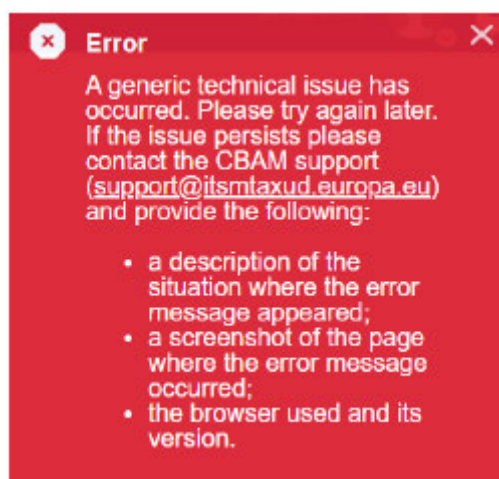


図 66 エラーメッセージの例

発生したエラーの種類に応じて、次のエラーメッセージが表示される。

表 32 一般的なエラーメッセージ

エラータイプ	エラーメッセージ
一般的な技術的問題	一般的な技術的な問題が発生しました。しばらくたってからもう一度お試しください。問題が解決しない場合は、CBAM サポート (support@itsmtaxud.europa.eu) に連絡し、次の情報を提供してください。 <ul style="list-style-type: none"> エラーメッセージが表示された状況の説明; エラーメッセージが発生したページのスクリーンショット; 使用したブラウザとそのバージョン
アクセス制限	アクセスが拒否されました。このリソースにアクセスするアクセス許可がありません。これがエラーであると思われる場合は、CBAM サポート (support@itsmtaxud.europa.eu) にお問い合わせください。
リソースが見つからない	リソースが見つかりません。後でもう一度やり直してください。問題が解決しない場合は、CBAM サポート (support@itsmtaxud.europa.eu) にお問い合わせください。

10.2.3.5.6. 言語

システムはさまざまな EU 言語で使用できるため、ユーザは自分の言語でシステムを使用できる。翻訳は、ユーザの言語で最大のテキスト情報を提供するために、各ラベルとツールヒントに個別に適用されることに注意する。そのため、一部のラベルは選択した言語に翻訳されない場合がある。デフォルトでは、ヘッダーで以前に選択された言語が選択される。何も指定されていない場合は、ブラウザの言語がデフォルトになる。

ユーザは、ヘッダーからシステムの言語を手動で変更できる。詳細については、「ヘッダー」セクションを参照する。

10.2.3.6. 基本システム機能

10.2.3.6.1. リストとテーブル

アプリケーションには、いくつかのリストページがある。結果の参照を強化するために、改ページ位置の自動修正、並べ替え、およびフィルター処理の機能を使用できる。

改ページ位置の自動修正

改ページ位置の自動修正機能は、リストページまたはテーブルの下部にある編集可能モードと読み取り専用モードで使用できる。

ページごとに表示する結果の最大数は、ユーザーが構成できる。既定では、ページごとに 20 件の結果が表示される。ユーザーは、ページごとに 10、20、50、75、または 100 件の表示結果を選択できる。ナビゲーションバーを使用すると、さまざまなページ間を移動できる。



図 67 リストのページ区切り

データテーブルの場合、表示されるエントリの最大数は、データテーブルのページごとに 5 である。

ユーザーは、ハイパーリンク付きのナビゲーションバーを使用してページ間を移動できる。これにより、前へボタンと次へボタンを使用して、順番に(例えば、1 ページ目から 2 ページ目、2 ページ目から 3 ページ目、など。)移動できる。ユーザーが最初または最後のページにいる場合、対応するリンクはアクティブではない。

ソート

ソート機能は、編集モードと読み取り専用モードで使用できる。使用可能な場合、列タイトルの横にクリック可能なソートアイコンが表示され、ユーザーは結果を昇順または降順でソートできる。有効にすると、ソートはすべてのページの結果に適用される。

既定では、空の値を持つレコードは、昇順でソートする場合はリストの一番下に、降順でソートする場合は一番上に表示される。英数字フィールドでソートする場合、順序は大文字または小文字の使用に依存しません。コードリストに関連する条件は、コードの説明ではなく、コードに従ってソートされる。

Column 1 ↓	Column 2 ↓
<input type="text"/>	<input type="text"/>
Z	Data 1
A	Data 2

図 68 リストの最初の列に適用される並べ替え

フィルタリング

フィルタリング機能は、編集モードと読み取り専用モードで使用できる。使用可能な場合は、列タイトルの下に編集可能なフィールドボックスが表示され、入力した値に基づいて結果をフィルター処理できる。フィルタリングでは大文字と小文字は区別されません。

Installation ID	Installation name (In Latin characters)	Country of establishment	City
<input type="text"/>	<input type="text" value="alumin"/>	<input type="text" value="Select"/>	<input type="text" value="Sh"/>
CN.0000000000013001	Aluminium CN Extrusion	CN - China	Shenzen

図 69 適用されたフィルタリング

ワイルドカード検索がアクティブになっている場合、ユーザはパーセント (%) 記号を使用して任意の数の文字と一致するように検索できる。したがって、インストール名が Ce% であるクエリは、"Ce" で始まるすべてのインストール名を取得する。

ワイルドカード検索は、次のページでアクティブになる。

- インストールリスト;
- エミッション情報;
- 生產品

Installation ID	Installation name (In Latin characters)	Country of establishment	City
<input type="text"/>	<input type="text" value="ce%"/>	<input type="text" value="Select"/>	<input type="text"/>
CN.0000000000013002	Cement CN Installation	CN - China	Shenzen

Items per page: ◀ 1 ▶
Showing 1-1 of 1

図 70 ワイルドカード検索で適用されるフィルタリング

10.2.3.6.2. ホームページ

システムに接続すると、ユーザーは自動的にホームページに移動する。ただし、このページに戻るには、CBAM O3CI Portal メニューの [Homepage] ボタンをクリックする（「Navigation Map」セクションを参照）。

このページでは、注意が必要な要素に焦点を当てた一連のウィジェットを表示できる。

通知ウィジェット

ウィジェット「Unanswered notifications」と「Unread notifications」はどちらも、受信した通知のフィルター処理されたビューを提供する。

「Unanswered notifications」ウィジェットには、回答が必要なすべての通知が含まれる（つまり、「Request」 = 「Yes」、「Answered」 = 「No」）。「Unread notifications」ウィジェットには、ステータスが「Unread」であるすべての通知が含まれる。

これらのウィジェットから、ユーザーは特定の通知の詳細に直接アクセスしたり、ウィジェットのタイトルをクリックして通知の完全なリストを表示したりできる。

リリース CBAM 2.2 では、通知が存在しないことに注意する。ただし、この機能はシステムの将来のバージョンで使用される。

10.2.3.6.3. 添付ファイル

編集可能なフォームで添付ファイルが必要な場合、ユーザーは添付ファイルテーブルの上にある [新規追加] ボタンをクリックして、新しい添付ファイルを追加できる。



図 71 [新規追加] ボタン

次に、添付ファイルのアップロード機能を使用すると、ユーザーは専用のボタンを使用してファイルを選択するか、区切られたアップロード領域にファイルをドラッグアンドドロップできる。許可される最大ファイルサイズは 20MB で、java、python、およびその他の実行可能スクリプトは許可されない。



図 72 ドラッグ&ドロップ機能を使用した添付ファイルのアップロード領域

アップロードすると、アップロード領域の下にファイル情報が表示され、ユーザーフォー

ムに添付ファイルを追加する前にファイルを削除できる。ユーザーは、フォームに挿入する前に追加のドキュメント情報を入力することもできる。

図 73 添付ファイルのアップロード

添付されたドキュメントはデータテーブルに表示される。編集モードでは、ユーザーはドキュメント情報を編集し、ファイルをダウンロードして、ドキュメントとその関連情報を削除できる。テーブルの上部にある [すべて削除] ボタンをクリックして、すべてのドキュメントを削除することもできる。

Attached documents

+ -

Document description	Document date	Functionality
Description of the document	20/08/2024	✎ 📄 🗑️
Description 2	01/08/2024	✎ 📄 🗑️

図 74 添付ファイルの編集可能なビュー

読み取り専用モードでは、ユーザーは添付ドキュメントをダウンロードできるが、テーブルを更新することはできない。

10.2.3.6.4. 通知の管理

受信した通知の一覧を表示するには、CBAM COM メニューの [通知] ドロップダウンで [通知リスト] をクリックする（「ナビゲーションマップ」セクションを参照）。

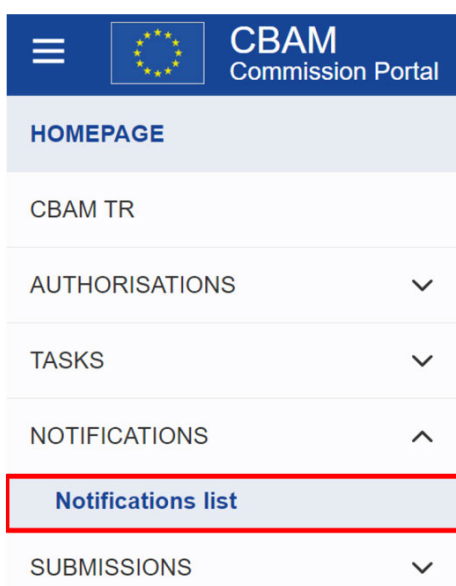


図 75 CBAM COM メニューの [通知] リストボタン

その後、ユーザーは「通知リスト」ページにリダイレクトされ、受信したすべての通知のリストが表示され、各列に異なる情報が表示される。

Notifications list

Number of unanswered notifications: 0

[Refresh](#)

Sender type	Sender identifier	Reference number	Notification subject	Business context	Request	Notification reception time	Expiry date	Status	Answered	Priority	Actions
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="radio"/> Yes <input type="radio"/> No	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="radio"/> Yes <input type="radio"/> No	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Luxembourg		APPL-LU-2024-CLE329282010593	Decision notification	Authorisation Management	No	13/11/2024 00:00		Unread			<input type="button" value="👁"/>
Luxembourg		APPL-LU-2024-NSD941027404557	Consultation request	Authorisation Management	No	12/11/2024 17:03		Unread			<input type="button" value="👁"/>
Luxembourg		APPL-LU-2024-I2M547769956409	Consultation request	Authorisation Management	No	12/11/2024 16:57		Unread			<input type="button" value="👁"/>
Luxembourg		APPL-LU-2024-JV2683827753452	Consultation request	Authorisation Management	No	12/11/2024 16:48		Unread			<input type="button" value="👁"/>

図 76 CBAM COM ポータルの通知一覧表示

特に、通知のリストには以下が含まれる。

- 送信者情報（タイプと識別子）。任意の国または経済事業者（EORI 番号で識別）を指定できる。
- 参照番号は、タスクに関連する承認/証明/その他の参照番号を提供する。
- 通知の通知件名。
- 通知のビジネスコンテキスト。COM ポータルの場合は、承認管理にすることができる。
- 要求通知に関連する情報(CBAM リリース 2.2 では要求通知は使用されない。)。
 - 通知が要求であるかどうかを示すブール値。
 - 完了するタスクの有効期限。
 - 通知が応答されたかどうかを示すブール値。
- 通知のステータス。
 - 未読（Unread）：通知がユーザによって読み取られていないことを示す。
 - 既読（Read）：通知がユーザーによって読み取られたことを指定する。通知が開かれるとすぐに、通知は自動的に開封済みとしてマークされることに注意する。
- 通知の優先度（示されている場合）：「低」、「中」、または「高」。

表示されている通知ごとに、ユーザーはテーブルのアクション列にある関連する「通知の表示」ボタンをクリックして、1つの特定の通知のすべての情報を表示できる。

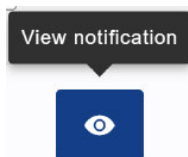


図 77 通知の表示ボタン

10.2.3.6.5. 送信管理

送信された送信の一覧を表示するには、CBAM COM メニューの [送信] ドロップダウンで [送信リスト] をクリックする。

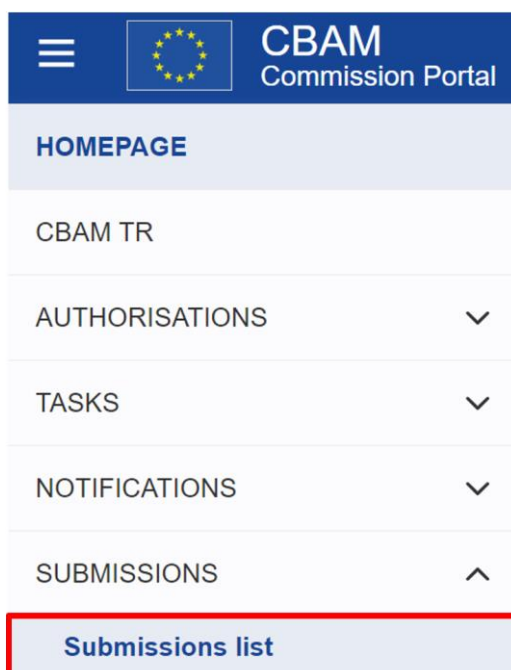


図 78 CBAM COM メニューの送信リストボタン

その後、ユーザーは「送信リスト」ページにリダイレクトされ、送信されたすべての通知のリストが表示され、各列に異なる情報が表示される。

Submissions list

Refresh

Recipient type ↓↑	Recipient identifier ↓↑	Reference number ↓↑	Submission subject ↓↑	Business Context ↓↑	Sent time ↓↑	Priority ↓↑	Actions
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
LU - Luxembourg		APPL-LU-2024-JNL307806128146	Consultation Feedback (Type A)	Authorisation Management Module	09/10/2024 12:28		
LU - Luxembourg		CBAM-LU-2024-EE116040957441	Consultation Extension Request	Authorisation Management Module	09/10/2024 12:26		
LU - Luxembourg		APPL-LU-2024-RNA656394111754	Consultation Extension Request	Authorisation Management Module	09/10/2024 12:23		

図 79 CBAM COM ポータルの送信リスト

送信は、委員会から送信された情報と共に別のアクターに送信された通知に関連している。

特に、送信のリストには次のものが含まれる。

- 受信者情報（該当する場合はタイプと識別子）：通知が送信された受信者。国または委員会の場合、識別子は適用されない。
- 参照番号は、送信された通知に関連するオブジェクト(例:申請、認可)の参照番号に対応する。

- 送信の件名。
- 送信された通知のビジネスコンテキスト。COM ポータルの場合は、承認管理にすることができる。
- 送信時刻:送信が提供された日時。

表示されている送信ごとに、ユーザーはテーブルのアクション列にある関連する [送信の表示] ボタンをクリックして、1つの特定の送信のすべての情報を表示できる。

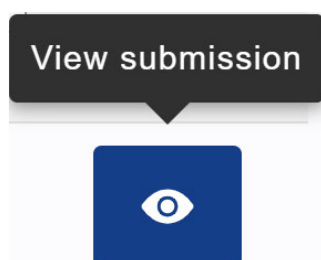


図 80 送信ボタンの表示

10.2.3.7. O3CI ポータルの終了

ユーザが CBAM Operators Third Countries Installation Portal を終了する場合は、システムのヘッダーの右側にある「Account」ブロックにある「Logout」ボタンをクリックする必要があります。

10.2.4. オペレーターユーザーとしてシステムを使用する

このセクションでは、CBAM オペレーターユーザーが CBAM O3CI ポータルで実行できる主なアクションについて説明する。「管理オペレーター」と「簡易オペレーター」の2つの役割がある。

- 「管理オペレーター」O3CI ユーザーは、データの書き込み、修正、および表示ができる(すなわち、要求 (登録要求および変更要求を含む) の削除/提出、エミッション情報の追加/編集/削除、)。
- 「簡易オペレーター」O3CI ユーザーは、要求の送信と排出の追加/編集/削除機能を除き、「管理オペレーター」と同じアクションを実行できる。

ユーザーの区別がなく、「ユーザー」のみが記載されている場合は、上記のユーザーのいずれかがアクションを実行できる。

1人のユーザーのみが特定のアクションを実行できる場合は、ドキュメントに明示的に記

載されている。

次の表の「権限」列の「すべて」は、「管理オペレーター」と「簡易オペレーター」の両方のユーザーロールが UI アクションを実行できることを意味する。それ以外の場合は、特定のアクションを実行できるアクセス許可が明示的に記載されている。

表 33 オペレータユーザーロール:UI メニューオプションと権限

UI メニューオプション	権限
Operator Information - Operator Tab <ul style="list-style-type: none"> • View Operator details • Create/ Edit Operator details 	All
Operator Information - Installation Tab <ul style="list-style-type: none"> • View Installations list • Search Installations • View Installation details • Add Installation • Edit Installation • Delete Installation 	All
Operator Information – Supporting documents Tab <ul style="list-style-type: none"> • View Supporting documents • Download Supporting documents • Add Supporting documents • Delete Supporting documents 	All
Emissions Information <ul style="list-style-type: none"> • View list of Emission Information • Search Emission Information • View Emission Information details 	All
Emissions Information <ul style="list-style-type: none"> • Add Emission Information • Edit Emission Information • Delete Emission Information 	管理オペレーター
Parent Company details <ul style="list-style-type: none"> • View Parent Company Details • Edit Parent Company Details 	All
Information Accessible to the Public <ul style="list-style-type: none"> • View data accessible to the public • Edit data accessible to the public (toggle button) 	All

UI メニューオプション	権限
Operator Information – Request actions <ul style="list-style-type: none"> • Submit Registration Request • Delete Registration Request 	管理オペレーター
Disclosure Information <ul style="list-style-type: none"> • Add/Edit/Submit disclosure 	管理オペレーター
Disclosure Information <ul style="list-style-type: none"> • View disclosed information 	All

10.2.4.1. 状態情報

以下のセクションでは、オペレーターを登録するためのさまざまなオペレーターの状態について説明し、O3CI ポータルでさまざまな状態がどのようにトリガーされるかを示す。

10.2.4.1.1. 状態の説明

次の表に、Operator が評価サイクルを通じて取得できる状態の一覧と、それぞれの説明を示す。

表 34 CBAM オペレータ:状態のリスト

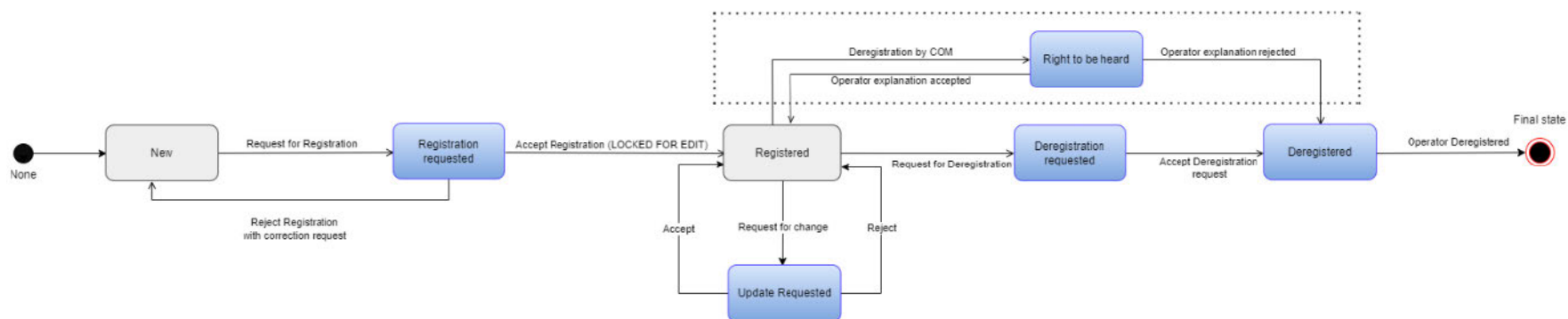
状態	説明
New	CBAM 登録オペレーターではない。CBAM 登録オペレーターになるには、オペレーターは「オペレーター情報」オプションを使用して、「登録要求」を記入して委員会に提出する必要がある。
Registration requested	登録要求は正常に送信され、委員会による承認を待っている。ユーザーは、[オペレーター情報] セクションで要求を表示できる。
Registered	CBAM 登録オペレータは、オペレータまたはインストールに関連する情報を更新または修正するために、「変更要求」を作成して送信するか、または編集して送信することができる。
Update Requested	CBAM 登録オペレーター。変更要求が正常に送信され、委員会による承認が保留されている。ユーザーは、[オペレーター情報] セクションで要求を表示できる。
Deregistration requested	委員会による承認待ちの「登録解除要求」を送信した CBAM 登録オペレータ。 承認されるまで、ユーザは「オペレータ情報」を表示できるが、新しい変更要求を開始することはできない。 CBAM リリース 2.2 の範囲外である。

状態	説明
Right to be heard	CBAM 登録オペレーター。委員会はオペレーターの登録解除要求を送信し、通知と電子メールで詳細を受け取る。ユーザーは、通知に記載されている手順に従ってフィードバックを送信する必要がある。これにより、委員会は登録解除を完了する必要があるかどうかを判断できる。CBAM リリース 2.2 の範囲外である。
Deregistered	オペレーターが CBAM から登録解除されました。ユーザーが再度登録する必要がある場合は、最初から登録要求を送信する必要がある。CBAM リリース 2.2 の範囲外である。

10.2.4.1.2. 状態遷移図

次の状態遷移図は、CBAM オペレーターのライフサイクル全体を示している。

OPERATOR STATE TRANSITION



States with blue color: Operators' data cannot be edited

図 81 オペレータ遷移図

次の表に、CBAM 演算子の初期状態と結果の状態、および状態遷移をトリガーするアクションを示す。

表 35 オペレータ状態遷移

初期状態	アクション	トリガー	遷移後状態
新規	登録の削除要求 変更の保存要求 委員会による却下	オペレータ情報	新規
新規	登録要求の送信	オペレータ情報	登録要求
登録要求	委員会による却下	オペレータ情報	新規
登録要求	委員会による受理	オペレータ情報	登録済
登録済	保存変更依頼 削除変更依頼	-	登録済
登録済	変更リクエストの送信	オペレータ情報	更新要求
更新要求	委員会により却下 委員会により受理	オペレータ情報	登録済
登録済	登録解除申請	CBAM リリース 2.2 の範囲外	登録解除要求
登録解除要求	委員会による受理	CBAM リリース 2.2 の範囲外	登録解除
登録済	委員会による登録解除申請	CBAM リリース 2.2 の範囲外	聴聞を受ける権利
聴聞を受ける権利	事業者説明受理 (委員会)	CBAM リリース 2.2 の範囲外	登録済
聴聞を受ける権利	事業者説明却下 (委員会)	CBAM リリース 2.2 の範囲外	登録解除
登録解除	再登録	CBAM リリース 2.2 の範囲外	新規

10.2.4.2. O3CI ポータルのホームページ

ユーザが CBAM O3CI ポータルにログインすると、ポータルのホームページが表示される。

オペレータユーザがポータルに初めてログインして登録要求を送信する場合は、新しいユーザが登録要求を送信するように案内する情報テキストとともに、使用可能なオプションが表示される。この場合に使用可能なオプションは次のとおりである。

1. **オペレータ情報:** 選択すると、ユーザはオペレータとそのインスタレーションの情報を表示し、登録要求 (新規オペレータの場合) または変更要求 (登録オペレータの場合) を開始できる。
2. **履歴:** 選択すると、ユーザはオペレータの情報更新の履歴を表示できる。この機能は、このリリースの範囲外である。

3. **通知:** 選択すると、ユーザは他のシステムから送受信され、オペレータに表示されるすべての通知を表示できる。このオプションは、このリリースの範囲外であるため、無効になっている。
4. **親会社の詳細:** オペレータ会社が所属する親会社がある場合、このオプションを選択すると、この情報を入力できる。

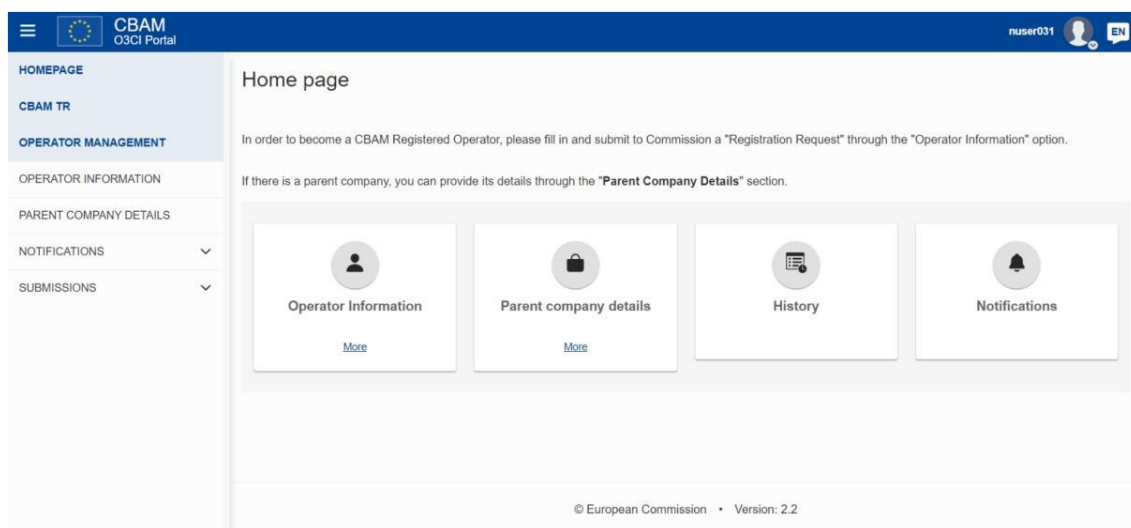


図 82 O3CI ホームページ-新規ユーザー

ユーザーが登録事業者である場合は、上記に加えて以下のオプションも利用可能である。

1. **一般にアクセス可能な情報:** このオプションにより、ユーザーは、一般にアクセス可能にする事業者情報を選択することができる。
2. **排出量情報:** このオプションにより、ユーザーは、排出量情報を追加、編集、削除、または表示することができる。
3. **開示情報:** このオプションにより、ユーザーは、特定の申告者に対して、関連する排出量データ（排出量認定パラメータを除く）とともに、どの事業者および施設の詳細を開示するかを選択することができる。

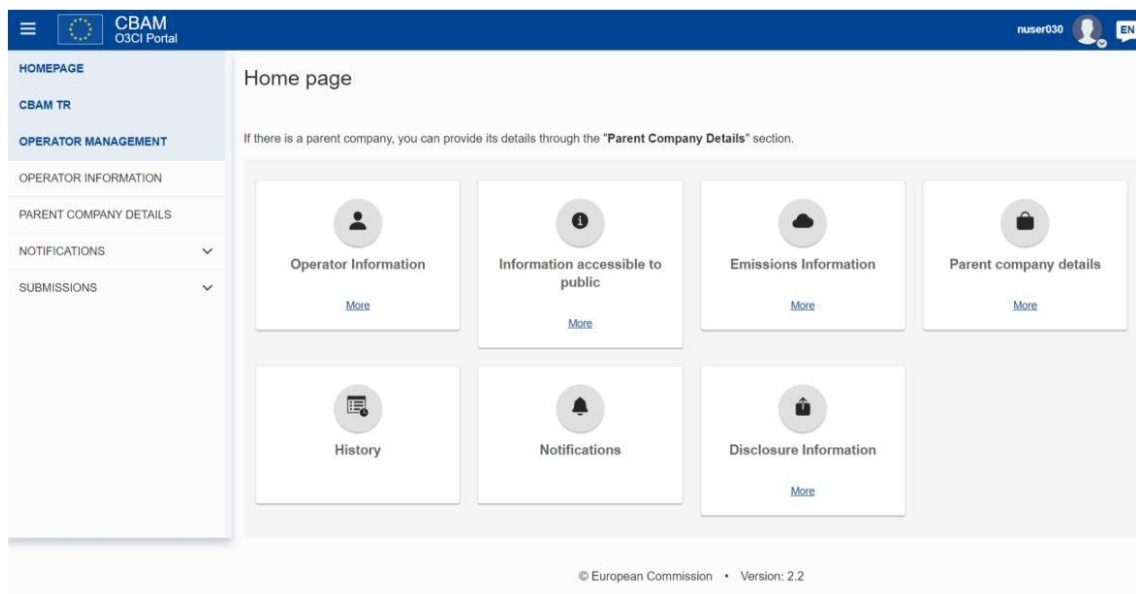


図 83 O3CI ホームページ-登録オペレータ

10.2.4.3. オペレータ情報

オペレータユーザロールは、「オペレータ情報」項目にアクセスできる。

オペレータは、「オペレータ情報」機能を使用して、所属する会社とその場所、対応する担当者、名前の経済活動、設置場所、およびサポートドキュメント情報(事業者の登録証明書、所在書類、地図等)を含む設置の詳細を提供できる。

左側のメニューから「オペレータ情報」項目をクリックすると、「オペレータ」、「設置」、および「サポートドキュメント」という3つの個別のタブが表示される。

「オペレータ情報」フォームの上部、ページタイトルの横に、以下の UI 要素が表示される。

1. **状態:** このフィールドには自動的に入力され、オペレータの状態が表示される(例:「新規」、「登録済み」など)。使用可能な状態の詳細については、セクション 4.1 状態情報を参照する。
2. **要求のタイプ:** 要求が開始されていない場合、フィールドは表示されないが、要求が開始されている場合、フィールドには要求のタイプが自動的に入力される(「登録依頼」または「変更依頼」)。
3. **アクションのタイプ:** アクションを提案するボタンは、ユーザーによる要求の状態とタイプに応じて動的に生成される。詳細については、以下の操作のシナリオも参照す

る(4.3.1 項、4.3.2 項、4.3.3 項、4.3.4 項、4.3.5 項、4.3.6 項、4.3.7 項参照)。

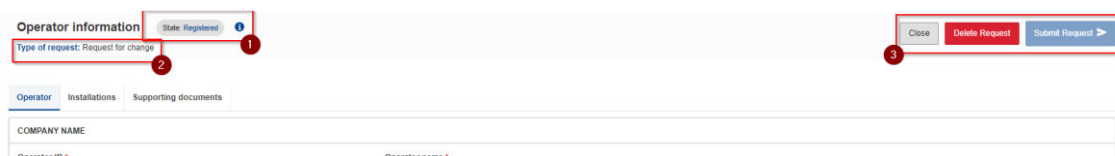


図 84 Operator Information ページの上部にある UI 要素

ユーザーが変更要求を保存すると、前述のアクションボタンの下の右側にトグルボタンが付いた情報テキストが表示される。

このトグルボタンにより、ユーザーは「Operator」タブと「Installations」タブに表示される異なる情報セットを切り替えることができる。

トグルボタンが無効になっている場合:

- フォーカスは「Operator」タブにある。
- 「Operator」タブと「Installations」タブに表示されるデータは、委員会によって承認された最新バージョンである。
- 表示されているデータが登録されているオペレータ情報であることをユーザに知らせるテキスト;
- 「Continue Request for change」ボタンが非アクティブになる。

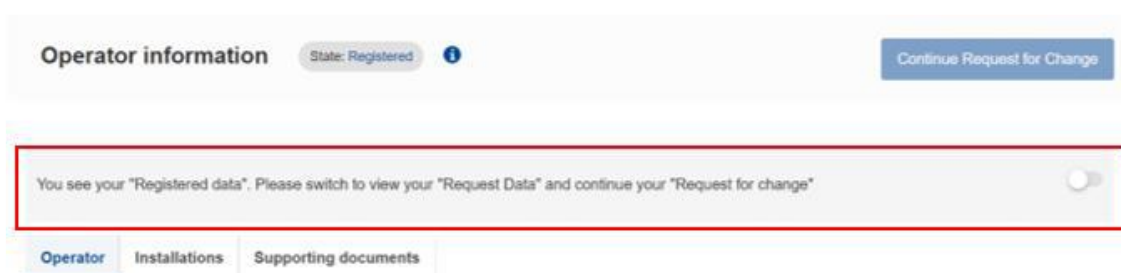


図 85 データの要求と変更要求の無効化を切り替えるトグルボタン

トグルボタンが有効になっている場合:

- フォーカスは「Operator」タブにある。
- 「Operator」タブと「Installations」タブには、現在の変更要求に保存されているデータが表示される。

- 表示されているデータが登録されているオペレータ情報であることをユーザに通知するテキスト;
- 「Continue Request for Change」ボタンがアクティブになる。

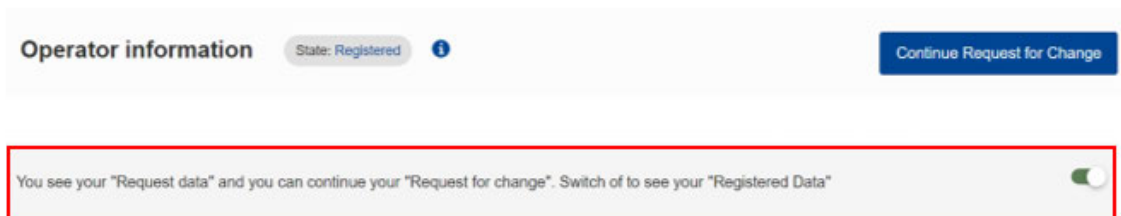


図 86 データ要求と変更要求の有効化を切り替えるトグルボタン

“Operator” タブでは、“Operator ID” と “Operator name” を含む “Company Name” のようなオペレータの詳細を入力できる。どちらのフィールドも読み取り専用で、値は EU Access から取得される。次に、“Address” グループのデータには、“Country code” (EU Access から取得される読み取り専用フィールド)、“Sub-division”、“City”、“Street”、“Street additional line”、“Number Postcode”、「私書箱」が含まれる。“Operator” タブには、“Contact details” という、“Name”、“Phone number”、“E-mail” を含む担当者の詳細が入力される。オペレータごとに最大 9 人 (x9) の担当者を指定できる。

Note:会社の詳細を追加する際に、通りの名前や番号がなく、私書箱のみが提供されている場合、ユーザは住所フィールドに“N/A”と私書箱を入力する。設置場所の住所については、CBAM 規則で完全な住所が要求されているため、上記と同じ方法が適用される。郵便番号のない国では、郵便番号として ‘0000’ が使用される。

The screenshot displays the 'Operator information' form with a 'Start Registration Request' button. The form is divided into three main sections: 'COMPANY NAME', 'ADDRESS', and 'CONTACT DETAILS'. Each section contains several input fields with labels and placeholder text. The 'COMPANY NAME' section includes 'Operator ID' and 'Operator name'. The 'ADDRESS' section includes 'Country code', 'Sub-division', 'City', 'Street', 'Street additional line', 'Street number', 'Postcode', and 'P.O. Box'. The 'CONTACT DETAILS' section includes 'Name', 'Phone number', and 'E-mail'. The form also includes a 'State: New' indicator and a 'Supporting documents' tab.

図 87 オペレータタブ

[インストール] タブでは、ユーザーは各インストールの詳細を入力できる。O3CI ユーザーはインストールのリストを表示し、場合に応じて（以下の操作シナリオも参照）、次のオプションを使用できる。

- [インストールの表示]: このボタンは、選択したインストールのみを表示できる [インストールの詳細] ページにリダイレクトする。
- [インストールの編集]: このボタンは、[インストールの編集] ページにリダイレクトする。このボタンは、要求が開始されている場合にのみ使用できる。ユーザーがインストールリストから特定のインストール ID をクリックすると、[インストールの詳細] ページが編集モードで表示される。
- [インストールの削除]: このボタンは、選択したインストールを削除する。このボタンは、要求（「登録要求」または「変更要求」）が開始されている場合にのみ使用できる。

オペレータごとに最大 x999 のインストールを実行できる。

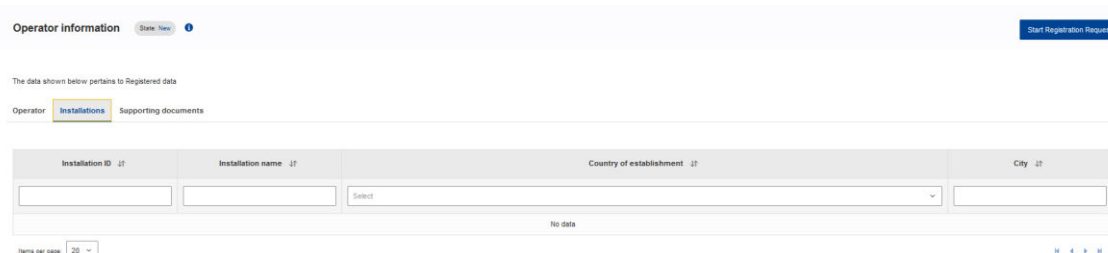


図 88 [インストール] タブ- [インストールの一覧]

設置の詳細は、次の画面で追加/編集することができる(下記の 4.3.3 項、4.3.6 項も参照)。

一般情報データグループには、設置 ID (システムによって入力される読み取り専用フィールド)、設置名、経済活動(「Aluminium」、「Cement」、「Chemicals」、「Electricity」、「Fertilizers」、「Iron&Steel」のいずれかの値を含む)が含まれる。

「Address」データグループには、設置場所の位置情報、すなわち、「設置国」(EU アクセスから取得した読み取り専用フィールド)、「区画」、「都市」、「通り」、「通り番号」、「番地」、「郵便番号」、「私書箱」、「UNLOCODE」、「緯度」、「経度」、「座標のタイプ」(「GPS」または「GNSS」)が含まれる。

Note: 会社の詳細を追加する際に、通りの名前や番号がなく、私書箱のみが提供されている場合、ユーザーは住所フィールドに「N/A」と私書箱を入力する。設置場所の住所については、CBAM 規則で完全な住所が要求されているため、上記と同じ方法が適用される。郵

便番号のない国では、「0000」が郵便番号として使用される。

「代表者」データグループには、代表者の「名前」、「電話番号」、および「電子メール」が含まれる。「代表者の追加」ボタンをクリックすると、代表者の詳細が挿入され、設置場所にリンクされる。ユーザーは、設置場所ごとに最大9人の代表者を追加できる。

< Back

Installation ID
MZ.0000000000000003

Details History

GENERAL INFO

Installation ID *
MZ.0000000000000003

Installation Name *
X/An Fine Steel Manufacturing
In Latin characters

Economic activity
Iron & Steel

ADDRESS

Country of establishment
MZ - Mozambique

Sub-division
Enter the Sub-division

City *
Beira

Street *
Mirzhu Road

Street additional line
Enter the Street additional line

Street Number *
34

Postcode *
MZ-9843298

R.O. Box *
MZ-0230-58903094

UNLOCODE *
MYBMA

Latitude *
35.8617 N

Longitude *
104.1954 E

Type of coordinates *
GPS

図 89 タブ-インストールの詳細

サポートドキュメントタブを使用するユーザーは、オペレーターのドキュメント情報をアップロードできる(例えば、事業者の登録証明書、所在文書、地図等)。

ドキュメントの追加をクリックすると、ユーザーはサポートドキュメントの全体的な説明を説明フィールドに入力できる。ドキュメントタイプフィールドには、オペレーターと設置の詳細を検証するために欧州委員会に送信する必要があるドキュメントの使用可能なタイプを入力できる。オペレーターは、次のタイプのドキュメントを提出できる。

- オペレーターの登録証明書:重要な会社の詳細を含む、オペレーターの法的登録を検証する。
- 設置登録:設置場所の設立、所有/管理構造、主要な経済活動、および必要な運転許可に関する情報;
- 設置場所:オペレーターの管理下にある各設置場所を証明する、完全な住所の詳細と地理座標(経度と緯度、小数点以下6桁)を含むドキュメント;
- 追加ドキュメント:要求された変更に関連する特定のドキュメント(例えば、住所変更フォーム又は更新された所有権書類)。

最後に、ユーザーはオプションを選択してファイルを選択し、システムにアップロードで

きる。

[ドキュメントの追加] ボタンをクリックすると、ユーザーはオペレーターごとに最大 9 つのサポートドキュメントを追加できる。

The screenshot shows a 'File Upload' dialog box. It features a title bar with a close button (X). The main content area is divided into sections: 'File *' with a 'Choose file' button and a dashed box for drag-and-drop; a warning message about allowed file types (PDF, DOC, DOCX, XLS, XLSX, JPEG) and a 20 MB limit; 'Description *' with a text input field; and 'Document Type *' with a dropdown menu. At the bottom right, there are 'Cancel' and 'OK' buttons.

図 90 「サポートドキュメント」タブ

サポートドキュメントを追加する際に考慮すべき制約を次に示す。

- アップロードされたサポートドキュメントの合計サイズが 200MB を超えることはできない。
- アップロードできるドキュメントタイプは次のとおりである。PDF、DOC、DOCX、XLS、XLSX、JPEG;
- 最大ファイルサイズ:20MB。

アップロードに使用できる合計領域が表示される。この時点で、次の点に注意することが重要である。英語のサポートドキュメントをアップロードすることを強くお勧めする。英語でない補助書類は、CBAM へのオペレーターの登録を遅延させる可能性がある。

次のセクションでは、オペレータ情報を処理するために O3CI ポータルの UI を介してユ

ユーザが実行するアクションについて説明する。

- 新しいユーザがオペレータ情報を作成および保存する（登録要求はまだ送信されていない）。
- 新しい管理ユーザが登録を削除する（登録要求はまだ送信されていない）。
- 新しいユーザが登録要求を更新して送信する；
- ユーザが委員会によって拒否された登録要求を表示し、修正された登録要求を再送信する；
- ユーザが委員会によって受け入れられた登録要求を表示する；
- ユーザが変更要求を送信する；
- ユーザが拒否された変更要求を表示し、修正された変更要求を再送信する。

10.2.4.3.1. 新規ユーザが情報を作成および保存する（登録要求はまだ送信されていない）

1. ユーザが初めてシステムにアクセスし、「ホームページ」にリダイレクトされる。使用可能なオプションは、「オペレータ情報」と「親会社の詳細」である(図 29:O3CI ホームページ-新規ユーザーを参照)。ユーザが「オペレータ情報」オプションを選択する；
2. オペレータ情報」ページの上部にある「状態」フィールドには「新規」という値が含まれ、右側に「登録リクエストの開始」オプションが表示される；



図 91 新規ユーザーが登録リクエストを作成:状態情報

3. 管理者ユーザは、[Start Registration Request] ボタンをクリックしてオペレータ情報の入力を開始する。[Start Registration Request] ボタンは非表示になり、ページの上部にある [Close]、[Delete Request]、[Submit Request] の各ボタンがアクティブになる。[Type of request] フィールドには、[Registration Request] という値が含まれる。



図 92 管理者ユーザが登録要求を作成:使用可能なアクション

Simple ユーザは、[Start Registration Request] ボタンをクリックしてオペレータ情報の入力を開始する。[Start Registration Request] ボタンは非表示になり、ページの上にある [Close] ボタンがアクティブになる。[Type of request] フィールドには、[Registration Request] という値が含まれる。

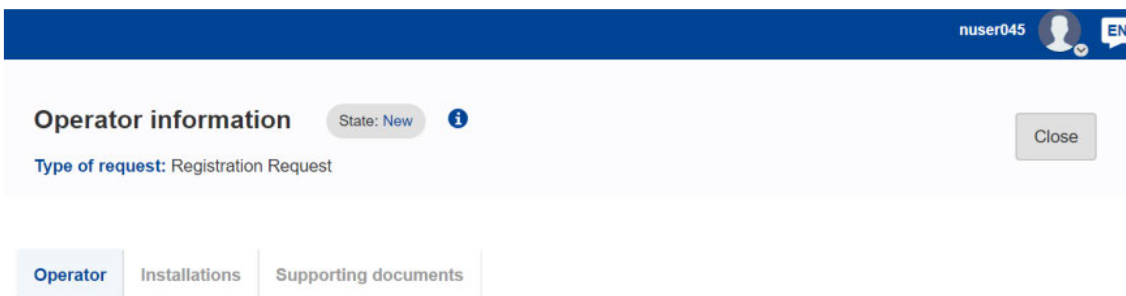


図 93 単純なユーザーによる登録リクエストの作成:使用可能なアクション

4. ユーザーは、「Operator」タブに会社、住所、連絡先の詳細を入力する。
5. ユーザーが「Operator」タブのすべての必須フィールドに入力すると、ページの下部にある「Save&Proceed」ボタンがアクティブになる。ユーザーはこのボタンをクリックしてオペレーター情報を保存し、他のタブ(「インストール」、「サポートドキュメント」)に移動して適切なデータを入力する。

図 94 新規ユーザーによる登録リクエストの作成: 「Operator」タブ

6. ユーザは「閉じる」ボタンをクリックして、登録要求を送信せずにページを終了する。保存されていないデータがある場合、システムはユーザに保存されていないデータが失われることを通知する確認を求め、それ以外の場合は通知を提供しない。

図 95 新規ユーザーが登録リクエストを作成-リクエストのクローズ確認

7. Admin ユーザが [Close] ボタンをクリックすると、ページの上部にある [Close]、[Delete Request]、[Submit Request] ボタンが非表示になる。[Continue Registration Request] ボタンがアクティブになる。オペレータの状態は [New] のままである。
Simple ユーザが [Close] ボタンをクリックすると、ページの上部にある [Close] ボ

タンが非表示になる。[Continue Registration Request] ボタンがアクティブになる。オペレータの状態は [New] のままである。

Operator information State: New i Continue Registration Request

The data shown below pertains to Registered data

Operator Installations Supporting documents

COMPANY NAME

Operator ID * 1 Operator name * 49
In Latin characters

ADDRESS

Country code Sub-division 35 City * 35

Street 70 Street additional line 70 Street number 35

Postcode 17 P.O. Box 70

CONTACT DETAILS

Name * 70 Phone number * 35 E-mail * 256
In Latin characters

図 96 新規ユーザーによる登録リクエストの作成: 「Updated Operator」タブ

10.2.4.3.2. 新しい管理ユーザが登録を削除する（登録要求はまだ送信されていない）

前述のように、登録を削除できるのは管理ユーザだけである。したがって、次の手順は管理ユーザにのみ適用される。

1. 管理ユーザはシステムにアクセスし、(図 29:O3CI ホームページ-新規ユーザーを参照) にリダイレクトされる。ユーザは [Operator Information] オプションを選択する。
2. 管理ユーザはメニューから [Operator Information] オプションを選択する。[Operator Information] ページの上部にある [State] フィールドには、値「New」が含まれている。つまり、一部のデータがシステムに入力されているが、登録要求は (COM ポータル経由で) 委員会に送信されていない。使用可能なアクションは [Continue

Registration Request] (登録要求の続行) である。



図 97 新規ユーザーが登録要求を削除:状態情報

3. 管理者ユーザは [Continue Registration Request] ボタンをクリックして、オペレータの値の入力を続行する。[Continue Registration Request] ボタンは非表示になり、ページの上部にある [Close]、[Delete Request]、[Submit Request] の各ボタンがアクティブになる。[Type of request] フィールドには、[Registration Request] という値が含まれる。



図 98 新規ユーザーが登録リクエストを削除する-利用可能なアクション

4. 管理者ユーザは、ページの上部にある [Delete Request] ボタンをクリックする。システムは、ユーザに確認を求める確認ダイアログを表示する。ユーザが確認すると、すべての要求データが削除され、次にユーザが要求の入力を再開すると、値が EU Access (オペレータ ID、オペレータ名、国コード) からコピーされたフィールドを除き、すべてのフィールドが空になる。オペレータの状態は「New」のままである。

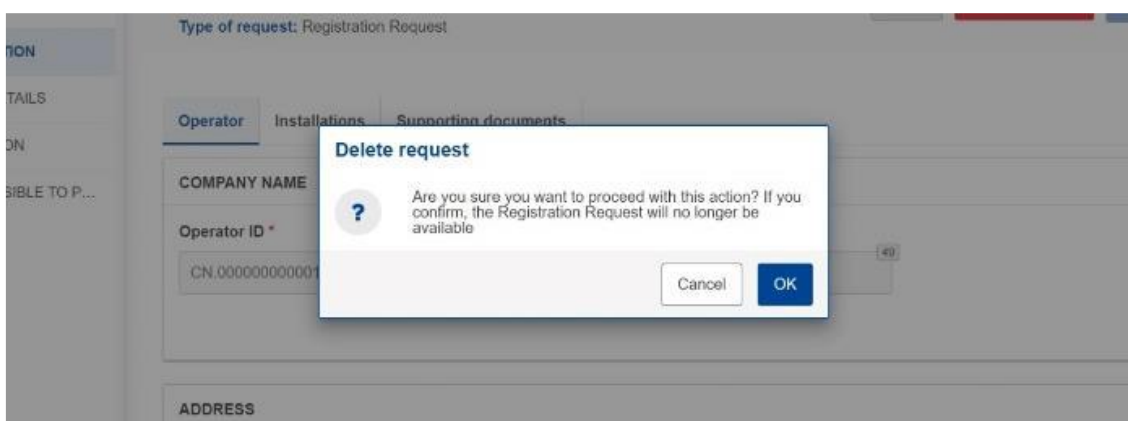


図 99 新規ユーザーが登録リクエストを削除-削除リクエストの確認

10.2.4.3.3. 新規ユーザの更新と登録要求の送信

1. 新規ユーザがシステムにアクセスし、(図 29:O3CI ホームページ・新規ユーザーを参照) にリダイレクトされ、[Operator Information] オプションを選択する。
2. ページ上部の「State」フィールドには「New」という値が含まれており、一部のデータがシステムに入力されているが(前の段落を参照)、登録要求が(COM ポータル経由で)委員会に送信されていない。



図 100 新規ユーザーの更新と登録リクエストの送信:状態情報

3. 管理者ユーザは [Continue Registration Request] ボタンをクリックして、オペレータの情報の入力を続行する。[Type of request] フィールドには、[Registration Request] という値が含まれている。[Continue Registration Request] ボタンは非表示になり、ページの上にある [Close]、[Delete Request]、[Submit Request] の各ボタンがアクティブになる。



図 101 新しい管理者ユーザーが登録リクエストを更新して送信する-利用可能なアクション

Simple ユーザーは「Continue Registration Request」ボタンをクリックして、オペレータの情報の入力を続行する。「Type of request」フィールドには、「Registration Request」という値が含まれている。「Continue Registration Request」ボタンは非表示になり、ページの上にある「Close」ボタンがアクティブになる。

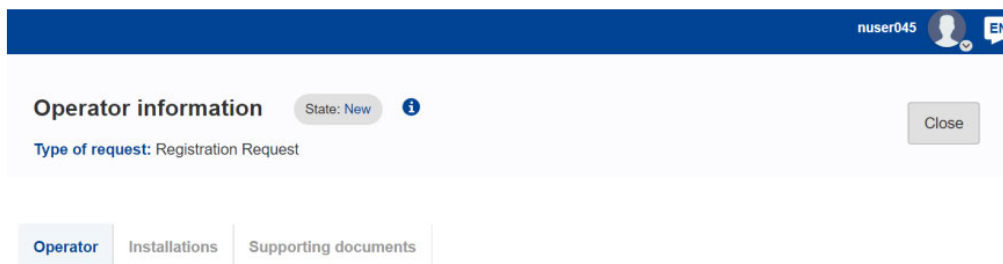


図 102 新規シンプル・ユーザーの更新と登録リクエストの送信:使用可能なアクション

4. ユーザは [Installations] タブをクリックし、適切な情報を入力する。[Installations] タブの内容が表示される。登録要求に追加されたインストールがない場合、使用可能なアクションは [Add installation] である。インストールのリストにすでに追加されたインストールがある場合、使用可能なアクションは [Add installation] である。[View installation];[Edit installation] および [Delete installation] である。この場合、追加されたインストールはない。

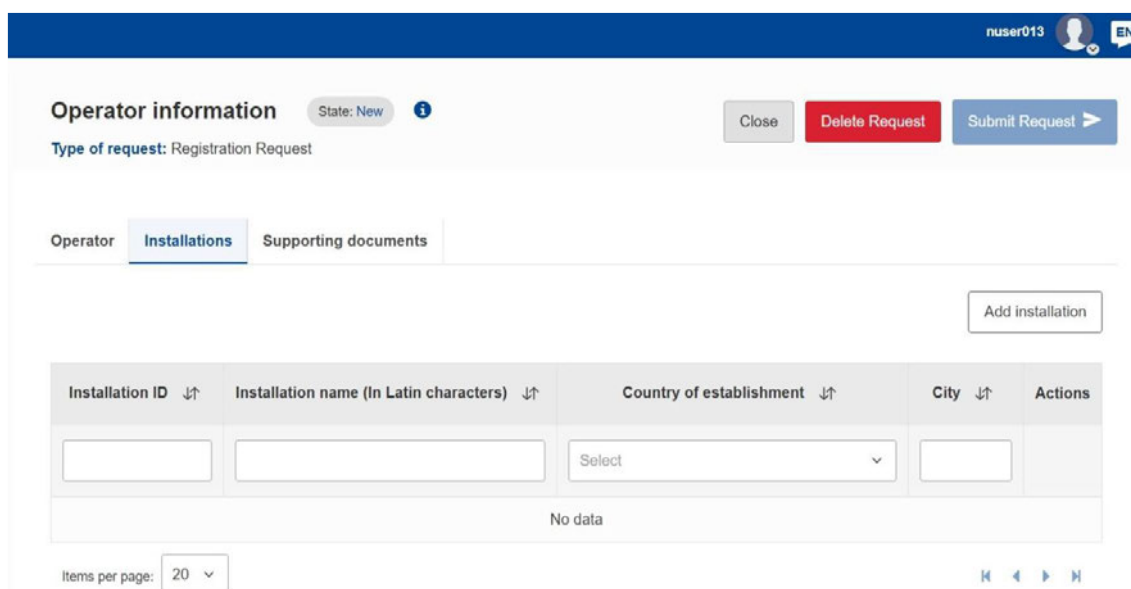





図 103 新規ユーザーの更新と登録要求の送信:インストールのリスト

5. ユーザーは「インストールの追加」ボタンをクリックして、インストールの詳細を入力する。すべての必須フィールドに入力すると、ページの下部にある「インストールの追加」ボタンがアクティブになり、確認メッセージがユーザーに表示される。

nuser013  

< Back

 Add Installation

Details | History

GENERAL INFO

Installation Name * 234 Economic activity 20

In Latin characters

ADDRESS

Country of establishment 20 Sub-division 20 City * 28

Street * 63 Street additional line 47 Street Number * 33

Postcode * 12 P.O. Box * 88

UNLOCODE * 8 Latitude * 8 Longitude * 9

Type of coordinates * 9

REPRESENTATIVE


Name * 48 Phone number * 24 E-mail * 239 

図 104 新規ユーザーの更新と登録リクエストの送信:インストールの詳細

- インストールは、「インストール」タブの「インストール」リストに表示される。前の手順で説明したのと同じプロセスに従って、ユーザーはインストールを追加できる。

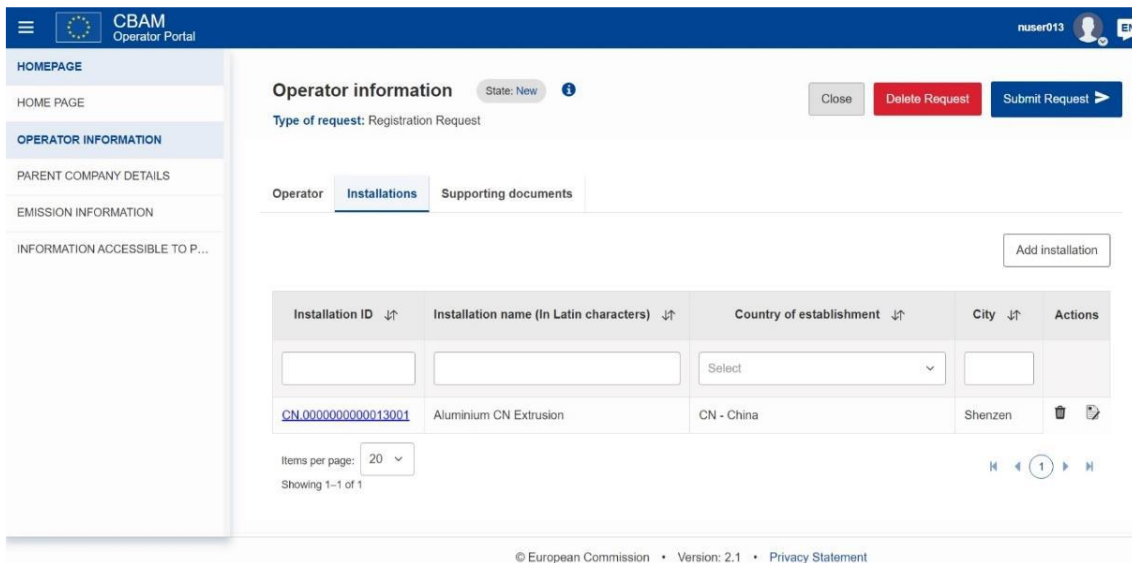


図 105 新規ユーザーが登録リクエストを更新して送信する-インストーションリスト (更新済み)

7. ユーザーは、必要に応じて「サポートドキュメント」タブに入力することもできる。「ドキュメントを追加」ボタンをクリックすると、ユーザーは詳細を入力し、サポートドキュメントの電子コピーをアップロードする。ユーザーに確認メッセージが表示される。

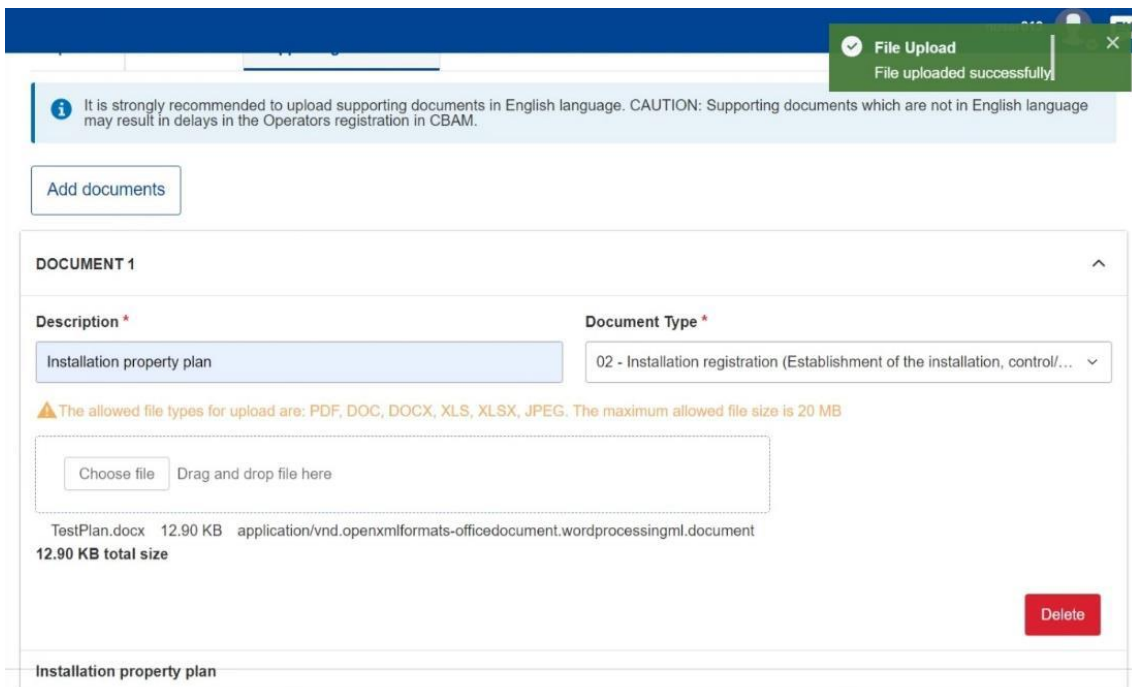


図 106 新規ユーザーが登録リクエストを更新して送信する-ファイルのアップロードの確認

8. 前のステップで説明したのと同じプロセスに従って、ユーザは追加のサポートドキュメントを提供できる。
9. ページの上部にある [Submit Request] ボタンを選択できるのは管理者ユーザのみである。ユーザが (COM ポータル経由で) Commission への要求の送信を続行するかどうかを確認する確認ダイアログが表示される。確認すると、値がシステムに送信され、COM ポータルで Commission ユーザからの確認を待機する。オペレータの状態は「Registration Requested」になる。

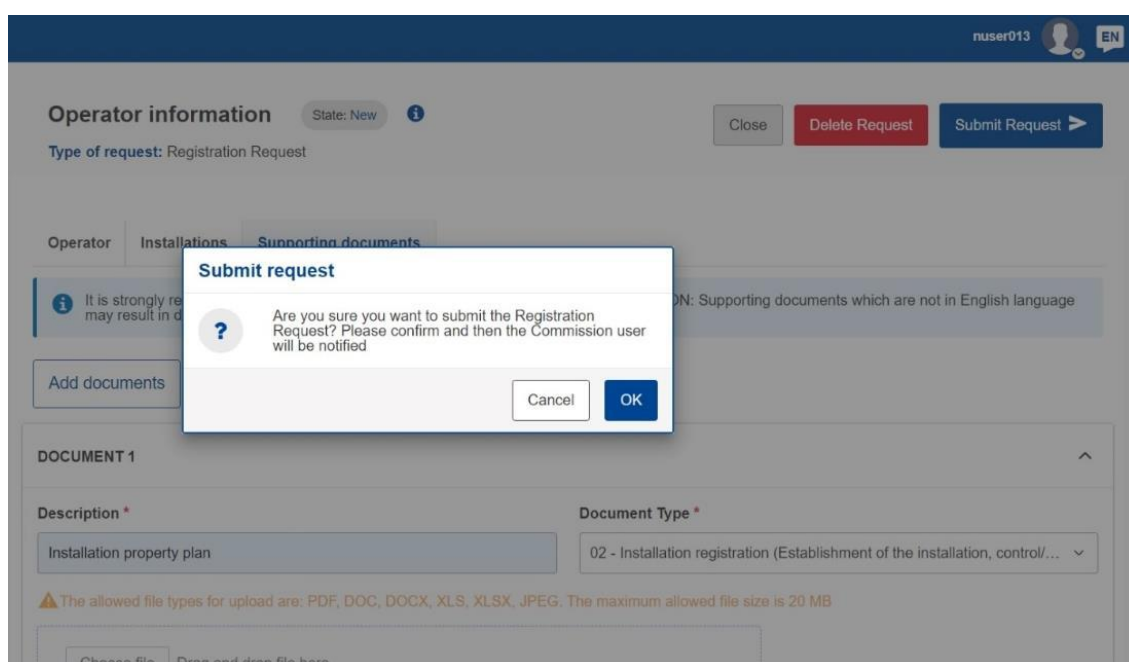


図 107 新しい管理者ユーザーが登録リクエストを更新して送信する-リクエストの送信

10.2.4.3.4. ユーザは委員会によって拒否された登録要求を表示し修正された登録要求を再送信する

1. ユーザはシステムにアクセスし、「ホームページ」にリダイレクトされる。新しいユーザが使用できるオプションを示す。;
2. ユーザは、要求が (COM ポータル経由で) 委員会によって拒否されたことを通知され、「表示」ボタンをクリックして拒否理由の詳細を確認できる。

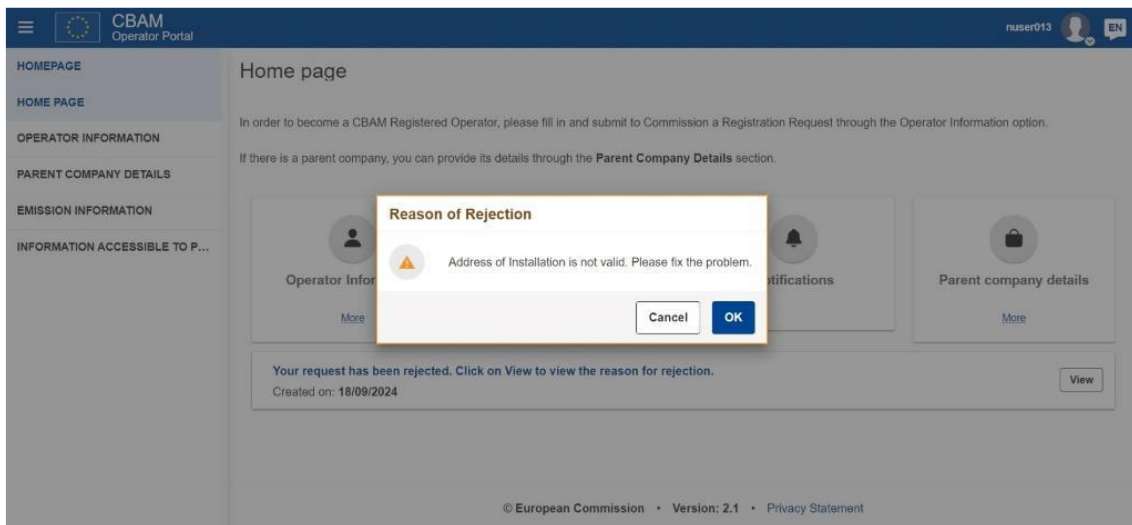


図 108 ユーザーが登録要求を修正して再送信する-拒否理由の詳細

3. ユーザーは、メニューから [Operator Information] オプションを選択する。システムは、ユーザーを [Operator] タブにリダイレクトする。ページ上部のフィールド「State」には、値「New」が含まれている。登録要求がオペレーターによって送信され、委員会 (COM ポータル) によって拒否される。オペレーターユーザーは、拒否された要求とその内容を [Operator]、[Installations]、[Supporting documents] タブで読み取り専用データとしてのみ表示できる。使用可能なアクションは「Edit Registration Request」である。



図 109 ユーザーが登録要求を修正して再送信する-状態情報

4. 4.Admin ユーザーは、[Edit Registration Request] オプションをクリックして、登録要求を修正して再送信する。[Edit Registration Request] ボタンは非表示になり、ページ上部の [Close]、[Delete Request]、[Submit Request] ボタンがアクティブになる。[Operator Information] ページが表示され、拒否された登録要求のデータが編集モードで表示される。

Simple ユーザーは、[Edit Registration Request] オプションをクリックして、登録要求を修正して再送信する。[Edit Registration Request] ボタンは非表示になり、ページ上部の [Close] ボタンがアクティブになる。[Operator Information] ページが表示され、拒否された登録要求のデータが編集モードで表示される。

5. ユーザは [Installations] タブをクリックし、インストールリストから特定のインストールを [Edit];

The screenshot shows the 'Operator information' page with the following elements:

- Header: 'Operator information' (State: New), 'Close', 'Delete Request', 'Submit Request' buttons.
- Sub-header: 'Type of request: Registration Request'.
- Navigation: 'Operator', 'Installations' (highlighted with a red box), 'Supporting documents' tabs.
- Table with columns: Installation ID, Installation name (In Latin characters), Country of establishment, City, Actions.
- Table Row 1: [CN.0000000000013001](#), Aluminium CN Extrusion, CN - China, Shenzhen, [Edit] (highlighted with a red box).
- Footer: 'Items per page: 20', 'Showing 1-1 of 1', pagination controls.

図 110 ユーザーが登録要求を修正して再送信する-インストールの一覧

6. ユーザーは、修正されたデータでインストールの詳細を更新し、「Save Installation」をクリックして更新を保存する。

Installation ID * CN.000000000013001	Installation Name * Aluminium CN Extrusion <small>In Latin characters</small>	Economic activity Chemicals
--	--	---------------------------------------

ADDRESS		
Country of establishment CN - China	Sub-division Sub-division_01	City * Shenzen
Street * Qiao Xiang Lu Rd	Street additional line Guang Dong Sheng	Street Number * 32
Postcode * 518074	P.O. Box * 4b	
UNLOCODE * CNWCH	Latitude * 22.5455	Longitude * 114.0683
Type of coordinates * GPS		

REPRESENTATIVE		<input type="button" value="Add representative"/>
Name * OP01-0001 Contact Name	Phone number * +8612314566	E-mail * OP01-0001@cbam.cn

<input type="button" value="Cancel"/>	<input type="button" value="Save Installation"/>
---------------------------------------	--

図 111 ユーザーが登録要求を修正して再送信する-インストールの詳細を更新する

7. インストールが更新され、システムはユーザーをインストールリストに戻す。管理者ユーザーのみが、[要求の送信] ボタンをクリックして、更新された登録要求を再送信できる。確認を求めるポップアップウィンドウが表示される。[OK] をクリックすると、登録要求が承認のために（COM ポータル経由で）委員会に再送信される。オペレーターの状態は「登録が要求されました」になる。

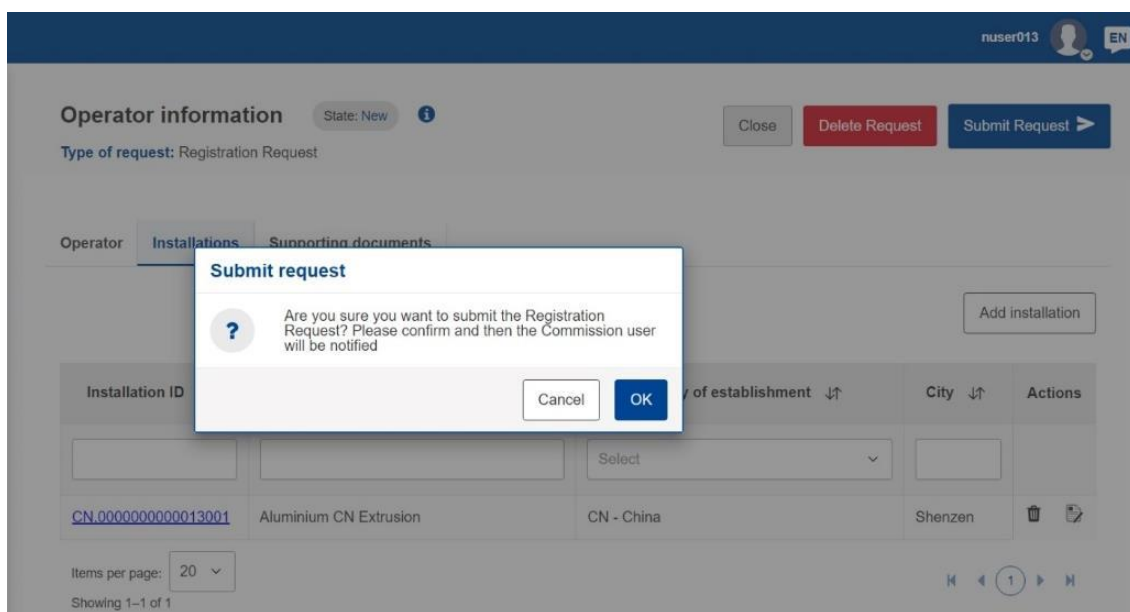


図 112 管理者ユーザが登録要求を修正して再送信する-要求の送信

10.2.4.3.5. ユーザが委員会によって受け入れられた登録要求を表示する

1. ユーザはシステムにアクセスし、(「O3CI ホームページ-登録オペレータ」を参照)にリダイレクトされる。ユーザはメニューから [Operator Information] オプションを選択する。
2. [Operator Information] ページの上部にある [State] フィールドには、値「Registered」が含まれている。つまり、登録要求が管理オペレータによって送信され、(COM ポータルで) 委員会によって受け入れられる。ユーザは、読み取り専用データとしてのみ、[Operator]、[Installations]、[Supporting documents] の要求を表示できる。使用可能なアクションは、[Start Request for change] のみである。

図 113 ユーザーが承認された登録リクエストを表示 - オペレーター情報

10.2.4.3.6. ユーザーが変更要求を送信する

1. 管理ユーザはシステムにアクセスし、(「O3CI ホームページ-登録オペレータ」を参照) にリダイレクトされ、メニューから [Operator Information] オプションを選択する。
2. [Operator Information] ページの上部にある [State] フィールドには、値「Registered」が含まれている。つまり、登録要求がシステムに送信され、Commission ユーザによって (COM ポータルで) 受け入れられる。管理ユーザはオペレータデータを変更する必要があるため、[Start Request for change] ボタンを選択する。

図 114 ユーザーが変更リクエストを送信:状態情報

3. フィールド「Type of request」には、「Request for change」という値が含まれている。「Start Request for change」ボタンは非表示になり、ページの上部にある「Close」、「Delete Request」、「Submit Request」の各ボタンがアクティブになる。

図 115 ユーザーが変更要求を送信:使用可能なアクション

4. [Operator Information] の [Installations] タブをクリックすると、インスタレーショ

ンのリストが表示される。

Operator **Installations** Supporting documents

Add installation

Installation ID ↓↑	Installation name (In Latin characters) ↓↑	Country of establishment ↓↑	City ↓↑	Actions
<input type="text"/>	<input type="text"/>	Select	<input type="text"/>	
CN.0000000000013001	Aluminium CN Extrusion	CN - China	Shenzen	
CN.0000000000013002	Cement CN Installation	CN - China	Shenzen	

Items per page: 20 ▾
Showing 1-2 of 2

Navigation: ⏪ ◀ 1 ▶ ⏩

図 116 ユーザーが変更要求を送信-インストールのリスト

5. ユーザはフィルタリングを使用できる。つまり、各列タイトルの下にあるフィールドボックスをクリックして、ユーザが検索する要素の単語の一部を入力する。システムは、インストールのリストで単語の一部を検索し、この検索条件を含むレコードを返す。ユーザは、「インストール名」で検索することにする。

Operator **Installations** Supporting documents

Add installation

Installation ID ↓↑	Installation name (In Latin characters) ↓↑	Country of establishment ↓↑	City ↓↑	Actions
<input type="text"/>	<input type="text" value="Alum"/>	Select	<input type="text"/>	
CN.0000000000013001	Aluminium CN Extrusion	CN - China	Shenzen	

Items per page: 20 ▾
Showing 1-1 of 1

Navigation: ⏪ ◀ 1 ▶ ⏩

図 117 ユーザーが変更要求を送信-インストールのリストをフィルタリング

6. ユーザがインストール ID のリンクをクリックすると、はインストールの詳細を表示できる（読み取り専用モード）。ユーザは、[戻る (Back)] オプションをクリックしてインストールリストに戻ることができる。

[< Back](#)

Installation ID
CN.000000000013001

Details History

GENERAL INFO

Installation ID * CN.000000000013001 1
 Installation Name * Aluminium CN Extrusion 234
In Latin characters
 Economic activity Aluminium

ADDRESS





Country of establishment CN - China
 Sub-division Sub-division_01 20
 City * Shenzen 28
 Street * Qiao Xiang Lu Rd 54
 Street additional line Guang Dong Sheng 54
 Street Number * 32 33
 Postcode * 518074 11
 P.O. Box * 4b 68
 UNLOCODE * CNWCH
 Latitude * 22.5455 10
 Longitude * 114.0683 9
 Type of coordinates * GPS

REPRESENTATIVE

Name * OP01-0001 Contact Name 48
 Phone number * +8612314566 24
 E-mail * OP01-0001@cbam.cn 239

図 118 ユーザーが変更リクエストを送信-インストールの詳細 (更新済み)

7. 管理者ユーザは、最初のインストールを削除し、変更要求を (COM ポータル経由で) 委員会に送信することを決定する。リストからインストールを削除するには、ユーザはインストールを選択し、[削除] アクションをクリックする。

Installation ID ↑↓	Installation name (In Latin characters) ↑↓	Country of establishment ↑↓	City ↑↓	Actions
<input type="text"/>	<input type="text"/>	Select	<input type="text"/>	
CN.0000000000013001	Aluminium CN Extrusion	CN - China	Shenzen	 
CN.0000000000013002	Cement CN Installation	CN - China	Shenzen	 

Items per page: 20 ▾
Showing 1-2 of 2

⏪ ⏩ 1 ⏪ ⏩

図 119 ユーザーが変更要求を送信-削除するインスタレーションを選択

8. システムは、確認ダイアログを表示して、管理ユーザーに、取り付けの削除を確認し、取り付けのデータおよび関連するエミッション情報記録が、申告の審査に必要な場合には、委員会および NCA に利用可能であることを通知するよう求める。

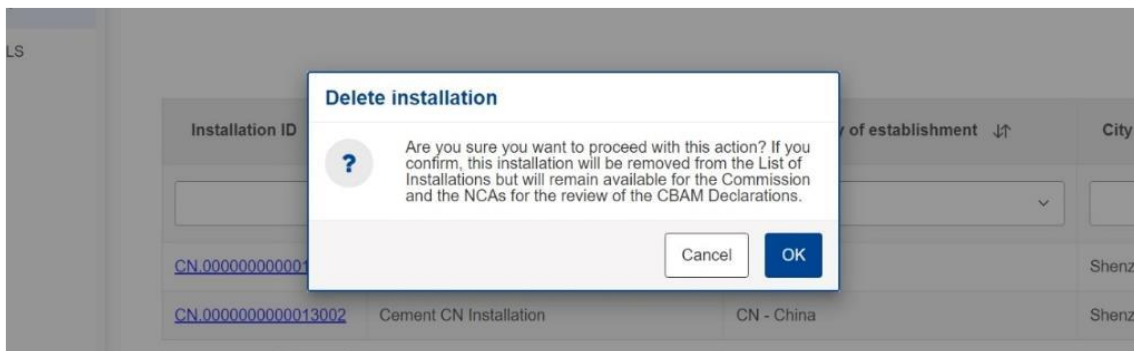


図 120 ユーザーが変更要求を送信-インスタレーションの確認を削除

9. 管理者ユーザーは、[OK] ボタンをクリックし、[Submit Request] ボタンをクリックして、変更要求を（COM ポータル経由で）委員会に送信する。システムは、COM ポータルへの変更要求の送信を続行するかどうかを確認するための関連テキストを含む確認ダイアログを表示する。

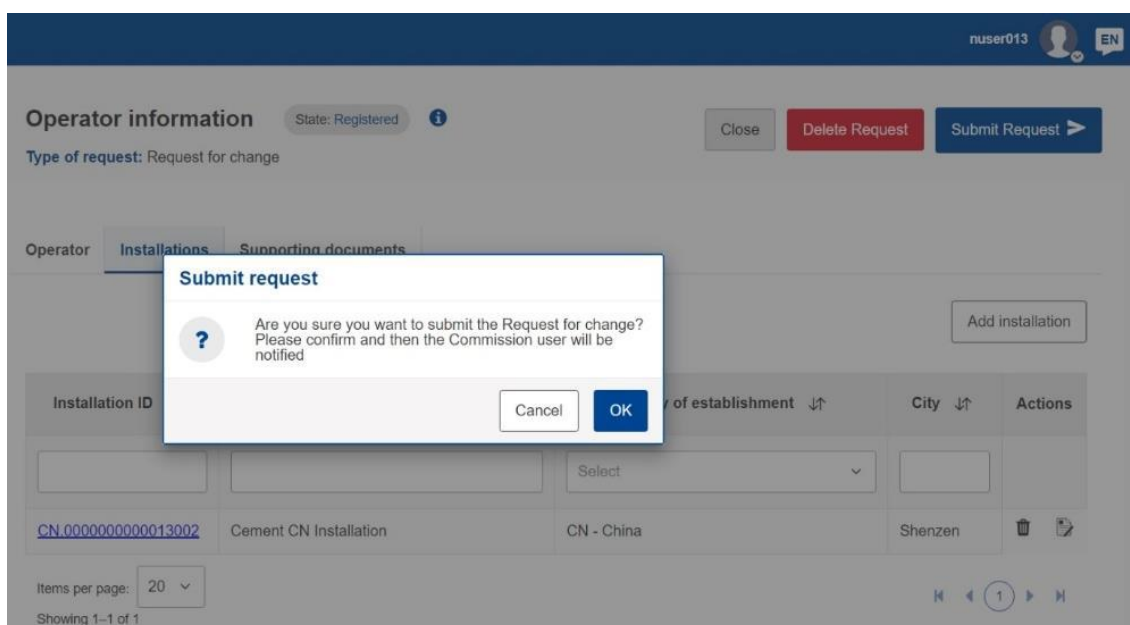


図 121 ユーザーが変更リクエストを送信-リクエストの送信確認

10. システムは、変更要求が（COM ポータル経由で）委員会に送信されたことを管理ユーザーに通知し、承認された最新のデータが表示される表示モードの【オペレーター情報】ページにユーザーをリダイレクトする。【オペレーター情報】ページの上部にある【状態】フィールドには、【更新が要求されました】という値が含まれている。

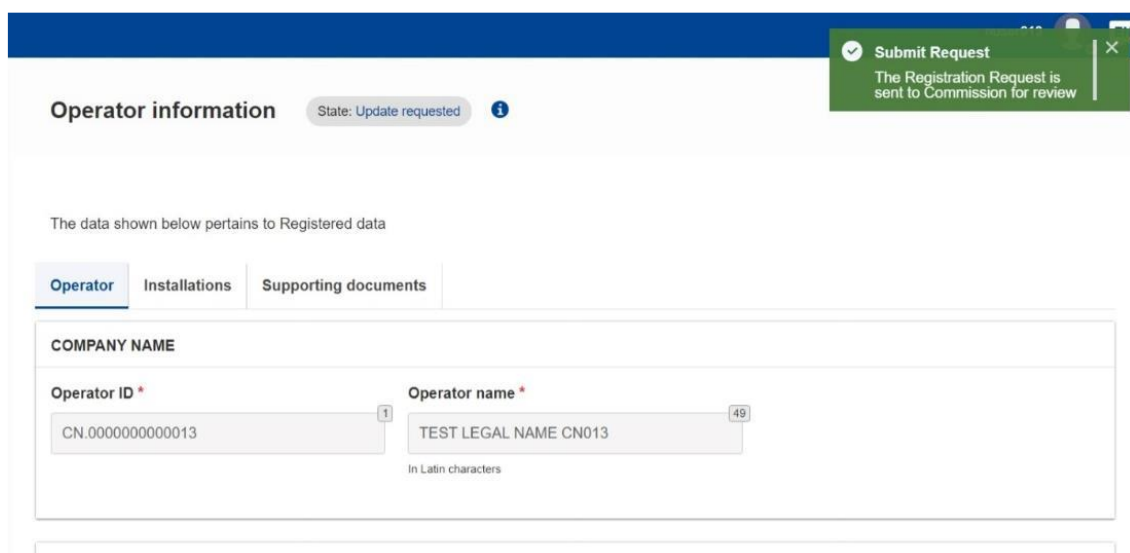


図 122 ユーザーが変更要求を送信-変更要求が送信される

- 10.2.4.3.7. ユーザーが拒否された変更要求を表示し、修正された変更要求を再送信す

る

1. ユーザがシステムにアクセスし、「図 30:O3CI ホームページ-登録オペレータ」を参照) にリダイレクトされる。ユーザは、要求が委員会によって拒否されたという通知を表示できる (COM ポータル);
2. ユーザが [表示] ボタンをクリックすると、拒否理由の詳細が表示される。

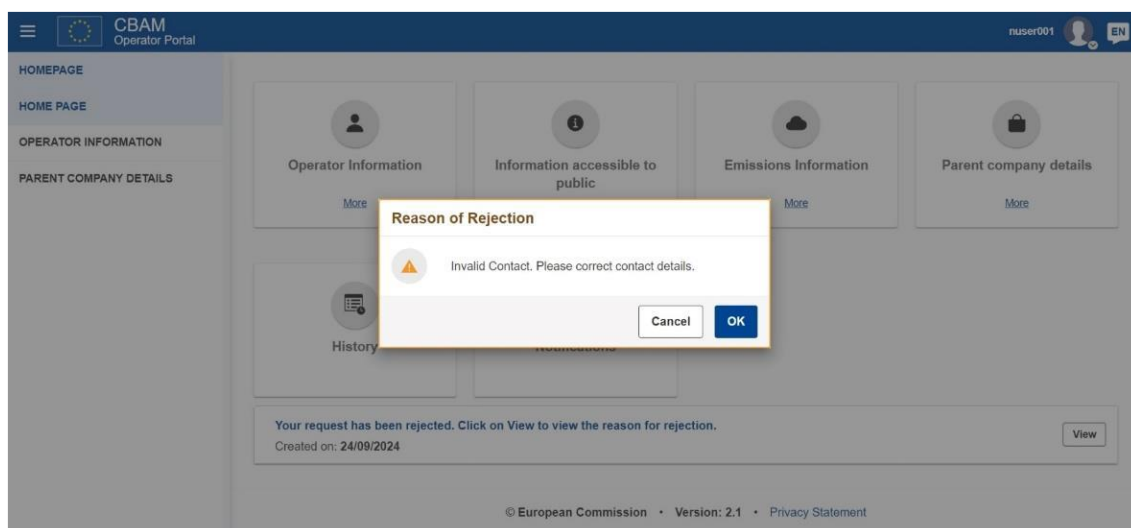


図 123 ユーザーが変更要求を修正して再送信する-拒否理由の詳細

3. ユーザはメニューから [Operator Information] オプションを選択する。
4. ページ上部の [State] フィールドには、値「Registered」が含まれている。つまり、変更要求がオペレータによって送信され、Commission (COM ポータル) によって拒否される。管理ユーザは、拒否された要求を [Operator]、[Installations]、[Supporting documents] で読み取り専用データとしてのみ表示できる。使用可能なアクションは [Edit Request for Change] である。

Operator information
State: Registered
i

Edit Request for Change

The data shown below pertains to Registered data

Operator

Installations

Supporting documents

COMPANY NAME

Operator ID *

Operator name *

In Latin characters

PARENT COMPANY DETAILS

Parent Company ID (ISIN)

Parent Company name

In Latin characters

Country code

CN - China
v

ADDRESS

Country code

CN - China
v

Sub-division

City *

Street

Street additional line

Street number

Postcode

P.O. Box

CONTACT DETAILS

Name *

In Latin characters

Phone number *

E-mail *

図 124 ユーザーが変更要求を修正して再送信:オペレータ情報

5. 管理ユーザーは、「変更リクエストの編集」オプションをクリックして、変更リクエストを修正して再送信する。「変更リクエストの編集」ボタンは非表示になり、ページ上部の「閉じる」、「リクエストの削除」、「リクエストの送信」ボタンがアクティブになる。システムによって「オペレータ情報」ページが表示され、編集モードで拒否された変更リクエストのデータが表示される。

単純ユーザーは、「変更リクエストの編集」オプションをクリックして、変更リクエス

トを修正して再送信する。「変更リクエストの編集」ボタンは非表示になり、ページ上部の「閉じる」ボタンがアクティブになる。

Operator information State: Registered ⓘ

Type of request: Request for change

Close Delete Request Submit Request >

Operator Installations Supporting documents

COMPANY NAME

Operator ID * 1 CN.0000000000013

Operator name * 49 TEST LEGAL NAME CN013
In Latin characters

ADDRESS

Country code CN - China 21 Sub-division CN Subdivision 28 City * Shanghai

Street 61 Market St Street additional line 38 Market St Street additional line Street number 34 1

Postcode 12 94107 P.O. Box 68 2a

図 125 管理ユーザーによる変更要求の修正と再送信: 「Operator」タブ

- 「Installations」タブをクリックし、インストール・リストから特定のインストールを「Edit」するように選択する。

Operator information State: Registered ⓘ

Type of request: Request for change

Close Delete Request Submit Request >

Operator **Installations** Supporting documents

Add installation

Installation ID ↓↑	Installation name (In Latin characters) ↓↑	Country of establishment ↓↑	City ↓↑	Actions
<input type="text"/>	<input type="text"/>	Select	<input type="text"/>	
CN.0000000000013003	GEOR	CN - China	GT	🗑️ 📄

Items per page: 20 ▾
Showing 1-1 of 1

⏪ ◀ 1 ▶ ⏩

図 126 ユーザーが変更要求を修正して再送信-インストール・リスト

7. ユーザは、修正されたデータでインストールの詳細を更新し、[Save Installation] (インストールの保存) をクリックできる。管理ユーザは更新を送信する。

The screenshot displays a web form for updating installation details, organized into three main sections:

- GENERAL INFO:** Includes fields for Installation ID (CN.0000000000013003), Installation Name (Cement CN Installation), and Economic activity (Cement).
- ADDRESS:** Includes fields for Country of establishment (CN - China), Sub-division (Sub-division_02), City (Shenzen), Street (Qiao Xiang Lu Rd), Street additional line (Guang Dong Sheng), Street Number (258), Postcode (518074), P.O. Box (4b), UNLOCODE (CNWCH), Latitude (22.5455), Longitude (114.0683), and Type of coordinates (GPS).
- REPRESENTATIVE:** Includes fields for Name (OP02-0002 Contact Name), Phone number (+861234561), and E-mail (OP02-0002@cbam.cn). There is also an "Add representative" button and a trash icon.

At the bottom of the form, there are two buttons: "Cancel" and "Save Installation". The "Save Installation" button is highlighted with a red border.

図 127 管理者ユーザーが変更要求を修正して再送信-インストールの詳細を更新

8. インストールが更新され、システムはユーザをインストールリストに戻す。管理ユーザは、[Submit Request] ボタンをクリックして、更新された登録要求を再送信できる。確認を求めるポップアップウィンドウが表示される。[OK] をクリックすると、登録要求が承認のために (COM ポータル経由で) 委員会に再送信される。オペレータの状態は「Update requested」になる。

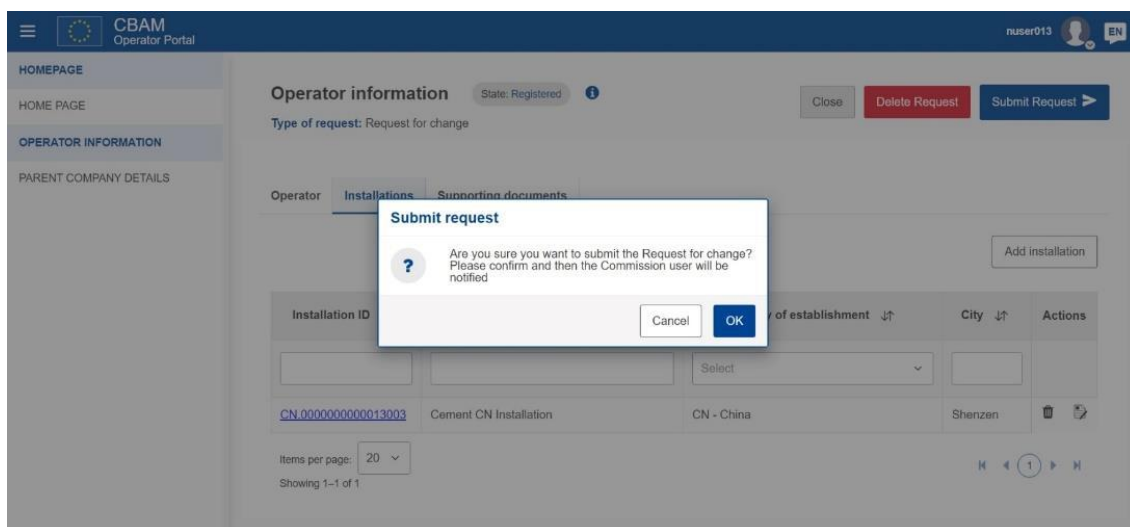


図 128 管理者ユーザーが変更要求を修正して再送信-要求の送信

10.2.4.3.8. ユーザがインストーションのリストを検索してエクスポートする

1. ユーザはシステムにアクセスし、「図 30:O3CI ホームページ-登録オペレータ」を参照) にリダイレクトされる。ユーザはメニューから [Operator Information] オプションを選択する。
2. [Operator Information] ページの上部にある [State] フィールドには、値「Registered」が含まれている。つまり、登録要求がオペレータによって送信され、Commission によって (COM ポータルで) 受け入れられている。オペレータユーザは、読み取り専用データとしてのみ、[Operator]、[Installations]、[Supporting documents] の要求を表示できる。管理ユーザが使用できるアクションは、無効になっている [Start Deregistration Request] と [Start Request for change] である。簡易ユーザが使用できるアクションは、[Close] である。

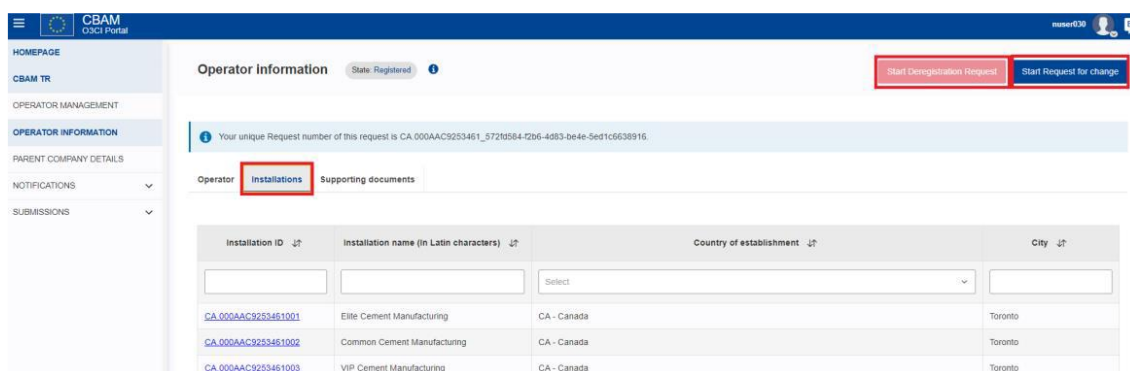


図 129 ユーザーがインストーションのリストを検索する

3. 管理者ユーザがエクスポートできるようにするには、インストーションリストに少なくとも 1つのレコードが必要である。管理者ユーザは [インストーションのエクスポート]

ート (Export Installations)] ボタンを選択する。ページの右上隅に情報テキストがポップアップ表示され、結果が正常にエクスポートされたことがユーザに通知される。

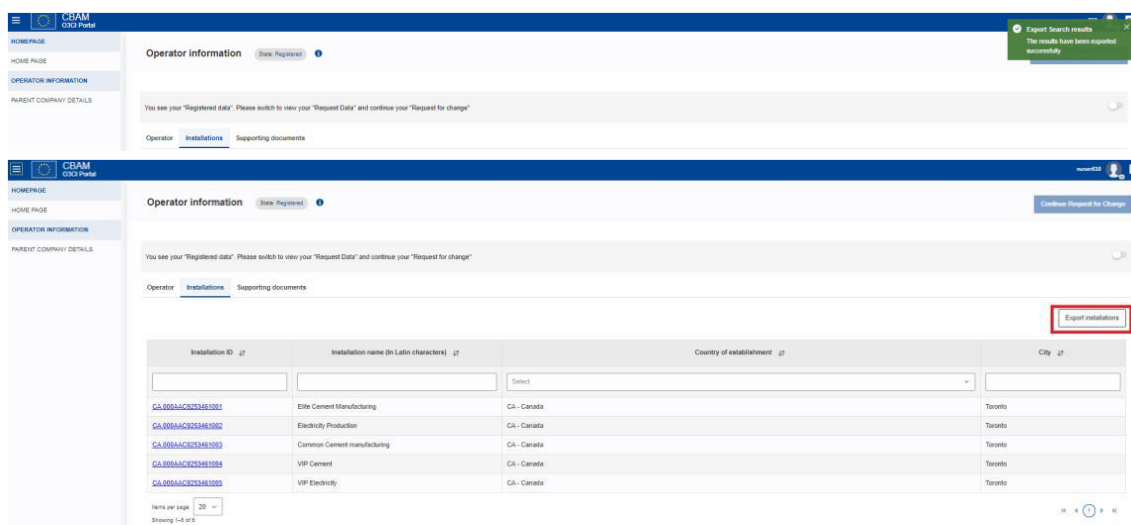


図 130 ユーザーがインストールのリストをエクスポートする

4. システムは、関連する列を含むインストールのリストを含む CSV ファイルを生成する。

ファイルは、パターン YYYY-MM-DD- [name of the page] .csv に従って名前が付けられる。

- ここで、YYYY-MM-DD は現在の日付である。
- [name of page] は、エクスポートされたリストのタイプ（この例では「インストール」）を示す。

ファイルは、ユーザのローカルワークステーションの「Downloads」フォルダにダウンロードされる。

10.2.4.4. 親会社の詳細

「親会社の詳細」項目には、Operator ユーザーロールがアクセスできる。

「親会社の詳細」オプションを使用して、オペレーターは ISIN、親会社名、国コードなどの「親会社」の詳細を提供できる。

左側のメニューまたはホームページのタイルから「親会社の詳細」をクリックすると、ユーザーは前述の情報を含むテーブルを表示できる。

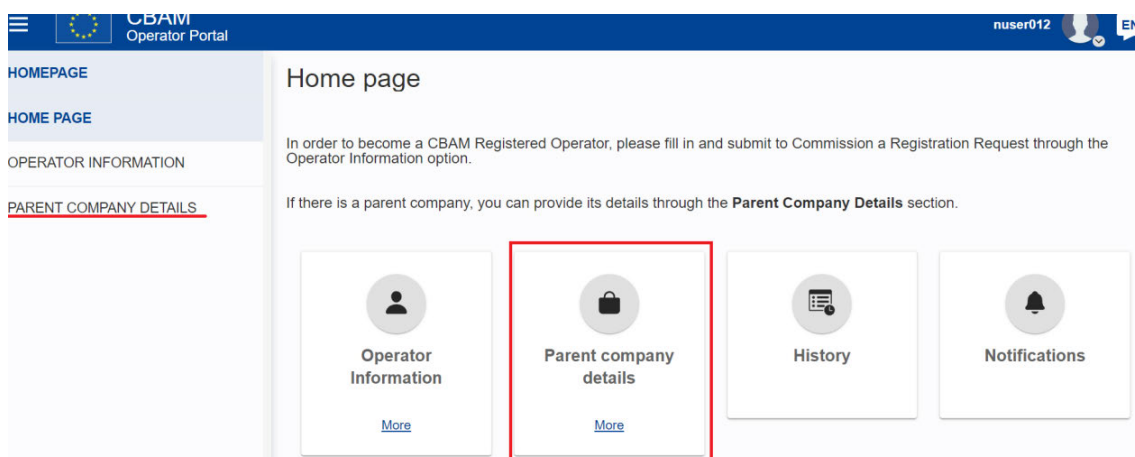


図 131 親会社の詳細オプション

使用可能なアクションは、[戻る]、[クリアして保存]、[保存] である。

図 132 親会社の詳細ページ

10.2.4.4.1. ユーザが親会社の詳細を追加/編集する

1. 親会社の詳細の更新は、オペレータの状態に関係なくユーザが実行でき、委員会の承認を必要としない。オペレータユーザはシステムにアクセスし、メインページで [親会社の詳細] オプションを選択する。ユーザは [親会社の詳細] にリダイレクトされ、[親会社 ID]、[親会社名]、および [国番号] の値を追加する。使用可能なアクションは、[戻る]、[消去して保存]、[保存] である。[戻る] を選択すると、ユーザはデータを保存せずに [ホームページ] にリダイレクトされる。[消去して保存] を選択すると、親会社の詳細が消去され、情報が空として保存される。[保存] を選択すると、入力データが検証されて保存される。ユーザが [親会社の詳細] ページのフィールドに無効な形式で入力すると、各フィールドの下にエラーメッセージが表示される。この場合、[保存] ボタンはグレー表示される。

Parent company details Back Clear & save Save

PARENT COMPANY DETAILS

Parent Company ID (ISIN) * 0 Parent Company name * 53 Country code *
 adhduienefou 21732383872732323 JE - Jersey
 Invalid code format Invalid code format

図 133 ユーザーが親会社の詳細を追加/編集

- 「親会社 ID (ISIN)」については、システムは特定の ISIN 番号が有効であることを確認できる必要がある(すなわち、特定のチェックデジタルアルゴリズムに従った正しいチェックデジットを持つ)。

ISIN の構造:

ISIN の構造は、次の 3 つのコンポーネントで構成される。

- 2 文字の国コード
- 9 文字の英数字セキュリティ識別子
- 1 つのチェックディジット。

PARENT COMPANY DETAILS

Parent Company ID (ISIN - International Securities Identification Number) * 0
 GR1234567897
 Invalid code format

図 134 ユーザーによる親会社の詳細の追加/編集-ISIN 番号構造の検証

- データが有効な場合、親会社の詳細が保存され、ユーザーはホームページにリダイレクトされ、親会社の詳細が正常に保存されたことを通知するメッセージが表示される。

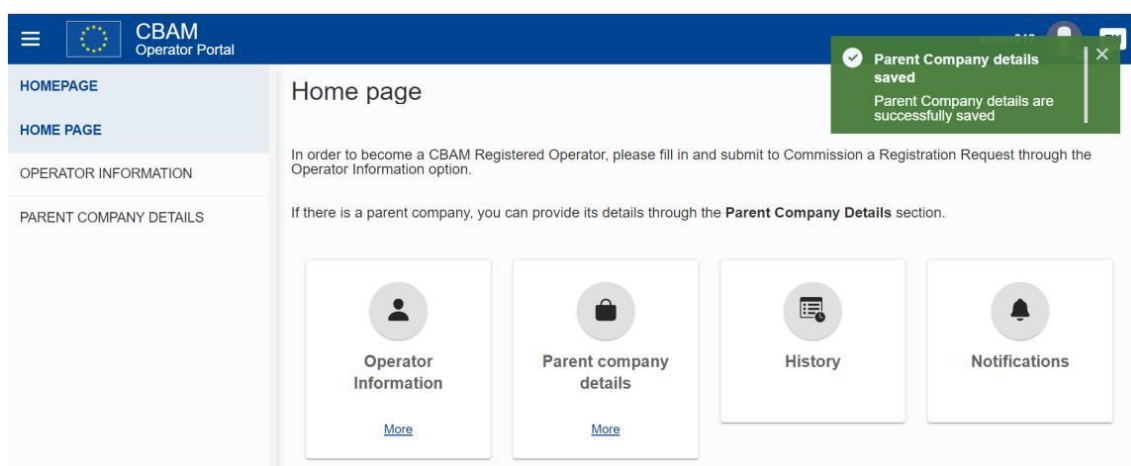


図 135 ユーザーによる親会社の詳細の追加/編集-変更の送信

Note:(「戻る」、「消去して保存」、「保存」)ページのすべてのアクションは、オペレータの状態に関係なく使用できる。

10.2.4.5. エミッション情報

「エミッション情報」項目には、O3CI ポータルでサポートされている両方のロール（「Operator Admin」ロールと「Operator User」ロール）がアクセスできる。どちらのロールにもエミッションデータを表示および検索する機能があるが、「Operator Admin」ロールにもエミッションデータを追加、編集、および削除する機能がある。

ホームページから「エミッション情報」オプションを使用すると、

- ユーザーは特定の設置年および生産年のエミッション情報を表示およびエクスポートできる。
- 管理者ユーザーは、特定の設置年および生産年のエミッション情報を追加/編集/削除できる。

エミッション情報の表示およびエクスポート

ユーザーが「ホームページ」から「エミッション情報」オプションをクリックすると、「エミッション情報のリスト」が表示される。リストは、「エミッション情報 ID」、「生産年」、「設置 ID」、「設置名」、「設置国」を含む表形式のビューに編成される。

使用可能なアクションは「エミッションのエクスポート」である。このオプションを選択すると、検索ページの種類に基づいて、関連する列を含む検索結果を含む CSV ファイルが生成される。

Emissions Information				Export emissions
Emissions Information ID	Production year	Installation name (In Latin characters)	Country of establishment	Actions
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Select	
2023CN.0000000000001002	2023	Aluminium Manufacturing Xian	CN - China	
2023CN.0000000000001001	2023	Main Plant	CN - China	

Items per page: 20
Showing 1-2 of 2

図 136 使用者が入手できるエミッション情報のリスト

排出情報の追加/編集/削除

管理者ユーザが「ホームページ」から「排出情報」オプションをクリックすると、「排出情報リスト」が表示される。リストは、「排出情報 ID」、「生産年」、「設置 ID」、「設置名」、「設置国」を含む表形式のビューで構成されている。

使用可能なアクションは、新しい排出情報レコードを追加するための「排出情報の追加」である。

各排出情報レコードについて、ユーザは「排出情報 ID」リンク、「編集」および「削除」アクションをクリックして、詳細のみを表示できる。

Emissions Information				Add Emissions Information	Export emissions
Emissions Information ID	Production year	Installation name (In Latin characters)	Country of establishment	Actions	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Select		
2023CN.0000000000001002	2023	Aluminium Manufacturing Xian	CN - China		
2023CN.0000000000001001	2023	Main Plant	CN - China		

Items per page: 20
Showing 1-2 of 2

図 137 管理者ユーザが利用できるエミッション情報のリスト

編集の表示を選択すると、システムはエミッション情報ページの内容を表示する。エミッション情報データグループには、エミッション情報 ID (システムによって自動的に入力される)、生産年が含まれる。

装置データグループには、装置の詳細、すなわち装置 ID、装置名、設置国が含まれる。

使用可能なアクションは、(データを保存せずに、ユーザを「排出情報リスト」にリダイレクトする。)、生産された製品を追加、キャンセル、およびエミッションを保存である。

[< Back](#)

Add Emission Information

Emissions Information

Production year *
2023

Installation

Installation ID *
CA.000AAC9253461001 - Elite Cement ...

Installation name
Elite Cement Manufacturing
In Latin characters

Country of establishment
CA - Canada

Goods produced [Add Good produced](#)

HS Code ↓↑	CN Code ↓↑	Description of goods ↓↑	Actions
No data			

Items per page: 20

[Cancel](#) [Save emission](#)

図 138 エミッション情報

「生産された商品を追加」ボタンをクリックすると、管理ユーザーは新しいページにリダイレクトされ、各「生産された商品」について、管理ユーザーは商品の詳細、「生産ルート」、ルートごとの「商品排出量」、および「排出認定パラメータ」を追加できる。

「生産された商品」データグループには、「生産された商品の品目番号」（システムによって割り当てられた自動生成値）、「統一システムの小見出しコード」、「結合された命名コード」、「商品の説明」が含まれる。排出情報ごとに、最大 50 (x50) 個の商品を含めることができる。

生産された各商品について、「生産ルート」データグループの下に最大 9 つの異なる生産方法を記述できる。これには、「結合された ID」（排出量の保存時にシステムによって割り

当てられた自動生成値)、「ルート ID」(コードリスト「生産方法」で指定)、「ルート名」、「特定の直接排出量」および「特定の間接排出量」が含まれる。

「排出認定パラメータ」データグループには、「パラメータ ID」(コードリスト「排出認定パラメータ」で指定)、「パラメータ名」、「説明」、「パラメータ値のタイプ」(コードリスト「パラメータ値のタイプ」で指定)、「パラメータ値」、「追加情報」が含まれる。

このフォームで使用可能なアクションは、「戻る」、「生産ルートの追加」、「削除」、「パラメーターの追加」、「追加」(原産国の炭素価格)、「キャンセル」、および「追加」である。

< Back

Production year: 2023 Installation ID: CA.000AAC9253461001 Installation name: Elite Cement Manufacturing

Good Produced

Good produced item number * 1 HS Code * Enter the HS Code CN Code * Enter the CN Code

Description of goods * Enter the Description of goods

Production routes

Production Route Add Production Route

#1 Delete

Combined ID ⓘ Route ID * Enter the Route ID Route name * Enter the Route name

Good emissions

Specific direct emissions * Enter the Specific direct emissions t CO2/t goods Specific indirect emissions * Enter the Specific indirect emissions t CO2/t goods

Emissions qualifying parameters Add parameter

Carbon price in the country of origin Add

Cancel Add

図 139 エミッション認定パラメータ

「原産国の炭素価格」にある「追加」アクションをクリックすると、炭素価格に関連する値を追加できる。

- 「炭素価格の形式」(炭素価格の形式を定義するコードリスト値の 1 つを含む;例:炭素税;炭素税;炭素料金;など);

- 「炭素価格に関する法的行為の説明と表示;得られる可能性のあるリベートまたは他の形式の補償のために」;
- 「実効炭素価格」(物品の生産 t 当たりまたは MWh 当たり);
- 「通貨」(各国通貨のコードリスト値の 1 つを含む);
- 「炭素価格が支払われる国コード」(各国のコードリスト値の 1 つを含む);

次に、炭素価格情報の対象となる内包排出量:

- 炭素価格の対象となる内包排出量 tCO₂/t of goods または per MWh;
- リベートまたはその他の形式の補償の対象となる内包排出量 tCO₂/t of goods または per MWh;
- 追加情報。

The screenshot shows a web form titled "Carbon price in the country of origin". It contains several input fields and dropdown menus. The "Form of carbon price" is set to "03 - Carbon fee". The "Description and indication of legal act for the carbon price, and for possible rebate or other form of compensation obtained" is "Legal document of Canada". The "Effective carbon price due (per produced t of goods or per MWh)" is "8". The "Currency" is "CAD - Canadian Dollar". The "Exchange rate" is "CAD - 0.730194", the "Amount (EURO)" is "5", and the "Country code where carbon price is due" is "CA - Canada". There are two fields for "Embedded emissions covered by the carbon price" (3.2 t CO₂/MWh) and "Embedded emissions covered by rebate or any other form of compensation" (1.2 t CO₂/MWh). An "Additional information" field is also present.

図 140 原産国の炭素価格

次の段落では、特定のケースで O3CI ポータルでの排出情報 UI がどのように使用されるかについて説明する。

- 管理ユーザが排出情報を追加する;

- ユーザが排出情報を検索してエクスポートする;
- 管理ユーザが排出情報を編集する;
- 管理ユーザが排出情報を削除する。

10.2.4.5.1. 管理者ユーザがエミッション情報を追加する

前述のように、管理者ユーザのみがエミッション情報を追加できる。したがって、次の手順は管理者ユーザにのみ適用される。

1. 管理ユーザがシステムにアクセスすると、「ホームページ」（「O3CI ホームページ-登録オペレータ」を参照）にリダイレクトされる。
2. 管理ユーザがメニューから「排出量情報」オプションを選択すると、「排出量情報のリスト」が表示される。管理ユーザが「排出量情報の追加」ボタンをクリックすると、「排出量情報の追加」ページが表示される。



図 141 管理者ユーザーによるエミッション情報の追加:List of Emissions

3. 管理ユーザーは、排出情報の詳細を入力する(エミッション情報のデータ構造については、「CBAM-UCS-Use Cases-Operators of Third Countries Installation [R01]、4.1 CBAM O3CI Data elements」を参照のこと。)。管理ユーザーは、排出情報を入力し、それを設置とリンクさせます（輸送オペレーターの承認済み設置のリストに含まれている）。次に、管理ユーザーは、HS コード、CN コード、および商品の説明を追加するために「生産された商品を追加」をクリックする。

Emissions Information

Production year *

Installation

Installation ID *

Installation name
 230
In Latin characters

Country of establishment

Goods produced Add Good produced

HS Code ↓↑	CN Code ↓↑	Description of goods ↓↑	Actions
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
No data			

Items per page:

⏪ ⏩

図 142 ユーザーがエミッション情報を追加-良好な生産

4. 生産された製品ごとに、管理者ユーザーは「製品排出量」と「排出量認定パラメータ」を含む「生産ルート」の詳細を追加する。「特定直接排出量」と「特定間接排出量」のフィールドには、合計で最大 16 桁の数字を含めることができる。小数点以下は最大 7 桁である(n..16、7)。どちらのフィールドの測定単位も、製品単位あたりの CO2 トンである。

図 143 管理ユーザーが排出情報を追加-生産ルート

5. 「商品排出量」と「排出量認定パラメータ」を含む「生産ルート」の詳細を入力した後、管理ユーザーは「原産国の炭素価格」データグループにある「追加」ボタンをクリックして炭素価格の詳細を入力することができる。

図 144 管理ユーザーがエミッション情報を追加する-エミッション認定パラメータ

6. 最後に、ページの下部にある「追加」ボタンをクリックすることで、管理者ユーザーは排出量情報を保存することができる。
7. ユーザーは「排出量情報の追加」ページにリダイレクトされ、商品が商品リストに追加されたこと、およびプロセスを完了するには「排出量の保存」オプションを選択する必要があることが通知される。

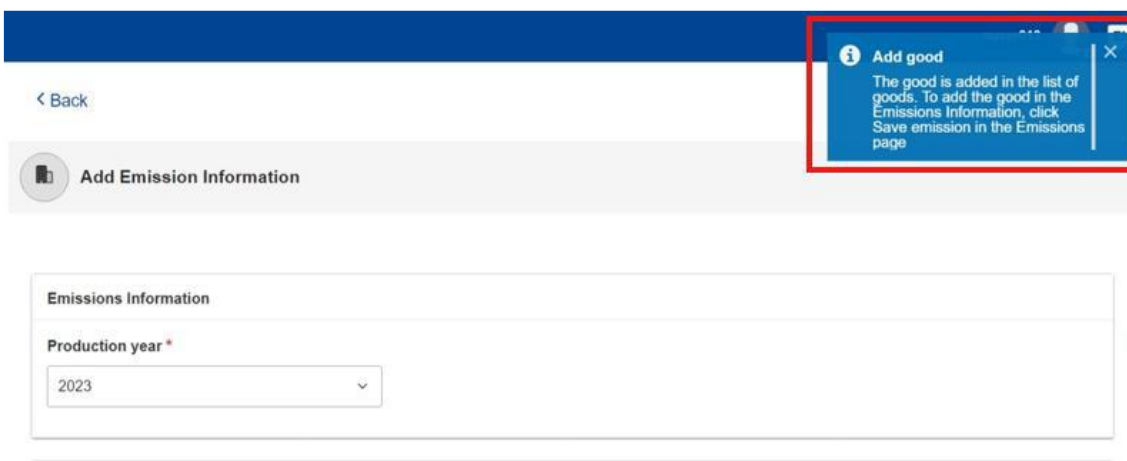


図 145 管理者ユーザーが排出情報を追加-確認が正常に作成されました

8. ユーザは、1つ以上の商品を追加し、「排出量を保存」ボタンをクリックすることができる。システムは、入力データを検証し、有効であれば、新しい排出量情報レコードに排出量情報 ID を提供し、生産ルートにある複合 ID を提供し、新しい排出量情報レコードを特定の選択された装置にリンクし、排出量情報レコードを保存し、最後にユーザを「排出量情報の一覧」ページにリダイレクトする。

Emissions Information

Production year *
2023



Installation

Installation ID *
CN.0000000000013002 - Cement CN Ins...
CN.0000000000013002 - Cement CN Ins...
In Latin characters

Installation name
Cement CN Installation
234

Country of establishment
CN - China

Goods produced Add Good produced

HS Code ↓↑	CN Code ↓↑	Description of goods ↓↑	Actions
252321	00	White Portland cement, whether or not artificially coloured	 

Items per page: 20
Showing 1-1 of 1



Cancel Save emission

図 146 管理ユーザーがエミッション情報を追加する-エミッション認定パラメータ

9. エミッション情報が正常に保存されたことが管理者ユーザに通知される。

CBAM Operator Portal

Emissions Information

Emissions Information ID ↓↑	Production year ↓↑	Installation ID ↓↑	Installation name ↓↑	Country of establishment ↓↑	Actions
2023CN.0000000000013002	2023	CN.0000000000013002	Cement CN Installation	CN - China	 

Items per page: 20
Showing 1-1 of 1




図 147 管理ユーザーがエミッション情報を追加-エミッションの保存確認

10.2.4.5.2. ユーザによる排出量情報の検索とエクスポート

1. ユーザはシステムにアクセスし、ホームページにリダイレクトされる(「図 30:O3CI ホームページ-登録オペレータ」を参照);

2. ユーザはメニューから「排出量情報」オプションを選択し、「排出量情報一覧」を見ることが出来る。ユーザは「排出量のエクスポート」オプションを選択する。

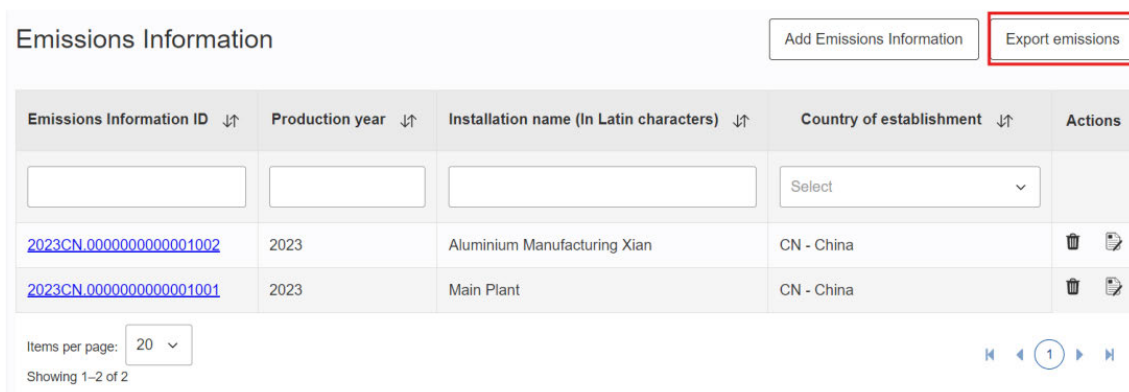


図 148 ユーザーがエミッション情報をエクスポート-エミッションのリスト

3. 結果が正常にエクスポートされたことを通知する情報テキストがページの右上隅にポップアップ表示される。

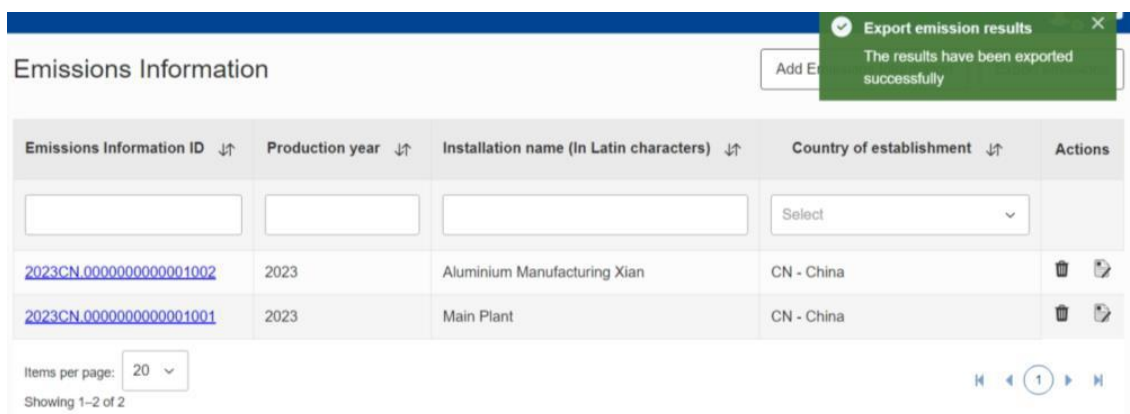


図 149 ユーザーによるエミッション情報のエクスポート-エクスポートの確認

4. システムは、関連する列を含むインスタレーションのリストを含む CSV ファイルを生成する。ファイルは、パターン YYYY-MM-DD- [name of the page] .csv に従って名前が付けられます。
 - a. ここで、YYYY-MM-DD は現在の日付である。
 - b. [name of page] は、エクスポートされたリストのタイプ（この例では排出量）を示す。

ファイルは、ユーザのローカルワークステーションの [Downloads] フォルダにダウン

ロードされる。

10.2.4.5.3. 管理者ユーザによる排出量情報の編集

前述のとおり、排出量情報を編集できるのは管理者ユーザのみである。したがって、次の手順は管理者ユーザにのみ適用される。

1. 管理者ユーザがシステムにアクセスし、(「O3CI ホームページ-登録オペレータ」を参照)にリダイレクトされる。
2. 管理者ユーザは、メニューから [排出量情報] オプションを選択し、[排出量情報の一覧] を表示できる。管理者ユーザは、一覧から排出量情報レコードを選択し、[編集] ボタンをクリックする。

Emissions Information ID	Production year	Installation name (In Latin characters)	Country of establishment	Actions
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Select	
2023CA.000AAC9253461001	2023	Elite Cement Manufacturing	CA - Canada	
2023CA.000AAC9253461002	2023	Common Cement Manufacturing	CA - Canada	
2023CA.000AAC9253461003	2023	VIP Cement Manufacturing	CA - Canada	

図 150 管理者ユーザーによるエミッション情報の検索、表示、編集-エミッションのリスト

3. システムは、排出量情報の内容を編集モードで表示す。管理ユーザーは、排出量情報に含まれる商品のリストから商品を選択し、「編集」ボタンをクリックする。

< Back

Emissions Information ID
2023CA.000AAC9253461001

Emissions Information

Production year *
2023


Installation

Installation ID *
CA.000AAC9253461001 - Elite Cement Manufacturing

Installation name
Elite Cement Manufacturing
In Latin characters

Country of establishment
CA - Canada

Goods produced Add Good produced

HS Code	CN Code	Description of goods	Actions
250700	80	Other kaolinic clays	

Items per page: 20

図 151 ユーザーによる排出量情報の検索、表示、編集-生産された商品の編集

- 管理ユーザーは、次の商品/生産ルートデータの一部またはすべてを変更し、ページの下部にある「保存」ボタンをクリックする。

Good Produced

Good produced item number * HS Code * CN Code *

Description of goods *

Production routes

Production Route Delete Add Production Route

#1 Cement

Combined ID ⓘ Route ID * Route name *

Good emissions

Specific direct emissions * Specific indirect emissions *

Emissions qualifying parameters Add parameter

1.	Parameter ID *	Parameter name *	Description	Type of parameter value *	
	<input type="text" value="QPD02 - Clinker fa..."/>	<input type="text" value="Clinker factor"/>	<input type="text" value="Mass ratio of tonnes c..."/>	<input type="text" value="Percentage"/>	<input type="text" value=""/>
	Parameter value *	Additional information			
	<input type="text" value="10"/>	<input type="text" value="Enter the Additional information"/>			

Cancel Save

図 152 ユーザによるエミッション情報の検索、表示および編集-エミッション認定パラメータ

- 管理ユーザーが「保存」ボタンをクリックすると、「エミッション情報」ページにリダイレクトされ、品質が更新され、ユーザーがすべての変更を保存するには「エミッションの保存」オプションを選択する必要があることが通知される。

← Back

Emissions Information ID
2023CA.000AAC9253461001

Save good
The good is updated in the list of goods. To save the changes of the good in the Emissions Information, click "Save emission" in the Emissions page.

Emissions Information

Production year *
2023

Installation

Installation ID *
CA.000AAC9253461001 - Elite Cement Manufacturing

Installation name
Elite Cement Manufacturing
In Latin characters

Country of establishment
CA - Canada

Goods produced Add Good produced

HS Code	CN Code	Description of goods	Actions
250700	80	Other kaolinc clays	

Items per page: 20

Cancel **Save emission**

図 153 ユーザによるエミッション情報の検索、表示、編集-良好な確認

6. 管理ユーザーが「排出量の保存」ボタンをクリックすると、システムは入力データを検証する。有効な場合、システムは排出量情報レコードの内容を更新し、通知し、ユーザーを「排出量情報の一覧」ページにリダイレクトする。

Emissions Information Add Emission

Emission saved
Emission saved successfully

Emissions Information ID	Production year	Installation name (In Latin characters)	Country of establishment	Actions
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Select	
2023CA.000AAC9253461001	2023	Elite Cement Manufacturing	CA - Canada	
2023CA.000AAC9253461002	2023	Common Cement Manufacturing	CA - Canada	
2023CA.000AAC9253461003	2023	VIP Cement Manufacturing	CA - Canada	

Items per page: 20
Showing 1-3 of 3

図 154 管理ユーザーによるエミッション情報の検索、表示、編集-エミッションの保存確認

10.2.4.5.4. 管理者ユーザによるエミッション情報の削除

前述のとおり、管理者ユーザのみがエミッション情報を削除できる。したがって、次の手順は管理者ユーザにのみ適用される。

1. 管理者ユーザがシステムにアクセスすると、「O3CI ホームページ-登録オペレータ」を参照)にリダイレクトされる。
2. 管理者ユーザは、メニューから「排出量情報」を選択すると、「排出量情報一覧」が表示される。管理者ユーザは、一覧から排出量情報レコードを選択し、「削除」ボタンをクリックする。

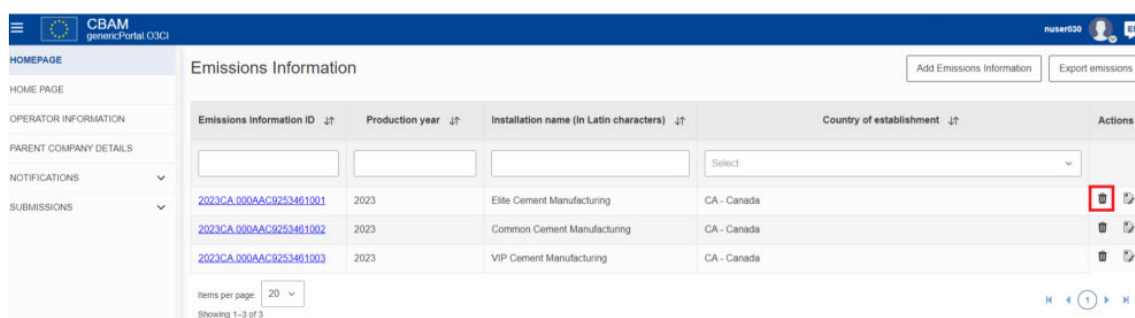


図 155 管理者ユーザーによる排出情報の削除-排出リスト

3. 選択したエミッション情報レコードの削除を確認するための確認ダイアログが表示される。

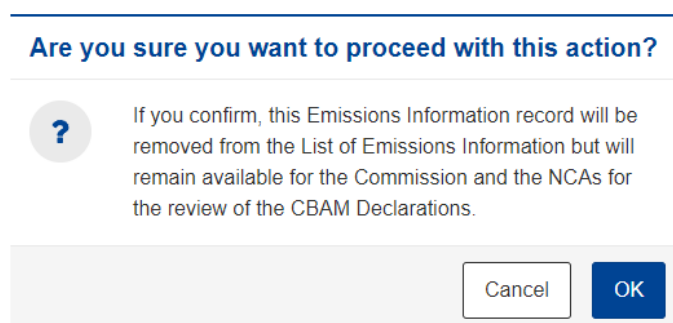


図 156 ユーザーが排出情報を削除-削除要求

4. 管理者ユーザは、確認ダイアログの「OK」をクリックする。システムは、「排出情報一覧」から排出情報レコードを削除し、管理者ユーザを「排出情報一覧」にリダイレクトする。

10.2.4.6. パブリックにアクセス可能な情報

「パブリックにアクセス可能な情報」ページは、Operator ユーザロールで使用できる。

「パブリックにアクセス可能な情報」オプションを使用して、オペレータはパブリックに表示するデータを変更できる。この情報は、オペレータの名前、住所、オペレータの連絡先の詳細、インストールの名前、およびインストールの場所に関連している。

デフォルトでは、オペレータとインストールに関する情報がパブリックに利用可能になっていることに注意する（デフォルトでは、すべてのチェックがアクティブになっている）。情報は、定期的に（少なくとも毎月）CBAM Europa.eu の Web サイトに公開される。オペレータが一部のデータをパブリックに共有したくない場合は、4.6.1 章の手順に従うこと。

使用可能なアクションは、[戻る] と [変更を保存] である（選択内容を変更すると有効になる）。オペレータが [戻る] ボタンをクリックすると、変更は保存されず、ユーザは [ホーム] ページに移動する。

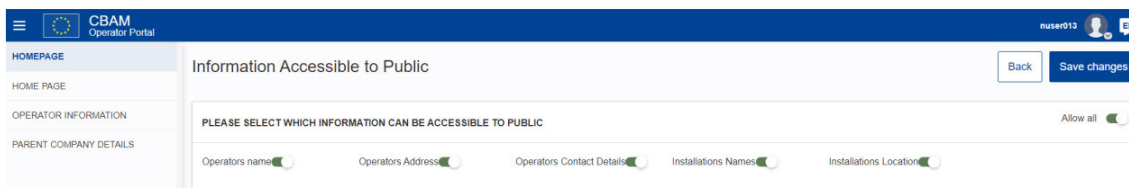


図 157 公衆がアクセス可能な情報

10.2.4.6.1. ユーザが公衆にアクセス可能な情報を選択する

1. 登録オペレータは、「ホーム」ページに移動し、「公衆にアクセス可能な情報」オプションが表示されて有効になっているので、それをクリックする。システムは、有効または無効にできる次のトグルボタンを含む「公衆にアクセス可能な情報」ページを表示する。デフォルトの状態は、すべてが有効である。ユーザが次の 5 つのトグルスイッチの 1 つでも無効にすると、「すべてを許可」トグルスイッチも無効になる。

「すべてを許可」スイッチを選択すると、他の 5 つのスイッチがすべて同時に有効になる。または、他の 5 つのスイッチがすべて有効になっている場合にのみ有効になる。

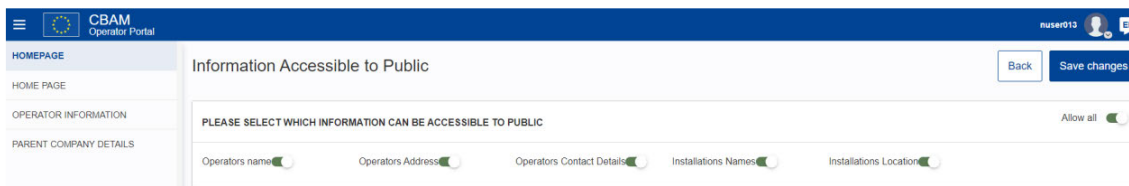


図 158 ユーザーは一般にアクセス可能な情報を選択する。

2. ユーザーは適切な選択を行い、[変更の保存] ボタンをクリックする。システムは、関連するテキストを含む確認ダイアログを表示し、選択内容の保存を続行するかどうかをユーザーに確認する。

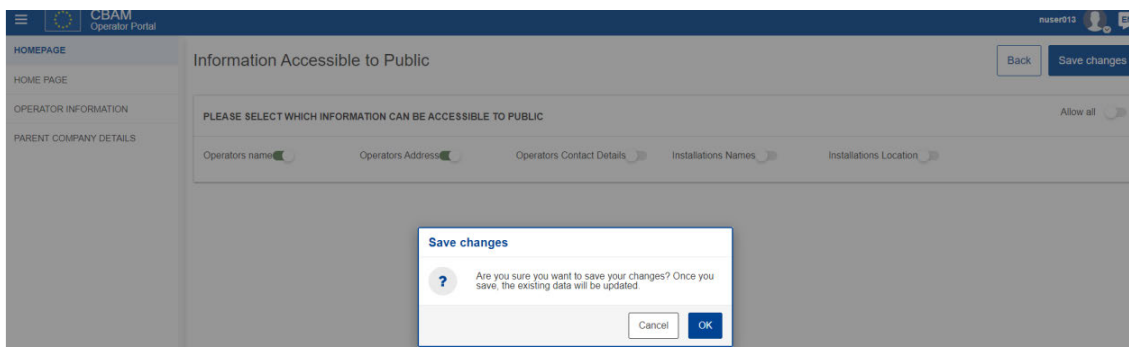


図 159 一般にアクセス可能な情報をユーザーが選択-変更を保存

3. オペレータが確認ダイアログの「OK」オプションをクリックすると、システムは変更を保存し、選択されたオプションが保存されたことをユーザに通知し、情報の公開を制御するシステムに通知を送信して、それに応じて適応させ、「ホーム」ページを表示する。

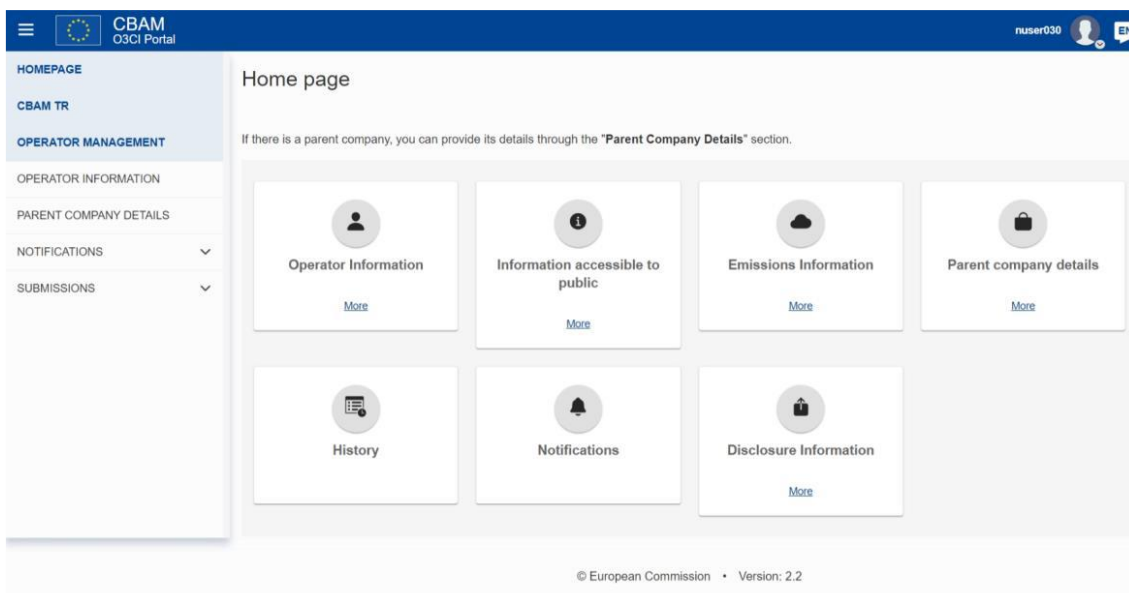


図 160 一般公開されている情報をユーザーが選択-確認の保存

4. パブリックにアクセスできる必要がある情報が変更され、委員会からの確認（COM ポータル経由）は必要ない。ユーザーがパブリックに利用できるように選択した関連情報

は、COM ポータルでエクスポートできる。

10.2.4.7. 開示情報

事業者、設置および排出データを EU からの輸入申告者と共有するために、第三国事業者は、情報の開示先となる申告者の EORI 番号を挿入する必要がある。EORI 番号は、Economic Operators Registration and Identification (EORI) 番号を指し、EU 内で税関関連活動に従事する企業および個人に割り当てられる一意の識別子である。EU の税関当局と取引する輸入者および輸出者が国境を越えた取引を行うために必要である。EORI 番号は、すべての経済事業者に一貫した EU 全体の識別番号を提供することで、税関処理と追跡を簡素化する。

「開示情報」ページは、Operator ユーザーロールで使用できる。

「開示情報」オプションを使用すると、事業者は、開示された施設および開示された施設に属する排出量に関する開示情報を申告者に提出できる。

次の点を明確にすることが重要である。

- 開示されたすべての施設について、開示された施設に属する排出量情報データも開示される；
- 排出量認定パラメータは申告者に開示されない；
- 少なくとも 1 つの施設が開示対象として選択されなければならない。

ホームページから「開示情報」オプションをクリックすると、以下のオプションが表示される。

- 「開示情報の追加」；
- 「開示情報の表示」。

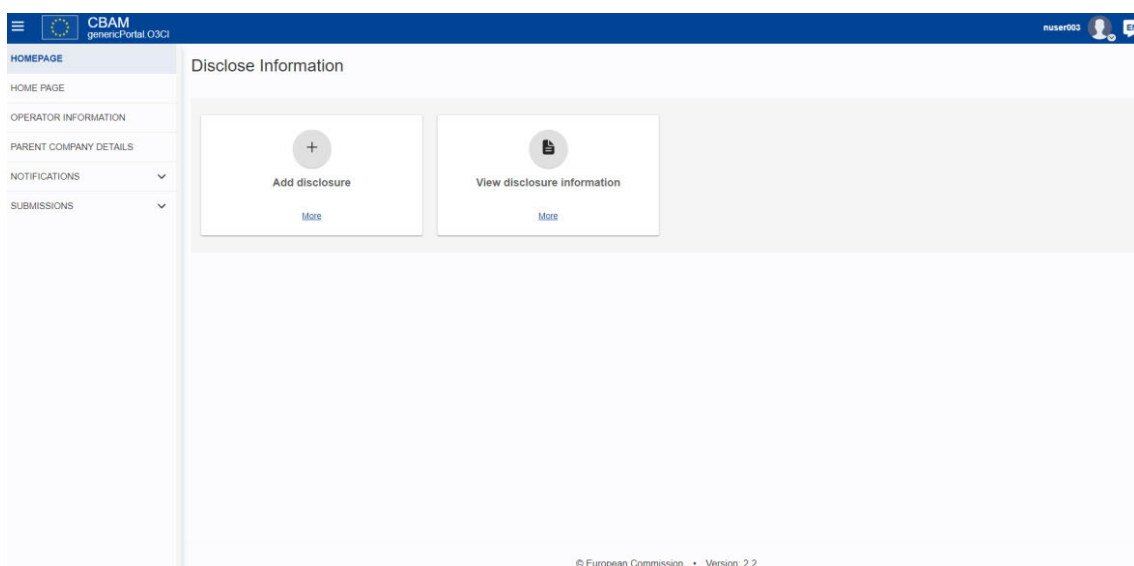


図 161 開示情報

10.2.4.7.1. ユーザーが開示情報を追加する

1. 管理者ユーザーが「開示の追加」オプションを選択すると、「申告者への情報開示」ページにリダイレクトされる。ページの上部に、「開示の状態」が表示される。フィールド「状態」の初期値は「新規」である。この状態は、申告者への情報開示のプロセスがまだ開始されていないことを示す。現在の機能に基づいて、ユーザーが申告者に開示を送信することを選択した場合、状態は「送信済み」になることもある。また、ユーザーが変更を実行して保存したが、開示をまだ送信していない場合は、「新しい変更が未送信」になることもある。

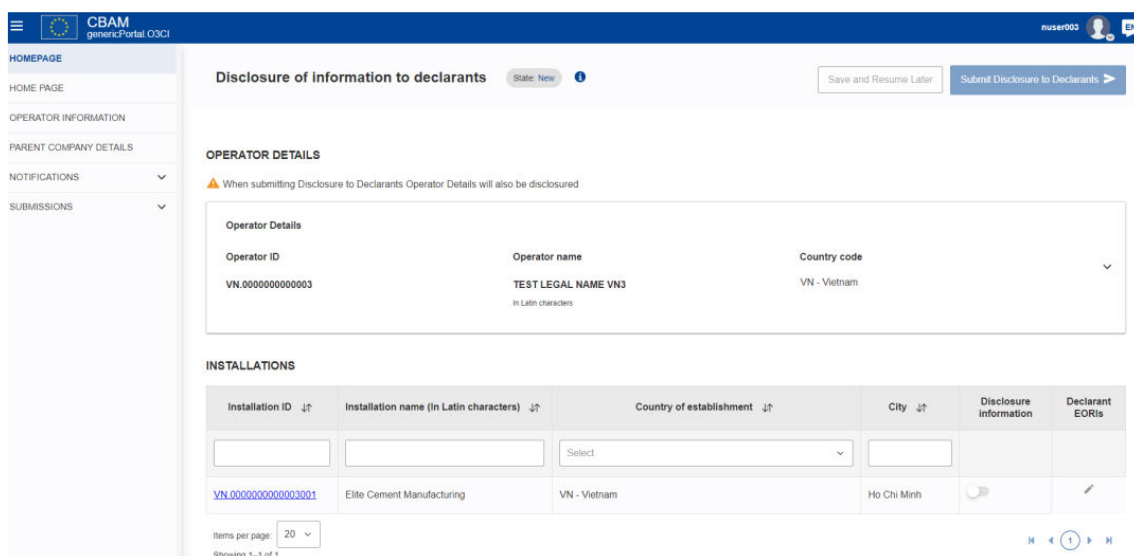


図 162 開示情報の追加-開示状況

2. ユーザーはインストールを選択し、「Disclose Information」トグルボタンを有効にして、インストールを開示済みとしてマークし、「Declarants EORIs」列の「Edit」ボタンを有効にする。

INSTALLATIONS

Installation ID	Installation name (in Latin characters)	Country of establishment	City	Disclosure information	Declarant EORIs
<input type="text"/>	<input type="text"/>	Select	<input type="text"/>		
VN.00000000000003001	Elite Cement Manufacturing	VN - Vietnam	Ho Chi Minh	<input checked="" type="checkbox"/>	

図 163 「開示情報の追加」 - 「有効化」 トグルボタン

3. ユーザーは、選択したインストールの「Declarants EORIs」列の「Edit」ボタンをクリックし、「Select Declarants for Disclosure」ページを開く。

図 164 開示情報の追加: 「Select Declarants for Disclosure」 ページにアクセスする。

4. ユーザーは、他の EORI が存在しない場合は「EORI#1」フィールドをクリックし、他の EORI が存在する場合は「Add EORI」ボタンをクリックして、オペレータ詳細、特定の設置場所の詳細、および関連する排出情報レコードを開示する申告者の EORI を入力する。このステップは、すべての関連する EORI を追加するために繰り返すことができる (最大 999)。ユーザーは「Save and Close」ボタンをクリックする。選択した設置場所に EORI が追加されていない場合、システムはこれらの設置場所 ID の「Disclosure Information」トグルボタンを無効にする。

Save and close

図 165 開示情報の追加-選択したデクラナの保存

5. 保存すると、ユーザーは「宣言者への情報開示」ページにリダイレクトされ、選択したインストールが表示され、「EORI の編集」ボタンが有効になる。情報テキストは、EORI が正常に追加されたことをユーザーに通知し、状態が「新しい変更は送信されていない」に変わる。

ページの右上隅には、次の 2 つの使用可能なオプションがある。

「保存して後で再開」:開示データ (状態は同じままである)。

「Submit disclosure to Declarants」:このオプションは、開示されたデータを検証する。システムはデータを準備し、CBAM 移行レジストリの Declarants Portal に送信する。

Installation ID	Installation name (in Latin characters)	Country of establishment	City	Disclosure information	Declarant EORIs
CA.000AAC9253461001	Elite Cement Manufacturing	CA - Canada	Toronto	<input type="checkbox"/>	

図 166 開示情報の追加:EORI の追加

6. ユーザーが [Submit Disclosure to Declarants] をクリックすると、システムによって開示されたデータが検証され、CBAM 移行レジストリの Declarants Portal に送信される。情報テキストは、開示情報が正常に送信されたことを示す。[State] が [Submitted] に変わる。

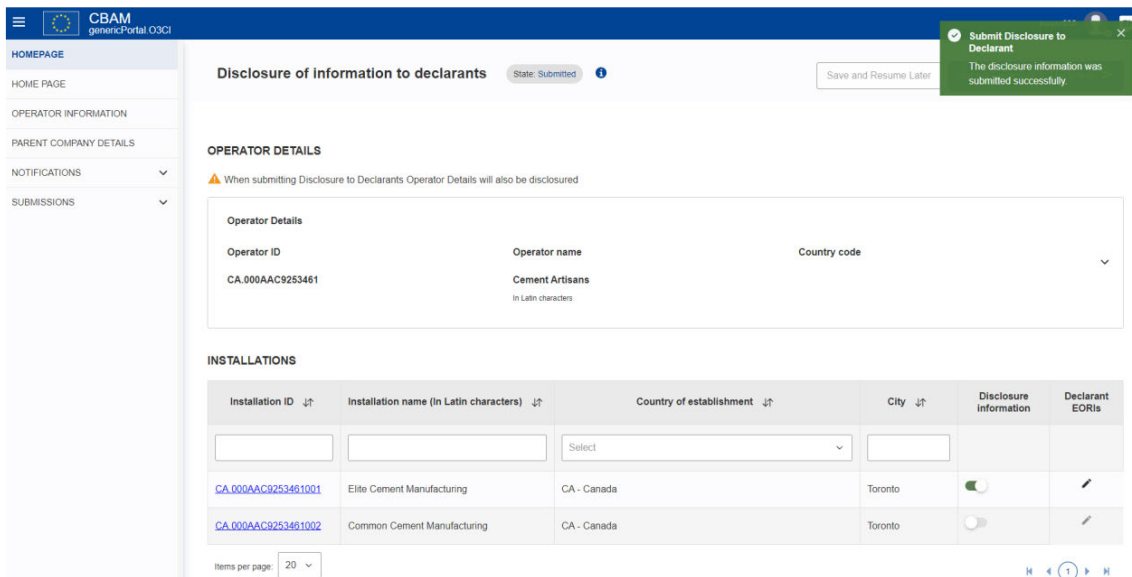


図 167 開示情報の追加・申告者への開示の発行

10.2.4.7.2. ユーザが開示情報を編集する

1. 管理ユーザが [開示の編集 (Edit Disclosure)] オプションを選択すると、[申告者への情報開示 (Disclosure of Information to Declarants)] ページにリダイレクトされる。前のセクション (4.7.1) でユーザが申告者への開示を正常に送信したため、ページの上部にある [開示の状態 (State of Disclosure)] は [送信済み (Submitted)]。
2. 管理者ユーザーは、いずれかのインスタレーションのトグルボタンを有効にし、[編集] オプションをクリックする。

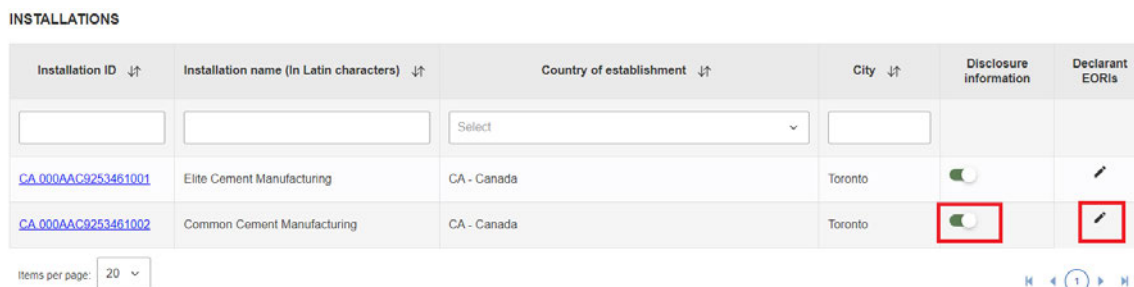


図 168 開示情報の編集・開示すインスタレーションの選択

3. Admin user 新しい EORI を入力し、[Save and Close] ボタンを選択する。



図 169 開示情報の編集-新しい EORI の追加

4. 管理者ユーザーは、「Disclosure of Information to Declarants」ページにリダイレクトされ、ページの右上隅にある「Save and Resume Later」オプションを選択する。

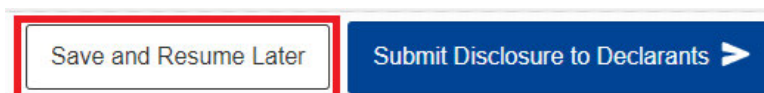


図 170 開示情報の編集-保存して後で再開

5. インスタレーションおよび対応する EORI は「新規変更未提出」(未提出) 状態になり、「EORI が正常に追加されました」という情報テキストがユーザに通知される。



図 171 開示情報の編集-EORI 追加の確認

6. ここで、管理者ユーザは以前に挿入したインスタレーションを削除することにする。「Disclosure」ボタンをクリックして、以前に選択したインスタレーションの選択を解除する。
システムは、ユーザが選択解除を続行するかどうかを尋ねる確認ダイアログを表示する。また、このアクションを続行すると、関連付けられているすべての EORI が削除されることも通知する。

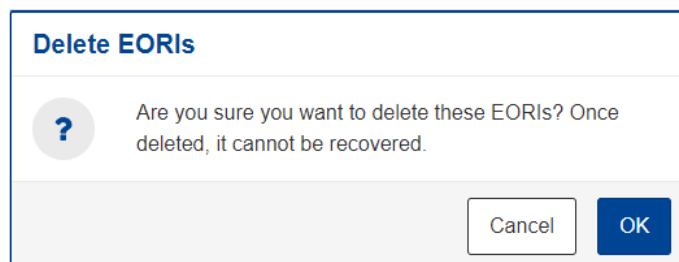


図 172 開示情報の編集-EORI の削除

7. 管理者ユーザは確認ダイアログで [OK] を選択する。情報テキストが表示され、開示情報が正常に削除されたことが通知される。

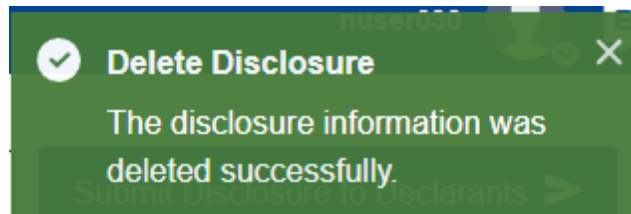


図 173 開示情報の編集-開示削除の確認

8. ページの右上隅で、管理者ユーザーは「Submit Disclosure to Declarants」オプションを選択する。

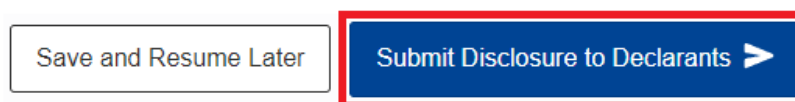


図 174 開示情報の編集-開示の発行

9. システムは、開示されたデータを検証する。検証エラーが発生しない場合、システムはデータのセットを準備し、CBAM 移行レジストリの宣言者ポータルに転送する。開示情報が正常に送信されたことをユーザーに通知する情報テキストが表示され、状態が"送信済み"に変わる。

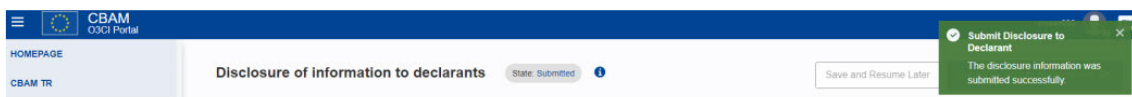


図 175 開示情報の編集-提出の確認

10.2.4.7.3. 利用者による開示情報の閲覧

1. 「開示情報」ページで「開示情報の表示」を選択すると、「開示情報の表示」ページにリダイレクトされる。このページに表示されるデータは、委員会が承認した最新のものである。リスト内のインスタレーションの「インスタレーション ID」リンクをクリックすると、ビューモードで「インスタレーションの開示情報の表示」ページにリダイレクトされる。ユーザーは開示情報を確認できる。

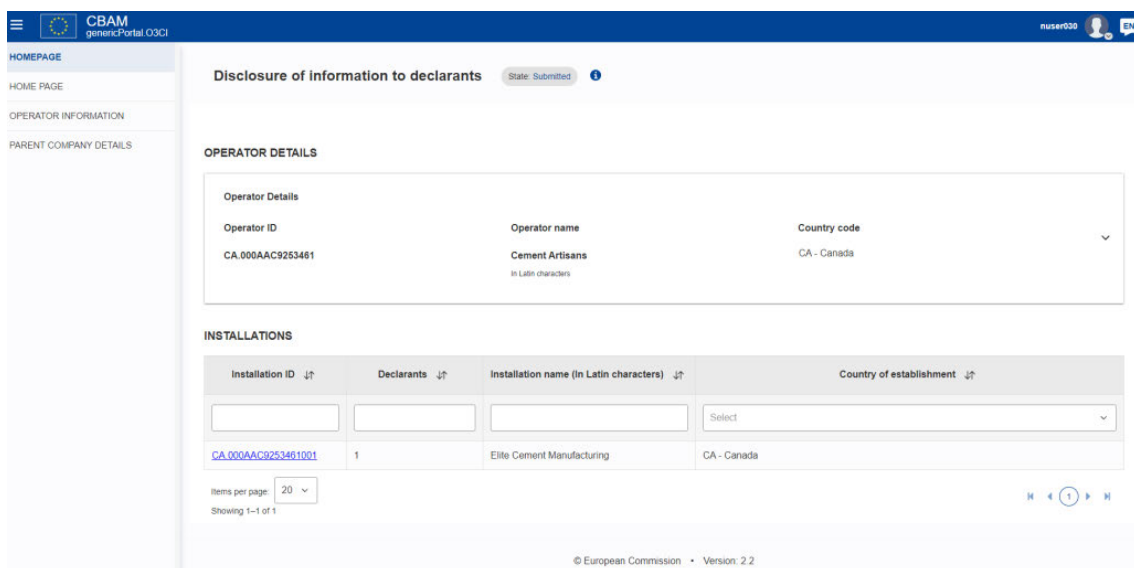


図 176 開示情報の表示-インスタレーションの選択

2. ユーザがリスト内のインスタレーションの「Installation ID」リンクをクリックすると、表示モードの「View Installation Disclosure」ページにリダイレクトされる。ユーザは開示情報を確認できる。

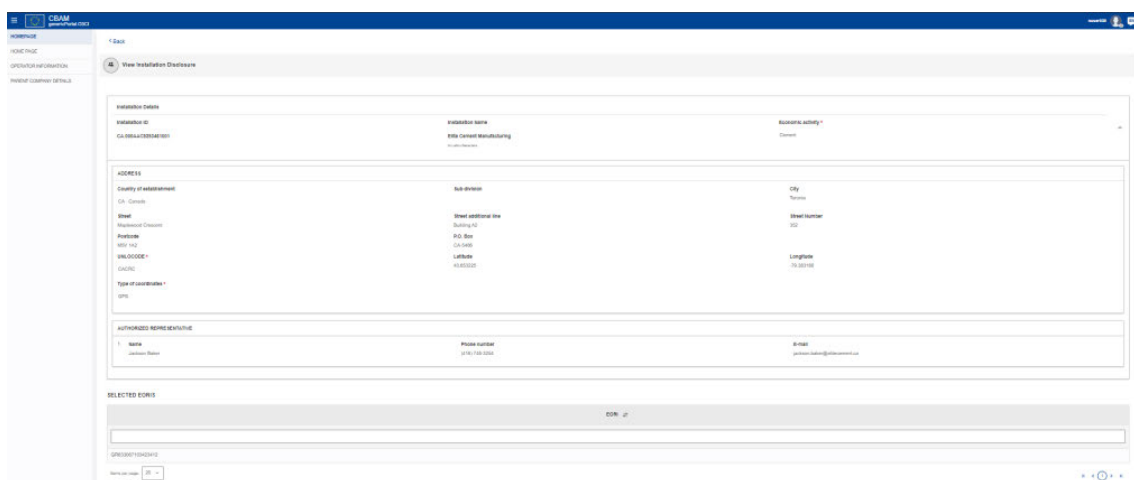


図 177 開示情報の表示-インスタレーションに関する開示情報の表示

3. ユーザーは、ページの左上隅にある「戻る」ボタンをクリックして、「開示情報の表示」ページに戻る。そこから、ホームページに戻る事ができる。

10.2.5. 付録

10.2.5.1. CBAM O3CI データ要素

このセクションでは、O3CI 画面に表示されるデータ要素の包括的な概要について説明する。

また、対応するプロパティとビジネスルールも示す。xlsx ファイルには、このドキュメントの関連するセクションで詳しく説明されているように、オペレーターおよびエミッション情報が含まれている。

11. 国内ねじ・ボルト等メーカーの CBAM 対応企業の実態把握アンケート集計結果

11.1. アンケートの実施概要

11.1.1. 目的

CBAM は既に移行期間が始まっているが、2024 年 10 月時点で、国内でどの程度の企業が CBAM 対応を行う必要があるか不明である。本アンケートを通じて、日本企業における CBAM の影響範囲と対応の必要性を明確にすることを目的とする。

11.1.2. 調査概要

本アンケートの開始時点での調査概要は表 36 のとおりである。

表 36 アンケート調査概要

項目	実施概要
調査対象	<ul style="list-style-type: none">● CBAM の申告者となるはずの欧州に拠点を有し、製品を輸出入している完成品メーカーや商社● CBAM の報告者となる欧州に輸出している完成品・商社と取引しているメーカー● CBAM の報告者となるメーカーと取引しているサプライヤー
調査主要項目	<ul style="list-style-type: none">● CBAM 対応の有無● 令和 5 年度「ねじ・ボルト等における EU-CBAM 用算定ガイドライン」の活用の有無、利用者の場合は改訂への意見● CBAM の影響範囲● その他
実施方法	<ul style="list-style-type: none">● ウェブアンケート調査を想定● ウェブアンケートの URL リンクを業界団体に依頼し、経済産業省の調査として回答に協力依頼を行う。
目標回答数	<ul style="list-style-type: none">● 300 社回答

11.1.3. 調査対象

本調査では、業界団体経由で CBAM 対応の必要のある企業に調査への協力を依頼することを想定している。実際に調査協力依頼を行ったのは、ねじ・ボルト関連のメーカーおよび商社に関する業界団体だけでなく、高炉・電炉・線材等の川上側、自動車・産業機械・電機工業会等の川下側の業界団体にも協力を依頼した。

- 一般社団法人 日本ねじ工業協会
- 東部ファスナー協同組合
- 関東鋳螺釘工業協同組合
- 関西ねじ協同組合
- 兵庫県鋳螺釘工業協同組合
- 東京鋳螺協同組合
- 神奈川県鋳螺協同組合
- 愛知鋳螺商協同組合
- 大阪鋳螺卸商協同組合
- 一般社団法人 日本自動車工業会
- 一般社団法人 日本自動車部品工業会
- 一般社団法人 日本産業機械工業会
- 一般社団法人 日本電機工業会
- 一般社団法人 日本医療機器産業連合会
- 一般社団法人 日本鉄鋼連盟
- 線材製品協会
- 普通鋼電炉工業会
- 一般社団法人 特殊鋼倶楽部
- ステンレス協会
- 一般社団法人 日本ばね工業会
- 一般社団法人 日本工作機械工業会
- 一般社団法人 日本貿易会

11.1.4. 調査票

以下が、本アンケート調査で用いた調査票である。

ねじ・ボルト等のEUにおける炭素国境調整措置（CBAM）に関する 対応状況等調査（アンケート調査）への御協力をお願い

経済産業省産業機械課

日頃より経済産業行政に関するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省では、EUが域内で生産される鉄鋼製品やアルミニウム製品、水素、肥料、セメント、電力等におけるCO2排出抑制のための炭素課金に伴う炭素リーケージを抑制する目的で関税措置として実施する「炭素国境調整措置（CBAM）」に対応するべく、国内ねじ・ボルト等メーカーのCBAM対応状況について調査し、当該業界の競争力維持のための検討を行っております。

今般、昨年度策定した算定ガイドラインを見直すことに加え、CBAMで求められている実データ報告に伴う関係者の範囲や、その影響について把握するためのインターネットアンケート調査を企画しております。

既に、株式会社野村総合研究所（外注先として、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社、株式会社ウエイストボックス、DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社）に対して委託調査を依頼し、調査を実施する予定です。

貴団体・貴社におかれましては、貴団体所属企業や貴社当該部署に調査に関する情報を共有いただき、所属企業・当該部署がCBAMへ対応するための課題や影響等の情報について、調査にご回答いただくようお願いいたします。

大変ご多忙のことと存じますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

このアンケートに 47 の質問があります。

PRIVACY POLICY 個人情報の取り扱いについて

【個人情報の取扱いについて】

社名：株式会社野村総合研究所

弊社およびNRIグループの個人情報の取り扱いの詳細については、[こちら](#)をご確認ください。

1. 事業者の氏名、または名称

個人情報取扱事業者：株式会社野村総合研究所

2. 個人情報保護管理者

株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業開発部 担当 植村哲士（うえむらてつじ）

Email: meti-cbam@nri.co.jp

3. 個人情報の利用目的

当社が令和6年度脱炭素推進国際会議実施・調査事業炭素国境調整措置における国内ねじ・ボルト等メーカーの影響範囲等調査、以下、本事業）にてお預かりする個人情報は、以下の目的のために利用いたします。

- ・ 「ねじ・ボルト等におけるEU-CBAM用算定ガイドライン（令和6年2月）」の更新とユーザビリティ向上のための検討
- ・ 国内ねじ・ボルト等メーカーのCBAM対応企業の実態把握
- ・ 国内ねじ・ボルト等メーカーを主対象とした説明会の実施と業界自走化に向けた関連業界とのネットワーク構築
- ・ ねじ・ボルト等を中心とした企業間ネットワーク等の構築

4. 個人情報の第三者への提供

お預かりした情報や、各サービスのご利用者の情報については、サービスのご提供その他のご要望への対応に必要な範囲で、別途ご同意いただいたうえで第三者へ提供することがあります。

この他にも、ご本人の同意がある場合には第三者に提供することがあります。

また、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号により提供する場合（法令に基づく場合など）には、第三者に提供することがあります。

なお、個人情報を取り扱う業務の全てまたは一部を外部に委託することがあります。委託する場合は、十分な個人情報保護の体制を備えている委託先を選定し、機密保持の契約を締結いたします。

5. 第三者に提供する目的

個人情報を第三者への提供する目的は、以下のとおりです。

経済産業省は、政策立案および出席者の所属企業・情報の広がり把握するため。（※今後の経済産業省の実施する調査等で当該情報を利用する場合があります。）

6. 提供する個人情報の項目

会社名、役職、氏名、メール、電話番号等項目を提供いたします。

7. 提供の手段又は方法

出力したエクセルファイルをクリプト便等セキュアな方法で連携いたします。

*

以下からひとつだけ選んでください。

- 個人情報の取り扱いに同意します。

本アンケートで提供いただいた個人情報につきましては、経済産業省およびパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社、株式会社ウェストボックス、DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社と共有いたします。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 上記、個人情報の取り扱いにも同意します。

回答者に関して、以下の設問にご回答ください。

御社名（正式名称でご記載ください）

右記URL参照の上、御社名・法人番号・本社所在地をご入力下さい。 <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> *

ここに回答を記入してください：

法人番号（13桁でご入力ください）*

ここに回答を記入してください：

•

本社住所*

ここに回答を記入してください：

ご回答担当者の部署*

ここに回答を記入してください：

ご回答担当者の役職*

以下からひとつだけ選んでください。

- 担当者
- 係長（主査）
- 課長（マネージャー）
- 部長（次長）
- 部門長（事業部長）
- 経営者・役員

ご回答担当者のお名前（姓） *

ここに回答を記入してください：

ご回答担当者のお名前（名） *

ここに回答を記入してください：

ご連絡先 電話番号（ハイフンなし半角数字でご入力ください） *

ここに回答を記入してください：

ご連絡先 E-mailアドレス（半角英数字でご入力ください） *

ここに回答を記入してください：

貴社について、該当するものをすべてご回答ください。（複数選択可） *

あてはまるものを全て選んでください。

- 製造業 鉄鋼業
- 製造業 非鉄金属製造業
- 製造業 金属製品製造業
- 製造業 は人用機械器具製造業
- 製造業 生産用機械器具製造業
- 製造業 業務用機械器具製造業
- 製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 製造業 電気機械器具製造業
- 製造業 情報通信機械器具製造業
- 製造業 輸送用機械器具製造業
- 製造業 その他の製造業
- 卸売業・小売業 各種商品卸売業
- 卸売業・小売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- 卸売業・小売業 機械器具卸売業
- 卸売業・小売業 その他の卸売業
- 卸売業・小売業 各種商品小売業
- 卸売業・小売業 機械器具小売業
- 卸売業・小売業 その他の小売業
- 卸売業・小売業 無店舗小売業
- 上記以外

『上記以外』と回答された場合は、具体的にご記載ください。

ここに回答を記入してください：

貴社の所属する工業会について、該当するものをすべてご回答ください。（複数選択可） *

あてはまるものを全て選んでください。

- 一般社団法人 日本ねじ工業協会
- 東部ファスナー協同組合
- 関東紙螺釘工業協同組合
- 関西ねじ協同組合

- 兵庫県紙鋼釘工業協同組合
- 東京紙鋼協同組合
- 神奈川県紙鋼協同組合
- 愛知県紙鋼協同組合
- 大阪紙鋼卸商協同組合
- 一般社団法人 日本自動車工業会
- 一般社団法人 日本自動車部品工業会
- 一般社団法人 日本産業機械工業会
- 一般社団法人 日本電機工業会
- 一般社団法人 日本医療機器産業連合会
- 一般社団法人 日本鉄鋼連盟
- 線材製品協会
- 普通鋼電炉工業会
- 一般社団法人 特殊鋼倶楽部
- ステンレス協会
- 一般社団法人 日本ばね工業会
- 一般社団法人 日本工作機械工業会
- 一般社団法人 日本貿易会
- その他

『その他』と回答された場合は、具体的にご記載ください。

ここに回答を記入してください：

貴社および貴社の欧州法人等の欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）における排出量報告での役割について、該当するものをすべてご回答ください。（複数回答可）*

あてはまるものを全て選んでください。

- 申告者（Declarant）※EU域外からCBAM対象製品を輸入するEU域内の事業者で、認可CBAM申告者（認可申告者）として認可を受けている事業者
- 報告者（Reporter）※EU域外からCBAM対象製品を輸入する事業者（または通関代理人）
- 貿易商社（ねじ・ボルト等を輸出する商社）
- 鉄鋼製品/アルミ製品の国内一次商社（高炉・電炉と直接取引）
- 鉄鋼製品/アルミ製品の国内二次商社（ねじ・ボルト等の製品の卸売等）
- 完成品メーカー
- ねじ・ボルト等鉄鋼/アルミ二次製品メーカー
- ねじ・ボルト等鉄鋼/アルミ二次製品メーカーの熱処理/表面処理等の加工外注先
- 伸線・板材等の鉄鋼/アルミ二次製品メーカー向け原材料供給メーカー
- 高炉・電炉等の鉄鋼/アルミ一次製品メーカー
- その他

『その他』と回答された場合は、具体的に役割をご記載ください。

ここに回答を記入してください：

欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）の対応状況

Q1 欧州炭素国境調整措置、CBAM（シーバム）などの言葉について聞かれたことはありますか？

以下のどちらかの選択肢からご回答ください。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 聞いたことがある
- 聞いたことがない

申告者/報告者向け設問

Q2 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）の対象製品についてご回答ください。（複数回答可）

あてはまるものを全て選んでください。

- 新規生産用
- 補修品
- その他
- 申告者/報告者に該当しない

Q2で『その他』と回答された場合に、対象製品について以下に記入ください。

ここに回答を記入してください：

Q3 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）の対象製品の統合製品カテゴリ（Aggregated goods category）を回答ください。

以下の選択肢のなかで該当する統合製品カテゴリからご回答ください。（複数回答可）

あてはまるものを全て選んでください。

- アルミニウム 未加工アルミニウム（Unwrought aluminium）
- アルミニウム アルミニウム製品（Aluminium products）
- 鉄および鉄鋼 粗鋼（Crude steel）
- 鉄および鉄鋼 直接還元鉄（Direct Reduced Iron：DRI）
- 鉄および鉄鋼 フェロクロム（Ferro Chrome：FeCr）
- 鉄および鉄鋼 フェロマンガン（Ferromanganese：FeMn）
- 鉄および鉄鋼 フェロニッケル（Ferro-nickel：FeNi）
- 鉄および鉄鋼 鉄及び鉄鋼製品（Iron or steel products）
- 鉄および鉄鋼 鉄鉄（Pig iron）
- 鉄および鉄鋼 焼結鉱（Sintered ore）
- セメント 焼成粘土（Calcined clay）
- セメント セメントクリンカー（Cement clinker）
- セメント アルミナセメント（Aluminous cement）
- セメント セメント（Cement）
- 水素 水素（Hydrogen）
- 肥料 硝酸（Nitric acid）
- 肥料 アンモニア（Ammonia）
- 肥料 混合肥料（Mixed fertilisers）
- 該当しない

Q4 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）について、2023年10月から移行期間が始まっており、これまで複数回の報告が行われています。

これまでの報告の実施状況についてご回答ください。各回でプルダウンから選択してください。

2024年1月31日の報告実施状況について回答ください。

以下からひとつだけ選んでください。

- デフォルト値のみで回答
- デフォルト値と自社実績値の混合で回答
- デフォルト値とサプライチェーン実績値の混合で回答
- 自社実績値のみ回答
- サプライチェーン実績値で回答

2024年4月30日の報告実施状況について回答ください。

以下からひとつだけ選んでください。

- デフォルト値のみで回答
- デフォルト値と自社実績値の混合で回答
- デフォルト値とサプライチェーン実績値の混合で回答
- 自社実績値のみ回答
- サプライチェーン実績値で回答

2024年7月31日の報告実施状況について回答ください。

以下からひとつだけ選んでください。

- デフォルト値のみで回答
- デフォルト値と自社実績値の混合で回答
- デフォルト値とサプライチェーン実績値の混合で回答
- 自社実績値のみ回答
- サプライチェーン実績値で回答

2024年10月31日の報告実施状況について回答ください。

以下からひとつだけ選んでください。

- デフォルト値のみで回答
- デフォルト値と自社実績値の混合で回答
- デフォルト値とサプライチェーン実績値の混合で回答
- 自社実績値のみ回答
- サプライチェーン実績値で回答

Q5 10月31日報告で「サプライチェーン実績値での回答」以外の回答をされた方に伺います。EU加盟国の報告受領状況について教えてください。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 受領された
- 受領拒否された
- その他

Q6 Q5で『受領拒否された』もしくは『その他』に回答された方にお伺いします。

相手国政府からの回答および今後の貴社のビジネスへの影響について自由記入でご回答ください。

ここに回答を記入してください：

Q7 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）について現時点でのCBAM炭素賦課金の支払い想定額について、

以下の選択肢からご回答ください。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 0円～9万円
- 10万円～99万円
- 100万円～999万円
- 1000万円～9999万円
- 1億円以上
- 回答したくない
- わからない

報告者/商社/サプライヤー向け設問

Q8 取引先から製品カーボンフットプリントやエネルギー排出量の問い合わせを受けたことがありますか？

以下のどちらかの選択肢からご回答ください。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 問い合わせを受けたことがある
- 問い合わせを受けたことはない

Q9 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）に関する問い合わせを受けたことがありますか？

以下のどちらかの選択肢からご回答ください。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 問い合わせを受けたことがある
- 問い合わせを受けたことはない

Q10 何社くらいから、欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）に関する問い合わせを受けたことがありますか？（半角数字でご入力ください）

ここに回答を記入してください：

- 社

Q11 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）に関する問い合わせに回答しましたか？

以下のどちらかの選択肢からご回答ください。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 回答した
- 回答していない

Q12 以下の各項目のうち、欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）に関して、

問い合わせに回答した内容と一致するものをご回答ください。（複数回答可）

あてはまるものを全て選んでください。

- 取引先との取引量（t）
- 製品別の燃料消費量
- 製品別の燃料消費量由来のCO2排出量
- 製品別の電力消費量
- 製品別の電力消費量由来のCO2排出量
- 製品別のCO2排出量の総量
- 製品別のカーボンクレジット割当量
- 製品別のカーボンクレジット割当量に対応する価格
- 製品別の排出権割当量
- 製品別の排出権割当量に対応する価格
- 製品別の電力排出係数
- 製品別の前駆体生産に用いられた主な還元剤Mn、Cr、Niとその他の合金元素の重量比率%
- 製品別の鉄または鋼、アルミニウム以外の含有物質の質量が商品全体の質量の5%を超える場合の含有物質の質量%
- 製品別の1トンの製品生産に占めるスクラップ重量
- 製品別の仕績じ・端材スクラップ比率
- 施設別の燃料消費量
- 施設別の燃料消費量由来のCO2排出量
- 施設別の電力消費量
- 施設別の電力消費量由来のCO2排出量
- 施設別のCO2排出量の総量
- 施設別のカーボンクレジット割当量
- 施設別のカーボンクレジット割当量に対応する価格
- 施設別の排出権割当量
- 施設別の排出権割当量に対応する価格
- 施設別の電力排出係数
- 施設別の前駆体生産に用いられた主な還元剤Mn、Cr、Niとその他の合金元素の重量比率%
- 施設別の鉄または鋼、アルミニウム以外の含有物質の質量が商品全体の質量の5%を超える場合の含有物質の質量%
- 施設別の1トンの製品生産に占めるスクラップ重量
- 施設別の仕績じ・端材スクラップ比率
- 会社別の燃料消費量
- 会社別の燃料消費量由来のCO2排出量
- 会社別の電力消費量
- 会社別の電力消費量由来のCO2排出量
- 会社別のCO2排出量の総量

- 会社別のカーボンクレジット割当量
- 会社別のカーボンクレジット割当量に対応する価格
- 会社別の排出権枠割当量
- 会社別の排出権枠割当量に対応する価格
- 会社別の電力排出係数
- 会社別の前駆体生産に用いられた主な還元剤Mn、Cr、Niとその他の合金元素の重量比率%
- 会社別の鉄または鋼、アルミニウム以外の含有物質の質量が商品全体の質量の5%を超える場合の含有物質の質量%
- 会社別の1トンの製品生産に占めるスクラップ重量
- 会社別の仕損じ・端材スクラップ比率

Q13 欧州炭素国境調整措置 (EU-CBAM) に関して排出量算定を上流側 (仕入先や取引先) に依頼したことはありますか？

以下のどちらかの選択肢からご回答ください。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 問い合わせをしたことがある
- 問い合わせをしたことはない

Q14 何社くらいに、欧州炭素国境調整措置 (EU-CBAM) に関する問い合わせを行いましたか？ (半角数字でご入力ください)

ここに回答を記入してください：

- 社

Q15 Q14での問い合わせに対して何社から回答がありましたか？ (半角数字でご入力ください)

ここに回答を記入してください：

- 社

Q16 以下の各項目のうち、欧州炭素国境調整措置 (EU-CBAM) に関して、

問い合わせを行った内容と一致するものをご回答ください。(複数回答可)

あてはまるものを全て選んでください。

- 取引先との取引量 (t)
- 製品別の燃料消費量
- 製品別の燃料消費量由来のCO2排出量
- 製品別の電力消費量
- 製品別の電力消費量由来のCO2排出量
- 製品別のCO2排出量の総量
- 製品別のカーボンクレジット割当量
- 製品別のカーボンクレジット割当量に対応する価格
- 製品別の排出権枠割当量
- 製品別の排出権枠割当量に対応する価格
- 製品別の電力排出係数
- 製品別の前駆体生産に用いられた主な還元剤Mn、Cr、Niとその他の合金元素の重量比率%
- 製品別の鉄または鋼、アルミニウム以外の含有物質の質量が商品全体の質量の5%を超える場合の含有物質の質量%
- 製品別の1トンの製品生産に占めるスクラップ重量
- 製品別の仕損じ・端材スクラップ比率
- 施設別の燃料消費量
- 施設別の燃料消費量由来のCO2排出量
- 施設別の電力消費量
- 施設別の電力消費量由来のCO2排出量
- 施設別のCO2排出量の総量
- 施設別のカーボンクレジット割当量
- 施設別のカーボンクレジット割当量に対応する価格
- 施設別の排出権枠割当量

- 施設別の排出権枠割当量に対応する価格
- 施設別の電力排出係数
- 施設別の前駆体生産に用いられた主な還元剤Mn、Cr、Niとその他の合金元素の重量比率%
- 施設別の鉄または鋼、アルミニウム以外の含有物質の質量が商品全体の質量の5%を超える場合の含有物質の質量%
- 施設別の1トンの製品生産に占めるスクラップ重量
- 施設別の仕損じ・端材スクラップ比率
- 会社別の燃料消費量
- 会社別の燃料消費量由来のCO2排出量
- 会社別の電力消費量
- 会社別の電力消費量由来のCO2排出量
- 会社別のCO2排出量の総量
- 会社別のカーボンクレジット割当量
- 会社別のカーボンクレジット割当量に対応する価格
- 会社別の排出権枠割当量
- 会社別の排出権枠割当量に対応する価格
- 会社別の電力排出係数
- 会社別の前駆体生産に用いられた主な還元剤Mn、Cr、Niとその他の合金元素の重量比率%
- 会社別の鉄または鋼、アルミニウム以外の含有物質の質量が商品全体の質量の5%を超える場合の含有物質の質量%
- 会社別の1トンの製品生産に占めるスクラップ重量
- 会社別の仕損じ・端材スクラップ比率

Q17 以下の各項目のうち、欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）に関して、

問い合わせを行った際に回答を得られた項目についてご回答ください。（複数回答可）

あてはまるものを全て選んでください。

- 取引先との取引量（t）
- 製品別の燃料消費量
- 製品別の燃料消費量由来のCO2排出量
- 製品別の電力消費量
- 製品別の電力消費量由来のCO2排出量
- 製品別のCO2排出量の総量
- 製品別のカーボンクレジット割当量
- 製品別のカーボンクレジット割当量に対応する価格
- 製品別の排出権枠割当量
- 製品別の排出権枠割当量に対応する価格
- 製品別の電力排出係数
- 製品別の前駆体生産に用いられた主な還元剤Mn、Cr、Niとその他の合金元素の重量比率%
- 製品別の鉄または鋼、アルミニウム以外の含有物質の質量が商品全体の質量の5%を超える場合の含有物質の質量%
- 製品別の1トンの製品生産に占めるスクラップ重量
- 製品別の仕損じ・端材スクラップ比率
- 施設別の燃料消費量
- 施設別の燃料消費量由来のCO2排出量
- 施設別の電力消費量
- 施設別の電力消費量由来のCO2排出量
- 施設別のCO2排出量の総量
- 施設別のカーボンクレジット割当量
- 施設別のカーボンクレジット割当量に対応する価格
- 施設別の排出権枠割当量
- 施設別の排出権枠割当量に対応する価格
- 施設別の電力排出係数
- 施設別の前駆体生産に用いられた主な還元剤Mn、Cr、Niとその他の合金元素の重量比率%
- 施設別の鉄または鋼、アルミニウム以外の含有物質の質量が商品全体の質量の5%を超える場合の含有物質の質量%
- 施設別の1トンの製品生産に占めるスクラップ重量
- 施設別の仕損じ・端材スクラップ比率
- 会社別の燃料消費量
- 会社別の燃料消費量由来のCO2排出量
- 会社別の電力消費量
- 会社別の電力消費量由来のCO2排出量
- 会社別のCO2排出量の総量
- 会社別のカーボンクレジット割当量
- 会社別のカーボンクレジット割当量に対応する価格
- 会社別の排出権枠割当量
- 会社別の排出権枠割当量に対応する価格
- 会社別の電力排出係数

- 会社別の前期生産に用いられた主な還元剤Mn、Cr、Niとその他の合金元素の重量比率%
- 会社別の鉄または鋼、アルミニウム以外の含有物質の質量が商品全体の質量の5%を超える場合の含有物質の質量%
- 会社別の1トンの製品生産に占めるスクラップ重量
- 会社別の仕損じ・端材スクラップ比率

サプライチェーン調査への協力

Q18 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）の2025年1月31日で求められているCO₂の実排出量に基づく報告のために、今後、サプライチェーンの下流側から順次データ提供の依頼が来ることが想定されます。そのような依頼が来た場合に、依頼に回答しない理由として考えられるものを以下から選択しご回答ください。

サプライチェーンの下流側から依頼されたデータ提供に回答しない理由として想定されるものを回答ください。（複数回答可）

あてはまるものを全て選んでください。

- 業務多忙であり、回答する時間がない
- 回答した結果が、目的外に利用される可能性がある
- 依頼されているExcelファイルなどが難しく回答できない
- 提供すべき情報量が多く、回答しきれない
- 上流側（仲継メーカー等）が回答してくれない
- サプライヤーが協力してくれない
- 自社の製品が欧州に輸出されているわけではない
- その他

Q19 Q18で、サプライチェーンの下流側から依頼されたデータ提供に回答しない理由で『その他』と回答された場合に、具体的な理由を以下に記入ください。

ここに回答を記入してください：

Q20 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）への対応をサプライチェーンで推進するために有効と思われる対策についてご回答ください。（複数回答可）

あてはまるものを全て選んでください。

- 排出量の依頼に用いられるExcelファイルの業界を超えたフォーマット統一
- 守秘義務同意、自動計算、第三者検証に必要な情報をストックするなど可能なデジタルプラットフォーム
- 中小企業等を対象にした排出量算定の支援
- エネルギー消費量データ等の代行入力
- その他

Q21 Q20で『その他』と回答された場合に、具体的対策案について以下に記入ください。

ここに回答を記入してください：

Q22 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）や昨年度に経済産業省が作成した『ねじ・ボルト等におけるEU-CBAM 用算定ガイドライン

(https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/others/guideline_cbam_screws_b)をご存じですか？以下のどちらかの選択肢からご回答ください。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 知っている
- 知らない

Q23 Q22で「知っている」と回答された方に伺います。欧州炭素国境調整措置向けの排出量算定の際に『ねじ・ボルト等におけるEU-CBAM 用算定ガイドライン

(https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/others/guideline_cbam_screws_b)を活用されましたか？以下のどちらかの選択肢からご回答ください。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 活用した
- 活用していない

Q24で「活用した」と回答された方に伺います。

算定ガイドラインについてご意見がある方は以下に記入ください。（自由回答）

ここに回答を記入してください：

Q25 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）や昨年度に経済産業省が作成した『ねじ・ボルト等におけるEU-CBAM 用算定ガイドライン

(https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/others/guideline_cbam_screws_b)に関するオンライン説明会が開催される場合、

参加を希望されますか？以下のどちらかの選択肢からご回答ください。

「希望する」と回答された方には、後ほど、回答いただいたメールアドレス宛に、ご案内させていただきます。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 希望する
- 希望しない

サプライチェーン企業間ネットワーク

Q26 令和6年度脱炭素推進国際会議実施・調査事業「炭素国境調整措置における国内ねじ・ボルト等メーカーの影響範囲等調査」では、主に、鉄鋼二次製品であるねじ・ボルトなどの欧州炭素国境調整措置対応の課題について意見交換を行う「CBAMサプライチェーン意見交換会」を実施しております。本会は、業界を超えてサプライチェーンで排出量データを交換する課題について共有し、対策について意見交換を行うことを目的としております。意見交換会への参加希望について、以下のどちらかの選択肢からご回答ください。

「希望する」と回答された方には、後ほど、回答いただいたメールアドレス宛に、ご案内させていただきます。*

以下からひとつだけ選んでください。

- 希望する
- 希望しない

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

回答を提出してください。

アンケートはこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

11.2. データクリーニング

11.2.1. データクリーニングの方針

今回のアンケートでは、業界団体経由で調査依頼をかけたため、同じ社で複数の機能を持つ場合、複数の担当者から回答される場合も複数あった。また、アンケートの設定上、回答途中で中断し、事後的に回答を上書きする機能がなかったこと、また、事前に調査票だけ別途共有する等を行っていなかったため、回答者によってはダミーで回答を途中もしくは最後まで実施し、のちに正式回答を登録する回答者も多かったことから、集計にあたり、企業基準で以下のような名寄せ作業を実施した。

- 1社から複数回答があり、回答者の部署・役職等が同じで、かつ、回答が一部未了等がある場合は、そのような回答を削除し、回答時点が最も新しいものを最終回答とする。
- 回答内容を確認し、初回回答が試みに回答したような内容と判断される場合は削除（鉄鋼2次製品メーカーが鉄鋼業と回答等）する。
- 複数部署から完全回答がある場合で、同じ設問で、「はい」と、「いいえ」がある場合は、名寄せした回答を、はい、に変更する。また、数字は大きいほうに寄せる。

11.2.2. クリーニング結果

総回答数 836 には未回答や回答重複等が含まれているため、それらの回答を除外した。また、上記方針に従って名寄せ作業を実施した。この結果、名寄せ後の企業社数で 164 件が残った。このスクリーニング後の回答を以後の分析に用いることとした。

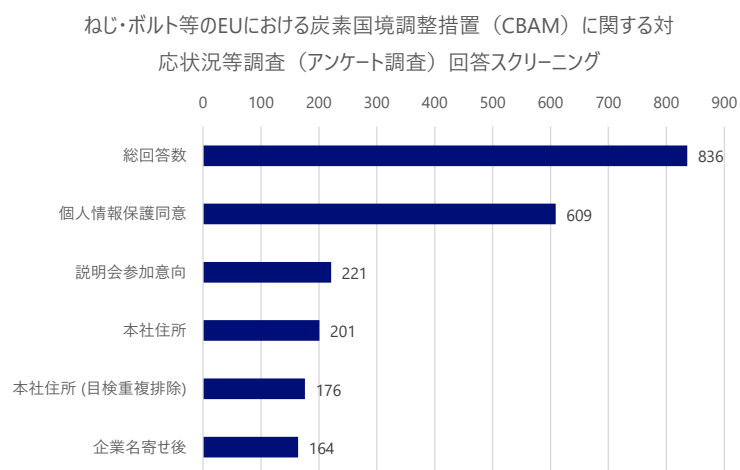


図 178 ねじ・ボルト等の EU における炭素国境調整措置（CBAM）に関する対応状況等調査（アンケート調査）回答スクリーニング結果

11.3. 単純集計

以降は、今回のアンケートの単純集計結果を示している。

11.3.1. 属性

11.3.1.1. 回答社の空間分布

回答者は首都圏、中京圏、京阪に集中しているが、関東北部、東海、北陸、中国四国、九州にも分布しており、日本国内の広範な地域に回答社が分布していることがわかる。

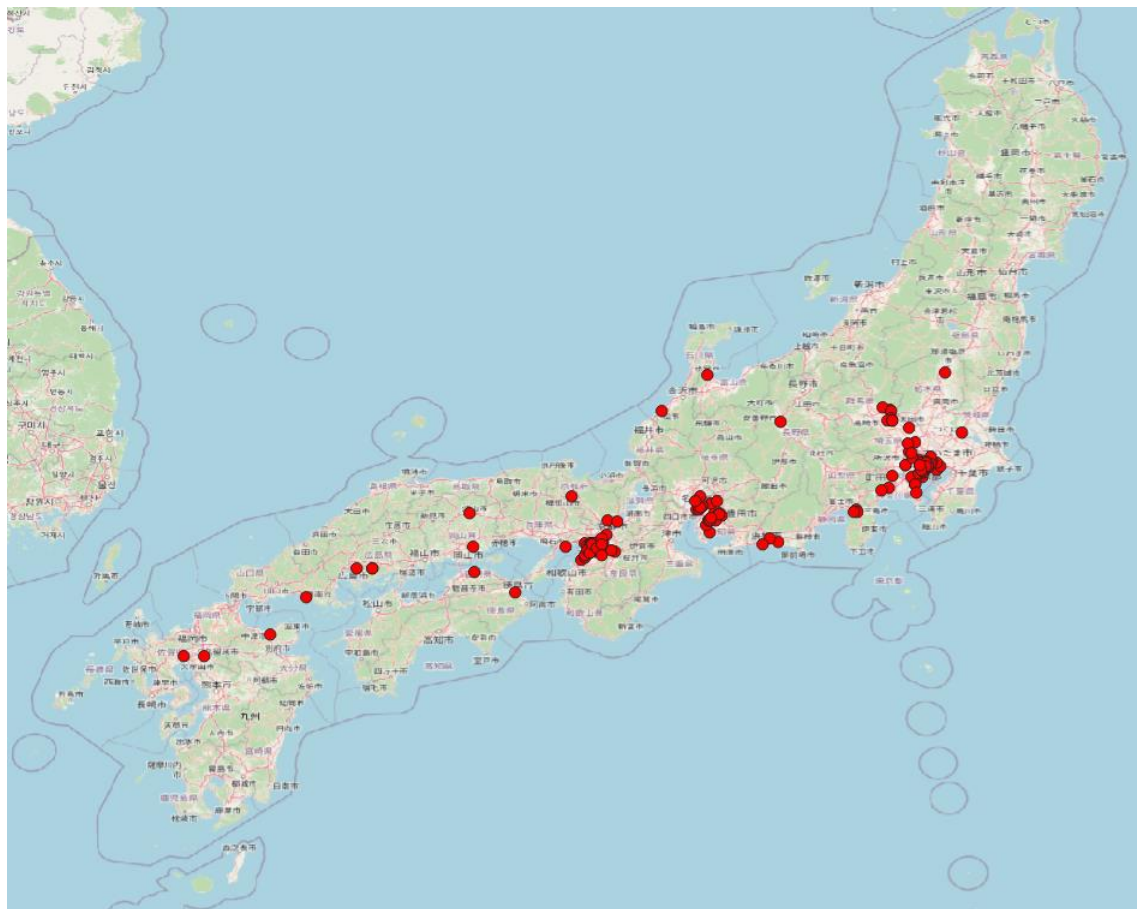


図 179 回答者の空間分布

11.3.1.2. 業種

回答者の業種は、金属製品製造業が 60 社、輸送用機械器具製造業が 42 社、鉄鋼業が 22 社、その他製造業が 19 社となっている。

影響の大きい自動車関連の回答数が多いが、本委託業務の他の業務項目であるサプライチェーン意見交換会に参加している企業がアンケートに回答していないケースもあり、各社の社内で CBAM 対応の必要性が十分に浸透していない場合に業界団体経由でアンケートの連絡を受けた担当者が社内で担当部署に展開していない事例も想定される。このため、2026 年 1 月以降に確定期間が開始して以降も、期間をおいて調査を行うことで、関連業種が変化する可能性があることに留意する必要がある。

貴社について、該当するものをすべてご回答ください。

(複数選択可)

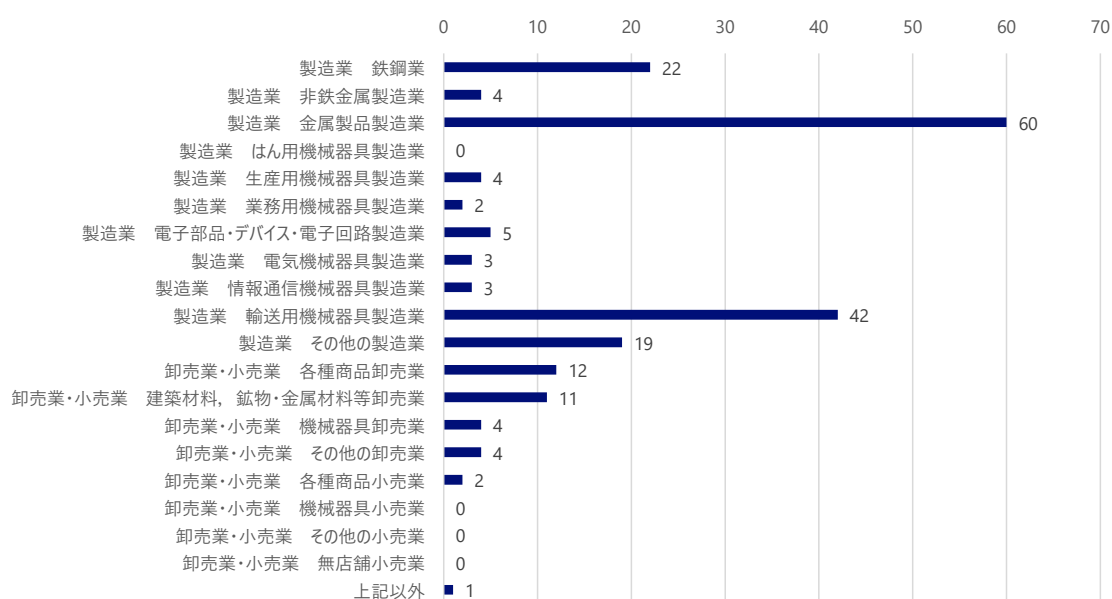


図 180 回答者の業種

11.3.1.3. 所属工業会

回答者の所属工業会は、日本ねじ工業協会が 66 名、日本自動車部品工業会が 41 名、関西ねじ協同組合が 31 名、線材製品協会が 20 名となっている。

その他は、所属する団体無し、一般社団法人横浜北工業会、日本磨棒鋼工業組合、大阪卸商協同組合、桐生機械工業連合会、日本医用光学機器工業会、日本鑄造協会となっている。

今回のアンケート調査では表題に「ねじ・ボルト」が入っていたため、ねじ・ボルト関係のメーカー、商社の回答数が多い。一方で、線材製品協会や特殊鋼倶楽部、ステンレス協会など川上側の工業会に所属する回答社、および、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会など川下側の回答社も含まれており、サプライチェーン全体での動向が把握できる回答社構成となっている。

貴社の所属する工業会について、該当するものをすべてご回答ください。

(複数選択可)

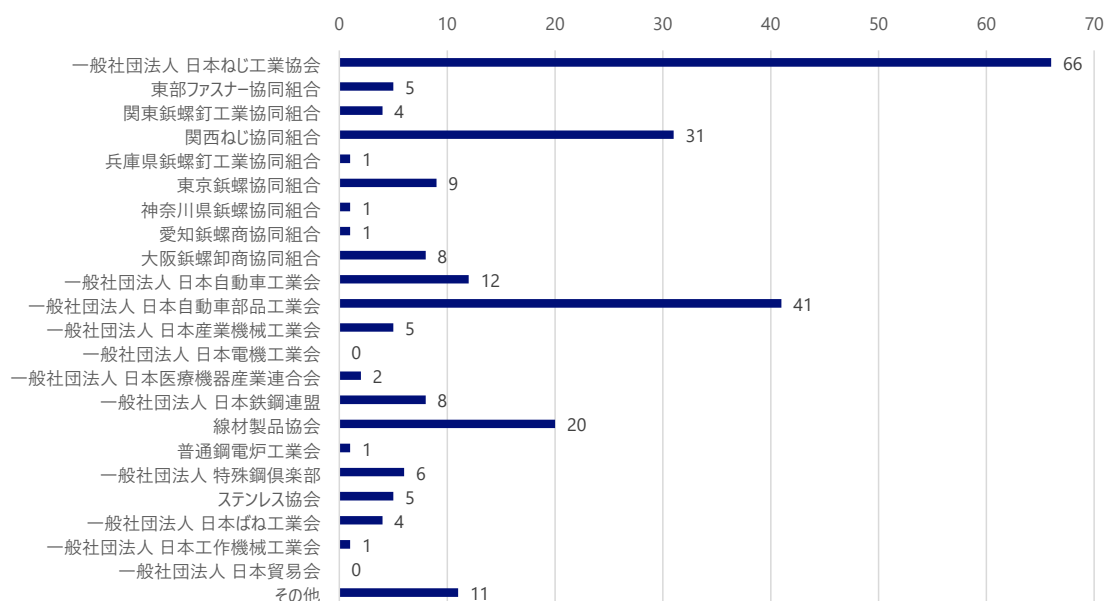


図 181 回答者の所属工業会

11.3.1.4. CBAM サプライチェーンでの役割

欧州炭素国境調整措置では、欧州側の申告者（輸入者や通関代理人等）と、製造施設の運営者が法令上規定されており、これに加えて、日本の場合は輸出入に商社が関与するため申告者に情報を伝達する報告者、および、運営者や報告者に自社の排出量情報を伝達する情報提供者が情報伝達の観点から役割として存在する。

一方で、施設の運営者や報告者、情報提供者は、業種の観点からみると、完成品メーカー、二次製品メーカー、伸線、委託加工者等が存在する。特に、施設運営者や情報提供者は複数の業種にまたがることから、個別に状況を把握することが望まれる。

本アンケートでは、以下の区分について複数回答で CBAM サプライチェーンでの役割を確認した。

- 申告者 (Declarant)
- 報告者 (Reporter)
- 貿易商社 (ねじ・ボルト等を輸出する商社)
- 鉄鋼製品/アルミ製品の国内一次商社 (高炉・電炉と直接取引)
- 鉄鋼製品/アルミ製品の国内二次商社 (ねじ・ボルト等の製品の卸売等)
- 完成品メーカー
- ねじ・ボルト等鉄鋼/アルミ二次製品メーカー
- ねじ・ボルト等鉄鋼/アルミ二次製品メーカーの熱処理/表面処理等の加工外注先
- 伸線・板材等の鉄鋼/アルミ二次製品メーカー向け原材料供給メーカー
- 高炉・電炉等の鉄鋼/アルミ一次製品メーカー
- その他

回答状況を示したものが図 182 である。鉄鋼・アルミ二次製品メーカーが 55 社、完成品メーカーが 41 社、その他が 23 社、報告者が 16 社、申告者が 14 社、貿易商社が 14 社となっている。

「その他」と回答した社の自由回答は以下である。

- 鉄鋼二次製品メーカー (軟鋼線材をはじめとした素材に伸線・圧延加工を施した製品の製造・販売)
- 冷間圧造機械及びねじ製造用機械の設計、製造、販売、サービス、ステンレス製品 (継手類)
- ねじ・ボルト類が構成される製品をカーメーカー及び、部品商社へ納入
- 完成品メーカーへ鉄鋼製品を納入している一次製品メーカー(二次メーカーに製造を委託している部品もあり)補給部品としてねじ・ボルトを EU 域外の顧客に納入
- 自動車メーカーのサプライヤ、鉄鋼/アルミ部品の機械加工、自動車メーカーの一次

サプライヤー、アルミ部品メーカー、ねじ・ボルト等鉄鋼/アルミ二次製品を使用する部品メーカー

- 生産設備メーカー
- 日本拠点でねじ、ボルトを購入し一部の部品を自社 EU 拠点や日本の完成車メーカーへの販売
- 自動車部品を製造する鉄鋼/アルミ二次製品メーカー
- 工作機械の輸入販売およびサービス提供
- OEM から調査依頼があり。ねじ・ボルトなどは仕入先から購入しております
- 潤滑油メーカー
- 自動車部品輸出社
- 自社製品の固定用付属品としてねじを輸出

貴社および貴社の欧州法人等の欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）における排出量報告での役割について、該当するものをすべてご回答ください。（複数回答可）

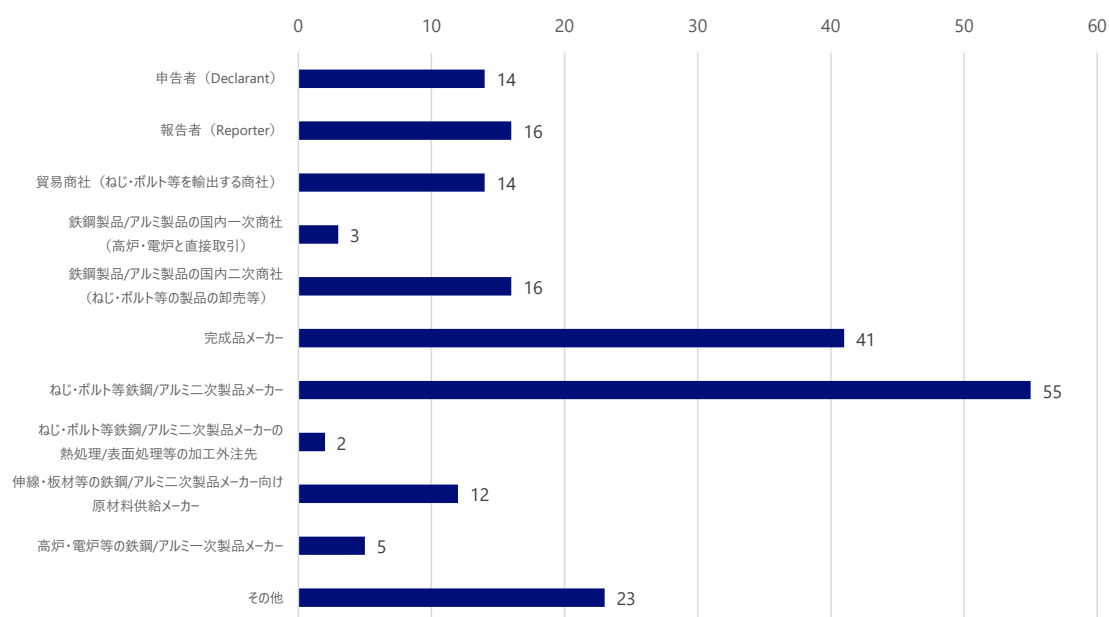


図 182 回答者の CBAM サプライチェーンでの役割

11.3.2. CBAM 対応状況

11.3.2.1. CBAM の認知状況

欧州炭素国境調整措置について聞いたことがある社は 145 社、88%を占めている。

今回のアンケートは業界団体経由で回答を依頼しており、関心が高い回答社のみ回答したバイアスがかかっていることから、回答比率が高めに出ていることに注意する必要がある。

欧州炭素国境調整措置、CBAM（シーバム）などの言葉について聞かれたことはありますか？ 以下のどちらかの選択肢からご回答ください。（どちらかを選択）

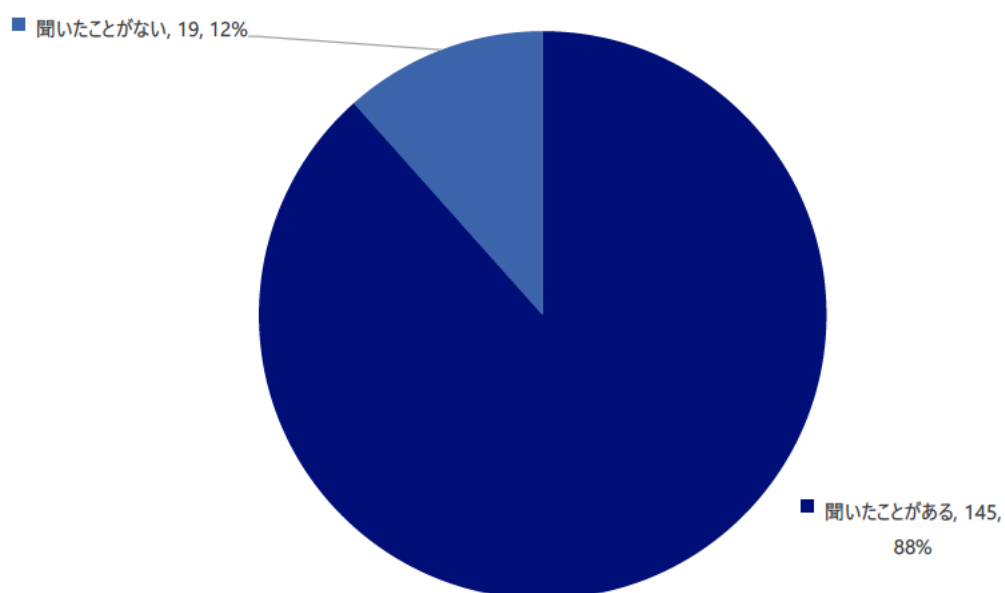


図 183 CBAM の認知状況

11.3.2.2. CBAM の対象製品

回答者が CBAM 対象と認知している製品は、新規生産用が 54 社、補修品が 46 社となっている。新規生産だけでなく、補修品の輸出も多い。

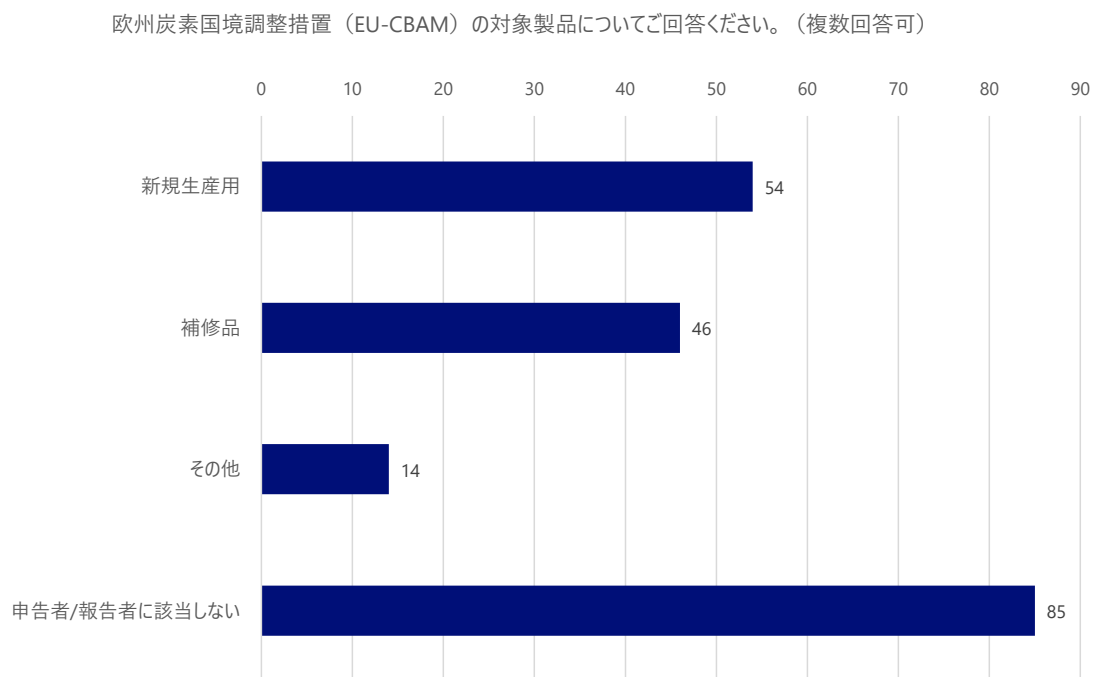


図 184 欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）の対象製品

11.3.2.3. 報告対象の統合製品カテゴリ

対象となる統合製品カテゴリは、鉄および鉄鋼製品が 74 社、アルミニウム製品が 20 社となっている。

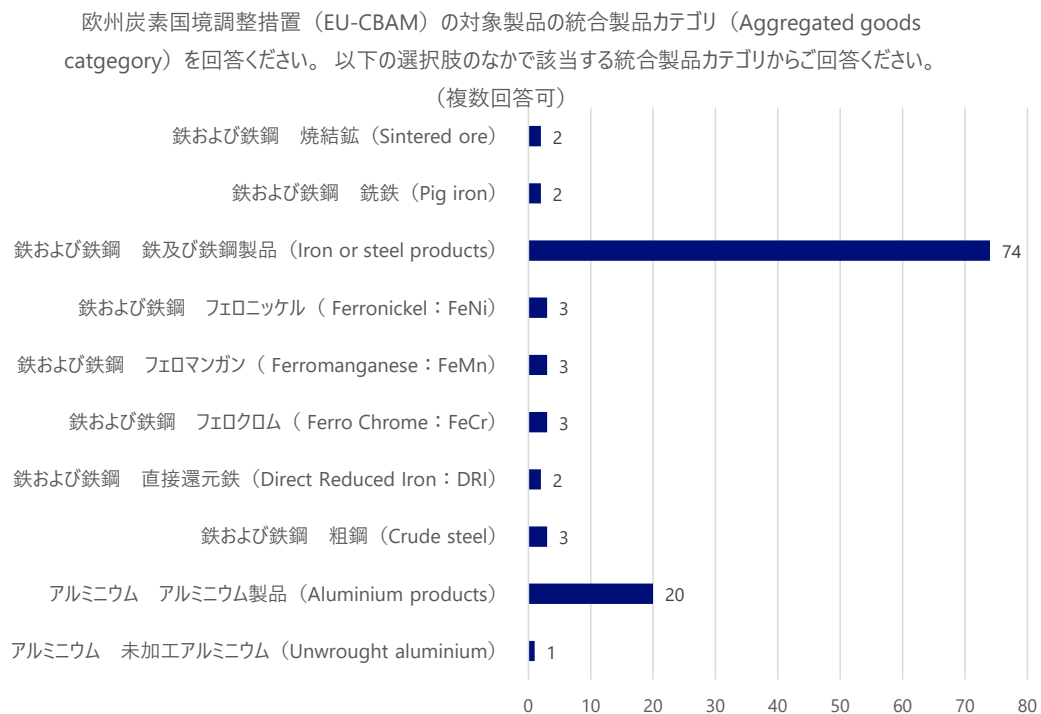


図 185 欧州炭素国境調整措置の対象統合製品カテゴリ

11.3.2.4. CBAM 報告に用いたデータ

CBAM 報告を行った会社は 164 社中、65 社である。

CBAM 報告を実施している社の多くは 2024 年 7 月 31 日まで「デフォルト値」で報告していたが、2024 年 10 月 31 日時点で 28 社が「デフォルト値とサプライチェーン実績値の混合で回答」している。

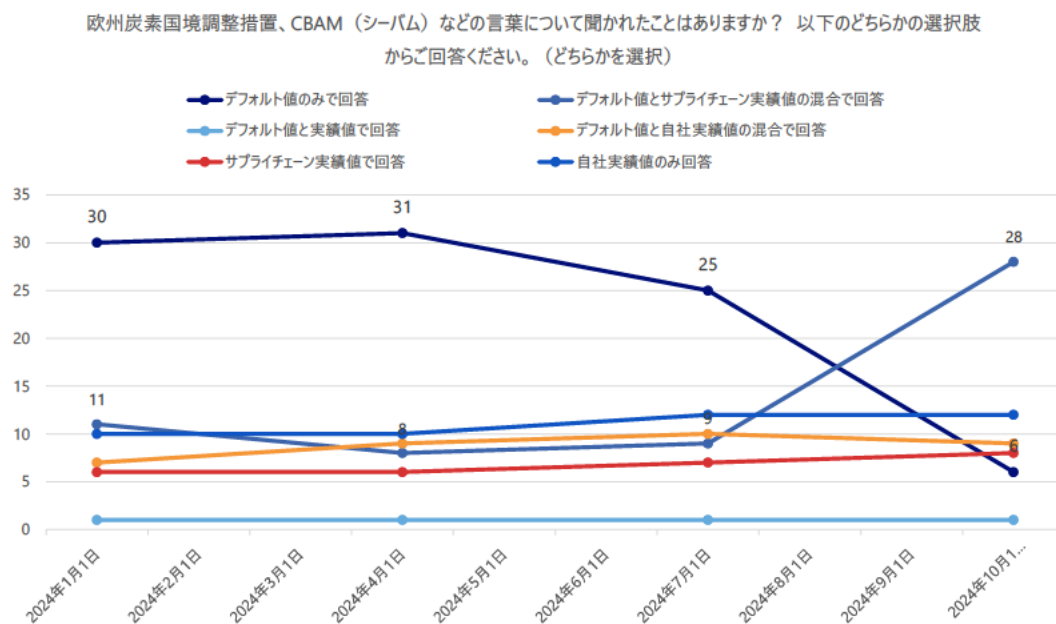


図 186 欧州炭素国境調整措置の四半期報告に用いたデータ

11.3.2.5. 炭素賦課金の予想支払額

CBAM 報告を実施した 65 社中、わからないと回答している回答社は 55 社（86%）となっている。

炭素賦課金の予想支払額は、1 億円以上を想定している会社も 1 社ある。100 万円~999 万円の会社は 3 社（5%）、1000 万円~9999 万円の会社は 3 社（5%）となっている。

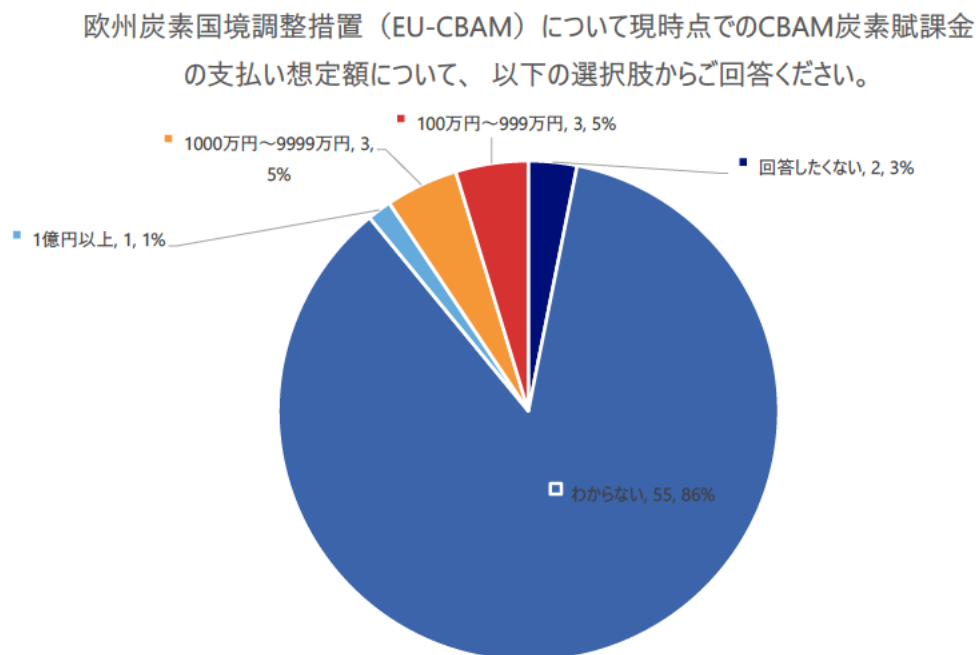


図 187 炭素賦課金の予想支払額

11.3.2.6. 製品カーボンフットプリントや排出量等の問い合わせ

CBAM 報告は通常の製品カーボンフットプリントと算定ルールが異なっている。CBAM の報告要求を受けている会社が、算定ルールの異なる製品カーボンフットプリントについて問い合わせを受けているかどうかについて確認した。

CBAM 報告に対応した 66 社中 52 社（81%）が製品カーボンフットプリント等について問い合わせを受けたことがあると回答している。これらの会社は、CO₂ 排出量について、算定ルールがことなる 2 つの報告要求に対して対応を迫られていると言える。

取引先から製品カーボンフットプリントやエネルギー排出量の問い合わせを受けたことがありますか？ 以下のどちらかの選択肢からご回答ください。

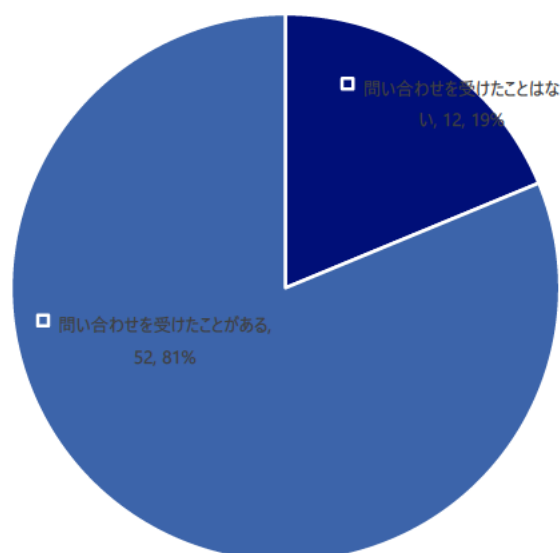


図 188 製品カーボンフットプリントや排出量等の問い合わせ

11.3.2.7. CBAMに関する問い合わせ受領件数

最頻値は2件から5件の問い合わせである。

100社からの問い合わせを受けた会社もある。

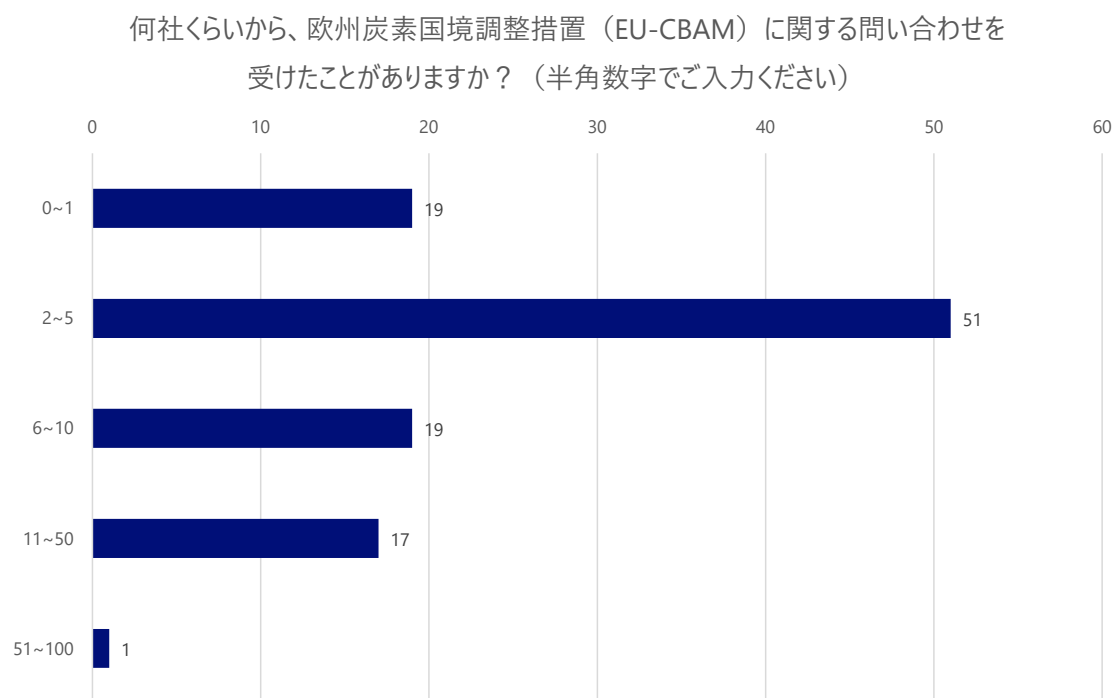


図 189 CBAMに関する問い合わせ受領件数

11.3.2.8. CBAM に関する問い合わせへの回答

CBAM に対して問い合わせを受けたことがある社は 108 社のうち回答した社は 96 社 (90%) である。

欧州炭素国境調整措置 (EU-CBAM) に関する問い合わせに回答しましたか？
以下のどちらかの選択肢からご回答ください。

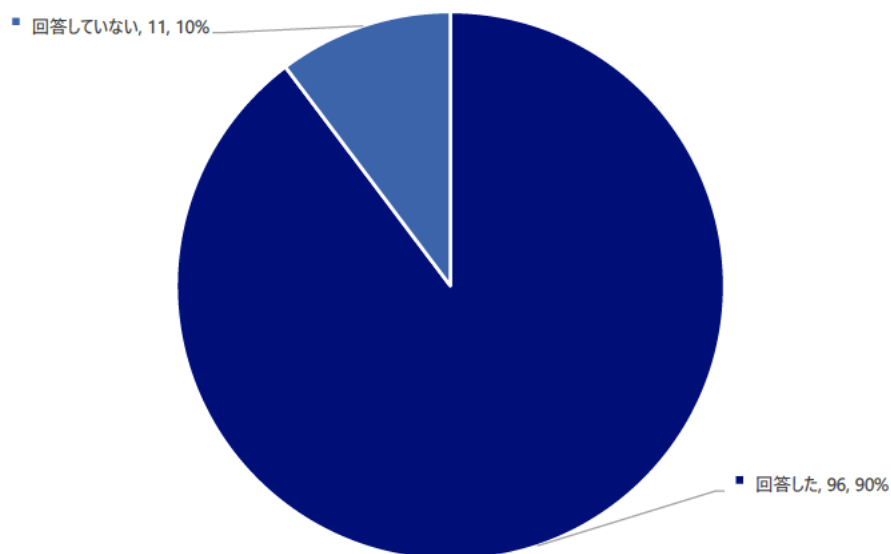


図 190 CBAM に関する問い合わせへの回答

11.3.2.9. CBAM 問い合わせへの回答

CBAM の CO₂ 排出量や電力消費量等は施設別で回答する必要があるが、実際には製品別で回答している社の方が多い。また、会社別の数値で回答を行っている社も多い。

以下の各項目のうち、欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）に関して、問い合わせに回答した内容と一致するものをご回答ください。（複数回答可）

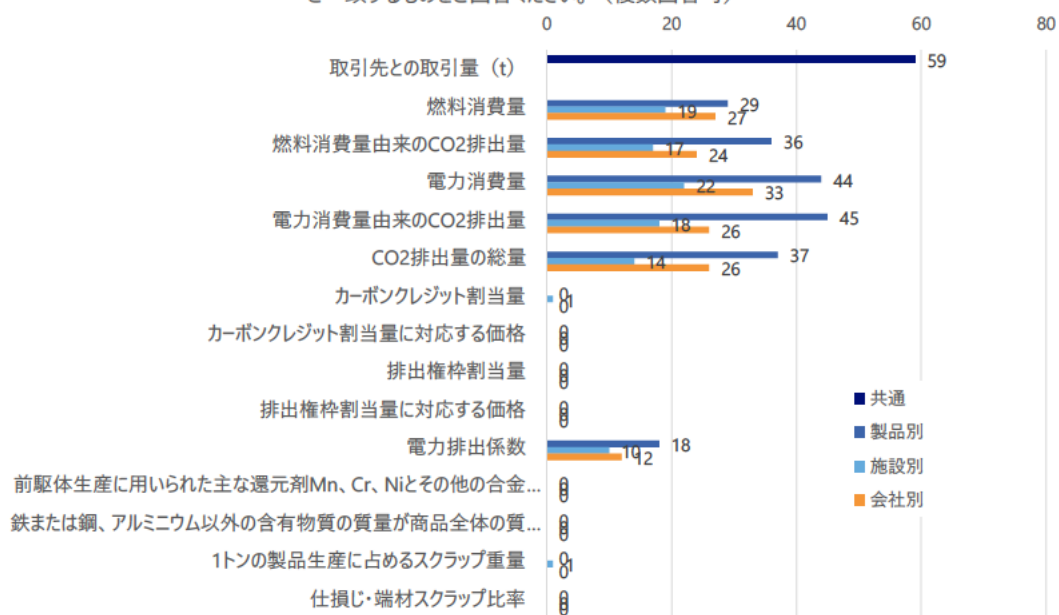


図 191 CBAM 問い合わせへの回答

11.3.2.10. CBAM に関する問い合わせ依頼件数

回答した 97 社中、問い合わせしたことがある社は 77 社（80%）である。

欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）に関して排出量算定を上流側（仕入先や取引先）に依頼したことはありますか？ 以下のどちらかの選択肢からご回答ください。

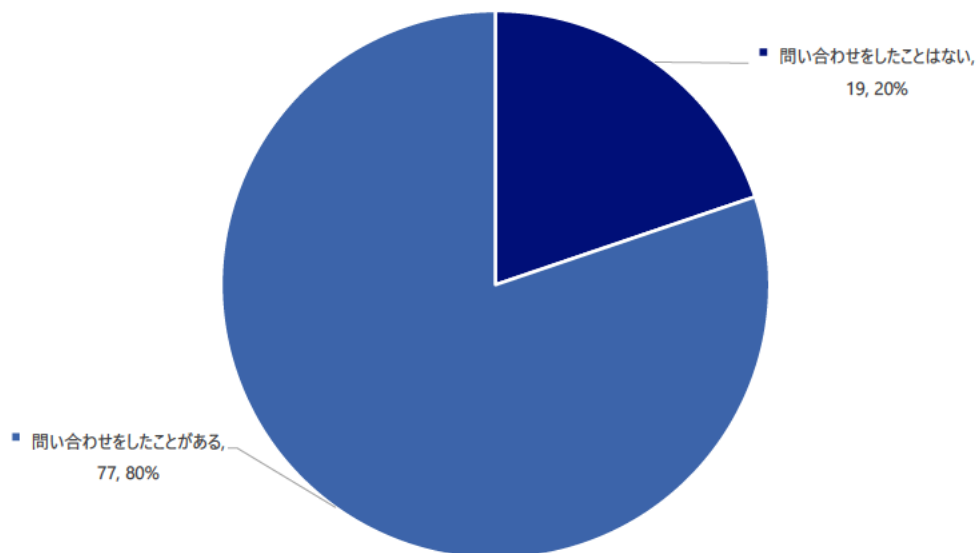


図 192 CBAM に関して問い合わせを実施した社数

問い合わせを実施した件数の最頻値は 2~5 件である。ついで、11~50 件となっている。

また、100 件以上依頼した社が 4 社ある。

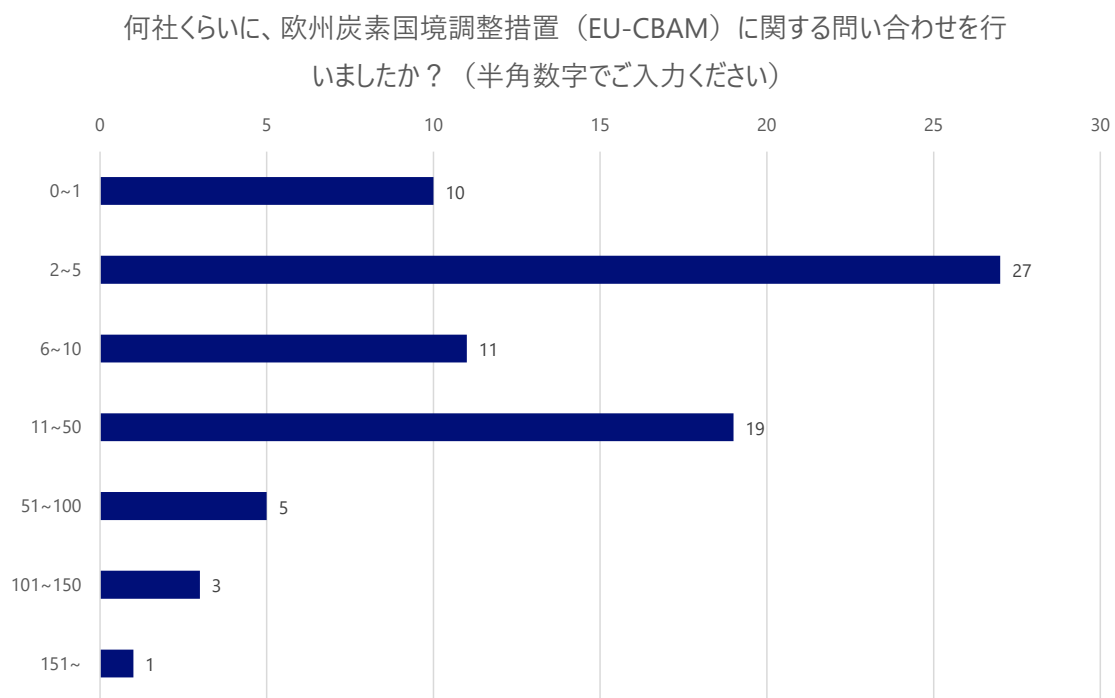


図 193 CBAM に関する問い合わせ依頼件数

11.3.2.11. CBAM に関する問い合わせ依頼の回答率

問い合わせ件数は、20 件未満が 56 社となっている。

回答率は 20 件以上依頼している社で 60%を超えており、平均で 75%、中央値で 89%となっている。

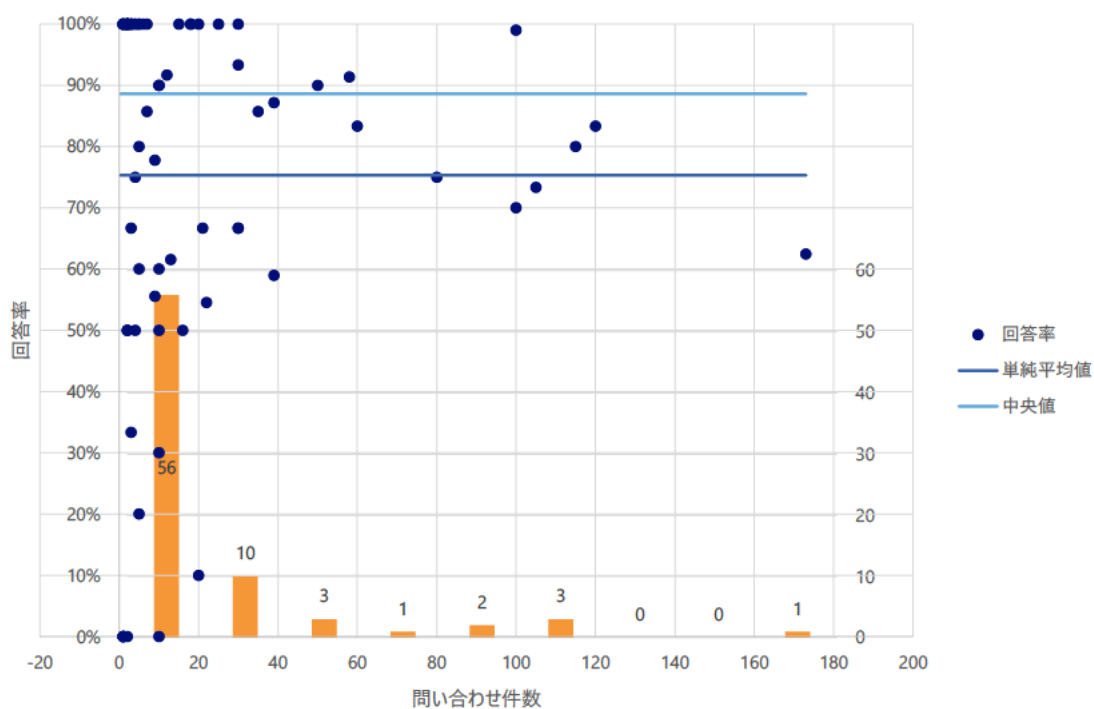


図 194 CBAM に関する問い合わせ依頼の回答率

11.3.2.12. CBAM 問い合わせへの内容

CBAM は施設別の情報を問い合わせるべきだが、製品別、会社別の排出量を聞いている社が多い。

以下の各項目のうち、欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）に関して、問い合わせを行った内容と一致するものをご回答ください。（複数回答可）

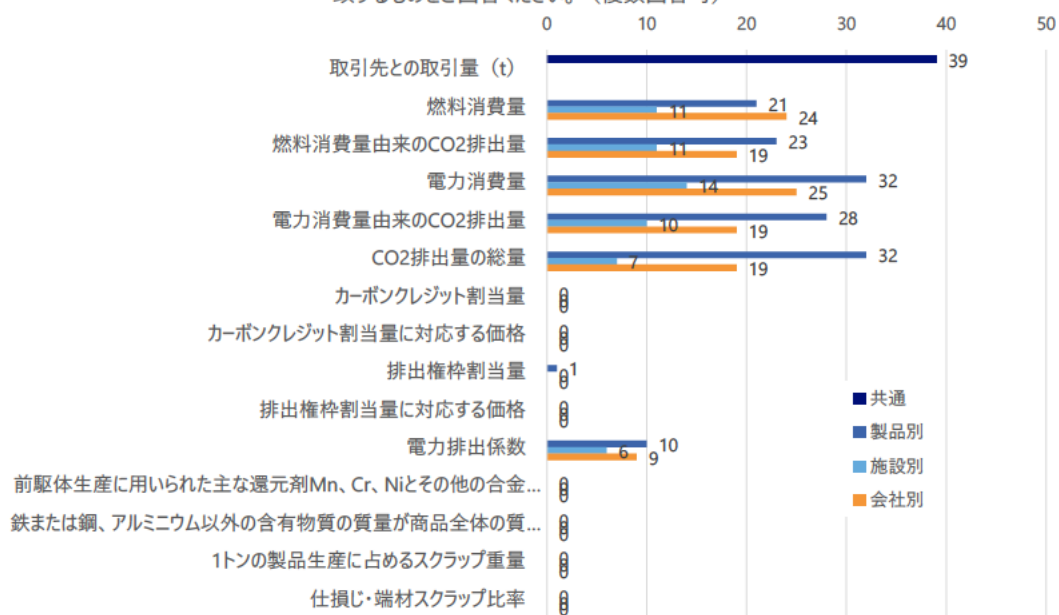


図 195 CBAM 問い合わせへの内容

11.3.2.13. CBAM の取引先への問い合わせに対する回答

回答についても CBAM は施設別の情報を回答してもらいたいのだが、製品別、会社別の排出量を回答してもらっている社が多い。

以下の各項目のうち、欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）に関して、問い合わせを行った際に回答を得られた項目についてご回答ください。（複数回答可）

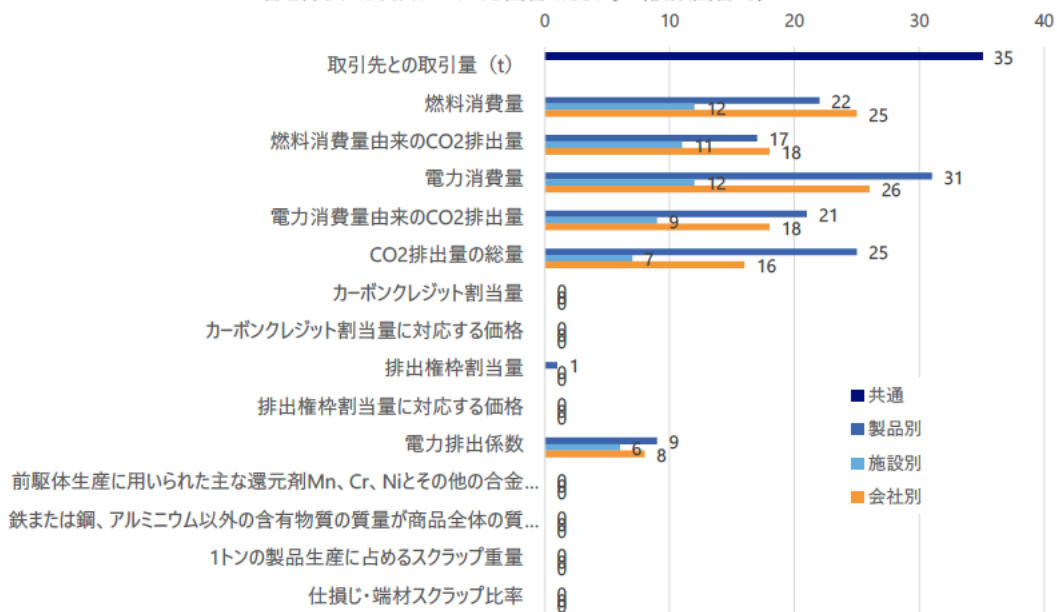


図 196 CBAM の取引先への問い合わせに対する回答

11.3.2.14. サプライチェーンにおけるデータ提供依頼に回答しない理由

データ提供依頼に回答しない理由として、回答量が多い、回答用の Excel ファイルが難しい、サプライヤーが協力してくれないなどが主たる理由になっている。

- CBAM を知らないお会社があり、問合せしても「何のこと」と思われ、後回しにされ、顧客納期に間に合わない。②当社では CBAM 対応していない「CBAM は 2026 年からでしょ」とあしらわれる。
- 当社の方針としては、EU-CBAM に関しては直接輸出している訳ではないが可能な限り回答するつもりですが、上流側が頑なにデフォルト値で拘るとか、サプライヤー側の理解度不足によるデータの正確性の欠如等、現時点では不明慮な要素が多い
- そもそも何をしたいのかがわからない
- 基本的には回答できるレベルのデータ提供に応じるが、詳細な数値を求められる場合には回答をしていません。
- 中小企業のネジ・ナットメーカーは EU 規制に対する人員がいない。CBAM 知識もない。
- 製鋼メーカー（鉄連方針）の守秘義務に関わる問題により、回答が得られない。仕入先や加工外注先では重量での把握が出来ていない為、重量按分方法での算出が難しい。（下請法にかかる中小企業や個人事業主が多く、強くお願いすることは難しい）
- サプライヤーでの調査に時間が掛かり CBAM 回答納期に間に合わない
- 弊社と Tier2 以降の業者との直接契約がないので、回答の義務がない。
- 設備毎の消費電力を把握できていない。また、外注先での対象製品に対する消費エネルギーの絞り込みが困難な為。

欧州炭素国境調整措置（EU-CBAM）の2025年1月31日で求められているCO2の実排出量に基づく報告のために、今後、サプライチェーンの下流側から順次データ提供の依頼が来ることが想定されます。そのような依頼が来た場合に、依頼に回答しない理由として考えられるものを以下から選択しご回答ください。サプライチェーンの下流側から依頼されたデータ提供に回答しない理由として想定されるものを回答ください。（複数回答可）（N=69）

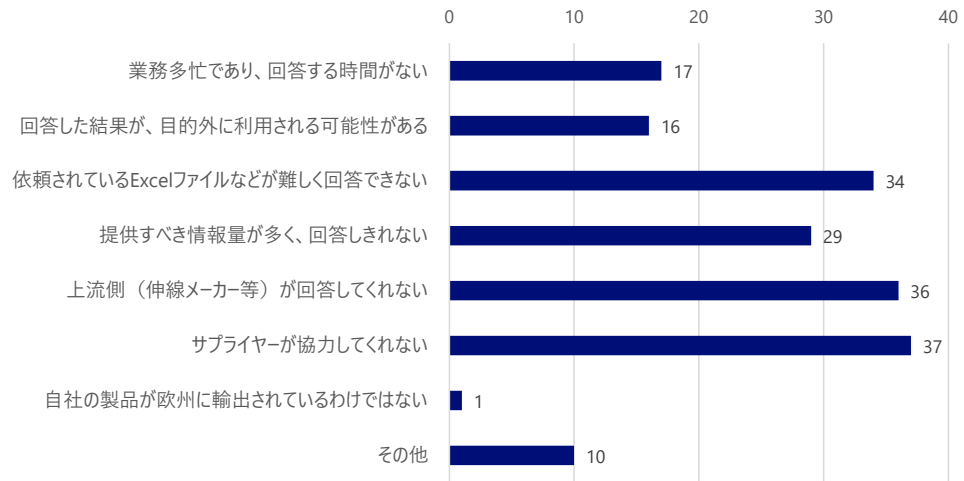


図 197 サプライチェーンにおけるデータ提供依頼に回答しない理由

11.3.3. CBAM に対する今後の対応

11.3.3.1. CBAM への対応をサプライチェーンで推進するための対策

サプライチェーンで回答を収集するために、データ連携用の Excel ファイルの共通化や中小企業を対象にした排出量算定支援、また、データ連携用のデジタルフォーマットの順で、有効な対策と回答されている。

その他と回答した社の自由回答は以下である。

- 制度についての知識がありません
- 材料メーカーから EU 当局への直接報告
- 依頼タイミングの統一
- EU-CBAM への対応に対する(工数の)費用負担
- 特に補給部品が多く、金額含めて僅少のため、除外規定的なものがあるとありがたい。
- EU Communication Template が難解であるため、役割に応じて最低限入力が必要な情報と、その収集方法などを解説したものとがあると、説明しやすい

欧州炭素国境調整措置 (EU-CBAM) への対応をサプライチェーンで推進するために有効と思われる対策についてご回答ください。(複数回答可)

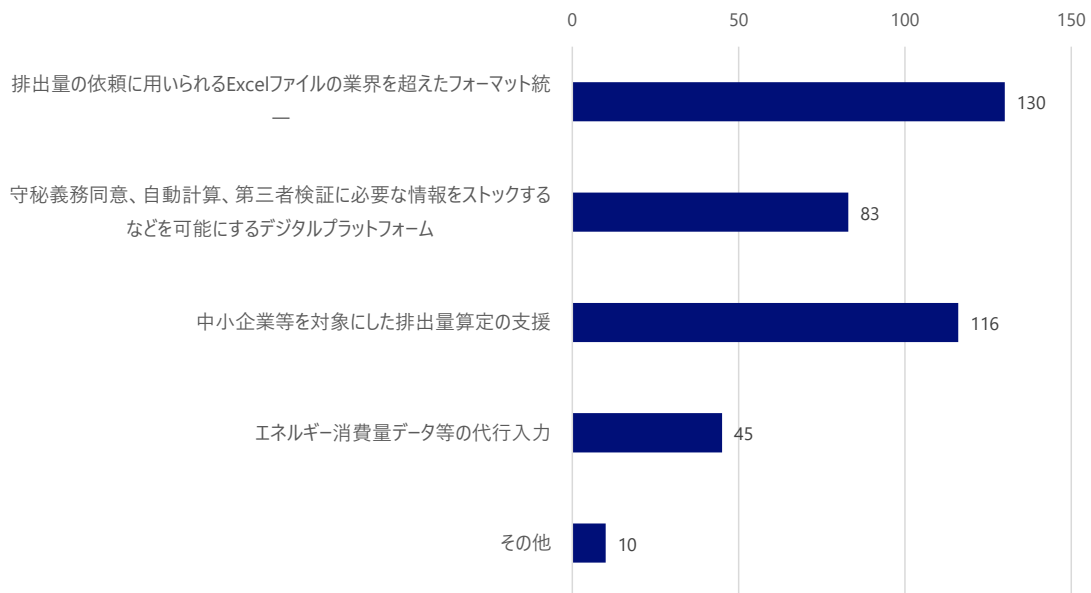
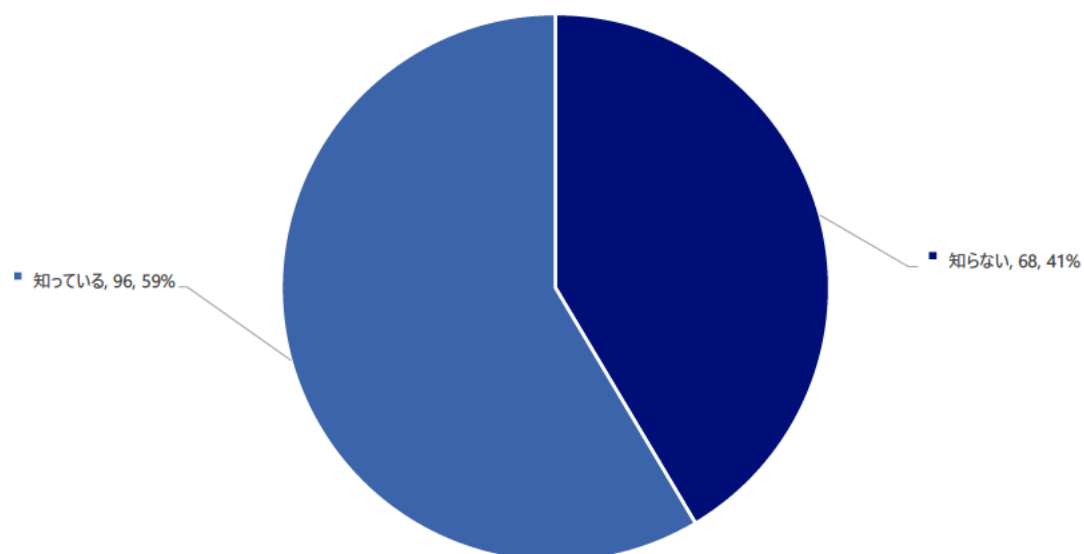


図 198 CBAM への対応をサプライチェーンで推進するための対策

11.3.3.2.ねじ・ボルト等における EU-CBAM 用算定ガイドラインの認知度

昨年度作成した経済産業省の CBAM 用算定ガイドラインを知っている回答社は 96 社 (59%) である。

欧州炭素国境調整措置 (EU-CBAM) や昨年度に経済産業省が作成した『ねじ・ボルト等におけるEU-CBAM 用算定ガイドライン』をご存じですか？以下のどちらかの選択肢からご回答ください。(N=164)



11.3.3.3.ねじ・ボルト等における EU-CBAM 用算定ガイドラインの活用度

CBAM 算定ガイドラインを活用した社は 45 社（47%）である。

また、活用した社に改善点等の自由記入を求めたところ、以下のような回答を得られている。まとめると、ガイドラインの翻訳や、ガイドラインをさらに解説するような虎の巻の作成が求められている。また、共通フォーマットの解説も、算定ガイドラインに添付されることが期待されている。

その他の意見は以下である。

- 全体の流れがわかりました。
- 専門用語が難解である。「算定ガイドライン」の解説のような資料があると皆の理解度が向上すると思いました。
- 活用したというより、今後の運用の参考にさせて頂きました。
- デフォルト値を利用し、非常に役に立った。
- 社外秘の情報の回答を求められるので、ユーザー他に情報漏洩しないシステムを作成してほしい。
- 海外用（英分、中文等）があると助かります。
- 他社への CBAM の説明に使用した。
- まだ実際に販売先からの調査依頼というものはありませんが、依頼を受けた際の自社の排出量等の計算を試算する際に使用しました。
- 全体方針は分かるが、細かな部分でガイドラインでは判断がつかない部分がある。例えばガイドラインで定められた方法（重量按分・材料など）で情報の収集ができないなど問題があった際に、その問合せ先が存在しない。また、EU が承認する算定方法かどうか曖昧であり、オフィシャルな認可が欲しい。
- EU Communication Template への記述との関係についても解説があればと思いました
- ガイドラインに統一フォーマットが添付されると調査はもう少しやりやすくなると思います。

欧州炭素国境調整措置向けの排出量算定の際に『ねじ・ボルト等におけるEU-CBAM 用算定ガイドライン』を活用されましたか？ 以下のどちらかの選択肢からご回答ください。(N=96)

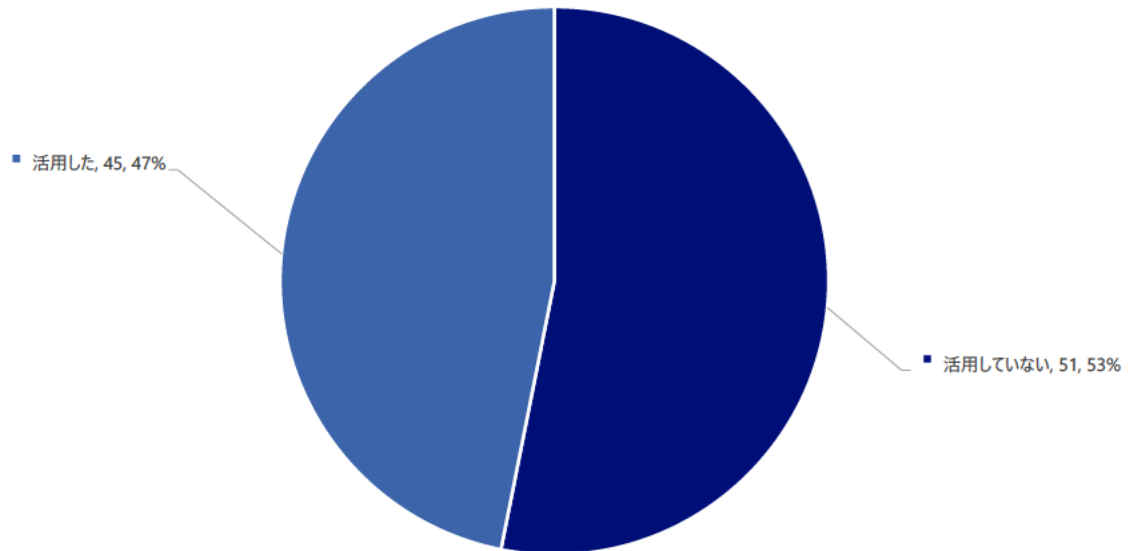


図 199 ねじ・ボルト等における EU-CBAM 用算定ガイドラインの活用度